

法務総合研究所

# 研 究 部 報 告

26

—保護司の活動実態と意識に関する調査—

2 0 0 5

法務総合研究所

## は し が き

法務総合研究所研究部が最近実施した調査研究の結果を取りまとめ、ここに研究部報告第26号を刊行する。

法務総合研究所研究部報告第26号は、研究部が平成15年度及び16年度に実施した、「保護司の活動実態と意識に関する調査」の結果を報告している。

保護司は、保護観察官と共に保護観察の実施を担うなど、犯罪者の更生保護と地域における犯罪予防活動の推進の両面において重要な役割を果たしてきている。また、最近では犯罪被害者の支援についても一定の役割を期待する声が聞かれるなど、保護司に対する社会的期待はますます高まっている。

その一方、保護司制度は発足から既に半世紀以上を経過し、この間の社会変動により、これまで想定されていた保護司の地域性という利点が薄らいできたのではないか、あるいは、近年、新任保護司の確保が難しくなっているのではないか、という指摘が保護司組織の内外からなされ、保護司制度の現状と将来について危惧の声も聞かれるところである。

保護司は基本的には民間篤志家であり、保護司制度を考える上で、保護司の活動の実態及び保護司自身の意識・意見を知ることが何よりも大切であろう。本研究は、保護司制度の現状及び将来を考える上での基礎的な資料を提供するために、保護司に対する面接調査と質問紙調査を全国規模で行い、広範囲にわたる保護司の活動領域の中から最も基本的な部分と現在注目を浴びている部分を取り上げて、保護司の活動実態とその意識・意見を明らかにしようとしたものである。

我が国の保護司制度は世界的にも大変特色のあるものと言われている。保護司制度の利点をいかし、これを維持・発展させるには、社会全体の理解と支援が必要である。本報告書が、保護司制度の在り方を検討する上で、いささかでも寄与することができれば幸いである。

最後に、今回の調査に協力していただいた全国の保護司の方々を始め、社団法人全国保護司連盟、地方保護司連盟、都道府県保護司会連合会及び更生保護法人日本更生保護協会の各位、また、法務省保護局を始め、地方更生保護委員会、保護観察所など法務省関係機関の各位に対し、深い謝意を表する次第である。

平成17年 3 月

法務総合研究所長

大 塚 清 明

# 要 旨 紹 介

本報告書を利用するに当たっての参考に、次のとおり、その要旨を紹介する。

## 1 調査の目的と方法

### (1) 調査の目的

保護司の活動実態と意識のうち、①保護観察処遇（対象者との面接の状況及び処遇困難な対象者への対応）に関すること、②地域社会とのつながりに関すること、③犯罪被害者に関すること、④新任保護司の確保に関することの4点について重点的に調査・分析を行い、保護司の現状の一端を明らかにするとともに、調査結果を今後の保護司制度の充実発展に係る議論・検討に役立てることを目的とした。

### (2) 調査の方法

まず保護司の活動状況や直面している具体的な問題等を探るための面接調査（第1調査）を行い、これを踏まえて、無記名による質問紙調査（第2調査）を実施した。

#### ア 面接調査（第1調査）

平成16年2月下旬から3月中旬にかけて、調査担当者が全国の保護観察所19庁に赴き、合計82人の保護司に対し、個別の面接調査（聞き取り調査）を行った。

#### イ 質問紙調査（第2調査）

面接調査の結果を参考に、質問紙調査のための調査票を確定させ、平成16年4月下旬に、全国の保護司から無作為抽出した3,000人に対し、郵送による調査を行った。提出期限は同年5月10日であり、回答者の数は2,260人（回答率75.3%）であった。

## 2 調査の結果

### (1) 単純集計及びクロス集計の結果

#### ア 保護観察処遇における面接の状況

(ア) 対象者との面接につき、調査対象保護司の約8割は、自宅に対象者の「来訪」を受けることを中心として行っており、「来訪」と「往訪」を同じくらい行うとする者は17.4%、「往訪」を中心に行うとする者は3.4%であった。対象者の「来訪」による面接が広く行われていることが分かる。

(イ) 「来訪」による面接の長所として、「対象者にとって、約束を守るというしつけになる」、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」、「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」ことを挙げる者が多い。他方、「来訪」が「保護司の家族の負担となる」という短所を挙げる者も1割以上いる。

(ウ) また、「来訪」については、マンション・アパートなど集合性の高い建物に居住する者には、「自宅（保護司宅）に適当な面接場所がない」、「ゆっくりと落ち着いて面接できない」（「ゆっくりと落ち着いて面接できる」と思わない）とする比率が比較的高く、住居形態の影響がうかがわれる。

(エ) 「往訪」による面接の長所として、「対象者の生活の実態をよく知ることができる」、「対象者とその家族との関係を観察できる」、「対象者の家族から話をよく聴くことができる」、「対象者の周囲の環境が分かる」など、対象者の実態把握の面での長所を挙げる者が多い。しかし、「ゆっくりと落ち着いて面接できない」（「ゆっくりと落ち着いて面接できる」と思わない）、「対象者の保護観察を受ける態度が受動的になる」、「対象者宅に適当な面接場所がない」、「保護観察が近隣に知

られてしまう」などの短所を指摘する者の比率も比較的高い。保護司が、「来訪」と「往訪」の長短所を踏まえた上で、「来訪」面接を中心としていることがうかがえる。

- (㊦) 面接の曜日は、平日、土・日・祝日を問わず、対象者と話し合って決めるか、対象者の都合を優先して決めるとする者が大部分である。また、面接を行うことの多い時間帯は、半数以上の者が「午後6時～午後9時台」の夕方から夜にかけてである。
- (㊧) 対象者との接触や連絡に、自動車、携帯電話を活用している保護司は、それぞれ約5割に及んでいる。
- (㊨) 調査対象保護司には、面接に際して、「対象者の話をよく聴く」、「和やかな雰囲気を作る」、「対象者の良い点をほめる」などの点を心掛けている者が多い。保護司が、対象者の受容と対象者への共感を重視する面接態度をとっていることがうかがわれる。

#### イ 処遇困難な対象者への対応

- (㊩) 保護観察において、対象者の困った行動として、「約束しても来訪しない」、「連絡がとれない」、「約束して往訪しても不在である」など、対象者と接触できないことを経験している保護司が多い。また、対象者が「面接中に話をしたがらない（反応が少ない。会話が続かない。）」という経験のある者も約3分の1おり、対象者（特に少年と思われる。）とコミュニケーションを図るのに苦労している姿もうかがわれる。これまで、対象者の困った行動を特に経験したことがないという者は、約15%にすぎない。
- (㊪) 少年の対象者を担当した場合に、対象者の親の困った行動として、「対象者に注意や指導ができず、その言いなりになっている」、「対象者の行動に無関心である」、「対象者の問題行動を他人のせいにする」などを経験している者が多く、保護司が、対象者の親の態度に問題を感じていることがうかがわれる。
- (㊫) 処遇困難とされる14類型の対象者の事件担当経験を見ると、5割の保護司が覚せい剤事犯対象者の担当経験があり、暴走族対象者、無職等対象者、シンナー等乱用対象者についても4割以上の者が担当経験を有している。
- (㊬) これらの類型の対象者を担当した際に保護司がとった対応方法の主なものは、面接・調整の繰り返し及び保護観察官との協議であるが、校内暴力対象者、中学生対象者、精神障害等対象者のように、関係機関の協力を求めることが多い類型もあった。
- (㊭) その結果、処遇の効果が得られたとする者は、なかったとする者よりも多い。

#### ウ 地域とのつながり

- (㊮) 調査対象保護司は、現居住地域に長く居住している者がほとんどである（平均居住年数は約46年）。
- (㊯) 9割以上の者が、町内会役員、PTA役員、社会福祉協議会役員、少年補導員、更生保護女性会員、消防団員、民生・児童委員、少年指導委員など、保護司以外のボランティア活動等を経験していた。
- (㊰) 約半数の者は、対象者やその家族との面識があったケースを担当したことがあるとしている。また、人口規模の小さい地域に居住している者、地域居住年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、以前から面識があったケースの担当経験を有している。
- (㊱) 約半数の保護司は、対象者に地域内の情報を提供し、また、知り合いの雇用主に対象者の就職を依頼するなどの地域性をいかした処遇を行っている。
- (㊲) 多くの保護司が、関係機関・団体との連携を図っている。特に連携が活発なのは、中学校、地

方自治体の福祉部門、交番を含む警察署であり、一層連携を深めるべきものとして、学校などの教育機関・団体を挙げる者が多い。

- (カ) 地域から期待されている保護司の役割として、「犯罪者や非行少年を更生させること」、「犯罪予防活動を行うこと」を挙げる者は、共に7割以上であるが、「青少年の育成に努めること」を挙げる者が約半数、「地域の人々の相談に乗ること」を挙げる者も約3分の1に達しており、保護司が地域からの様々な期待を感じていることが分かる。ただし、面接調査では、保護司の役割が地域に知られていないので、保護司への期待は小さいのではないかという意見も相当数あった。

#### エ 犯罪被害者に関すること

- (ア) 仮釈放審査や恩赦上申検討に当たっての被害者等調査を担当した経験のある保護司は14.4%（約7人に1人）で、多くはないが、調査経験のある保護司は、調査時に被害者等から様々な対応や要望を受けている。特に、殺人・傷害致死事件の遺族から厳しい対応を受けた経験のある者が多い。
- (イ) 処遇に当たっては、相当数の保護司が、被害者等の立場になって考えることや被害者等への謝罪を促すなど、被害者等を視野に入れた対象者への指導・援助を行っている。また、大部分の保護司が、その必要性を認識している。ただし、対象者が被害者等のもとへ謝罪に出向く際に保護司が同行する必要性については意見が分かれた。面接調査では、今後更に被害者等の視点を取り入れた処遇をするためには、被害者等の状況に関する情報が欲しいとの意見があった。
- (ウ) 調査対象保護司の半数以上が、一般人からの犯罪被害等の相談を受けたことがあるとしている。相談内容は、犯罪被害を始め、騒音、落書き等の地域内の迷惑行為、学校における暴力やいじめなど、「よろず相談所的に相談がある」ほど多岐に及んでいる。また、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、様々な相談を受けた経験を有していた。

#### オ 新任保護司の確保に関すること

- (ア) 保護司となったきっかけは、先輩保護司に勧められた者が約7割で、市町村又は関係団体から推薦された者が3割弱であり、自ら希望して保護司となった者は1%にも満たない。
- (イ) 保護司になった時の気持ちとしては、「少しでも社会の役に立ちたい」、「少しでも犯罪者や非行少年の更生に役立ちたい」という社会貢献の意識を挙げた者が、それぞれ約8割であり、「自分自身が成長したい」という意識を挙げた者も半数弱に及ぶ。それと同時に、「務まるだろうかと、心配である」という気持ちを抱いた者が約7割、「犯罪者や非行少年と接しなければならないことに、怖さを感じる」、「自分の家族の協力が得られるだろうかと、心配である」とした者も、それぞれ2割前後いる。
- (ウ) 保護司を務める上で重要な要素として、「秘密保持」を挙げる者が最も多く、次いで、「健康(活動力)」、「熱意」、「社会的信望」、「時間的余裕」を挙げる者が多い。これに対して、「専門的知識」、「経済的余裕」、「協調性」、「地域への精通」を挙げる者は比較的少なかった。
- (エ) 多くの調査対象保護司は、保護司を続けてきて、「保護司活動を通じて人の輪が広がっている」、「対象者の更生に役立っている」、「社会の役に立っている」という充実感を感じている。また、「犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない」とも感じている。その一方で、相当数の者が、「保護観察がうまくいかず、難しい」、「時間的負担が大きすぎる」、「精神的負担が大きすぎる」と、負担を感じている。
- (オ) 新しく保護司になってもらうため、又は保護司を続けてもらうために大切だと考える方策については、「保護観察官による処遇指導の充実」、「研修の充実」、「保護司同士による処遇協議・情報

交換の充実」など、処遇活動を充実させるための方策が大切であるとする者が多い。また、「保護司の社会的評価の向上」を大切であるとする者も多かった。「実費弁償金の充実」や「時間的負担の軽減」を大切であるとする者も、それぞれ約6割に上った。

- (カ) 保護観察がうまくいかず難しいと感じている保護司の方が、そうでない保護司よりも、時間的負担の軽減を望んでいる。また、時間的負担・精神的負担・経済的負担を感じている保護司の方が、そうでない保護司よりも、実費弁償金の充実と時間的負担の軽減を共に望んでいる。
- (キ) 保護司への就任を他人に依頼して断られた経験がある者は、約3分の1であった。断られた理由としては、忙しく時間的余裕がない、犯罪者や非行少年に対する指導・援助に自信がない、家族の理解が得られない、犯罪者や非行少年の来訪が負担であることを挙げた者が多い。また、人口規模が大きい地域ほど、新任保護司の確保が難しいことがうかがわれる。
- (ク) 新任保護司確保のための効果的方法については、「各保護司が個人的なつながりを生かす」、「保護司の役割についてもっと広報し、世間に知ってもらう」、「自治体（市町村）に働き掛けを行う」の順で多かった。

## (2) 多変量解析の結果

- ア 面接形態については、「来訪」を中心とする保護司において、来訪についての「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」、「対象者が保護司に親しみを持ってくれる」、「（保護司宅で）ゆっくりと落ち着いて面接できる」という見方や、往訪についての「対象者が嫌がる」、「対象者の家族が嫌がる」という見方が、影響を与えていることがうかがわれた。一方、「往訪」を活用したその他の面接形態を中心とする保護司においては、「自宅（保護司宅）に適当な面接場所がない」、「対象者の生活の実態をよく知ることができる」、「対象者とその家族との関係を観察できる」、「保護司の熱意を示すことができる」、「（対象者宅で）ゆっくりと落ち着いて面接できる」という見方が、影響を与えていることがうかがわれた。
- イ 対象者類型別に、保護観察処遇上の対応方法とその効果を見ると、例えば、「問題飲酒」類型では、「保護観察官と協議を重ねた」が効果的であったとするものが、「暴力団関係」類型及び「性犯罪等」類型では、「関係機関の協力を求めた」が効果的であったとするものが、それぞれ統計的に有意な関連を示した。
- ウ 保護司が地域から感じている役割期待と、保護司のボランティア等の経験や属性などの予測変数との関連を見たところ、例えば、犯罪者や非行少年を更生させるという役割期待には、年齢や少年指導委員経験が有意な予測変数として認められるなど、期待されると感じている役割の種類により、有意な予測変数の組合せが異なることが分かる。
- エ 保護司を続けてきて感じることにについての主成分分析からは、第1成分（困惑・負担感）、第2成分（自己充実感）、第3成分（社会的有効感）の三つの成分が抽出された。この各成分と、「他の人に保護司になってくれるよう依頼して断られたことがあるか」との関係を見たところ、「依頼して断られたことがない」回答者群において、困惑・負担感の程度が相対的に低いとともに、自己充実感、社会的有効感の程度が共に高いことがうかがわれた。

研究部長

本 多 英 明

## 保護司の活動実態と意識に関する調査

|       |         |
|-------|---------|
| 研 究 官 | 西 川 正 和 |
| 研 究 官 | 寺 戸 亮 二 |
| 研 究 官 | 大 場 玲 子 |
| 研 究 官 | 押 切 久 遠 |
| 研究官補  | 小 國 万里子 |

# 目 次

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| はじめに .....                               | 5  |
| 1 調査の背景と目的 .....                         | 5  |
| 2 保護司の状況の長期的な変化 .....                    | 6  |
| 第1 調査の実施概要 .....                         | 9  |
| 1 調査の目的 .....                            | 9  |
| 2 調査の方法 .....                            | 9  |
| (1) 面接調査（第1調査） .....                     | 9  |
| (2) 質問紙調査（第2調査） .....                    | 9  |
| 3 調査の内容 .....                            | 10 |
| 第2 調査の結果 .....                           | 11 |
| 1 回答者の属性 .....                           | 11 |
| (1) 属性の概要 .....                          | 11 |
| (2) 分析のための属性の区分け .....                   | 13 |
| 2 保護観察処遇における面接の状況 .....                  | 15 |
| (1) 対象者との面接の形態 .....                     | 15 |
| (2) 来訪の長短所 .....                         | 16 |
| (3) 往訪の長短所 .....                         | 19 |
| (4) 往來訪以外の面接 .....                       | 21 |
| (5) 面接日時の決め方、面接を行う曜日と時間帯 .....           | 22 |
| (6) 面接時に心掛けていること .....                   | 24 |
| (7) 保護観察処遇に活用している交通・通信手段等 .....          | 26 |
| (8) 小括 .....                             | 28 |
| 3 保護観察処遇における困難場面等 .....                  | 28 |
| (1) 対象者の困った行動 .....                      | 28 |
| (2) 対象者の親の困った行動 .....                    | 29 |
| (3) 類型別の対象者の処遇状況 .....                   | 30 |
| (4) 印象に残った対象者 .....                      | 32 |
| (5) 対象者が更生したと思えるとき .....                 | 32 |
| (6) 小括 .....                             | 33 |
| 4 地域社会とのつながり .....                       | 33 |
| (1) 保護司以外のボランティア等の経験 .....               | 33 |
| (2) 保護司に対する周囲の認識等 .....                  | 37 |
| (3) 保護司と対象者やその家族との面識、地域性をいかした指導・援助 ..... | 39 |
| (4) 関係機関・団体との連携 .....                    | 42 |
| (5) 地域において保護司が期待されていること .....            | 46 |
| (6) 地域社会の変化 .....                        | 48 |
| (7) 小括 .....                             | 48 |

|                    |                                        |     |
|--------------------|----------------------------------------|-----|
| 5                  | 犯罪被害者に関すること                            | 49  |
| (1)                | 被害者等調査の経験                              | 49  |
| (2)                | 被害者等を視野に入れた対象者に対する指導・援助                | 51  |
| (3)                | 一般人からの犯罪被害等の相談に乗る経験                    | 55  |
| (4)                | 小括                                     | 58  |
| 6                  | 新任保護司の確保に関すること                         | 58  |
| (1)                | 保護司になったきっかけ                            | 58  |
| (2)                | 保護司になった時の気持ち                           | 60  |
| (3)                | 保護司を務める上で重要な要素                         | 62  |
| (4)                | 保護司を続けてきて感じる事                          | 64  |
| (5)                | 新たに保護司になってもらうため、又は保護司を長く続けてもらうために大切な方策 | 71  |
| (6)                | 他の人への保護司就任依頼の状況                        | 74  |
| (7)                | 新任保護司確保のために効果的な方法                      | 76  |
| (8)                | 小括                                     | 79  |
| 第3                 | 多変量解析による分析                             | 81  |
| 1                  | 保護司の面接形態と「来訪」・「往訪」の長短所についての見方との関連      | 81  |
| 2                  | 類型別対象者に対する対応とその効果                      | 82  |
| 3                  | 地域から期待されている保護司の役割についての認識と他のボランティア等の経験  | 83  |
| 4                  | 犯罪被害者等を視野に入れた指導・援助の必要性に関する認識           | 84  |
| 5                  | 保護司を続けてきて感じる事                          | 86  |
| 6                  | 小括                                     | 88  |
| 第4                 | まとめ                                    | 89  |
| 1                  | 「来訪」という面接形態                            | 89  |
| 2                  | 保護司の遭遇する困難場面                           | 89  |
| 3                  | 地域社会と保護司                               | 90  |
| 4                  | 犯罪被害者と保護司                              | 90  |
| 5                  | 新任保護司の確保                               | 90  |
| (1)                | 保護司になった時の気持ち                           | 90  |
| (2)                | 保護司を続けてきて感じる事                          | 90  |
| (3)                | 保護司が望むこと                               | 91  |
| (4)                | 新任保護司の確保策                              | 91  |
| 巻末資料Ⅰ              |                                        | 92  |
| 巻末資料Ⅱ              |                                        | 94  |
| 巻末資料Ⅲ              |                                        | 98  |
| 巻末資料Ⅳ              |                                        | 111 |
| 保護司に関する参考文献一覧（年代順） |                                        | 131 |

## はじめに

### 1 調査の背景と目的

保護司は、主に犯罪者及び非行少年の改善更生を助けるために、法務大臣の委嘱を受けて活動するボランティアである。保護司法は、「保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする」(第1条)、「保護司には、給与を支給しない」(第11条第1項)と定め、保護司が社会奉仕の精神をもって職務に当たる民間篤志家であることを明らかにしている。

その定数は、全国で5万2,500人であり(保護司法第2条第2項)、その任期は2年であるが再任を妨げない(同法第7条)。また、保護司の具備すべき条件は、①人格及び行動について、社会的信望を有すること、②職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること、③生活が安定していること、④健康で活動力を有することの四つである(同法第3条第1項)。

保護司の職務は、犯罪者や非行少年に対する保護観察、矯正施設収容中の者の帰住予定先の環境調整、犯罪予防活動など多岐にわたる。我が国の保護観察は、常勤の専門家である保護観察官と民間篤志家である保護司との協働によって実施されるが、約1,000人の保護観察官で年間7万人を超える保護観察新規受理人員を処遇し得るのも、約5万人の保護司の存在があってこそである(巻末資料I参照)。また、平成10年に保護司法が改正され(施行は11年4月)、保護司の職務の遂行について「保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて……従事するものとする。」(保護司法第8条の2)と規定され、同条1号ないし4号に犯罪予防活動が明記されたことは、保護司による同活動への期待を示すものといえよう。最近では、小中学校と連携して、問題を抱えた児童・生徒の地域のサポート・チームに加わるなどの動きも見られる。さらに、犯罪被害者の支援についても一定の役割を期待する声が聞かれる。

保護司への社会的要請の高まりは、制度発足以来半世紀余りにわたる実績が評価されていることを示すものであるが、その一方、近年、保護司の状況にも様々な変化が見られ、現在の保護司の実態がこうした要請に十分に応え得るものであるかという点については検討の必要があろう。直面している課題はあるのか、あるとすればどのような解決策が望まれるのか。その答えを出すには、まず保護司の活動の実態を明らかにする必要がある。そして、約5万人の保護司全体としての活動の実態を明らかにするためには、広範囲な調査が必要である。また、保護司は基本的にボランティアであり、その在り方について検討するためには、まず、保護司自身がどう考えているか、その意識・意見を知ることが何より大切であろう。保護司制度をめぐって調査すべき領域は広いが、今回は、その中から次の四つの領域に焦点を当てて調査を行うこととした。

第1は、保護観察対象者の処遇に関することである。そのうち、保護観察対象者(以下「対象者」という。)との面接の状況及び処遇困難な対象者に対する対応方法を取り上げる。保護観察における保護司の処遇活動の中心は面接であり、その面接は対象者を保護司宅へ「来訪」させ、保護司の自宅で行うことが多い。保護司の自宅に対象者を呼ぶ「来訪」による面接は、保護司が社会を代表して犯罪者や非行少年を受け入れていることを示すものであり、保護司を象徴する姿であると考えられてきた。ところが、近年、「来訪」面接が実施し難いとする保護司が散見されたり、対象者を自宅に来訪させるのが負担だからという理由で保護司になることを断る保護司候補者もいると言われる。保護司が行う対象者との面接は外からは見えにくい活動であり、その実態(形態、場所、時間等)を明らかにする。

処遇困難な対象者に対する対応を取り上げるのは、保護観察の処遇効果を高めるための一つの鍵が、処遇困難とされる対象者に対する処遇を充実させることにあるからである。保護観察の処遇において保護司がどのような困難場面にどの程度遭遇しているか、処遇困難とされる対象者にどう対処し、その結果をどう評価しているかを明らかにする。

第2は、保護司と地域社会とのつながりに関することである。地域社会は徐々にではあるが常に変貌しており、大きな利点であると考えられてきた「保護司の地域性」が失われつつあるのではないかと指摘され続けてきた。保護司はどの程度地域社会とのつながりを持っているか、保護観察においてどの程度地域性の利点を発揮しているかなど、現時点での保護司と地域とのつながりの状況を明らかにする。

第3は、犯罪被害者に関することである。犯罪被害者の保護・支援を強めようとする流れの中で、犯罪被害者を視野に入れて対象者を指導することが要請されているばかりでなく、犯罪被害者を直接保護・支援する活動を保護司に期待する声がある。まず、保護司は、対象者に対してどの程度犯罪被害者を視野に入れた指導・援助を行っているかを明らかにする。次に、保護観察や環境調整とかかわりなく、地域で犯罪被害者から相談を受けるなどの活動実態があるのかを探る。

第4は、新任保護司の確保に関することである。新任保護司の確保が難しいという声は、特に大都市において以前から聞こえていたが、活発な行動力を持つ適任者を確保するという観点から、保護司の再任上限年齢を76歳未満とするいわゆる定年制が平成16年4月から完全実施され、新任保護司の確保は緊急の課題となってきている。人を保護司へと引き付けるためには、現に保護司である人の保護司であることへの満足度が高いことが必要であろう。そこで、保護司活動に対する満足度を尋ね、保護司を務める上で重要な要素に関する意見、さらに、保護司活動への支援として関係当局や社会全体に対して何を望むかを尋ねた。

本調査は、以上のように保護司をめぐる種々の側面から、保護司の活動実態と意識の一端を明らかにしようとするものである。

## 2 保護司の状況の長期的な変化

保護司の制度が現行の姿になったのは、昭和25年の保護司法施行によるが、その後半世紀余りを経過し、保護司の状況にも様々な変化が見られる。調査結果の報告に入る前に、その主な変化について、全保護司に関する統計データを概観する。

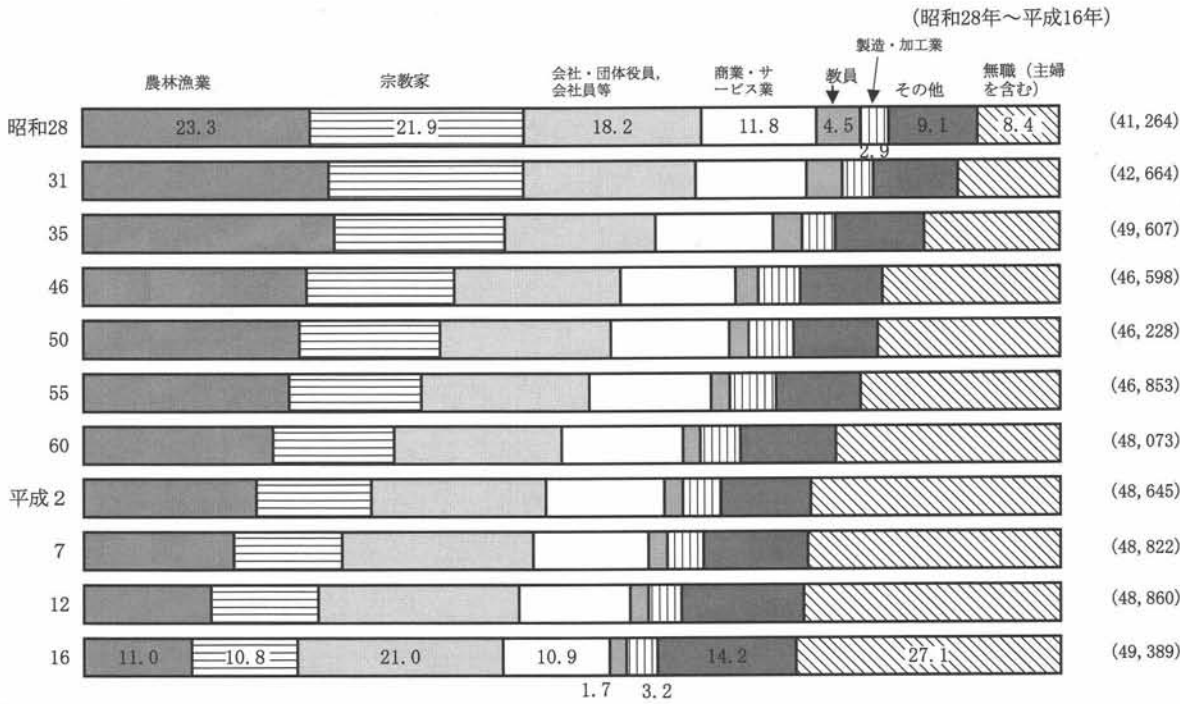
保護司は身分上、非常勤の国家公務員であるが給与は支給されず、活動に要する費用の全部又は一部が実費弁償金として支給されるにとどまる。そのため相当数の者が本来の職業を持っている。図1は、保護司の職業別構成比の推移を見たものであるが、年を追うに従って、農林漁業従事者及び宗教家の比率が低下し、無職者（主婦を含む。）の比率が上昇していることが分かる。無職者の比率が上昇した背景には、主婦層を中心とする女性保護司の増加、定年退職後に保護司となる者の増加などの事情があるものと考えられる。

図2は、女性保護司の比率の推移を見たものである。昭和28年当時わずか7.2%であった女性保護司の比率は一貫して上昇し、平成16年には24.9%と約4人に1人の割合となっている。

図3は、保護司の年齢層別構成比の推移を見たものであり、図4は、保護司の平均年齢の推移を見たものである。昭和28年には50歳代以下の者が7割以上(74.3%)を占め、平均年齢は53.2歳であったのに対し、平成16年においては60歳以上の者が7割近く(69.2%)を占め、平均年齢は63.3歳に上昇している。

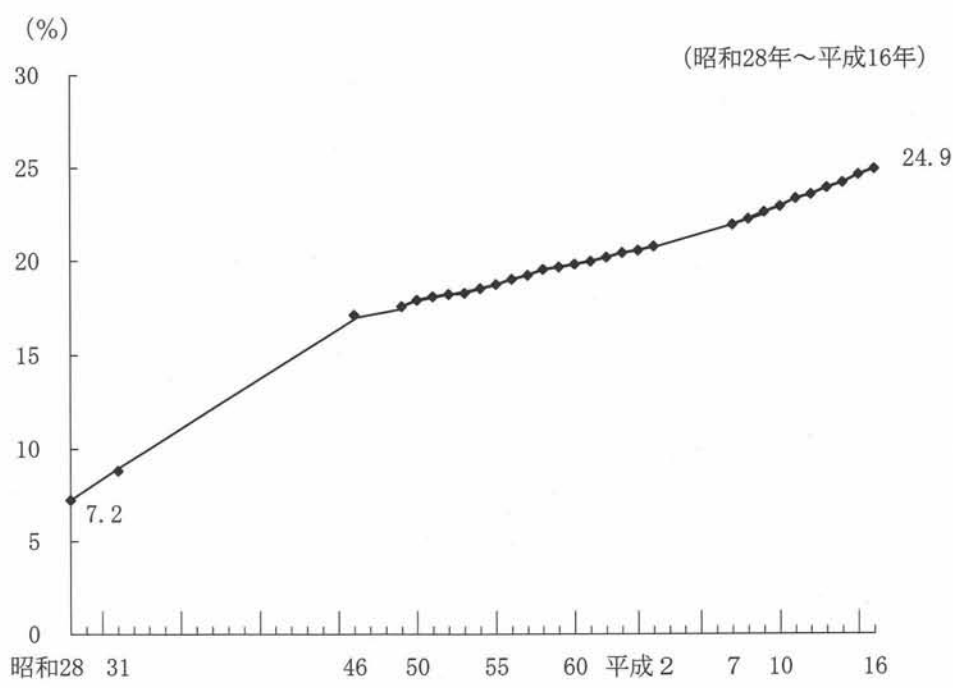
以上が、保護司の状況の長期的な変化であり、①無職者の増加、②女性の増加、③高齢化の3点を指摘することができる。

図 1 保護司の職業別構成比の推移



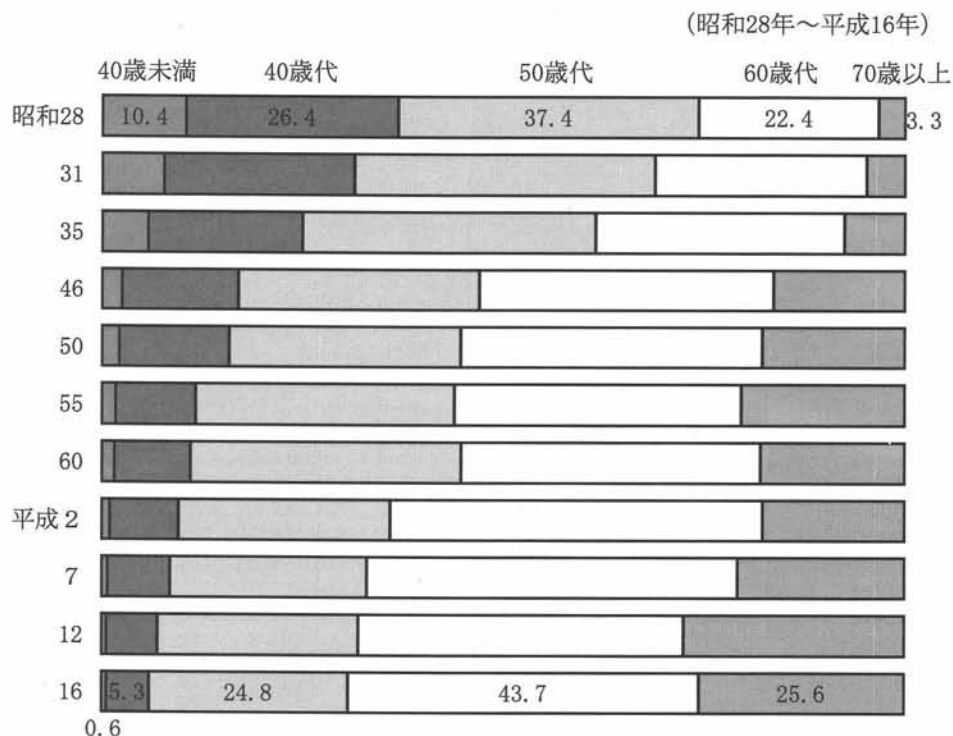
- 注 1 法務省保護局の資料による。  
2 昭和28年は12月1日現在、31年は6月1日現在、35年は12月31日現在、46年は7月1日現在、その他の年は各1月1日現在である。  
3 「その他」は、土木・建設業、社会福祉事業等である。  
4 ( ) 内は、保護司の人数である。

図 2 女性保護司の比率の推移



- 注 1 法務省保護局の資料による。  
2 昭和28年は12月1日現在、31年は6月1日現在、46年は7月1日現在、その他の年は各1月1日現在である。

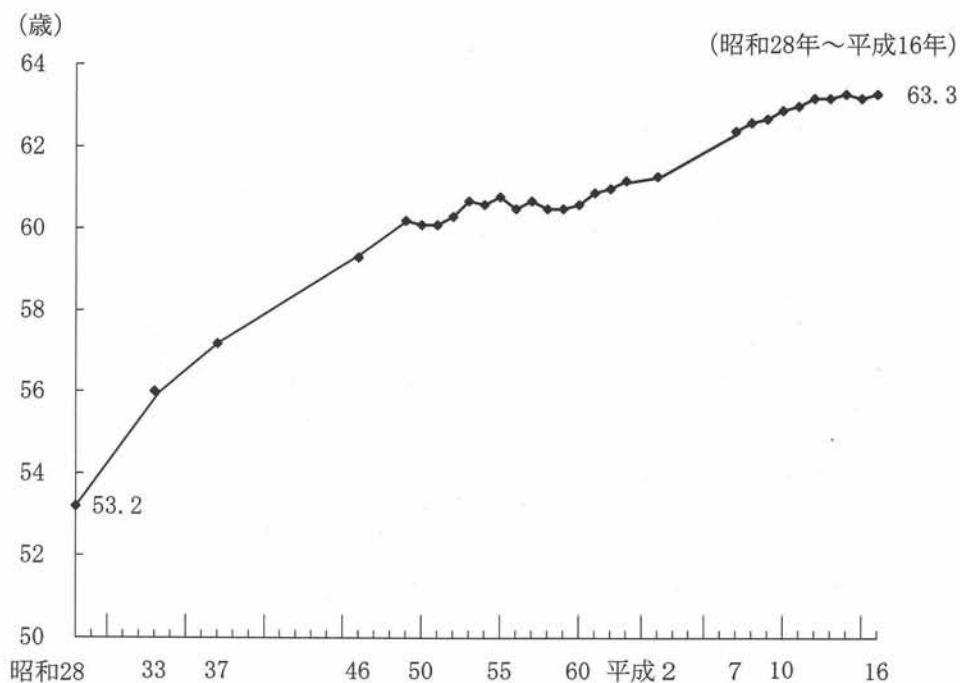
図3 保護司の年齢層別構成比の推移



注 1 法務省保護局の資料による。

2 昭和28年は12月1日現在、31年は6月1日現在、35年は12月31日現在、46年は7月1日現在、その他の年は各1月1日現在である。

図4 保護司の平均年齢の推移



注 法務省保護局の資料による。

第 1 調査の実施概要

1 調査の目的

保護司の活動実態と意識のうち、①保護観察処遇（対象者との面接の状況及び処遇困難な対象者への対応）に関すること、②地域社会とのつながりに関すること、③犯罪被害者に関すること、④新任保護司の確保に関することの4点について、重点的に調査・分析を行い、保護司の現状の一端を明らかにし、保護司制度の充実発展のための有用な資料とする。

2 調査の方法

まず、保護司の活動状況や直面している問題等を浮き彫りにするための探索的な面接調査(第1調査)を行い、これを踏まえて、無記名の質問紙調査（第2調査）を実施した。

(1) 面接調査（第1調査）

平成16年2月下旬から3月中旬にかけて、全国の保護観察所19庁（表1のとおり。）に調査担当者が赴き、合計82人の保護司に対し、個別の面接調査（聞き取り調査）を行った。面接を半構造化するために調査票（巻末資料Ⅱ）を用いた。

表 1 面接調査（第1調査）を実施した保護観察所

| ブロック | 保護観察所（カッコ内は調査対象保護司数）            |
|------|---------------------------------|
| 北海道  | 札幌(4)、釧路(5)                     |
| 東北   | 盛岡(5)、仙台(5)                     |
| 関東   | さいたま(4)、千葉(5)、東京(4)、横浜(4)、新潟(4) |
| 中部   | 岐阜(5)、名古屋(5)                    |
| 近畿   | 大阪(4)、奈良(4)                     |
| 中国   | 広島(4)、山口(4)                     |
| 四国   | 徳島(4)、高松(4)                     |
| 九州   | 福岡(4)、佐賀(4)                     |

第1調査の対象となった82人の属性等は、おおむね次のとおりである。

- ・性別 男性・52人、女性・30人
- ・年齢 40歳代・3人、50歳代・13人、60歳代・41人、70歳代・25人  
平均年齢・65.8歳、最低年齢・44歳、最高年齢・78歳
- ・保護司経験年数 5年未満・6人、5年以上10年未満・20人、10年以上20年未満・25人、  
20年以上30年未満・23人、30年以上・8人  
平均経験年数・16年6月、最短年数・1年4月、最長年数・45年3月
- ・保護司就任以来の担当事件数（現在の担当事件を含む。）の平均  
保護観察事件・42.8件、環境調整事件・24.5件
- ・調査時の担当事件数の平均 保護観察事件・2.3件、環境調整事件・1.4件

(2) 質問紙調査（第2調査）

面接調査の結果を踏まえ、質問紙調査のための調査票（巻末資料Ⅲ）を確定させ、平成16年4月下旬に、全国の保護司から無作為抽出した3,000人に対し、郵送による調査を行った。提出期限は同年5月10

日であり、回答者（無記名）の数は2,260人（回答率75.3%）であった。回答者の属性等については、後述する。

### 3 調査の内容

調査の内容は、おおむね次のとおりである。

- ・属性～性別，年齢，職業，居住地の人口規模，保護司経験年月数，同居家族の人数，住居形態など。
- ・保護観察処遇（対象者との面接の状況等）に関すること～担当事件数，面接形態，面接日時，面接の際の心掛け，来訪と往訪の長短所，自宅や対象者宅以外の面接場所，困難な処遇体験，類型別処遇の実施状況など。
- ・地域とのかかわりに関すること～保護司以外の公職やボランティアの経験，保護司活動への地域の理解，地域性をいかした指導・援助，関係機関・団体との連携状況，地域において保護司が期待される役割など。
- ・犯罪被害者に関すること～被害者等調査の経験の有無，被害者等を視野に入れた対象者に対する処遇の状況，一般人からの犯罪被害等相談の有無など。
- ・新任保護司の確保に関すること～保護司になったきっかけ，就任時の気持ち，保護司を続けてきて感じること，保護司を務める上で重要な要素，新任保護司確保等のために大切な方策，新任保護司確保のための効果的な方法など。

## 第2 調査の結果

本報告においては、質問紙調査（第2調査）の数値データを中心に結果を紹介するとともに、同調査によって得られた「自由記載回答」や、面接調査（第1調査）によって得られた「保護司の具体的な言葉」を、各所に補足的に盛り込んでいくこととする。

なお、本報告の数値データは、質問紙調査に回答のあった2,260人に係るものであり、面接調査の対象となった82人は含まれていない。また、特に断りのない限り、比率は無回答を除く。

### 1 回答者の属性

#### (1) 属性の概要

回答者の属性については、表2のとおりである。

男女別で女性が25.7%、年齢層別で60歳以上が73.9%、平均年齢が64.4歳であり、全国の保護司のそれと近似している。

職業別では、全国の保護司と比べると無職者及び主婦の合計比率が高い（39.4%）が、それ以外はおおむね全国の状況と近似している。

保護司経験年数は、約3分の1が10年以上20年未満である。平成16年1月1日現在の全国の分布は、10年未満が52.0%、10年以上20年未満が31.5%、20年以上が16.5%であり、これに近似している。

家族の人数（保護司を含む。）は、2人が一番多く36.2%であるが、5人以上も25.9%に及ぶ。平均家族人員は3.52人である。これは、平成12年の国勢調査による一般世帯の世帯人員（5人以上の世帯の比率が11.5%、平均世帯人員が2.67人）と比べて規模が大きい。

住居形態は、そのほとんどが一戸建て（82.7%）など独立性の高い建物に住んでおり、マンション・アパートなどの集合住宅に住む者は3.3%にすぎない。これは、平成15年の住宅・土地統計調査（全国）による住宅の建て方別構成比（一户建て56.5%、共同住宅40.0%）と大きく異なる。

事件担当状況は、保護観察事件、環境調整事件ともに、担当経験のある者が9割以上であり、また、調査時の担当事件数は、保護観察事件が1～3件、環境調整が1～2件が多い。

表2 回答者の属性

|               | 度 数   | 構成比    |                          | 度 数   | 構成比    |
|---------------|-------|--------|--------------------------|-------|--------|
| 性別            |       |        | 保護司経験年数                  |       |        |
| 男             | 1,679 | (74.3) | 5年未満                     | 580   | (25.8) |
| 女             | 581   | (25.7) | 5年以上10年未満                | 497   | (22.1) |
| 年齢層           |       |        | 10年以上20年未満               | 759   | (33.8) |
| 30歳代          | 4     | (0.2)  | 20年以上                    | 409   | (18.2) |
| 40歳代          | 76    | (3.4)  | 家族の人数（保護司を含む）            |       |        |
| 50歳代          | 509   | (22.5) | 1人                       | 50    | (2.2)  |
| 60歳代          | 1,028 | (45.5) | 2人                       | 816   | (36.2) |
| 70歳以上         | 641   | (28.4) | 3人                       | 464   | (20.6) |
| 職業            |       |        | 4人                       | 342   | (15.2) |
| 無職（主婦を除く）     | 497   | (22.1) | 5人                       | 226   | (10.0) |
| 主婦            | 390   | (17.3) | 6人                       | 203   | (9.0)  |
| 農林・漁業         | 244   | (10.8) | 7人以上                     | 154   | (6.8)  |
| 商業・サービス業      | 224   | (10.0) | 住居形態                     |       |        |
| 製造・加工業        | 69    | (3.1)  | 一戸建て住宅                   | 1,863 | (82.7) |
| 土木・建築業        | 43    | (1.9)  | 住宅と店舗・会社事務所が一体と<br>なった建物 | 223   | (9.9)  |
| 宗教家           | 205   | (9.1)  | 集合住宅（マンション・アパート<br>など）   | 74    | (3.3)  |
| 会社・団体役員       | 235   | (10.4) | 寺院・教会・宗教施設等              | 61    | (2.7)  |
| 会社員           | 90    | (4.0)  | 二戸建て住宅                   | 3     | (0.1)  |
| 公務員（教員を除く）    | 86    | (3.8)  | その他                      | 28    | (1.2)  |
| 教員            | 20    | (0.9)  | 保護観察事件の経験件数              |       |        |
| その他           | 148   | (6.6)  | なし                       | 69    | (3.2)  |
| 無職の場合の前職      |       |        | 1件以上10件未満                | 1,032 | (48.1) |
| 農林・漁業         | 13    | (2.8)  | 10件以上20件未満               | 448   | (20.9) |
| 商業・サービス業      | 18    | (3.9)  | 20件以上50件未満               | 415   | (19.3) |
| 製造・加工業        | 11    | (2.4)  | 50件以上100件未満              | 146   | (6.8)  |
| 土木・建設業        | 2     | (0.4)  | 100件以上                   | 37    | (1.7)  |
| 宗教家           | 1     | (0.2)  | 環境調整事件の経験件数              |       |        |
| 会社・団体役員       | 30    | (6.5)  | なし                       | 182   | (8.7)  |
| 会社員           | 58    | (12.5) | 1件以上5件未満                 | 930   | (44.3) |
| 公務員（教員を除く）    | 170   | (36.7) | 5件以上10件未満                | 444   | (21.2) |
| 教員            | 137   | (29.6) | 10件以上20件未満               | 319   | (15.2) |
| その他           | 22    | (4.8)  | 20件以上50件未満               | 188   | (9.0)  |
| 特になし          | 1     | (0.2)  | 50件以上                    | 36    | (1.7)  |
| 居住地方          |       |        | 保護観察事件の調査時担当件数           |       |        |
| 北海道           | 144   | (6.5)  | なし                       | 581   | (27.9) |
| 東北            | 186   | (8.4)  | 1件                       | 685   | (32.9) |
| 関東            | 688   | (31.2) | 2件                       | 438   | (21.1) |
| 中部            | 246   | (11.2) | 3件                       | 237   | (11.4) |
| 近畿            | 360   | (16.3) | 4件                       | 81    | (3.9)  |
| 中国            | 172   | (7.8)  | 5件以上                     | 58    | (2.8)  |
| 四国            | 108   | (4.9)  | 環境調整事件の調査時担当件数           |       |        |
| 九州            | 302   | (13.7) | なし                       | 836   | (42.2) |
| 居住地の人口規模      |       |        | 1件                       | 630   | (31.8) |
| 1万人未満         | 259   | (11.6) | 2件                       | 322   | (16.3) |
| 1万人以上3万人未満    | 339   | (15.1) | 3件                       | 122   | (6.2)  |
| 3万人以上5万人未満    | 226   | (10.1) | 4件                       | 39    | (2.0)  |
| 5万人以上10万人未満   | 254   | (11.3) | 5件以上                     | 32    | (1.6)  |
| 10万人以上30万人未満  | 376   | (16.8) |                          |       |        |
| 30万人以上50万人未満  | 244   | (10.9) |                          |       |        |
| 50万人以上100万人未満 | 125   | (5.6)  |                          |       |        |
| 100万人以上       | 417   | (18.6) |                          |       |        |

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

(2) 分析のための属性の区分け

本報告においては、調査結果を単純集計するだけでなく、更に詳細に分析するため、回答者の属性を区分けし、変数として用いることとする。

主な回答者属性として、男女、年齢、保護司経験年数、居住地の人口規模を取り上げるが、分析しやすくするために、基本的に次のように情報を圧縮し、区分けする。無回答は除いた。

- ・年齢～60歳未満（589人）、60歳代（1,028人）、70歳以上（641人）の3群
- ・保護司経験年数～5年未満（580人）、5年以上10年未満（497人）、10年以上20年未満（759人）、20年以上（409人）の4群
- ・居住地の人口規模～5万人未満（824人）、5万人以上30万人未満（630人）、30万人以上（786人）の3群

その他に、住居形態についても、質問項目によって適宜変数として用いる。

変数として用いる回答者属性をクロスさせて見たのが、表3である。男女の分布は、年齢層、保護司経験年数、人口規模では、特に大きな違いは見られないが、人口5万人未満の所に男性が多く、人口30万人以上の所に女性が多い傾向が見られる。年齢層×保護司経験年数では、当然のごとく、年齢層が上がるほど保護司経験年数が長くなる。年齢層×人口規模、保護司経験年数×人口規模では、特に大きな違いは見られない。

以下、回答者の属性と各質問項目との関連は、主にクロス集計分析によって検討する。クロス集計分析は、変数間に統計的に有意な関係があるかどうかを見るための手法であり、ここでは $\chi^2$ 検定<sup>1</sup>を実施し、有意性を確認する。その際、できるだけ構造を単純化し、結果を理解しやすくするために、必要に応じて質問項目のカテゴリーを統合し、無回答を除いて分析する。

また、結果については、 $\chi^2$ 検定の結果が有意であったものを文章又はグラフで示し、その際、グラフには自由度、カイ二乗値、偶然生起確率(p値)の水準を表示する。例えば、自由度4のカイ二乗値が12.361でp値が0.015の場合、【 $\chi^2(4)=12.361, p<.05$ 】と表示する。p値は、有意水準5%以下の場合 $p<.05$ 、有意水準1%以下の場合 $p<.01$ 、有意水準0.1%以下の場合 $p<.001$ と示す。p値が低いほど有意性は高くなる。

表3 回答者の属性間のクロス集計表Ⅰ

① 男女×年齢層のクロス集計表

| 区 分 | 60歳未満         | 60歳代            | 70歳以上         | 合 計              |
|-----|---------------|-----------------|---------------|------------------|
| 男   | 438<br>(26.1) | 754<br>(45.0)   | 485<br>(28.9) | 1,677<br>(100.0) |
| 女   | 151<br>(26.0) | 274<br>(47.2)   | 156<br>(26.9) | 581<br>(100.0)   |
| 合 計 | 589<br>(26.1) | 1,028<br>(45.5) | 641<br>(28.4) | 2,258<br>(100.0) |

1  $\chi^2$  検定とは、クロス集計表の各項目の間に関係があるかどうかを、各項目が従うであろう統計的性質に基づいて判断する手法である。

② 男女×保護司経験年数のクロス集計表

| 区 分 | 5 年未満         | 5 年以上<br>10年未満 | 10年以上<br>20年未満 | 20年以上         | 合 計              |
|-----|---------------|----------------|----------------|---------------|------------------|
| 男   | 430<br>(25.7) | 376<br>(22.5)  | 568<br>(34.0)  | 296<br>(17.7) | 1,670<br>(100.0) |
| 女   | 150<br>(26.1) | 121<br>(21.0)  | 191<br>(33.2)  | 113<br>(19.7) | 575<br>(100.0)   |
| 合 計 | 580<br>(25.8) | 497<br>(22.1)  | 759<br>(33.8)  | 409<br>(18.2) | 2,245<br>(100.0) |

③ 男女×人口規模のクロス集計表

| 区 分 | 5 万人未満        | 5 万人以上<br>30万人未満 | 30万人以上        | 合 計              |
|-----|---------------|------------------|---------------|------------------|
| 男   | 631<br>(37.9) | 470<br>(28.2)    | 566<br>(34.0) | 1,667<br>(100.0) |
| 女   | 193<br>(33.7) | 160<br>(27.9)    | 220<br>(38.4) | 573<br>(100.0)   |
| 合 計 | 824<br>(36.8) | 630<br>(28.1)    | 786<br>(35.1) | 2,240<br>(100.0) |

④ 年齢層×保護司経験年数のクロス集計表

| 区 分    | 5 年未満         | 5 年以上<br>10年未満 | 10年以上<br>20年未満 | 20年以上         | 合 計              |
|--------|---------------|----------------|----------------|---------------|------------------|
| 60歳未満  | 282<br>(48.2) | 166<br>(28.4)  | 121<br>(20.7)  | 16<br>(2.7)   | 585<br>(100.0)   |
| 60 歳 代 | 295<br>(28.9) | 297<br>(29.1)  | 312<br>(30.6)  | 117<br>(11.5) | 1,021<br>(100.0) |
| 70歳以上  | 3<br>(0.5)    | 34<br>(5.3)    | 324<br>(50.9)  | 276<br>(43.3) | 637<br>(100.0)   |
| 合 計    | 580<br>(25.9) | 497<br>(22.2)  | 757<br>(33.7)  | 409<br>(18.2) | 2,243<br>(100.0) |

⑤ 年齢層×人口規模のクロス集計表

| 区 分    | 5 万人未満        | 5 万人以上<br>30万人未満 | 30万人以上        | 合 計              |
|--------|---------------|------------------|---------------|------------------|
| 60歳未満  | 207<br>(35.4) | 161<br>(27.6)    | 216<br>(37.0) | 584<br>(100.0)   |
| 60 歳 代 | 382<br>(37.4) | 292<br>(28.6)    | 348<br>(34.1) | 1,022<br>(100.0) |
| 70歳以上  | 233<br>(36.9) | 177<br>(28.0)    | 222<br>(35.1) | 632<br>(100.0)   |
| 合 計    | 822<br>(36.7) | 630<br>(28.2)    | 786<br>(35.1) | 2,238<br>(100.0) |

⑥ 保護司経験年数×人口規模のクロス集計表

| 区 分            | 5万人未満         | 5万人以上<br>30万人未満 | 30万人以上        | 合 計              |
|----------------|---------------|-----------------|---------------|------------------|
| 5年未満           | 216<br>(37.4) | 159<br>(27.5)   | 203<br>(35.1) | 578<br>(100.0)   |
| 5年以上<br>10年未満  | 191<br>(38.8) | 144<br>(29.3)   | 157<br>(31.9) | 492<br>(100.0)   |
| 10年以上<br>20年未満 | 274<br>(36.5) | 208<br>(27.7)   | 269<br>(35.8) | 751<br>(100.0)   |
| 20年以上          | 138<br>(34.2) | 115<br>(28.5)   | 151<br>(37.4) | 404<br>(100.0)   |
| 合 計            | 819<br>(36.8) | 626<br>(28.1)   | 780<br>(35.1) | 2,225<br>(100.0) |

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( ) 内は行内の構成比である。  
 3 無回答を除く。

## 2 保護観察処遇における面接の状況

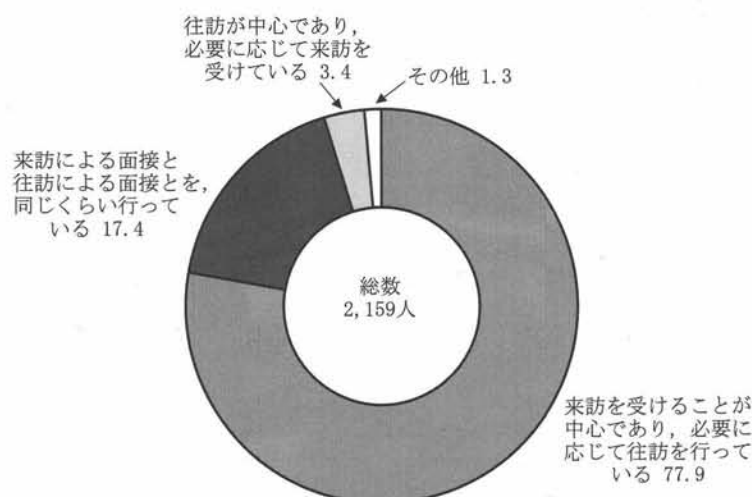
### (1) 対象者との面接の形態

#### ア 単純集計及び自由回答

保護観察は、対象者と適切な接触を保ち、その生活状況を見守りながら指導・援助に当たることが基本である。接触には、電話や郵便等の通信手段による往来信なども含まれるが、その中心は面接である。保護司は、保護観察所長から担当を依頼された対象者と毎月数回面接し、その生活状況を把握しながら、必要な指導や助言を行っている。面接の形態には、大別して、対象者が保護司宅を訪ねる「来訪」と、保護司が対象者宅を訪ねる「往訪」とがある。

対象者との面接形態について尋ねたところ、図5のとおり、約78%は、対象者を自宅に迎え入れ

図5 保護観察対象者との面接の形態



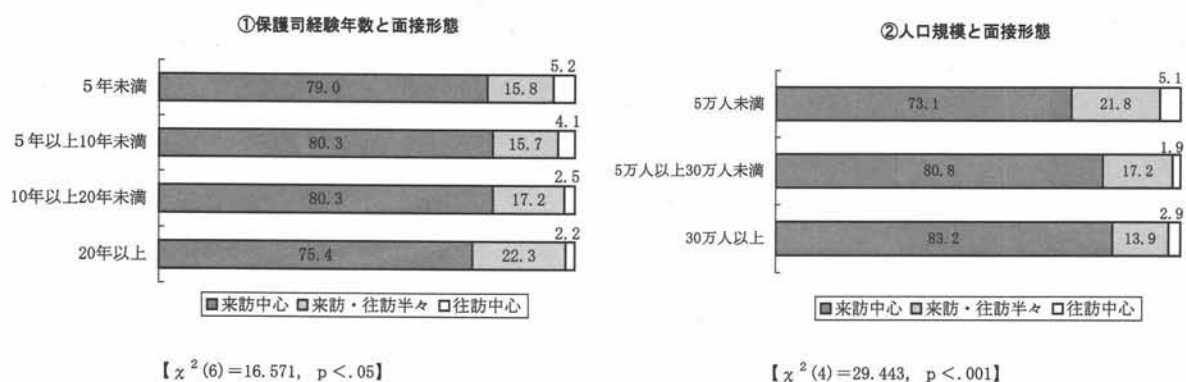
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 その他は「往訪のみ行っている」等である。  
 3 無回答を除く。

る「来訪」を中心として面接を行っている。また、自宅内の面接場所として、居間、客間、応接室、ダイニングキッチンなどが挙げられている。

## イ 属性とのクロス集計

属性と面接の形態をクロス集計したところ、図6①のとおり、保護司経験年数が長いほど、おおむね「来訪・往訪半々」の比率が高くなり、図6②のとおり、人口規模が大きいほど、「来訪中心」の比率が高くなる。

図6 属性と面接形態との関連



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 面接形態「その他」及び無回答を除く。

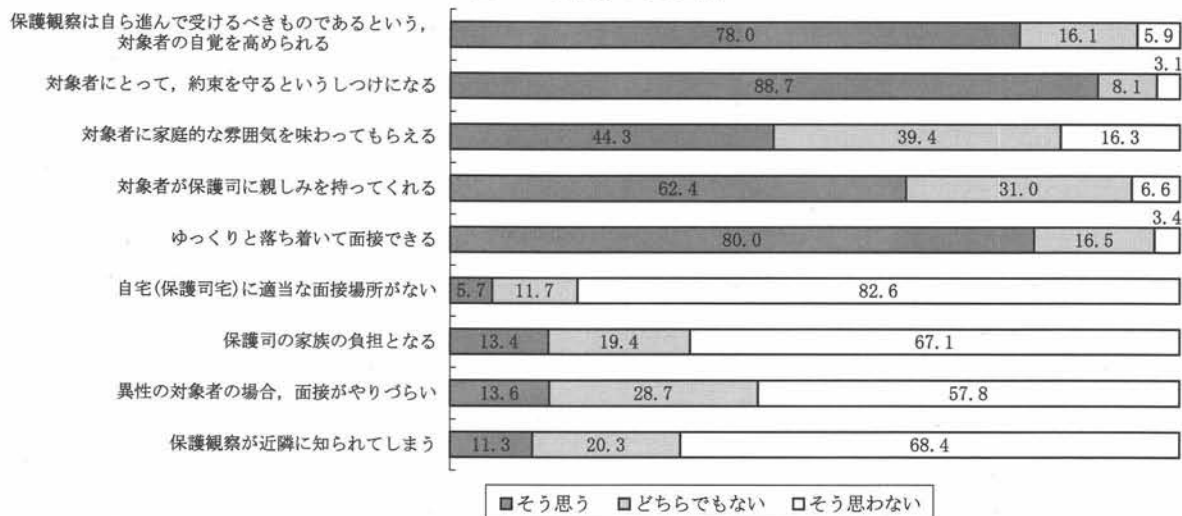
## (2) 来訪の長短所

### ア 単純集計及び自由回答

来訪面接の長短所について質問したところ、図7のとおりであり、「対象者にとって、約束を守るというしつけになる」、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」、「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」、「対象者が保護司に親しみを持ってくれる」の4項目について、「そう思う」と答えた者の比率が高く、来訪に関して肯定的な評価が多いことが分かる。

その一方で、「保護司の家族の負担となる」、「保護観察が近隣に知られてしまう」が1割を超え、自宅を面接場所として提供していることによる苦勞も垣間見える。また、「異性の対象者の場合、面

図7 来訪の長短所



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

接がやりづらい」とする者も1割以上いる。

#### 【質問紙調査の自由記載回答】

来訪の長所として、「話が弾むことが多い。対象者が素直になってくれる」、「履物をきちんとそろえて家に上がったときは、それをほめることができる。茶菓を出してくれた家族に礼を言ったときも、またほめることができる」、「食事時であれば手作り料理を共にして、家庭の味を知らせることができる」などの意見があり、一方、短所として、「3LDKのマンションなので、面接場所がリビングしかなく、夫が在宅中は面接できない」、「あまり関係がなさそうな人がどうして来訪してくるのかと、近所の人に不審に思われる」、「家族が気を遣う」、「対象者が車で来訪した場合、駐車場が用意できない」、「面接の日時設定の際、対象者と自分と家族の時間の都合を考慮しなければならない」などの意見があった。

#### 【面接調査の回答】

来訪の長所として、「リラックスして、落ち着いて話ができる」、「家庭の雰囲気味わってもらえることができる」、「お茶やお菓子を出すことができる」などが挙げられた。短所としては、「隣近所に気を遣う」が多く、「来訪時間の約束が守られず、一日中待たされたりする」、「面接中に電話や訪問客があると困る」、「暴力団関係の対象者を担当すると、仕返しされないか不安に思う」なども挙げられた。

### イ 属性とのクロス集計

#### (ア) 男女別

男女別に見ると、女性の方が、「対象者に家庭的な雰囲気を味わってもらえる」(図8①)、「対象者が保護司に親しみを持ってくれる」(図8②)、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」に「そう思う」と答えた者の比率が高く、男性の方が、「自宅(保護司宅)に適切な面接場所がない」、「保護司の家族の負担となる」(図8③)、「異性の対象者の場合、面接がやりづらい」(図8④)に「そう思う」と答えた者の比率が高い。女性の方が比較的、来訪を積極的にとらえている様子がうかがわれる。

#### (イ) 年齢層別

年齢層別に見ると、年齢層が上がるほど、「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」(図8⑤)、「対象者にとって、約束を守るというしつけになる」、「対象者に家庭的な雰囲気を味わってもらえる」、「対象者が保護司に親しみを持ってくれる」、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」に「そう思う」と答えた者の比率が高く、また、「自宅(保護司宅)に適切な面接場所がない」、「保護司の家族の負担となる」(図8⑥)、「異性の対象者の場合、面接がやりづらい」に「そう思わない」と答えた者の比率が高い。年齢層の高い者ほど、来訪を積極的に評価し、年齢層の低い者ほど、来訪に負担を感じていることがうかがわれる。

#### (ウ) 保護司経験年数別

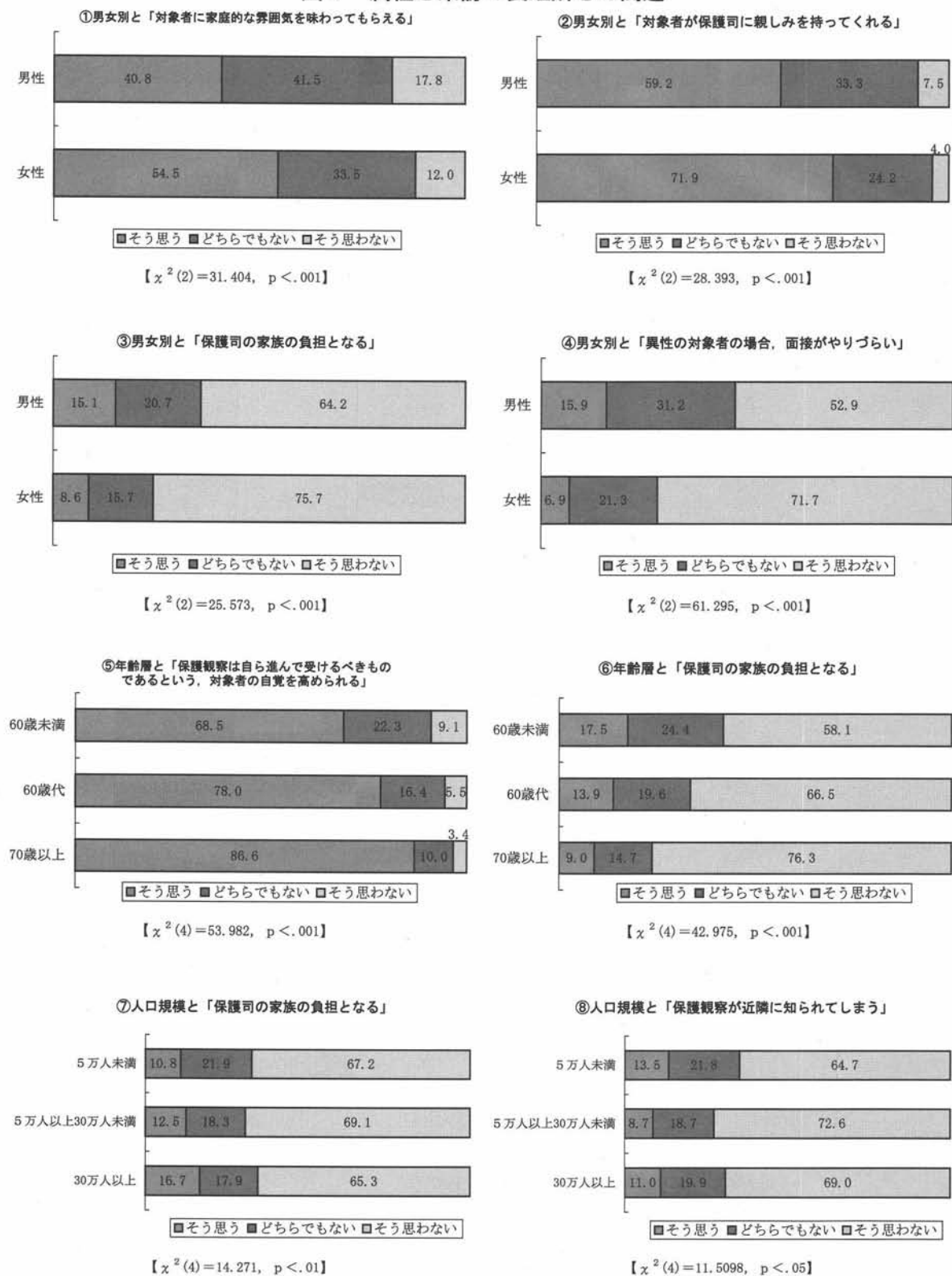
保護司経験年数別に見ると、経験年数が長いほど、「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」、「対象者に家庭的な雰囲気を味わってもらえる」、「対象者が保護司に親しみを持ってくれる」に「そう思う」と答えた者の比率が高く、また、「自宅(保

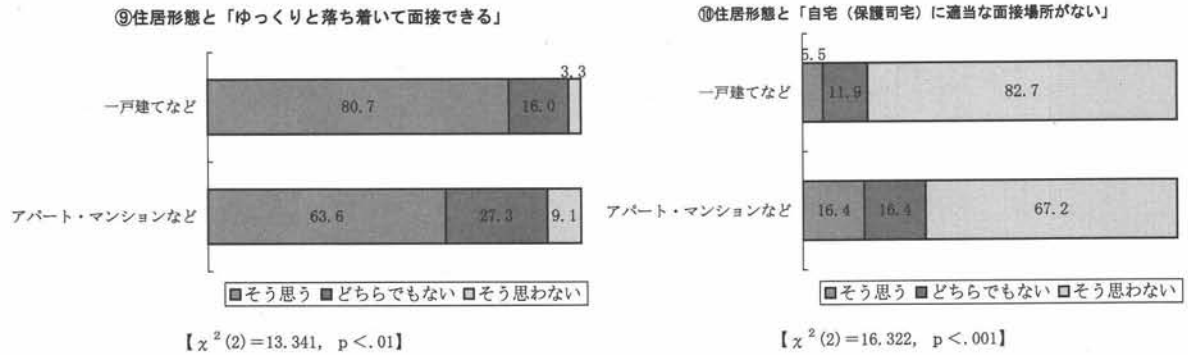
護司宅)に適切な面接場所がない」,「保護司の家族の負担となる」,「異性の対象者の場合,面接がやりづらい」,「保護観察が近隣に知られてしまう」に「そう思わない」と答えた者の比率が高い。年齢層別とほぼ同様の傾向である。

### (エ) 人口規模別

人口規模別に見ると,他の属性ほど多くの関連は見られないが,人口規模が大きいほど,「保護

図8 属性と来訪の長短所との関連





注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

司の家族の負担となる」(図8⑦)に「そう思う」と答えた者の比率が高い。また、「保護観察が近隣に知られてしまう」(図8⑧)に「そう思う」と答えた者の比率は、5万人未満(13.5%)、30万人以上(11.0%)、5万人以上30万人未満(8.7%)の順に高かった。

#### (オ) 居住形態別

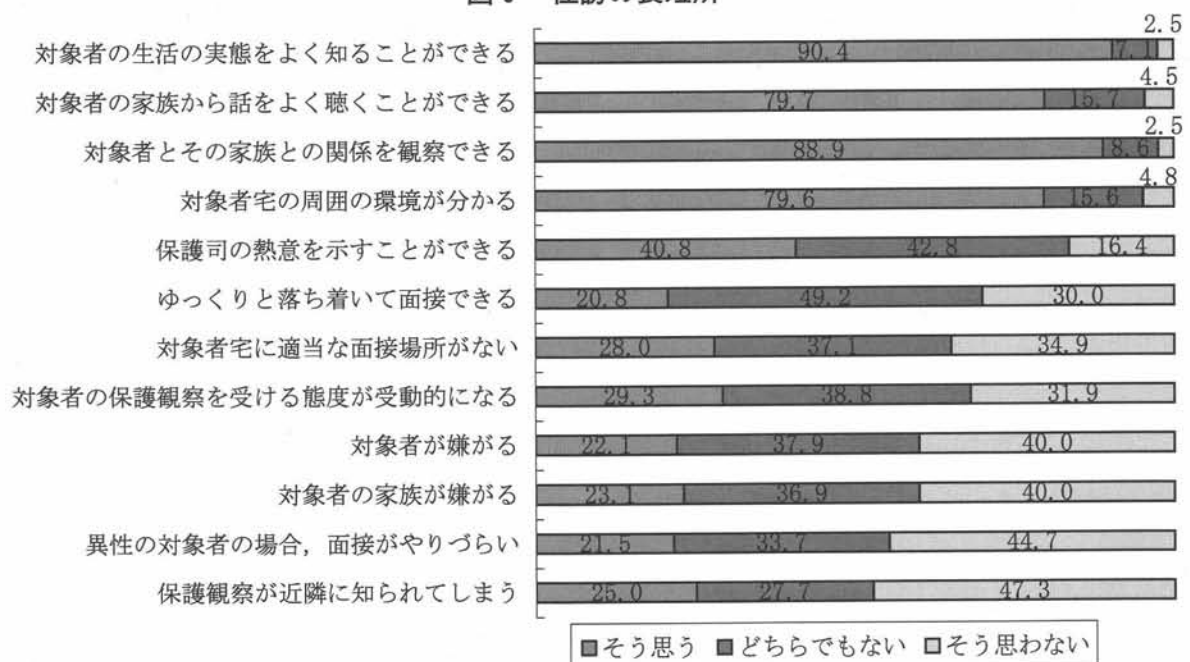
回答者の住居形態について、一戸建てなどの独立性の高い建物(2,089人)、マンション・アパートなど集合性の高い建物(74人)の二つの群に分け、クロス集計したところ、マンション・アパートなどに住む者の方が、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」(図8⑨)に「そう思う」と答えた者の比率が低く、「自宅(保護司宅)に適切な面接場所がない」(図8⑩)に「そう思う」と答えた者の比率が高い。集合性の高い建物に住む者が、比較的来訪を負担に感じている様子がうかがわれる。

#### (3) 往訪の長短所

##### ア 単純集計及び自由回答

往訪についても、その長短所を質問したところ、図9のとおり、「対象者の生活の実態をよく知る

図9 往訪の長短所



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

ことができる」、「対象者とその家族との関係を観察できる」、「対象者の家族から話をよく聴くことができる」、「対象者宅の周囲の環境が分かる」など、対象者の生活状況把握に効果があるとする者が多い。他方、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」とする者は約2割にとどまっており、来訪について、8割が「ゆっくりと落ち着いて面接できる」と回答したのと比べて対照的である。

また、「対象者の保護観察を受ける態度が受動的になる」、「対象者宅に適当な面接場所がない」とする者が、それぞれ約3割であり、保護司が苦心しながら往訪を行っていることがうかがえる。

「保護観察が近隣に知られてしまう」も25.0%で、来訪の11.3%に比べて高い。

#### 【質問紙調査の自由記載回答】

往訪の長所として、「対象者の家族も保護観察についての意識を強く持ってくれる」、「家族と関係ができれば問題解決に役立つ」などの意見、短所として、「対象者がアパート住まいの場合、留守が多いと大変苦勞する」、「家族など同居者を気にして、対象者が本音を話さない」、「近年、マンションに居住する対象者が増え、往訪を嫌がる傾向にある」などの意見があった。

#### 【面接調査の回答】

往訪の長所として、「来訪時と違う対象者の様子が見られる」、「家庭の雰囲気分かる」、「家族と面接できる」などが挙げられ、短所として、「対象者が家族の前ではリラックスして話せない様子である」、「近隣の目が気になり、暗くなってからでないと往訪できない」、「玄関先までしか入れてもらえず、こみ入った話ができない」などが挙げられた。

### イ 属性とのクロス集計

#### (ア) 男女別

男女別に見ると、女性の方が、「対象者宅の周囲の環境が分かる」に「そう思う」と答えた者の比率が高く、男性の方が、「異性の対象者の場合、面接がやりづらい」(図10①)に「そう思う」と答えた者の比率が高い。

#### (イ) 年齢層別

年齢層別に見ると、年齢層が上がるほど、「対象者の生活の実態を良く知ることができる」、「保護司の熱意を示すことができる」(図10②)、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」(図10③)に「そう思う」と答えた者の比率が高く、また、「対象者が嫌がる」(図10④)、「対象者の家族が嫌がる」、「異性の対象者の場合、面接がやりづらい」、「保護観察が近隣に知られてしまう」に「そう思わない」と答えた者の比率も高い。年齢層の高い者ほど、往訪を積極的に評価していることがうかがえる。

#### (ウ) 保護司経験年数別

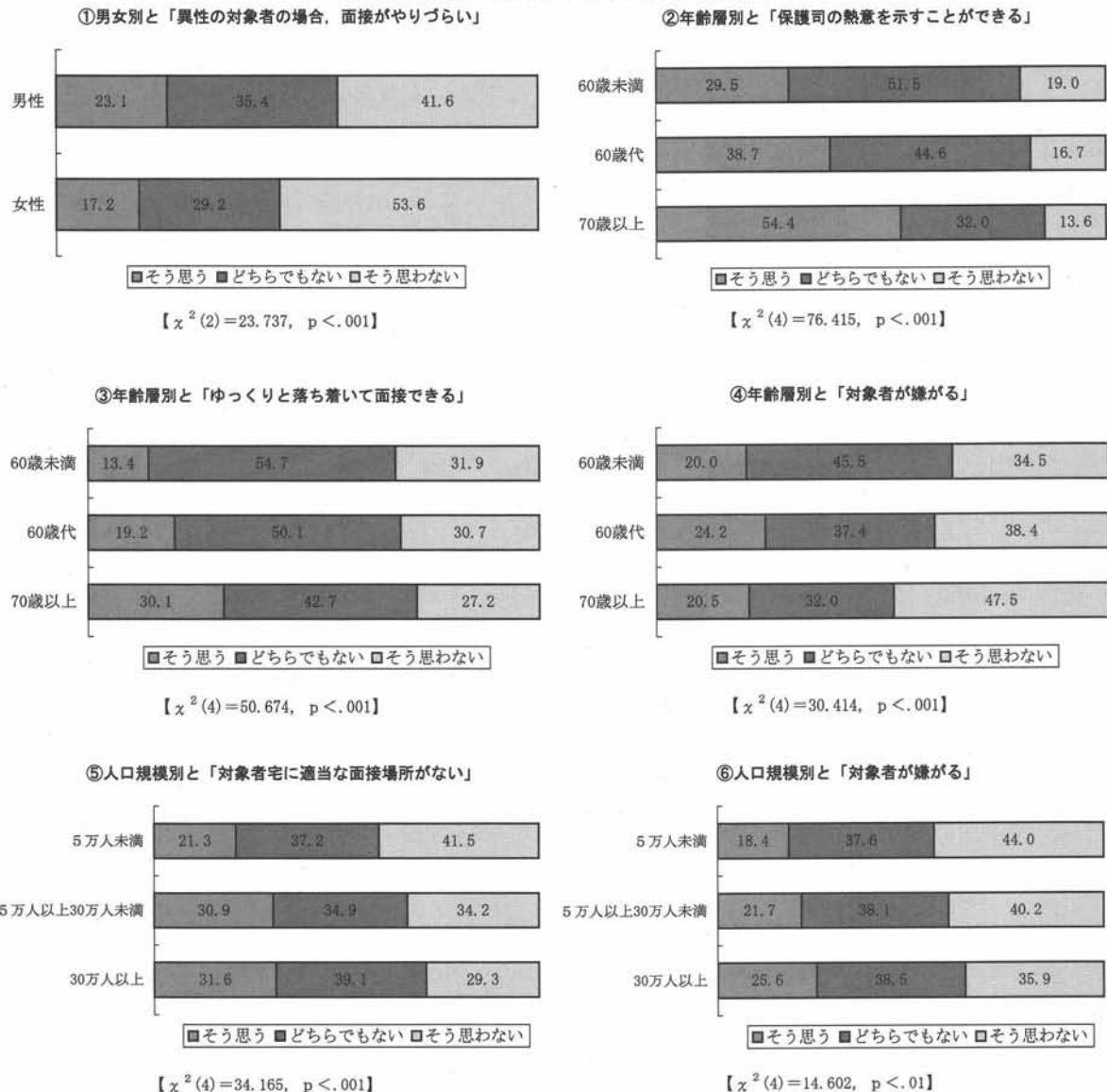
保護司経験年数別に見ると、経験年数が長いほど、「保護司の熱意を示すことができる」、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」に「そう思う」と答えた者の比率が高く、また、「対象者が嫌がる」、「対象者の家族が嫌がる」、「異性の対象者の場合、面接がやりづらい」、「保護観察が近隣に知られてしまう」に「そう思わない」と答えた者の比率も高い。年齢層別とほぼ同様の傾向である。

#### (エ) 人口規模別

人口規模別に見ると、人口規模が小さいほど、「対象者の家族から話をよく聴くことができる」に「そう思う」と答えた者の比率が高く、人口規模が大きいほど、「対象者宅に適当な面接場所が

ない」(図10⑤),「対象者が嫌がる」(図10⑥),「対象者の家族が嫌がる」に「そう思う」と答えた者の比率が高い。人口規模の大きい地域に居住する保護司ほど、往訪に困難を感じていることがうかがえる。

図10 属性と往訪の長短所との関連



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

#### (4) 往来訪以外の面接

往来訪以外の面接について質問したところ、「往来訪以外の面接をしたことは、特にない」が1,147人(全回答者の50.8%)と最も多かった。往来訪以外の面接経験のある者について、その面接場所を尋ねたところ、「喫茶店などの飲食店」が436人(全回答者の19.3%),「駐車した車の中」が168人(同7.4%),「対象者の入院先(病院)」が146人(同6.5%),「公園(河原, 寺社の境内などを含む。)」が141人(同6.2%),「対象者の勤務先」が96人(同4.2%),「公民館や市町村役場の一画」が86人(同3.8%)であった。

また, 往来訪以外の面接を行った理由としては, 「対象者が希望したから」が247人(全回答者の10.9%)で最も多く, 次いで, 「気分転換を図りたかったから」(197人, 同8.7%), 「対象者に食事をさせたかったから」(146人, 同6.5%), 「対象者宅に適当な面接場所がないから」(143人, 同6.3%), 「対象者を見

舞いたかったから」(116人, 同5.1%)の順であった。

#### 【面接調査の回答】

往来訪以外の面接について、「食事を摂っていない少年がいるので、飲食店で食べさせることがある」、「対象者が就職先を見に来てほしいと言うので、働いている姿を外から見た後、2人で公園のベンチで話をした」、「対象者宅に往訪したところ先客があったので、駐車した車の中で話をしたことがある」、「桜の時期で、弁当を持って対象者の少女と共に公園に出かけた。長時間色々な話ができて、関係が深まった」といった言葉が聞かれた。他方、「誰が見ているかわからないので、絶対にしない」という発言もあった。

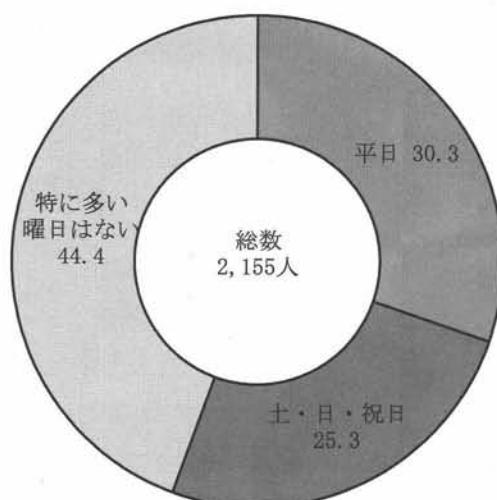
#### (5) 面接日時の決め方、面接を行う曜日と時間帯

##### ア 単純集計等

面接日時の決め方について尋ねたところ、「対象者の都合と自分(保護司)の都合を出し合い、話し合って決める」が最も多く、1,385人(64.1%)であり、次いで、「だいたい対象者の都合を優先して決める」が704人(32.6%)であった。「だいたい自分(保護司)の都合を優先して決める」という者は、わずか60人(2.8%)にすぎず、保護司が対象者の都合を尊重しながら面接日時を設定していることが分かる。

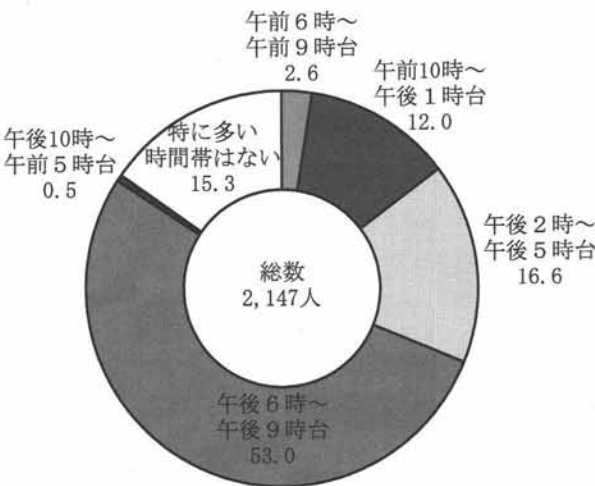
面接を行うことの多い曜日は、図11のとおり、「特に多い曜日はない」と答えた者が最も多いが、「土・日・祝日」と答えた者も約25%に上った。また、面接を行うことの多い時間帯は、図12のとおり、半数以上が「午後6時～午後9時台」であり、「午後2時～午後5時台」がこれに続いた。面接がこのような曜日や時間帯になるのは、対象者の就労や就学に配慮しているため、又は保護司自らが仕事を持っているためと考えられる。

図11 面接を行う曜日



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

図12 面接を行う時間帯



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

さらに、曜日と時間帯をクロスして見たのが、表4である。多い順に、「特に多い曜日はない×午後6時～午後9時台」, 「平日×午後6時～午後9時台」, 「土・日・祝日×午後6時～午後9時台」, 「特に多い曜日はない×特に多い時間帯はない」である。

表4 面接を行う曜日と時間帯とのクロス集計表

| 区 分       | 午前6時～<br>午前9時台 | 午前10時～<br>午後1時台 | 午後2時～<br>午後5時台 | 午後6時～<br>午後9時台  | 午後10時～<br>午前5時台 | 特に多い時<br>間帯はない | 合 計              |
|-----------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|------------------|
| 平日        | 16<br>(0.7)    | 72<br>(3.4)     | 128<br>(6.0)   | 362<br>(16.9)   | 6<br>(0.3)      | 66<br>(3.1)    | 650<br>(30.3)    |
| 土・日・祝日    | 32<br>(1.5)    | 128<br>(6.0)    | 107<br>(5.0)   | 236<br>(11.0)   | 3<br>(0.1)      | 34<br>(1.6)    | 540<br>(25.2)    |
| 特に多い曜日はない | 8<br>(0.4)     | 57<br>(2.7)     | 120<br>(5.6)   | 538<br>(25.1)   | 2<br>(0.1)      | 228<br>(10.6)  | 953<br>(44.5)    |
| 合 計       | 56<br>(2.6)    | 257<br>(12.0)   | 355<br>(16.6)  | 1,136<br>(53.0) | 11<br>(0.5)     | 328<br>(15.3)  | 2,143<br>(100.0) |

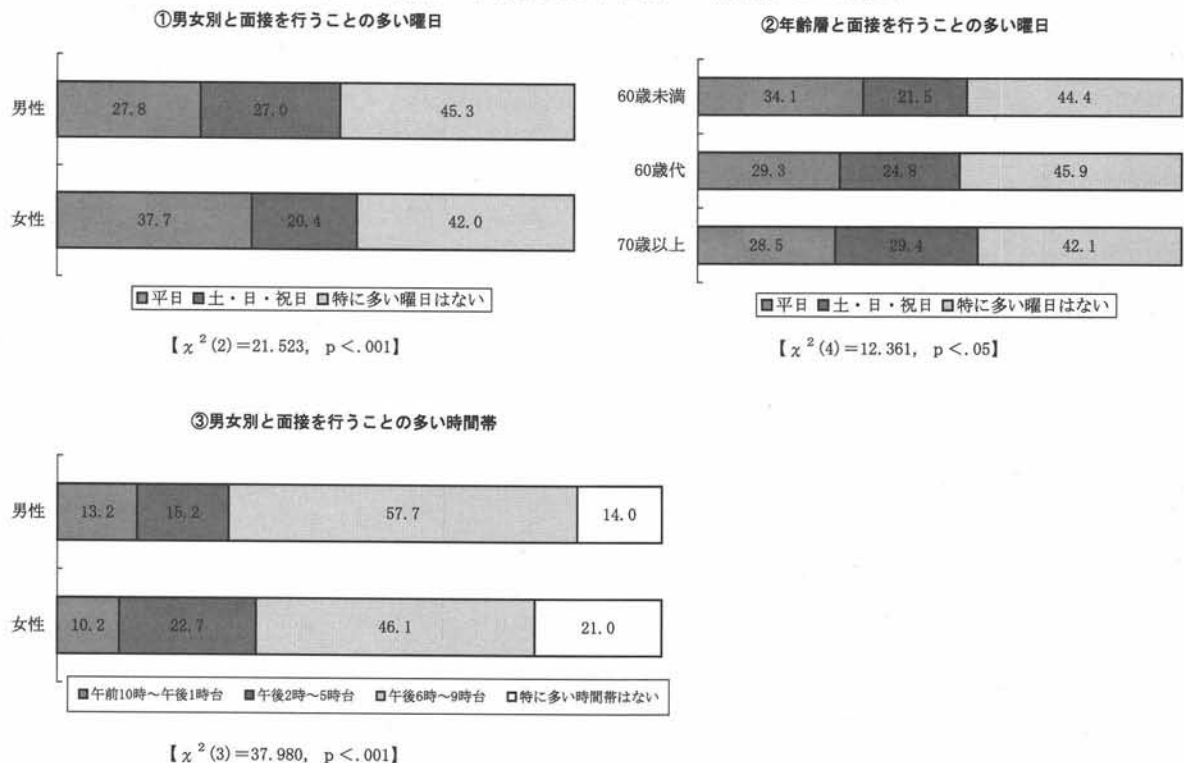
注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( )内は総合計に占める構成比である。  
3 無回答を除く。

イ 属性と面接を行う曜日・時間帯とのクロス集計

曜日について見ると、図13①のとおり、女性の方が、「平日」の比率が高く、男性の方が、「土・日・祝日」の比率が高い。また、図13②のとおり、年齢層が上がるほど、「土・日・祝日」の比率が高く、年齢層が下がるほど、「平日」の比率が高い。さらに、保護司経験年数が長いほど、「特に多い曜日はない」の比率が高く、保護司経験年数が短いほど、おおむね「平日」の比率が高い。女性、年齢層の低い者及び保護司経験年数の短い者は、比較的、「平日」を面接の曜日に充てていることがうかがえる。

時間帯（「午前6時～午前9時台」及び「午後10時～午前5時台」を除く。）について見ると、図13③のとおり、女性の方が、「午後2時～5時台」や「特に多い時間帯はない」の比率が高く、男性の方が、「午後6時～午後9時台」の比率が高い。また、年齢層が上がるほど、「午前10時～午後1時台」と「午後2時～午後5時台」の比率が高い。さらに、人口規模が大きいほど、「午後2時～午後5時台」と「特に多い時間帯はない」の比率が高く、人口規模が小さいほど、「午後6時～午後9時台」の比率が高い。

図13 属性と面接を行う曜日・時間帯との関連



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

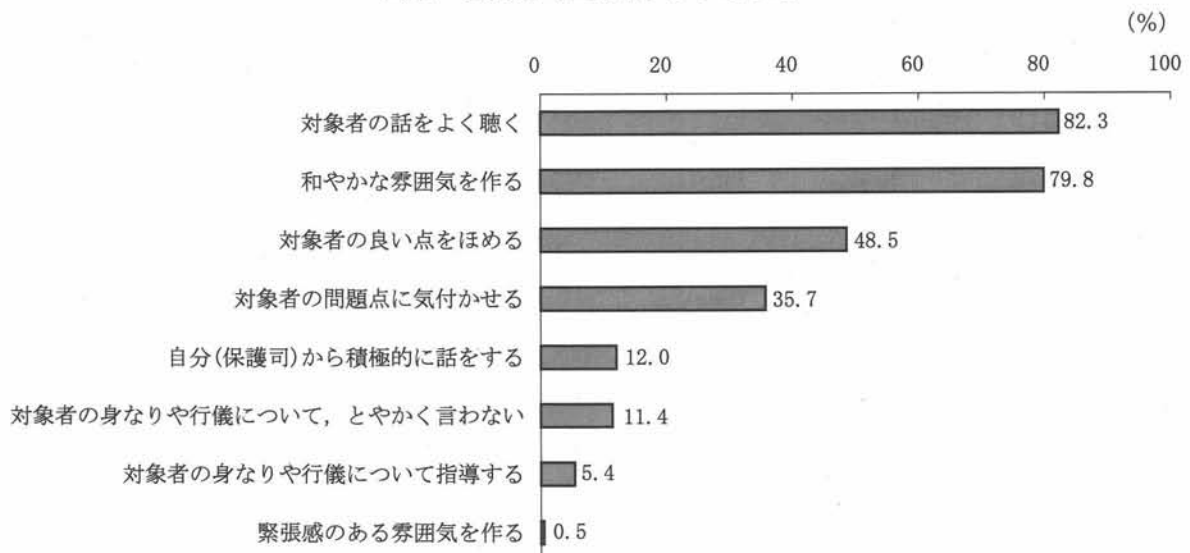
3 時間帯については、「午前6時～午前9時台」の56人及び「午後10時～午前5時台」の11人を除く。

## (6) 面接時に心掛けていること

### ア 単純集計及び自由回答

面接を行う際に心掛けていることについては、図14のとおり、「対象者の話をよく聴く」及び「和やかな雰囲気を作る」がともに約8割と多く、「対象者の良い点をほめる」、「対象者の問題点に気付かせる」が続いている。この結果は、保護司が面接において受容と共感を大切にして、対象者との関係形成に配慮しながら保護観察に当たっていることを示していると言えよう。

図14 面接時に心掛けていること



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 三つを限度とした複数回答である。  
 3 全回答者に占める比率である。

#### 【質問紙調査の自由記載回答】

「なんでもかんでも受け入れるのではなく、対象者が自分を見つめ直す機会を持てるようにしている」、「普段は和やかに、注意すべき場合はきちんと注意する」などの記載があり、保護司が、対象者との関係の形成や維持を大切にしながらも、必要な時にはきちんと注意・指導する姿勢でいることがうかがわれる。

#### 【面接調査の回答】

「一方的に注意しない。本人の考えや気持ちを聴き、本人の良い所を探してほめる」「お茶やお菓子を出しながら、なるべく和やかな雰囲気では話を進める」、「相手を『助けたい』という気持ちで接する。自分の子も誰かに助けてもらっているのだから」、「お説教はしない」、「身構えないで自然体で接する。これまでさんざん責められたから、責めない」など、受容を重視する発言が目立った。また、「話しやすい雰囲気を作るようにしているが、必要なときはきちんと注意する」、「あいさつをすることや、靴をそろえることなど、礼儀についてはうるさくしている。約束を守れたら、ほめる」などの発言もあった。

### イ 属性とのクロス集計

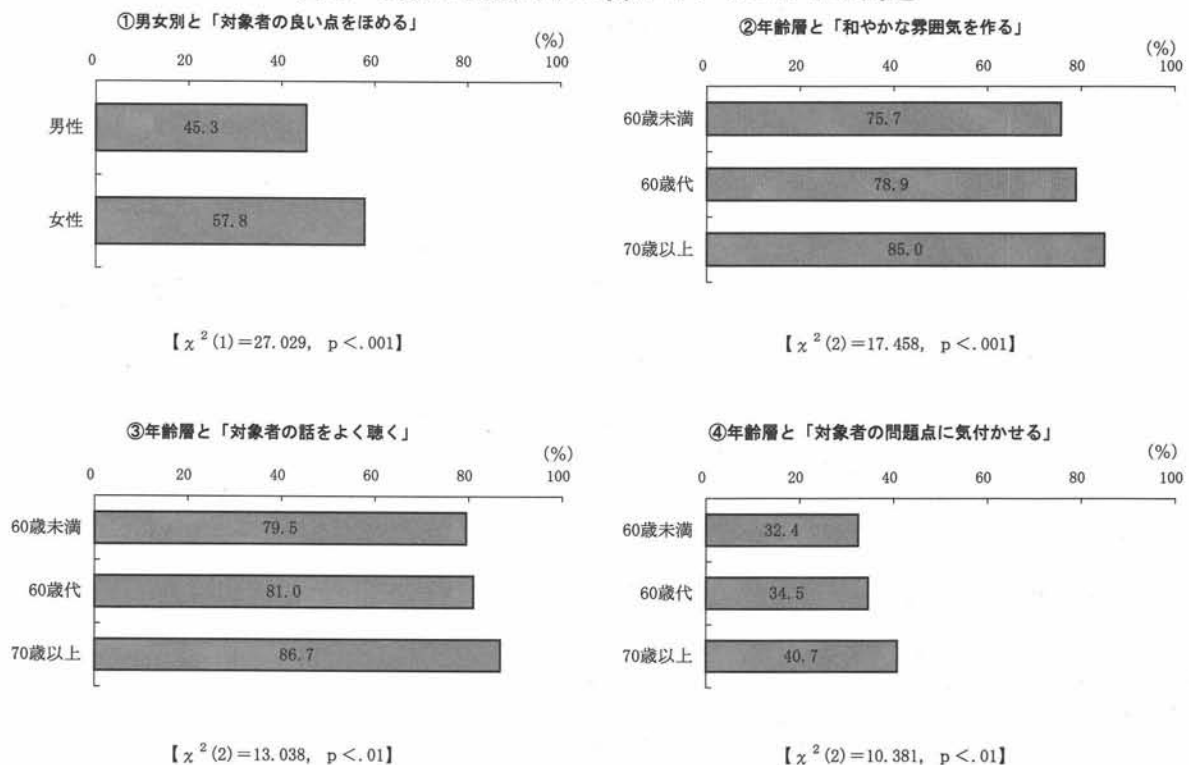
#### (ア) 男女別

男女別に見ると、女性の方が、「対象者の話をよく聴く」、「対象者の良い点をほめる」(図15①)の選択率が高く、男性の方が、「自分(保護司)から積極的に話をする」、「対象者の身なりや行儀について指導する」の選択率が高い。

#### (イ) 年齢層別

年齢層別に見ると、年齢層が上がるほど、「和やかな雰囲気を作る」(図15②)、「対象者の話をよく聴く」(図15③)、「対象者の問題点に気付かせる」(図15④)、「対象者の身なりや行儀について指導する」の選択率が高く、年齢層が下がるほど、「対象者の身なりや行儀について、とやかく

図15 属性と面接時に心掛けていることとの関連



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各属性において、当該項目を選択した者の比率である。  
 3 年齢層の無回答を除く。

「言わない」の選択率が高い。

#### (ウ) 保護司経験年数別

保護司経験年数別に見ると、経験年数が長いほど、「和やかな雰囲気を作る」、「対象者の問題点に気付かせる」の選択率が高い。

#### (7) 保護観察処遇に活用している交通・通信手段等

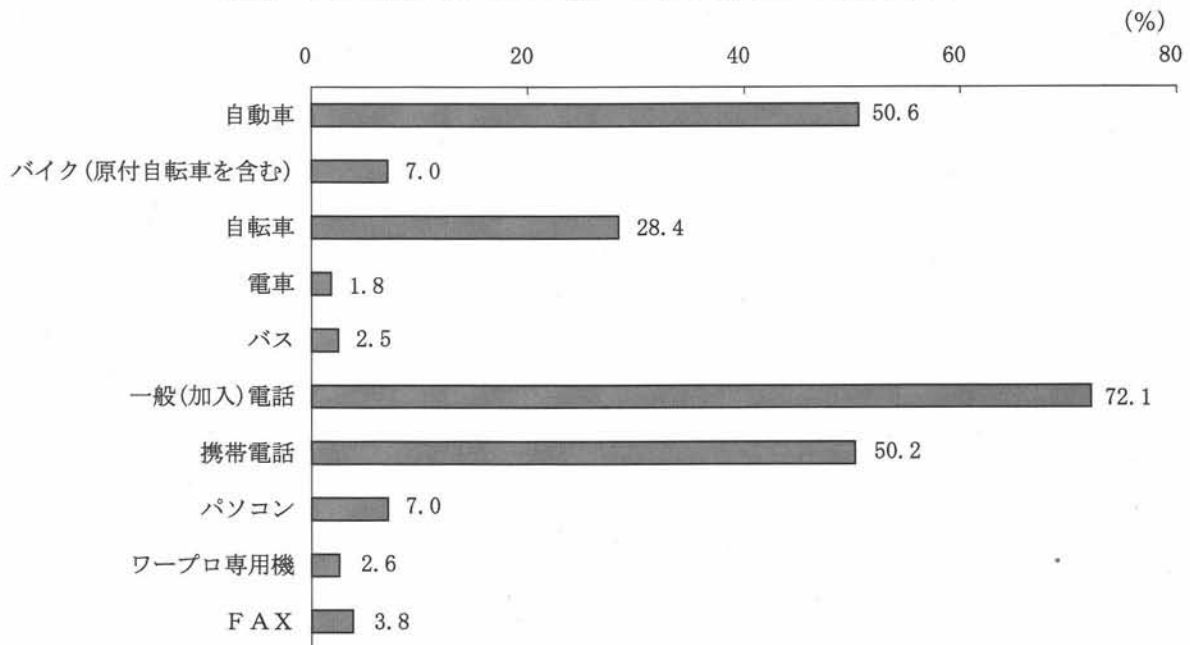
##### ア 単純集計

保護観察を行う上で活用している交通手段及び通信手段等について質問したところ、図16のとおり、交通手段としては、約5割の保護司が「自動車」を活用しており、通信手段としては、約7割が「一般（加入）電話」を、約5割が「携帯電話」を活用している。保護司宅と対象者宅との距離が相当離れている場合もあるため、自動車は、往訪等に欠かせないものであることがうかがえる。対象者との通信には、一般（加入）電話と携帯電話の双方がよく使われている。

特に、携帯電話については、面接調査においても、「多くの少年が携帯電話を持つようになった。少年が自宅にいても連絡がとれるので、その点は便利になった」、「携帯電話の普及からか、対象者の動きが激しくなった」、「保護観察になった仲間同士で、携帯電話を用いて、こまめに情報交換をしているようだ」などの発言があった。対象者の来訪がなかったり、保護司が往訪しても不在だったり、対象者宅に電話をしても応答がなかったりなど、対象者と連絡がとれなくなることは保護司の悩みの一つだが、携帯電話はその悩みをある程度解消するためのツールとして、よく用いられるようになってきている様子である。

ちなみに、携帯電話又はパソコンを用いている者に対し、対象者とメールのやりとりをしたことがあるか尋ねたところ、あると答えたものは107人（全回答者の4.7%）にすぎなかった。また、メー

図16 保護観察を行う上で活用している交通・通信手段等



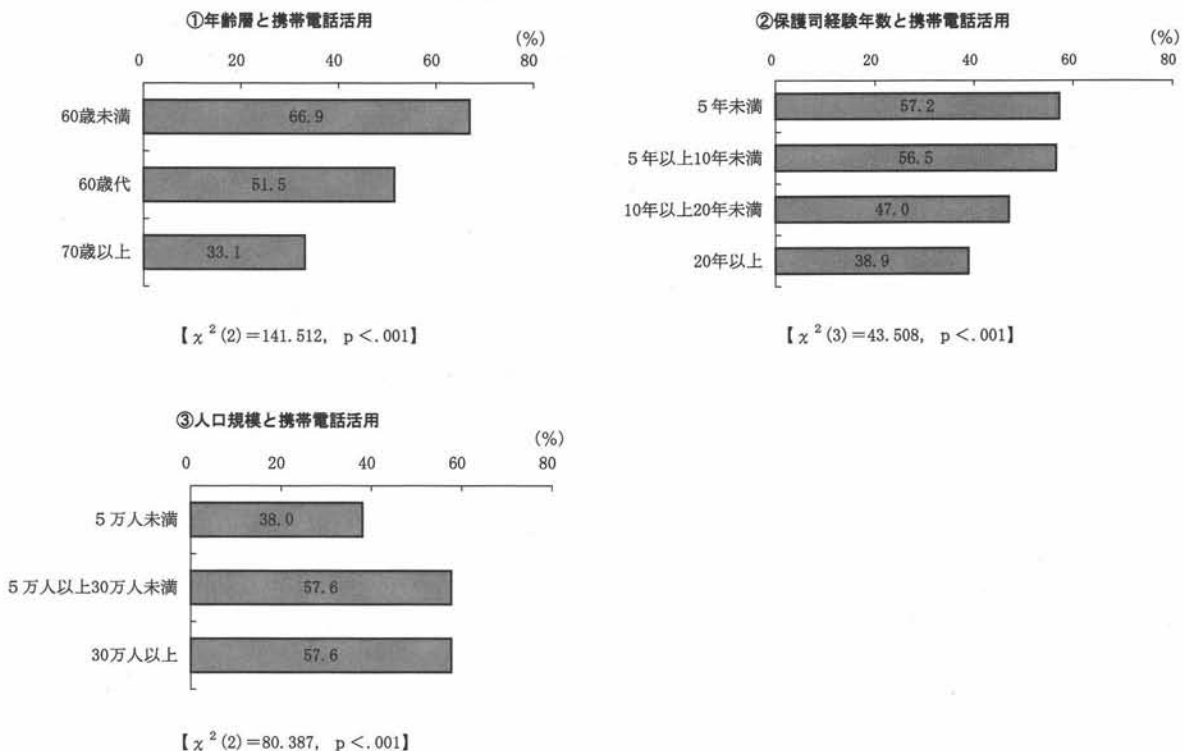
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 上限のない複数回答である。  
 3 全回答者に占める比率である。

ルでのやりとりは、保護司からの申し出によるものが43人、対象者からの申し出によるものが53人であった。

#### イ 属性とのクロス集計

交通手段として用いられることの多い「自動車」及び約半数が活用している「携帯電話」につい

図17 属性と携帯電話活用との関連



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各属性において、保護観察処遇上活用しているものとして、「携帯電話」を選択した者の比率である。  
 3 属性の無回答を除く。

て、属性との関連を見ると、男女別では、男性の方が「自動車」の選択率が高い。年齢別では、年齢層が下がるほど、「自動車」、「携帯電話」(図17①)の選択率が高い。保護司経験年数別では、経験年数が短いほど、「携帯電話」(図17②)の選択率が高い。人口規模別では、人口規模が大きいほど、おおむね「携帯電話」(図17③)の選択率が高く、人口規模が小さくなるほど、「自動車」の選択率が高い。

#### (8) 小括

ア 調査対象保護司の約4分の3は、対象者を自宅に迎え入れる「来訪」を中心として面接を行っている。

イ 来訪による面接に関しては肯定的な評価が多い。しかし、自宅を面接場所として提供していることによる苦勞も垣間見える。

ウ 来訪についてより肯定的であったのは、女性、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者であった。また、人口規模の大きい地域に居住する者ほど、対象者の来訪に伴う自分の家族の負担を感じている。マンション・アパートなど集合性の高い建物に居住する者は、比較的来訪を負担に感じている。

エ 往訪による面接に関しても肯定的な評価が多い。しかし、ゆっくりと落ち着いて面接できない、対象者宅に適当な面接場所がないといったことも感じている。

オ 往訪についてより肯定的であったのは、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者であった。また、人口規模の大きい地域に居住する者ほど、往訪に困難を感じている。

カ 来訪と往訪とを問わず、男性の方が、異性対象者の場合は面接がやりづらいと感じている。

キ 往来訪以外の面接経験のある者は半数に満たないが、その面接場所としては、喫茶店などの飲食店が最も多く、面接理由としては、対象者が希望したからが最も多かった。

ク 面接日時の決め方については、対象者と話し合って決めるか、対象者の都合を優先して決めるという者が大半である。面接を行うことの多い曜日は、「土・日・祝日」と答えた者が約25%であった。面接を行うことの多い時間帯は、半数以上が「午後6時～午後9時台」であった。保護司が、対象者の都合を優先しながら、休日や夕方から夜にかけての時間帯を使って面接を行っていることがうかがわれる。

ケ 保護司の面接時の心構えは、対象者の話をよく聴く、和やかな雰囲気を作る、対象者の良い点をほめるなど、受容と共感を重視したものである。対象者との人間関係を形成しつつ、問題点に気付かせていくという処遇態度がうかがわれる。

コ 女性の方が、面接において比較的受容的な姿勢が強い。また、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者ほど、受容的な姿勢と指導的な姿勢の双方を重視しながら、硬軟織り交ぜて処遇に当たっている様子がうかがわれる。

サ 保護観察処遇に活用されている交通手段としては、自動車が最も多かった。また、通信手段としては、一般の加入電話が最も多いが、携帯電話を活用している者も約5割に及んだ。年齢層の低い者、保護司経験年数の短い者、人口規模の大きい地域に居住する者ほど、携帯電話を活用していた。

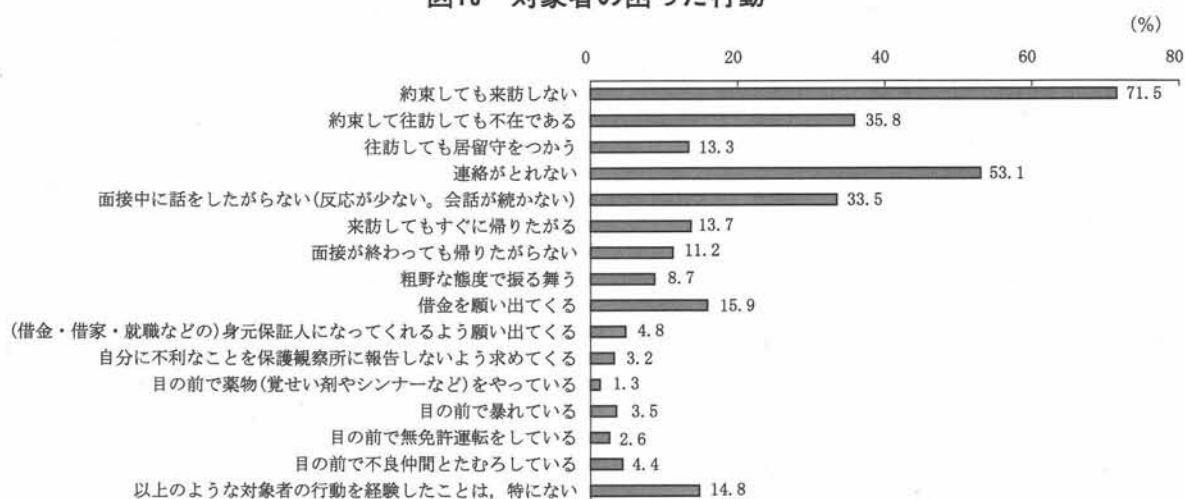
### 3 保護観察処遇における困難場面等

#### (1) 対象者の困った行動

保護司は、対象者の保護観察を続けるうちに様々な困難に遭遇することがあるが、面接調査の結果等を踏まえて、対象者の困った行動をリストアップし、そのような行動を経験したことがあるかどうかを

選んでもらったところ、図18のとおり、「約束しても来訪しない」、「連絡がとれない」、「約束して往訪しても不在である」が多く、保護司が対象者との接触の確保に苦心していることが分かる。また、対象者が「面接中に話をしたがらない（反応が少ない。会話が続かない）」経験をしている者も3分の1程度おり、対象者（特に少年と思われる。）から話を引き出すのに苦勞している保護司の姿がうかがわれる。

図18 対象者の困った行動



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 上限のない複数回答である。  
 3 全回答者に占める比率である。

#### 【質問紙調査の自由記載回答】

「往訪すると玄関に施錠して出てこない」、「自分の家に帰りたくないので、保護司宅にいさせてほしいと言われた」、「仕事を世話しても一度しか行かず、雇用主に迷惑をかけた」、「深夜に相談の電話をかけてくる」、「面接中に対象者に携帯電話がかかってきて、話が續かない」、「友達を連れて来訪してくる」などの記載が見られた。

#### 【面接調査の回答】

面接調査においては、「保護観察をやっていて、『難しい』、『困った』と思われた経験がありましたら、お聞かせください」と尋ねたところ、「来訪がなく、連絡がとれないこと」、「面接中に話す話題がなくなること」、「面接中、なかなか口を開いてくれないこと」、「話の糸口がつかめない少年ケースが増えたこと」、「いくら話をしても、心が通じ合えたという実感が持てないとき」、「対象者に就労意欲がない場合」、「忙しい時間帯に、対象者から何度も長電話をされたこと」、「夜間に対象者が荷物を持って、『家出するから置いてください』と訪ねてきたこと」、「対象者が家出し、その親と一緒に探し回ったこと」、「対象者同士で情報交換し、保護観察に対して誤った知識を持ってしまうこと」などの回答があった。

#### (2) 対象者の親の困った行動

面接調査において、「以前（例えば5年くらい前）と比べて、対象者（特に少年）やその家族は変わったと思いますか。変わったとすれば、どのような点が変わりましたか」と質問したところ、少年よりも親の方が変わったという意見が多かった。例えば、「親が非協力的になった」、「初めての面接に親が同伴

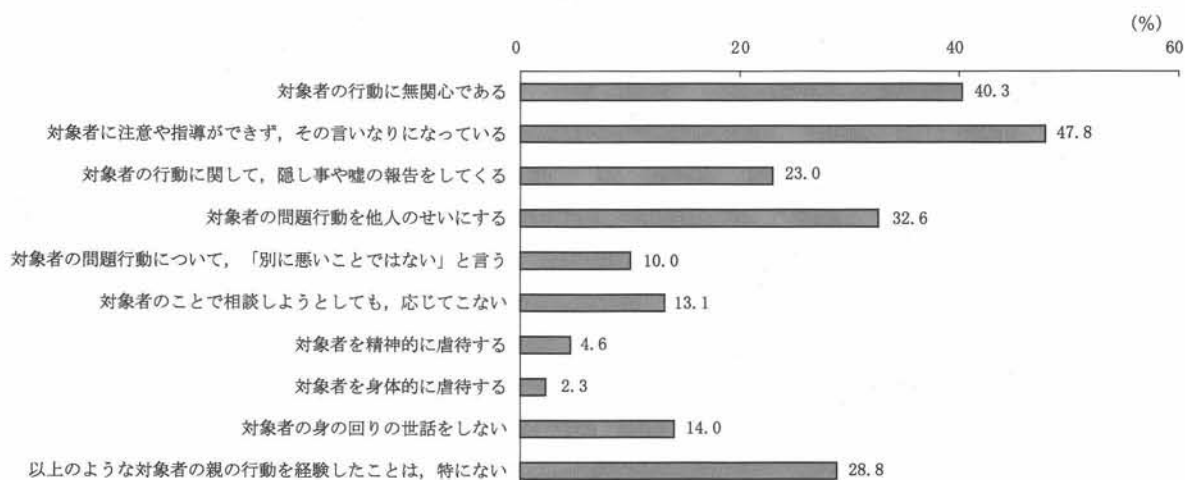
しなくなった」、「以前は少年の家族が更生のために努力してくれた。しかし、今の親は、子供が非行をしても、それが悪いことだと認識していないことがある」、「親が子供に無関心になった。『あいつのことだから、おれは知らない』と他人事のようなだ」、「親の生活態度が安易になり、子のしつけが不十分になってきている」などである。

そこで、質問紙調査においては、対象者の親の困った行動の例をリストアップし、そのような行動を経験したことがあるかを選択してもらった。その結果が図19である。「対象者に注意や指導ができず、その言いなりになっている」、「対象者の行動に無関心である」、「対象者の問題行動を他人のせいにする」など、親の監護能力の低さを経験している保護司が多い。

また、「対象者の行動に関して、隠し事や嘘の報告をしてくる」及び「対象者のことで相談しようとしても、応じてこない」も相当数あり、保護司が対象者の親の協力を得るのに困難を感じている様子が見られる。

なお、保護司の目を通して見た、親の問題行動の中には、「対象者の身の回りの世話をしない」が比較的多い。このことは、対象者の行動に無関心な親が多く見受けられることとも関連していると思われる。

図19 対象者の親の困った行動



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 上限のない複数回答である。  
 3 全回答者に占める比率である。

#### 【質問紙調査の自由記載回答】

親の行動について、「『こんな悪い息子はどうしようもないから、国が面倒を見るべきだ』と他人事のように言う」、「『うちの子に限って絶対に悪いことなどしていない。悪いのは友達だ』と言う」、「はれ物に触るように対象者に接する」、「子供の金銭的要求に安易に応じる」、「子供にジュースとスナック菓子だけ与えて放置する」、「対象者の就労先へ行って賃金を前借りする」、「電話しても応答せず、手紙を届けても反応がない」、「対象者の改善が進まないのは保護司のせいだと食ってかかってくる」、「子供に問題行動があるときは頼ってくるが、そうでないときは接触を避ける」などの記載が見られた。

#### (3) 類型別の対象者の処遇状況

類型別処遇は、処遇困難とされる対象者を、その問題性や犯罪・非行の態様などによって類型化して

把握し、各類型ごとの特性に焦点を当てた効率的な処遇を実施することにより、保護観察の実効を高めようとするものである。この処遇制度は、平成2年に導入された後、平成15年に全面改正され、保護観察処遇の基幹をなすものとして定着している。

改正後の類型は、「シンナー等乱用」、「覚せい剤事犯」、「問題飲酒」、「暴力団関係」、「暴走族」、「性犯罪等」、「精神障害等」、「中学生」、「校内暴力」、「高齢」、「無職等」、「家庭内暴力」、「ギャンブル等依存」の13種類であるが、本調査においては、これに「長期刑仮出獄者（刑期8年以上。無期刑を含む。）」を加えた14類型について質問した。

結果は表5のとおりであり、類型別対象者の担当経験の有無を見ると、「覚せい剤事犯」については、5割の保護司が担当を経験している。次いで、「暴走族」、「無職等」、「シンナー等乱用」、「暴力団関係」、「中学生」の順で担当経験のある者が多い。

対応方法として、「面接・調整等を普通以上に繰り返した」の比率が高いのは、「家庭内暴力」や「シンナー等乱用」であり、「保護観察官と協議を重ねた」の比率が高いのは、「精神障害等」や「家庭内暴力」である。「関係機関の協力を求めた」は全般的に比率が低いが、「校内暴力」、「中学生」、「精神障害等」については高い。「校内暴力」や「中学生」は学校との協力を、「精神障害等」は医療・福祉機関との協力を求めたためと思われる。「研修資料やマニュアルを参照した」の比率は、「覚せい剤事犯」や「シンナー等乱用」といった薬物事犯で高い。

対応した結果、効果が得られたと思うかどうか尋ねたところ、「効果が得られた」と答えた者の方が、「効果が得られなかった」と答えた者より全般的に多かった。「効果が得られた」の比率が高いのは、「シンナー等乱用」、「校内暴力」、「中学生」、「暴走族」の順であり、「効果が得られなかった」という比率が高いのは、「ギャンブル等依存」、「精神障害等」、「暴力団関係」、「問題飲酒」の順である。特に、「ギャンブル等依存」は唯一、効果無しが効果有りを上回った。

表5 類型別対象者の担当経験の有無及び対応方法等

| 対象者の類型    | 担当経験有り |        | 対 応 方 法        |        |               |        |              |        |                |        |         |        | 効果の有無   |        |                |        |
|-----------|--------|--------|----------------|--------|---------------|--------|--------------|--------|----------------|--------|---------|--------|---------|--------|----------------|--------|
|           | 度数     | 比率     | 面接・調整<br>の繰り返し |        | 保護観察官<br>との協議 |        | 関係機関<br>との協力 |        | 研修資料・<br>マニュアル |        | 特別な対応なし |        | 効果が得られた |        | 効果が得られ<br>なかった |        |
|           |        |        | 度数             | 比率     | 度数            | 比率     | 度数           | 比率     | 度数             | 比率     | 度数      | 比率     | 度数      | 比率     | 度数             | 比率     |
| シンナー等乱用   | 922    | (40.8) | 490            | (53.1) | 427           | (46.3) | 131          | (14.2) | 361            | (39.2) | 92      | (10.0) | 602     | (65.3) | 136            | (14.8) |
| 覚せい剤事犯    | 1,130  | (50.0) | 523            | (46.3) | 523           | (46.3) | 132          | (11.7) | 495            | (43.8) | 156     | (13.8) | 575     | (50.9) | 245            | (21.7) |
| 問題飲酒      | 333    | (14.7) | 157            | (47.1) | 112           | (33.6) | 54           | (16.2) | 76             | (22.8) | 57      | (17.1) | 155     | (46.5) | 92             | (27.6) |
| 暴力団関係     | 729    | (32.3) | 241            | (33.1) | 333           | (45.7) | 125          | (17.1) | 161            | (22.1) | 161     | (22.1) | 261     | (35.8) | 211            | (28.9) |
| 暴走族       | 1,086  | (48.1) | 464            | (42.7) | 393           | (36.2) | 134          | (12.3) | 353            | (32.5) | 210     | (19.3) | 591     | (54.4) | 119            | (11.0) |
| 性犯罪等      | 485    | (21.5) | 180            | (37.1) | 151           | (31.1) | 39           | (8.0)  | 113            | (23.3) | 127     | (26.2) | 227     | (46.8) | 72             | (14.8) |
| 精神障害等     | 227    | (10.0) | 108            | (47.6) | 142           | (62.6) | 92           | (40.5) | 72             | (31.7) | 21      | (9.3)  | 95      | (41.9) | 74             | (32.6) |
| 中学生       | 695    | (30.8) | 327            | (47.1) | 264           | (38.0) | 329          | (47.3) | 131            | (18.8) | 87      | (12.5) | 383     | (55.1) | 107            | (15.4) |
| 校内暴力      | 200    | (8.8)  | 94             | (47.0) | 71            | (35.5) | 108          | (54.0) | 29             | (14.5) | 26      | (13.0) | 114     | (57.0) | 30             | (15.0) |
| 高齢（65歳以上） | 263    | (11.6) | 67             | (25.5) | 74            | (28.1) | 28           | (10.6) | 37             | (14.1) | 97      | (36.9) | 116     | (44.1) | 37             | (14.1) |
| 無職等       | 957    | (42.3) | 355            | (37.1) | 272           | (28.4) | 206          | (21.5) | 158            | (16.5) | 210     | (21.9) | 344     | (35.9) | 232            | (24.2) |
| 家庭内暴力     | 240    | (10.6) | 142            | (59.2) | 124           | (51.7) | 44           | (18.3) | 51             | (21.3) | 29      | (12.1) | 107     | (44.6) | 62             | (25.8) |
| ギャンブル等依存  | 143    | (6.3)  | 66             | (46.2) | 44            | (30.8) | 15           | (10.5) | 34             | (23.8) | 34      | (23.8) | 44      | (30.8) | 52             | (36.4) |
| 長期刑仮出獄    | 202    | (8.9)  | 81             | (40.1) | 94            | (46.5) | 22           | (10.9) | 36             | (17.8) | 38      | (18.8) | 86      | (42.6) | 38             | (18.8) |

注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 「担当経験有り」の比率は、全回答者に占める比率である。「対応方法」及び「効果の有無」の比率は、「担当経験有り」に占める比率である。  
3 「対応方法」は、上限のない複数回答である。

#### (4) 印象に残った対象者

面接調査においては、「これまでに担当なさったケースで、一番印象に残っているものについて、お聞かせください」と質問している。その結果について、以下に幾つか紹介したい。

「私が担当する中で、人に心を開くことの大切さを感じてくれた少女があり、保護観察終了後も、毎年訪ねてきてくれる」、「暴走族の少年。17歳で、一つ年下の少女と結婚し、子供ができた。私の紹介でとび職に就き、生活が安定したため解除となった」、「女性の無期刑仮出獄者のケース。先輩保護司から担当を引き継いだのだが、最終的に恩赦となり、感激した」、「良好解除で保護観察を終えた少年に、約20年ぶりに駅でバッタリ出くわした。私は忘れていたが、本人はよく覚えていた。立派になった姿を見てうれしかった」、「3年間担当した少女。初めは荒れていてどうしようもなかったが、私が本当に心配していると伝わったときから、変化していった」、「息子の同級生の子を担当した。他人事とは思えずにかかわった」、「中学生の男子を担当したが、口の重い子で、関係を作るのに苦労した」、「仮退院中の少年が警察に保護され、私を身元引受人に指名してきたため、夜遅く引受けに行った。保護司はこんなことまでやらなければならないのかと思ったが、そのケースはその後良くなっていった」、「粗暴な犯罪を繰り返していた仮出獄者。結婚し、子供が産まれたが、その子には目の障害があった。本人はその子のために頑張らねばと更生した」、「高校を卒業したばかりの少年。不良交友の問題が大きかったが、地域のサークル活動を紹介したところ、これがうまくいった。現在は社会人として大変活躍している」、「中学生の男子。手のつけようがないほど荒れており、怖い感じであったが、紆余曲折を経て、少しずつ良くなっていった。無事卒業式を迎えられた時にはうれしかった」、「少年のケース。瓦職人の親方と出会い、見違えるように成長していった。今でもすれ違うと、車を停めてまであいさつしてくれる」、「嘘の多い少年を担当し、振り回された。保護観察終了後の今でも、どうしているだろうかと思夢に見ることがある」、「同時に少女と少年を担当した時のこと。少女の家庭は貧困だったが、親が熱心で温かく、その子も立ち直っていった。一方、少年の家庭は裕福だったが、親が冷たく、その子は最後まで安定しなかった。家庭の影響によって、これほどまでに違ってくるものかと実感した」、「かつて暴力団関係のあった仮出獄者が、結婚を機に生活が安定していき、期間満了後も子供を見せにきてくれた」、「暴走族の少年。目つきの陰しい子だったが、だんだんと優しい目になり、話し方も変わってきた。解除で終了し、共に喜んだ」いずれも、対象者とかかわることの難しさや喜びを表す言葉である。

#### (5) 対象者が更生したと思えるとき

面接調査において、対象者が更生したと思えるのはどんなときであるか尋ねたところ、「再非行がなく、生活全般が落ち着いたとき」、「表情が明るくなり、自分から話すようになったとき」、「具体的な目標を定めて努力できるようになったとき」、「話にまとまりができてきて、服装もきちんとしてきたとき」、「約束事をきちんと守れるようになったとき」、「仕事が続く、生活にリズムができてきたとき」、「職場に定着できたとき」、「交友関係を見直すことができたとき」、「良い交際相手が出てきたとき」、「配偶者や子供など励みになる存在ができたとき」、「他人への思いやりが感じられるようになったとき」、「本人に新たな気づきが生まれたとき」、「事件への反省の気持ちを持ったとき」などの回答があった。特に、「就労の継続」、「約束事（遵守事項や来訪）の遵守」及び「大切だと思える人とのつながり」を、更生の重要な目安とする意見が多かった。

## (6) 小括

- ア 対象者の困った行動として、約束しても来訪しない、連絡がとれない、約束して保護司が往訪しても不在であるといったことを経験している者が多く、保護司が対象者との接触確保に苦心していることがうかがわれる。また、対象者が面接中に話をしたがらないということを経験している者も約3分の1おり、対象者(特に少年と思われる。)とコミュニケーションを図るのに苦労している保護司の姿もうかがわれる。
- イ 対象者の親の困った行動として、対象者に注意や指導ができない、対象者の行動に無関心である、対象者の問題行動を他人のせいにするといったことを経験している者が多く、親の監護能力の問題に関して保護司が苦慮していることがうかがわれる。
- ウ 類型別に見ると、5割の者が覚せい剤事犯対象者を担当したことがあり、暴走族対象者、無職等対象者、シンナー等乱用対象者についても、4割以上の者が担当経験を有している。対応方法の主なものは、面接・調整の繰り返しや保護観察官との協議であるが、類型によっては関係機関との協力が重要な対応となっている。
- エ 面接調査からは、数値データに表れない、保護観察処遇の難しさや対象者とかかわることの喜びが伝わってきた。また、保護司が対象者の更生の目安としている主なものは、就労の継続、約束事(遵守事項や来訪)の遵守、大切だと思える人とのつながりであった。

## 4 地域社会とのつながり

### (1) 保護司以外のボランティア等の経験

#### ア 単純集計

調査対象保護司は、そのほとんどが地域に長く居住しており、平均居住年数は約46年であった。

また、保護司以外の公職やボランティアの経験について質問したところ、93.9%の者が、現在又は過去において経験したことがあると回答した。

経験したボランティア等の主な種類は、表6のとおりであり、これを図式化すると図20のようになる。比率の高い順に、「町内会役員」、「PTA 役員」、「社会福祉協議会役員」、「少年補導員」、「更生保護女性会員」、「消防団員」、「民生・児童委員」、「少年指導委員」となっている。

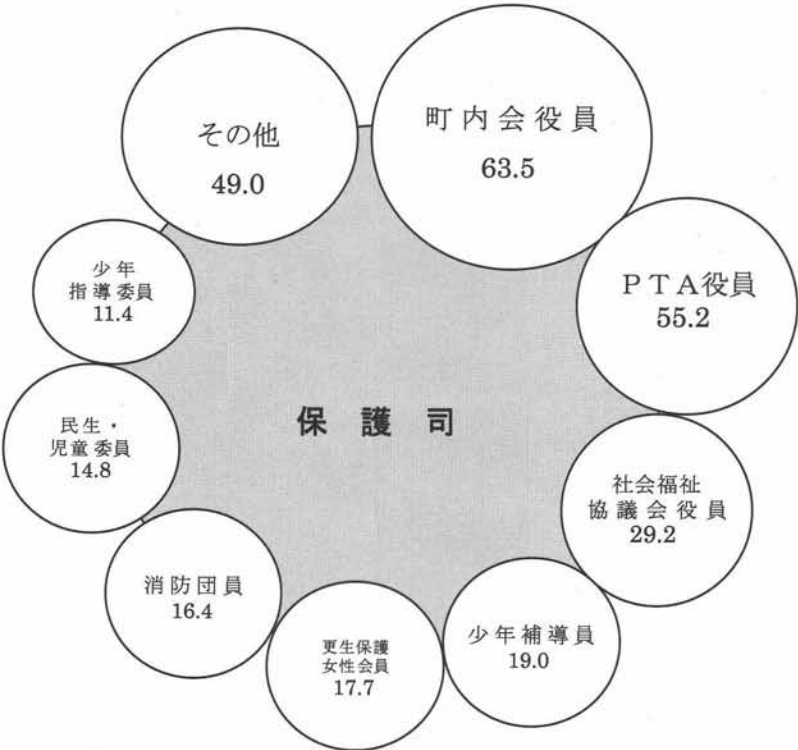
何種類のボランティア等を経験しているかについて見ると、保護司以外に二つが23.1%、三つが22.8%、四つ以上が29.9%となっており、保護司が地域において多様な役割を果たしていることが分かる。

表 6 保護司の兼ねている又は経験したことのあるボランティア等

|            | 度 数   | 比 率    |
|------------|-------|--------|
| 民生・児童委員    | 334   | (14.8) |
| 社会福祉協議会役員  | 660   | (29.2) |
| 少年補導員      | 429   | (19.0) |
| 少年指導委員     | 258   | (11.4) |
| 篤志面接委員・教誨師 | 38    | (1.7)  |
| 人権擁護委員     | 84    | (3.7)  |
| 調停委員       | 59    | (2.6)  |
| 町内会役員      | 1,434 | (63.5) |
| PTA 役員     | 1,247 | (55.2) |
| 消防団員       | 371   | (16.4) |
| 更生保護女性会員   | 401   | (17.7) |
| BBS 会員     | 69    | (3.1)  |
| 協力雇用主      | 41    | (1.8)  |
| スポーツ関係     | 63    | (2.8)  |
| 薬物乱用防止関係   | 50    | (2.2)  |
| 防犯関係       | 27    | (1.2)  |
| 青少年育成関係    | 88    | (3.9)  |
| 子ども会関係     | 33    | (1.5)  |
| 社会教育関係     | 53    | (2.3)  |
| 交通安全関係     | 42    | (1.9)  |

注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 上限のない複数回答である。  
3 全回答者に占める比率である。

図20 保護司の兼ねている又は経験したことのあるボランティア等



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 「その他」は、人権擁護委員、BBS 会員、調停委員等である。  
3 上限のない複数回答である。  
4 数値は、全回答者に占める比率である。

イ 変数として用いる属性の区分けの追加

ここまで、主に、男女、年齢、保護司経験年数、人口規模を変数として用い分析してきたが、更に地域とのかかわりの長さや多様さを示すものとして、地域居住年数及びボランティア経験数の変数を作成し、今後の分析に用いることとする。情報の圧縮内容は、次のとおりであり、無回答は除いた。

- ・地域居住年数～40年未満（787人）、40年以上60年未満（795人）、60年以上（646人）の3群
- ・ボランティア経験数～経験したボランティアの数が一つ以下（548人）、二～三つ（1,037人）、四つ以上（675人）の3群

新たな変数と年齢、保護司経験年数、人口規模の変数をクロスさせて見たのが、表7である。

当然のごとく、地域居住年数は、年齢層が上がるほど長く、保護司経験年数が長いほど長い。また、人口規模が大きいほど短いことがうかがえる。

さらに、ボランティア経験数は、年齢層が上がるほど多く、保護司経験年数が長いほど多いことがうかがわれる。人口規模×ボランティア経験数では、特に大きな違いは見られない。

表7 回答者の属性間のクロス集計表Ⅱ

① 年齢層×地域居住年数のクロス集計表

| 区 分      | 40年未満         | 40年以上<br>60年未満 | 60年以上         | 合 計              |
|----------|---------------|----------------|---------------|------------------|
| 60 歳 未 満 | 296<br>(50.7) | 288<br>(49.3)  |               | 584<br>(100.0)   |
| 60 歳 代   | 373<br>(36.8) | 267<br>(26.4)  | 373<br>(36.8) | 1,013<br>(100.0) |
| 70 歳 以 上 | 118<br>(18.8) | 240<br>(38.2)  | 271<br>(43.1) | 629<br>(100.0)   |
| 合 計      | 787<br>(35.4) | 795<br>(35.7)  | 644<br>(28.9) | 2,226<br>(100.0) |

② 年齢層×ボランティア経験数のクロス集計表

| 区 分      | 1つ以下          | 2～3つ            | 4つ以上          | 合 計              |
|----------|---------------|-----------------|---------------|------------------|
| 60 歳 未 満 | 186<br>(31.6) | 282<br>(47.9)   | 121<br>(20.5) | 589<br>(100.0)   |
| 60 歳 代   | 228<br>(22.2) | 479<br>(46.6)   | 321<br>(31.2) | 1,028<br>(100.0) |
| 70 歳 以 上 | 134<br>(20.9) | 276<br>(43.1)   | 231<br>(36.0) | 641<br>(100.0)   |
| 合 計      | 548<br>(24.3) | 1,037<br>(45.9) | 673<br>(29.8) | 2,258<br>(100.0) |

## ③ 保護司経験年数×地域居住年数のクロス集計表

| 区 分                  | 40年未満         | 40年以上<br>60年未満 | 60年以上         | 合 計              |
|----------------------|---------------|----------------|---------------|------------------|
| 5 年 未 満              | 285<br>(50.1) | 195<br>(34.3)  | 89<br>(15.6)  | 569<br>(100.0)   |
| 5 年 以 上<br>10 年 未 満  | 200<br>(40.7) | 163<br>(33.2)  | 128<br>(26.1) | 491<br>(100.0)   |
| 10 年 以 上<br>20 年 未 満 | 225<br>(30.0) | 277<br>(36.9)  | 248<br>(33.1) | 750<br>(100.0)   |
| 20 年 以 上             | 71<br>(17.6)  | 154<br>(38.2)  | 178<br>(44.2) | 403<br>(100.0)   |
| 合 計                  | 781<br>(35.3) | 789<br>(35.7)  | 643<br>(29.1) | 2,213<br>(100.0) |

## ④ 保護司経験年数×ボランティア経験数のクロス集計表

| 区 分                  | 1つ以下          | 2～3つ            | 4つ以上          | 合 計              |
|----------------------|---------------|-----------------|---------------|------------------|
| 5 年 未 満              | 179<br>(30.9) | 288<br>(49.7)   | 113<br>(19.5) | 580<br>(100.0)   |
| 5 年 以 上<br>10 年 未 満  | 135<br>(27.2) | 236<br>(47.5)   | 126<br>(25.4) | 497<br>(100.0)   |
| 10 年 以 上<br>20 年 未 満 | 175<br>(23.1) | 347<br>(45.7)   | 237<br>(31.2) | 759<br>(100.0)   |
| 20 年 以 上             | 58<br>(14.2)  | 156<br>(38.1)   | 195<br>(47.7) | 409<br>(100.0)   |
| 合 計                  | 547<br>(24.4) | 1,027<br>(45.7) | 671<br>(29.9) | 2,245<br>(100.0) |

## ⑤ 人口規模×地域居住年数のクロス集計表

| 区 分              | 40年未満         | 40年以上<br>60年未満 | 60年以上         | 合 計              |
|------------------|---------------|----------------|---------------|------------------|
| 5 万人未満           | 232<br>(28.7) | 291<br>(36.0)  | 285<br>(35.3) | 808<br>(100.0)   |
| 5 万人以上<br>30万人未満 | 242<br>(38.8) | 219<br>(35.2)  | 162<br>(26.0) | 623<br>(100.0)   |
| 30万人以上           | 309<br>(39.8) | 277<br>(35.6)  | 191<br>(24.6) | 777<br>(100.0)   |
| 合 計              | 783<br>(35.5) | 787<br>(35.6)  | 638<br>(28.9) | 2,208<br>(100.0) |

⑥ 人口規模×ボランティア経験数のクロス集計表

| 区 分             | 1つ以下          | 2～3つ            | 4つ以上          | 合 計              |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|------------------|
| 5万人未満           | 183<br>(22.2) | 381<br>(46.2)   | 260<br>(31.6) | 824<br>(100.0)   |
| 5万人以上<br>30万人未満 | 161<br>(25.6) | 277<br>(44.0)   | 192<br>(30.5) | 630<br>(100.0)   |
| 30万人以上          | 198<br>(25.2) | 369<br>(46.9)   | 219<br>(27.9) | 786<br>(100.0)   |
| 合 計             | 542<br>(24.2) | 1,027<br>(45.8) | 671<br>(30.0) | 2,240<br>(100.0) |

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( ) 内は行内の構成比である。  
 3 無回答を除く。

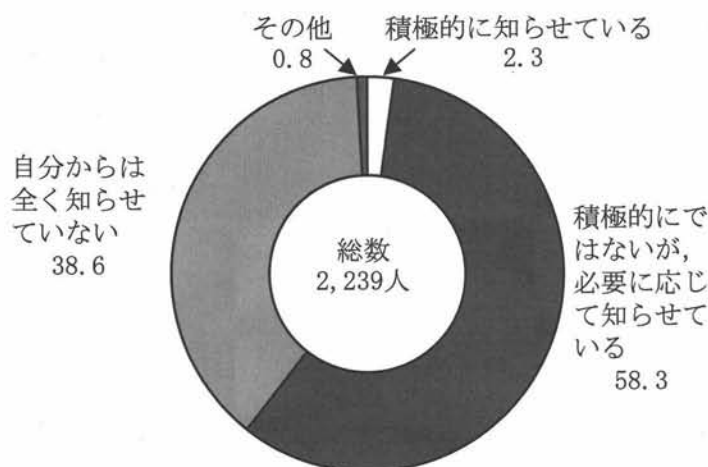
## (2) 保護司に対する周囲の認識等

### ア 単純集計

保護司であることを地域の人々に知らせているかを尋ねたところ、図21のとおり、「積極的に知らせている」は2.3%と少なく、大部分は、「積極的にではないが、必要に応じて知らせている」又は「自分からは全く知らせていない」であった。保護司が自らの身分を地域に明かそうとしない背景には、自分と接触する対象者の保護観察秘匿への配慮があるものと考えられる。

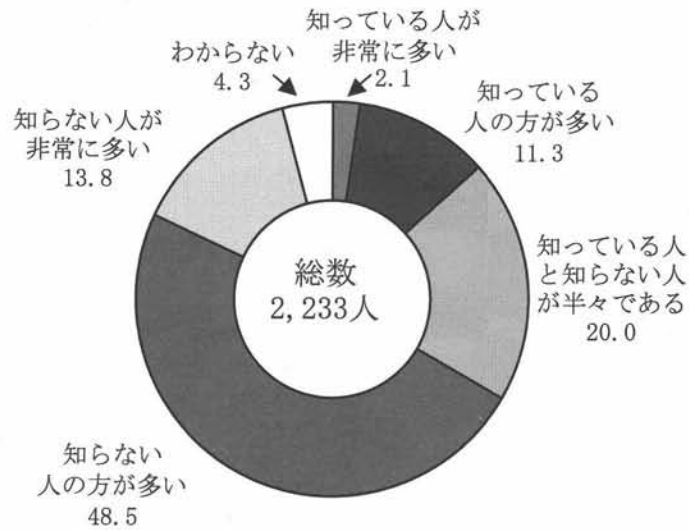
また、「あなたが保護司であることとは別に、保護司が一般的にどのような活動をし、どのような役割を果たしているのか、地域の人々は知っていますか」という質問に対しては、図22のとおり、「知らない人の方が多い」と「知らない人が非常に多い」が、併せて約6割という回答結果であった。保護司の処遇活動が対象者の保護観察の秘匿を重視しつつ行われることなどから、保護司の存在そのものが地域社会に十分に知られていないことがうかがわれる。

図21 保護司であることを知らせているか



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 その他は、「広報紙で紹介されている」などである。  
 3 無回答を除く。

図22 地域の人々は保護司の活動や役割を知っているか

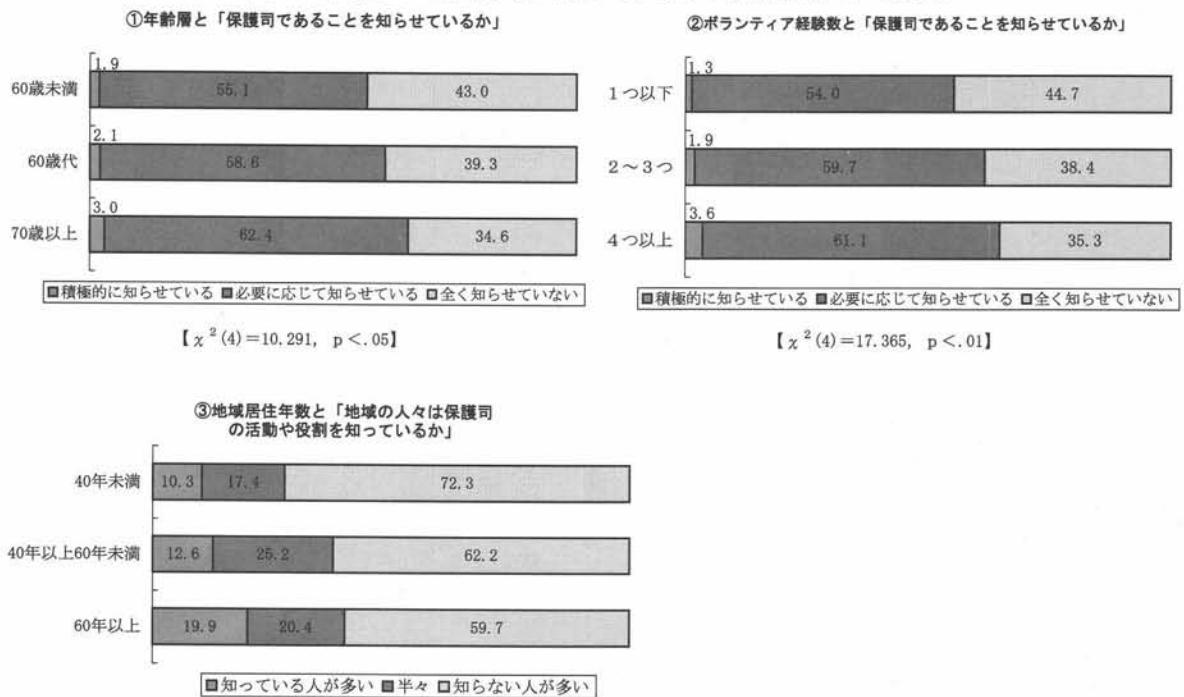


注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

### イ 属性とのクロス集計

「保護司であることを知らせているか」と属性をクロスして見たところ、年齢層が上がるほど（図23①）、ボランティア経験数が多いほど（図23②）、「積極的にではないが、必要に応じて知らせている」の比率が高くなり、「自分からは全く知らせていない」の比率が低くなる。

図23 属性と「保護司に対する周囲の認識等」との関連



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

また、「地域の人々は保護司の活動や役割を知っているか」を三つの群（「知っている人が非常に多い」及び「知っている人の方が多い」を「知っている人が多い」にまとめたもの、「知らない人の方が多い」及び「知らない人が非常に多い」を「知らない人が多い」にまとめたもの、さらに、「知っている人と知らない人が半々である」の三つの群）とし、属性とクロスして見たところ、年齢層が上がるほど、地域居住年数が長いほど（図23③）、ボランティア経験数が多いほど、「知っている人が多い」の比率が高く、「知らない人が多い」の比率が低い。

### (3) 保護司と対象者やその家族との面識、地域性をいかした指導・援助

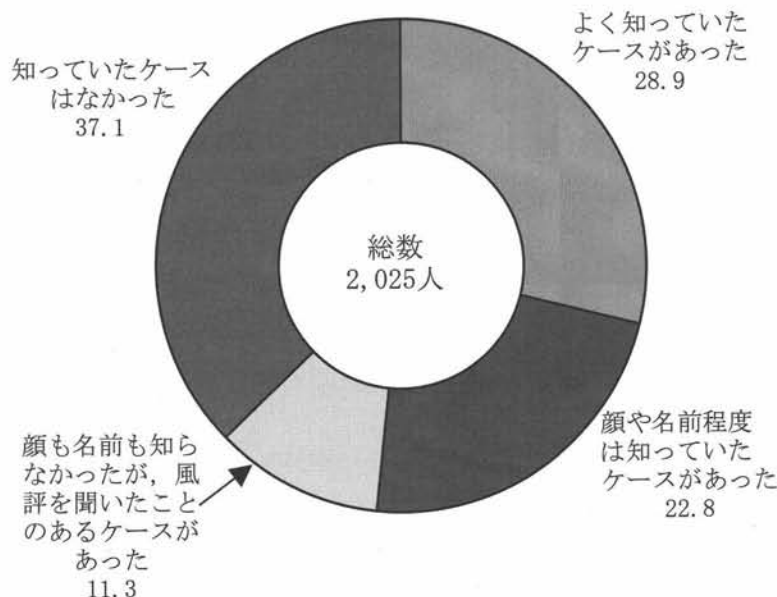
#### ア 単純集計

最近5年間に担当した対象者やその家族について、担当前から地域内で知っていたという経験があったか否かを尋ねたところ、図24のとおり、「知っていたケースはなかった」が約4割である一方、「よく知っていたケースがあった」と「顔や名前程度は知っていたケースがあった」が併せて約5割であった。

このことに関し、面接調査においては、「よく知っているケースは、かえってやりづらい」、「面識のあるケースは、断っている」、「近くの保護司だと、対象者が嫌がるのではないか」などの意見や、「対象者の親を知っているとやりやすい」、「知っている子の方がやりやすかった」などの意見が聞かれた。また、「新住民が多いので、知っているケースは少ない」、「以前は面識のあったケースが多かったが、この頃は少ない」という、地域の変化を感じさせる発言もあった。

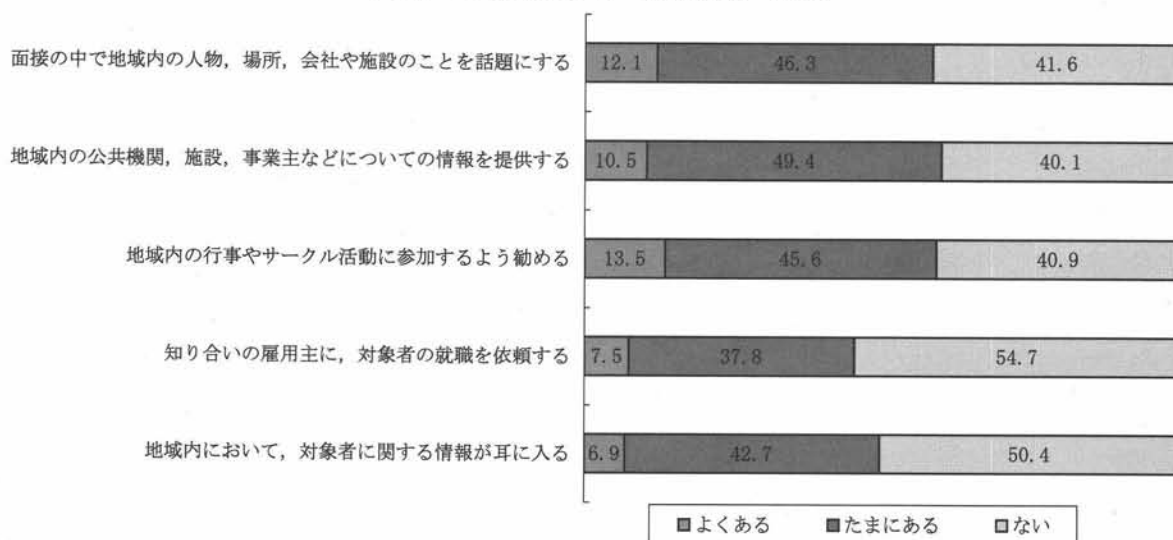
なお、地域性をいかした指導・援助について調査したところ、図25のとおりであり、各項目とも、半数前後の保護司が、「よくある」又は「たまにある」としている。

図24 対象者やその家族との以前からの面識



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

図25 地域性をいかした指導・援助



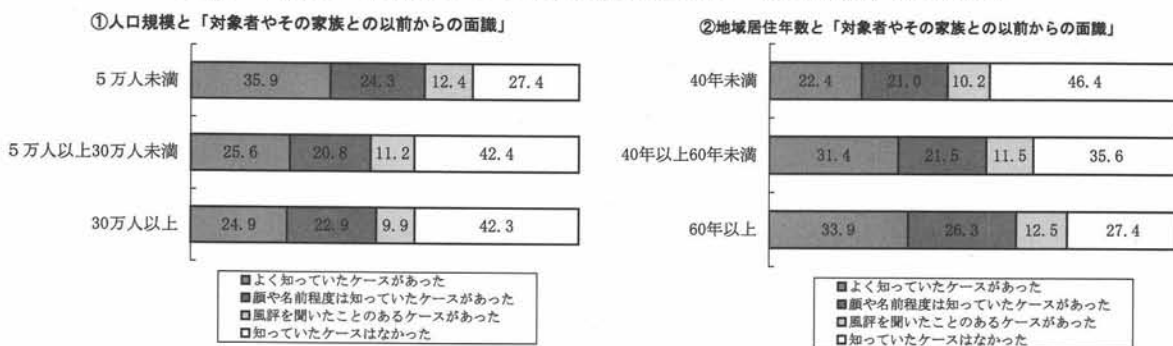
注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

## イ 属性とのクロス集計

### (ア) 対象者やその家族との以前からの面識

「対象者やその家族との以前からの面識」と属性とをクロスして見たところ、年齢層が上がるほど、保護司経験年数が長いほど、「顔や名前程度は知っていたケースがあった」や「顔も名前も知らなかったが、風評を聞いたことのあるケースがあった」の比率が高い。また、図26①のとおり、人口規模が小さいほど、「よく知っていたケースがあった」や「顔も名前も知らなかったが、風評を聞いたことのあるケースがあった」の比率が高く、図26②のとおり、地域居住年数が長いほど、「よく知っていたケースがあった」、「顔や名前程度は知っていたケースがあった」や「顔も名前も知らなかったが、風評を聞いたことのあるケースがあった」の比率が高く、また、ボランティア経験数が多いほど、「よく知っていたケースがあった」や「顔や名前程度は知っていたケースがあった」の比率が高い。

図26 属性と「対象者やその家族との以前からの面識」との関連



【 $\chi^2(6) = 49.516, p < .001$ 】

【 $\chi^2(6) = 54.387, p < .001$ 】

注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

## (イ) 地域性をいかした指導・援助

地域性をいかした指導・援助について、「よくある」及び「たまにある」を「ある」にまとめ、これと「ない」との二つの群とし、属性とクロスして見たところ、次のような結果であった。

## a 男女別

男女別に見ると、男性の方が、「面接の中で地域内の人物、場所、会社や施設のことを話題にする」、「地域内の公共機関、施設、事業主などについての情報を提供する」、「知り合いの雇用主に、対象者の就職を依頼する」に「ある」と答えた者の比率が高い。

## b 年齢層別・保護司経験年数別

年齢層別に見ると、年齢層が上がるほど、「地域内の行事やサークル活動に参加するよう勧める」、「知り合いの雇用主に、対象者の就職を依頼する」(図27①)、「地域内において、対象者に関する情報が耳に入る」に「ある」と答えた者の比率が高い。保護司経験年数別に見ても、ほぼ同様である。

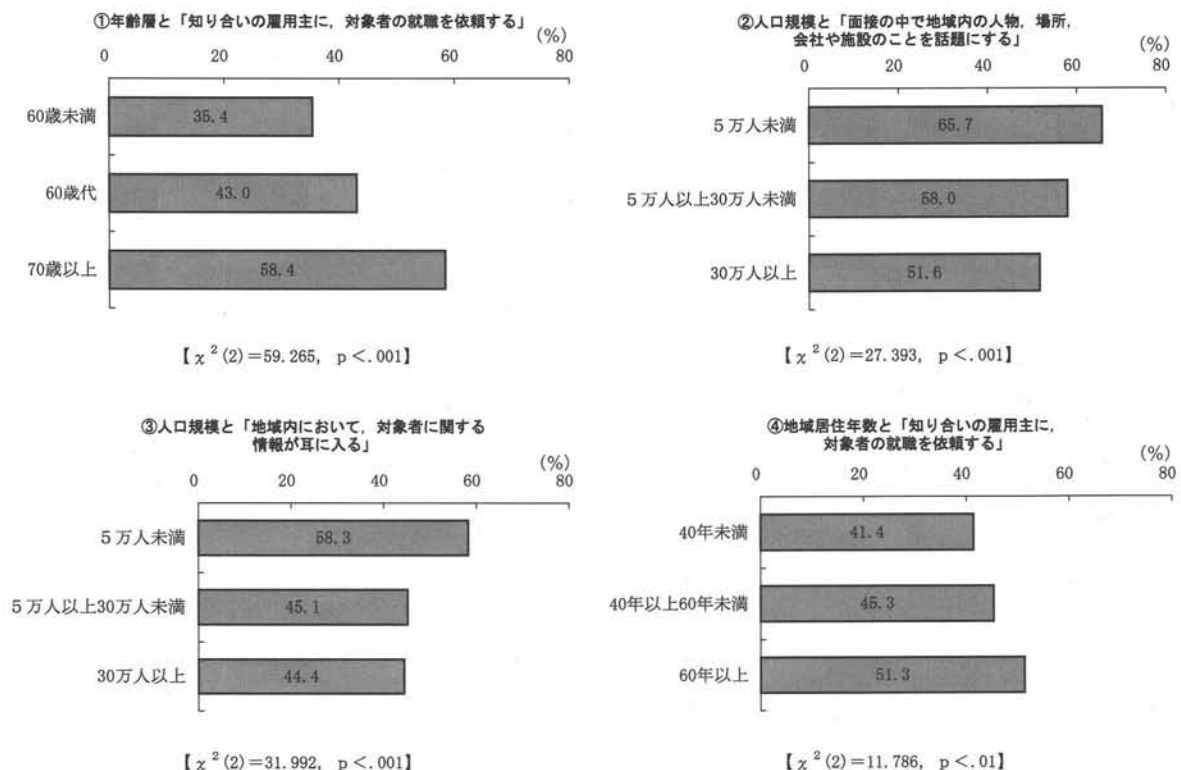
## c 人口規模別

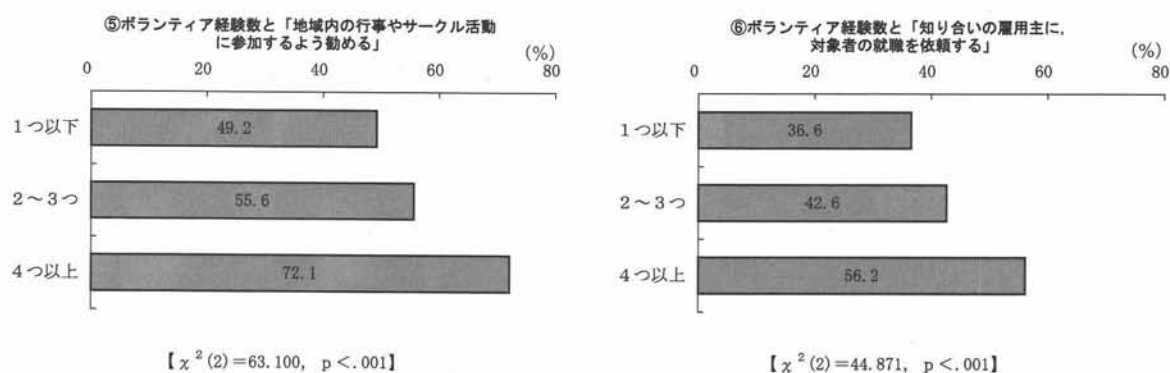
人口規模別に見ると、人口規模が小さいほど、「面接の中で地域内の人物、場所、会社や施設のことを話題にする」(図27②)、「知り合いの雇用主に、対象者の就職を依頼する」、「地域内において、対象者に関する情報が耳に入る」(図27③)に「ある」と答えた者の比率が高い。人口規模が小さいほど、地域性をいかした指導・援助を行いやすいことがうかがえる。

## d 地域居住年数別

地域居住年数別に見ると、地域居住年数が長いほど、「面接の中で地域内の人物、場所、会社や施設のことを話題にする」、「地域内の行事やサークル活動に参加するよう勧める」、「知り合いの雇用主に、対象者の就職を依頼する」(図27④)、「地域内において、対象者に関する情報が耳に入る」に「ある」と答えた者の比率が高い。

図27 属性と地域性をいかした指導・援助との関連





- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「よくある」又は「たまにある」と答えた者の比率である。  
 3 無回答を除く。

#### e ボランティア経験数別

ボランティア経験数で見ると、ボランティア経験数が多いほど、「面接の中で地域内の人物、場所、会社や施設のことを話題にする」、「地域内の公共機関、施設、事業主などについての情報を提供する」、「地域内の行事やサークル活動に参加するよう勧める」(図27⑤)、「知り合いの雇用主に、対象者の就職を依頼する」(図27⑥)、「地域内において、対象者に関する情報が耳に入る」の全項目で、「ある」と答えた者の比率が高い。地域で様々なボランティアを経験している者は、地域性をいかした指導・援助に強みを発揮していることがうかがわれる。

### (4) 関係機関・団体との連携

#### ア 単純集計

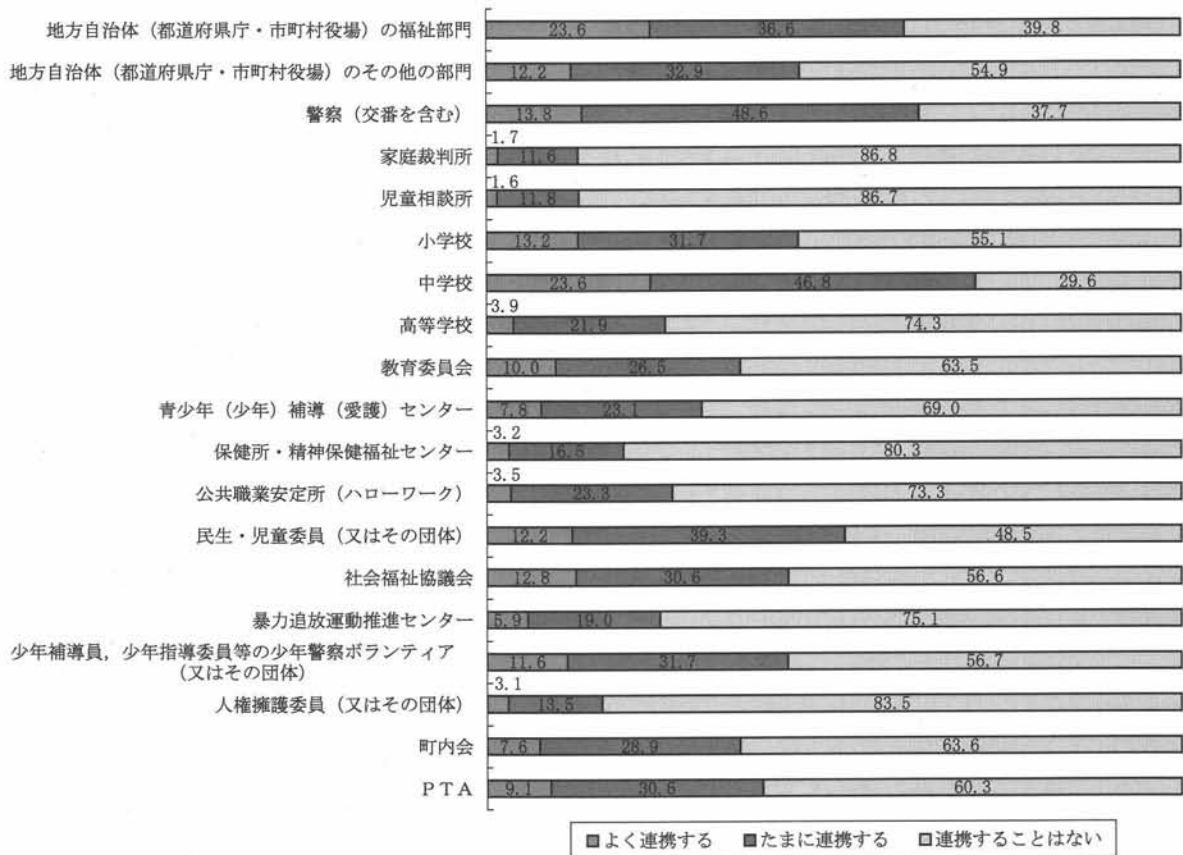
保護司活動(犯罪予防活動を含む。)を行う上での関係機関・団体との連携状況を質問した結果が、図28である。「よく連携する」又は「たまに連携する」と答えた者が3割を超えたのは、質問項目として設定した19の関係機関・団体のうち12の機関・団体であり、保護司が関係機関・団体と連携をとりながら活動に従事していることが分かる。

「よく連携する」の比率が高いのは、「中学校」、「地方自治体(都道府県庁・市町村役場)の福祉部門」、「警察(交番を含む.)」、「小学校」、「社会福祉協議会」の順であり、「たまに連携する」の比率が高いのは、「警察(交番を含む.)」、「中学校」、「民生・児童委員(又はその団体)」、「地方自治体(都道府県庁・市町村役場)の福祉部門」、「地方自治体(都道府県庁・市町村役場)のその他の部門」の順である。

各機関・団体との連携には、犯罪予防活動に係るものと、対象者の処遇に係るものの双方が考えられる。犯罪予防活動においては、小中学校、地方自治体、警察署、社会福祉協議会等とタイアップしての、パレード、集会、シンポジウム、ポスター・看板掲示などが行われていること、また、処遇活動においては、中学生の対象者を担当した場合の学校との連絡協議、対象者が再犯・再非行をしたり問題行動を起こしたりした場合の警察署との連絡協議、対象者が福祉的な措置を必要とする場合の福祉関係機関・団体との連絡協議などが行われていることが、この調査結果に反映されているものと思われる。

特に、中学校との連携が盛んなのは、「保護司(会)と中学校との連携」が全国的な施策として展開され、中学生の非行防止や非行対応に、保護司が培ってきたノウハウを役立てようとする動きが活発であることと関連しているものと思われる。面接調査においては、「2年前から学校担当保護司制を始め、私自身も中学生を対象に講義をすることがあり、反響も大きい」、「中学校の教師と保護

図28 関係機関・団体との連携



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

観察官と保護司とで、定期的に非行に関する勉強会を実施している」などの声もあった。

なお、現在はあまり連携していないものの、今後もっと連携を深めるべきと思われる関係機関・団体について自由記載をしてもらったところ、「中学校」88人、「小学校」47人、「高等学校」41人、「学校」24人、「教育委員会」17人、「教育機関」5人及び「PTA」29人と、教育関係機関・団体との連携の必要性を感じている者が多かった。その他に多かったのは、「警察」52人、「公共職業安定所」26人である。

#### イ 属性とのクロス集計

関係機関・団体との連携について、「よく連携する」及び「たまに連携する」を「連携する」にまとめ、これと「連携することはない」との二つの群とし、属性とクロスして見たところ、次のような結果であった。

##### (ア) 男女別

男女別では、 $\chi^2$  検定の結果、特に有意な比率の差は見られなかった。

##### (イ) 年齢層別

年齢層別に見ると、すべての関係機関・団体について、年齢層が上がるほど連携率が高い（例えば、「地方自治体（都道府県庁・市町村役場）の福祉部門」（図29①）、「地方自治体（都道府県庁・市町村役場）のその他の部門」（図29②）、「民生・児童委員（又はその団体）」（図29③）、「社会福祉協議会」（図29④）。）。

##### (ウ) 保護司経験年数別

保護司経験年数別に見ると、「家庭裁判所」、「児童相談所」、「人権擁護委員（又はその団体）」、「町内会」を除くすべての関係機関・団体において、経験年数が長いほど連携率が高い（例えば、「地方自治体（都道府県庁・市町村役場）の福祉部門」（図29⑤）、「警察（交番を含む。）」（図29⑥））。

#### (エ) 人口規模別

人口規模別に見ると、人口規模が小さいほど、「地方自治体（都道府県庁・市町村役場）の福祉部門」（図29⑦）、「地方自治体（都道府県庁・市町村役場）のその他の部門」、「高等学校」、「教育委員会」（図29⑧）、「人権擁護委員（又はその団体）」との連携率が高く、人口規模が大きいほど、「中学校」、「町内会」（図29⑨）との連携率が高い。

#### (オ) 地域居住年数別

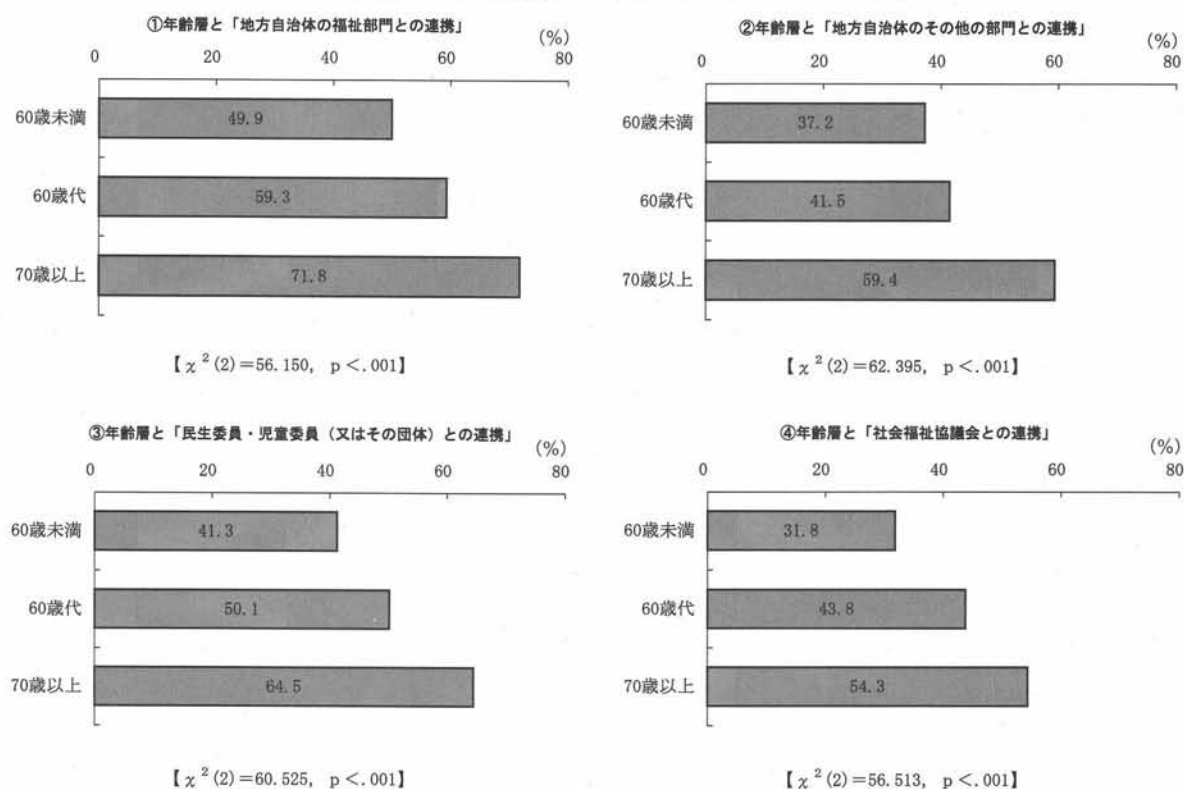
地域居住年数別に見ると、地域居住年数が長いほど、「地方自治体（都道府県庁・市町村役場）の福祉部門」、「警察（交番を含む。）」、「家庭裁判所」、「小学校」、「教育委員会」、「社会福祉協議会」、「暴力追放運動推進センター」、「少年補導員、少年指導委員等の少年警察ボランティア（又はその団体）」との連携率が高い。

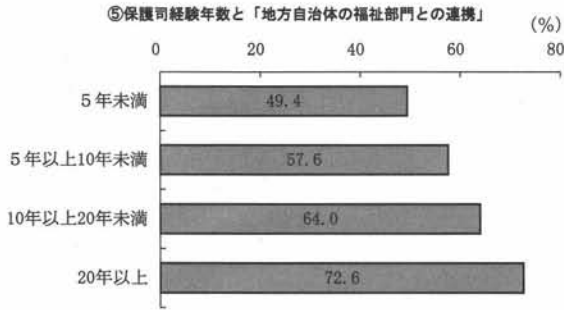
#### (カ) ボランティア経験数別

ボランティア経験数別に見ると、すべての関係機関・団体について、ボランティア経験数が多いほど連携率が高い（例えば、「中学校」（図29⑩）、「教育委員会」（図29⑪）、「少年補導員、少年指導委員等の少年警察ボランティア（又はその団体）」（図29⑫））。

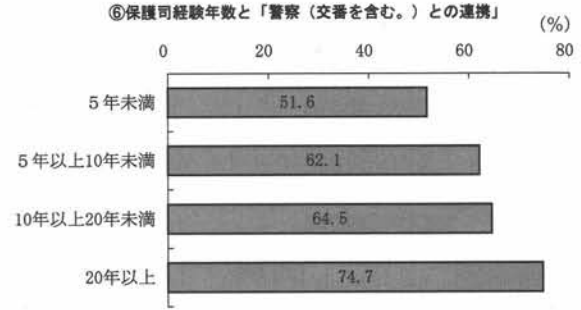
以上のことから、年齢層が高く、保護司経験年数が長く、地域において多様な役割を果たしている者ほど、関係機関・団体との連携が活発であることがうかがわれる。

図29 属性と「関係機関・団体との連携」との関係

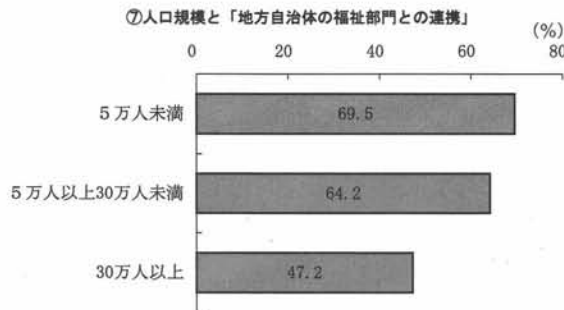




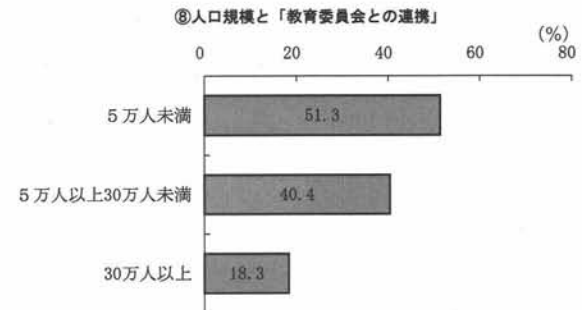
【 $\chi^2(3)=55.557, p<.001$ 】



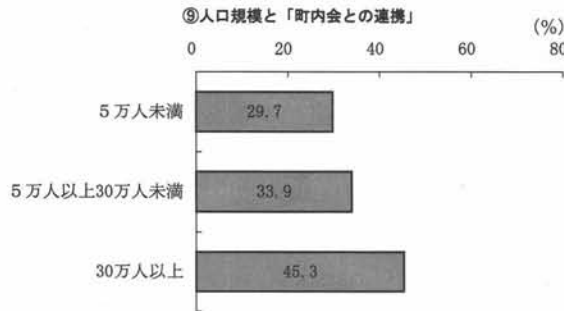
【 $\chi^2(3)=51.112, p<.001$ 】



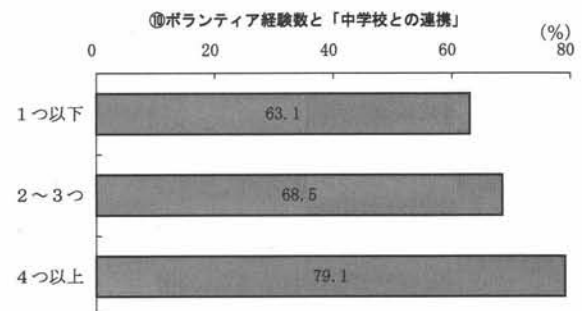
【 $\chi^2(2)=81.441, p<.001$ 】



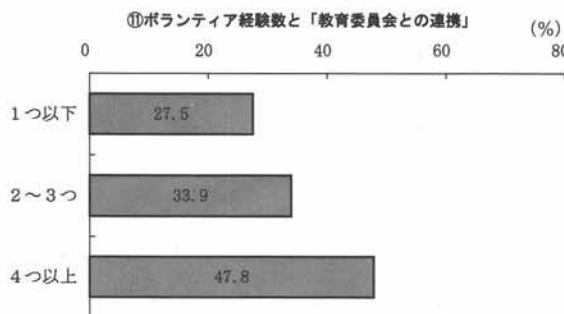
【 $\chi^2(2)=171.852, p<.001$ 】



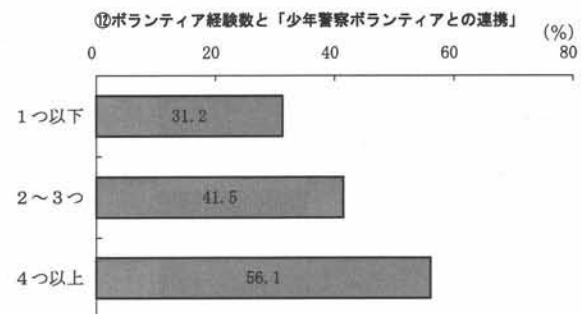
【 $\chi^2(2)=39.597, p<.001$ 】



【 $\chi^2(2)=37.748, p<.001$ 】



【 $\chi^2(2)=53.592, p<.001$ 】



【 $\chi^2(2)=70.400, p<.001$ 】

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「よく連携する」又は「たまに連携する」と答えた者の比率である。

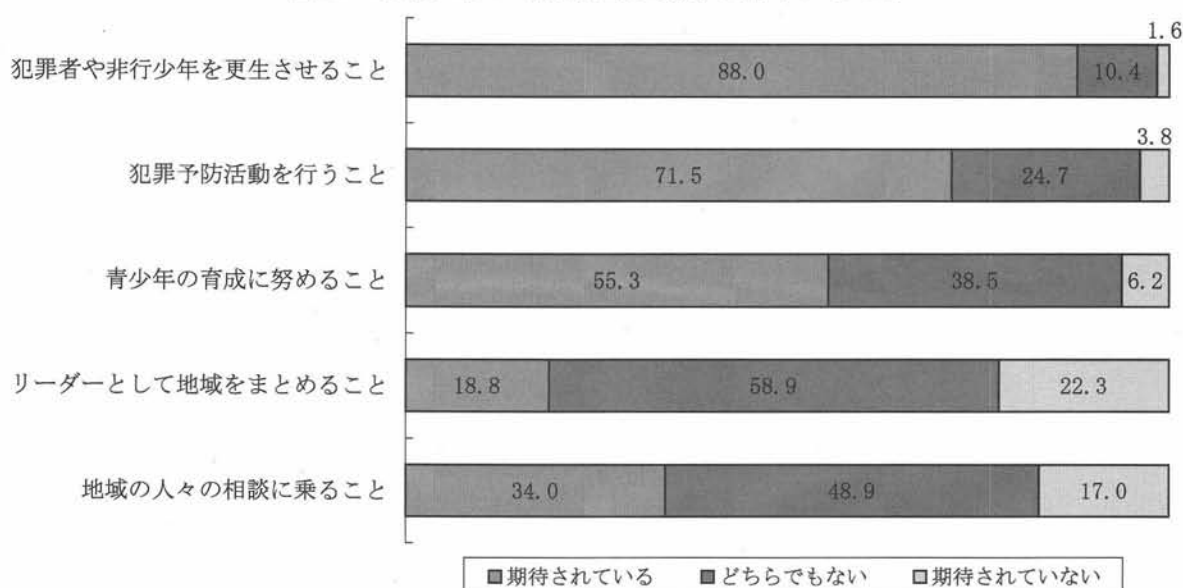
3 無回答を除く。

## (5) 地域において保護司が期待されていること

### ア 単純集計及び自由回答

地域において保護司が期待されているのはどのようなことだと思うかを尋ねた結果が、図30である。当然のごとく、保護司活動の二本の柱である「犯罪者や非行少年を更生させること」と「犯罪予防活動を行うこと」について、「期待されている」とする回答が多かった。特に、対象者の改善更生については、保護司の使命と認識する者が約9割に上った。「青少年の育成に努めること」についても、半数以上が期待されていると認識しており、「地域の人々の相談に乗ること」も、約3人に1人は期待を感じている。その一方、「リーダーとして地域をまとめること」については、「どちらでもない」と答えた者が約6割で、「期待されていない」が、「期待されている」を上回った。

図30 地域において保護司が期待されていること



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

### 【質問紙調査の自由記載回答】

設定した項目以外に、保護司に期待されていることについて自由記載をしてもらったところ、「活動があまり表に出ないため期待の声が低い」、「地域において保護司の存在感が薄い」、「あまり知られていないため期待されることもない」など、そもそも保護司の活動や役割が地域において知られていないために、期待されることも少ない旨の記載があった。その一方、「被害者から相談を受けたり、それに対応することが期待されている」、「非行少年を出さないための、子育てや教育のアドバイザーの役割を期待されている」などの記載も見られた。

### 【面接調査の回答】

「保護司の役割が地域にほとんど知られていないので、保護司への期待と言われても答えにくい」という意見が相当数あった。また、これに関連して、「もっと地域に理解してもらえよう努力する必要がある」、「もう少し宣伝しても良いと思うが、自分の顔があまり知られてしまうとやりづらい面があり、ジレンマを感じる」、「特に学校との関係では、もっと表面に出ても良いのではないか」、「細部まで分かってもらう必要はないが、ある程度 PR して、分かってもらう必要がある」といった

声が聞かれた。そのほか、保護司に期待されていることとして、「子育てのサポートをすること」、「非行以外の問題でも、その経験を生かせるので、地域や学校にもっとかかわること」、「保護司会において非行相談を受けること」などの意見もあった。

## イ 属性とのクロス集計

### (ア) 男女別

男女別では、 $\chi^2$  検定の結果、特に有意な比率の差は見られなかった。

### (イ) 年齢層別

年齢層別に見ると、年齢層が上がるほど、「犯罪者や非行少年を更生させること」、「犯罪予防活動を行うこと」、「青少年の育成に努めること」(図31①)、「リーダーとして地域をまとめること」(図31②)、「地域の人々の相談に乗ること」(図31③)のすべての項目において、「期待されている」と答えた者の比率が高い。年齢層が高い者ほど、保護司に対する地域の様々な期待を強く感じていることがうかがえる。

### (ウ) 保護司経験年数別

保護司経験年数に見ると、経験年数が長いほど、「犯罪予防活動を行うこと」、「リーダーとして地域をまとめること」、「地域の人々の相談に乗ること」に「期待されている」と答えた者の比率が高い。

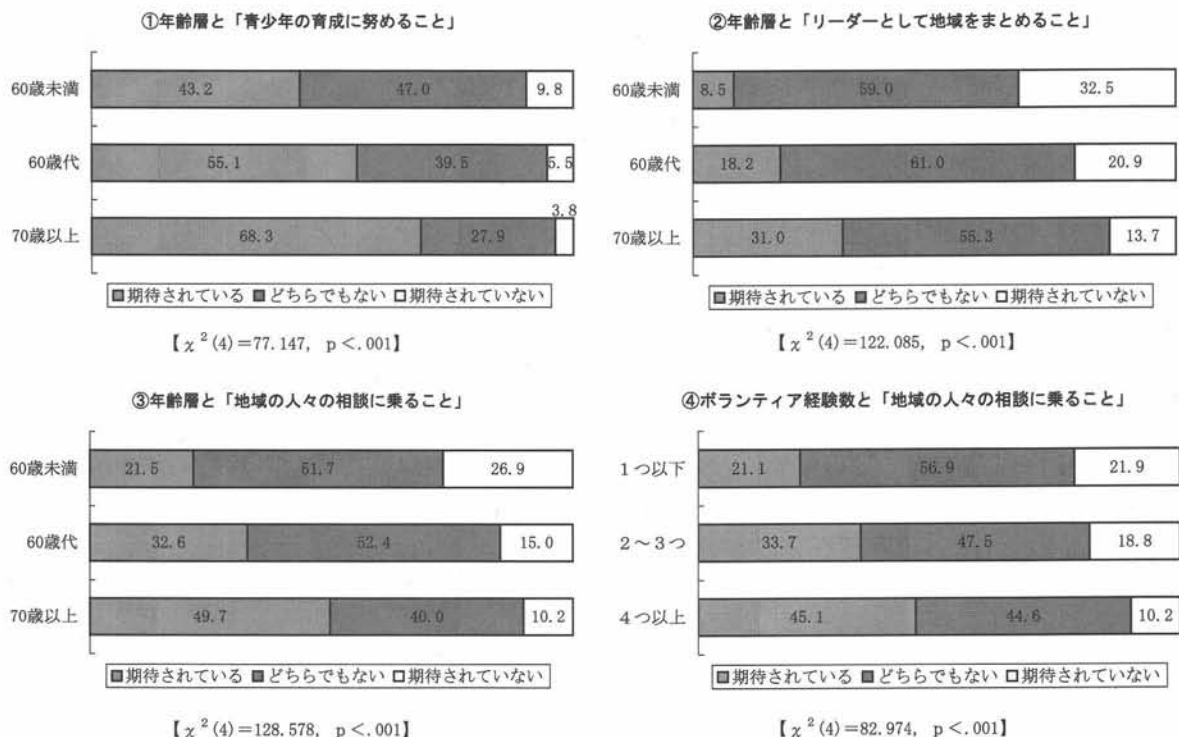
### (エ) 人口規模別

人口規模別では、 $\chi^2$  検定の結果、特に有意な比率の差は見られなかった。

### (オ) 地域居住年数別

地域居住年数別に見ると、地域居住年数が長いほど、「青少年の育成に努めること」、「リーダー

図31 属性と「地域において保護司が期待されていること」との関連



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

として地域をまとめること」、「地域の人々の相談に乗ること」に「期待されている」と答えた者の比率が高い。

(㉔) ボランティア経験数別

ボランティア経験数別に見ると、ボランティア経験数が多いほど、「犯罪予防活動を行うこと」、「青少年の育成に努めること」、「リーダーとして地域をまとめること」、「地域の人々の相談に乗ること」(図31④)に「期待されている」と答えた者の比率が高い。

(6) 地域社会の変化

面接調査においては、「以前(例えば5年くらい前)と比べて、地域社会は変わったと思いますか。変わったとすれば、どのような点が変わりましたか」と質問したが、これに対しては、「住民同士の親しい付き合いが少なくなった」、「あいさつがなくなった」、「連帯感がなくなった」、「助け合いの精神がなくなった」、「力を合わせて何かやるという雰囲気なくなった」、「地域の人たちが町内会に入らなくなり、行事にも参加しなくなった」、「マンションがたくさんできて、新しい住民が増えているが、その人たちは町内会に入らず、交流が乏しい」、「地域のことを他人任せにする風潮が強くなった」、「隣近所との付き合いがなく、情報が得にくくなった」、「見て見ぬふりの人が多くなり、誰も地域の子供を叱らなくなった」、「地域に『温かさ』というものが本当になくなった」、「自己中心的で、他とかかわらない人が増えた」、「大人があいさつをしなくなった」、「ボランティアの分野では、女性や高齢者のパワーが目立つ」、「高齢化が進み、子供が少なくなった」、「子供を地域活動に出すことに消極的になった」、「犯罪が増加した」、「コンビニが増え、そこにたむろする少年も増えた」といった、地域の連帯意識の希薄化や少子高齢化等を挙げる意見が多かった。その一方、「全体的に高齢化してきているが、地域の結び付きは強く、雨が降ると、近所の人洗濯物を取り込んでくれたりする」、「変わらない」、「子育てを通じて親密な地域関係ができており、地域で子供を見守る、悪いことをする子がいたら皆で注意する、という関係になっている」などの意見も、少数であるが見られた。

さらに、「犯罪者や非行少年の更生について、以前(例えば5年くらい前)と比べて、地域の人々の協力は得やすくなったと感じますか、得にくくなったと感じますか。また、地域において犯罪者や非行少年を見る目は変わったと思いますか、変わらないと思いますか」と尋ねたが、これに対しては、「地域の人々が犯罪や非行に無関心になった」という回答が目立つ一方、「変わらない」という回答も多かった。そのほか、「非行の問題を、地域全体の問題ではなく、ただの迷惑ととらえるようになった」、「非行少年を排除する傾向にある」、「空き巣などの被害が増え、犯罪者への視線が厳しくなった」、「地域の目は犯罪者に厳しくなった。その一方、犯罪に無関心な人も増えた」、「保護司への協力が得にくくなってきている。かかわりたくないという姿勢が強い」、「一部の人は、防犯に関する意識は高いが、更生に協力しようという意識は薄い」、「協力が得にくくなった。ケースについて近隣の話は聞けなくなった」などの意見があった。

(7) 小括

ア 多くの者が、保護司以外に複数種類のボランティア等を経験しており、保護司が地域社会において多様な役割を果たしていることが分かる。

イ 保護司であることを積極的に地域に知らせている者は少なく、必要に応じて知らせている者や自

分からは全く知らせていない者がほとんどである。これは、対象者のプライバシーへの配慮と密接に関連しているものと思われる。また、そのようなこともあって、保護司の活動や役割が、地域にあまり浸透していない様子がうかがわれる。

ウ 約半数の者は、対象者やその家族との面識があったケースを担当したことがあるとしており、人口規模の小さい地域に居住する者、地域居住年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、以前から面識があったケースの担当経験を有している。また、男性、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者、人口規模の小さい地域に居住する者、地域居住年数の長い者、ボランティア経験数の多い者において、より地域性をいかした指導・援助を行っていることがうかがわれる。

エ 保護司は、全般的に関係機関・団体との連携を活発に行っている。中でも連携が活発なのは、中学校、地方自治体の福祉部門、交番を含む警察署である。更に連携を深めるべきとの回答が多かったのは、学校などの教育機関・団体である。

オ 年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、関係機関・団体との連携が活発である。また、人口規模の小さい地域に居住する者ほど、地方自治体、高等学校、教育委員会、人権擁護委員との連携が活発であり、人口規模の大きい地域に居住する者ほど、中学校、町内会との連携が活発である。

カ 地域において保護司が期待されている役割としては、犯罪者や非行少年を更生させること、犯罪予防活動を行うこと、青少年の育成に努めることとする者が多い。また、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者、地域居住年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、保護司に対する地域の様々な期待を感じている。なお、面接調査においては、保護司の役割が地域にほとんど知られていないので、保護司への期待と言われても答えにくいという意見が相当数あった。

キ 面接調査によれば、地域社会の変化として、連帯意識が希薄化したことを挙げる保護司が多かった。

## 5 犯罪被害者に関すること

### (1) 被害者等調査の経験

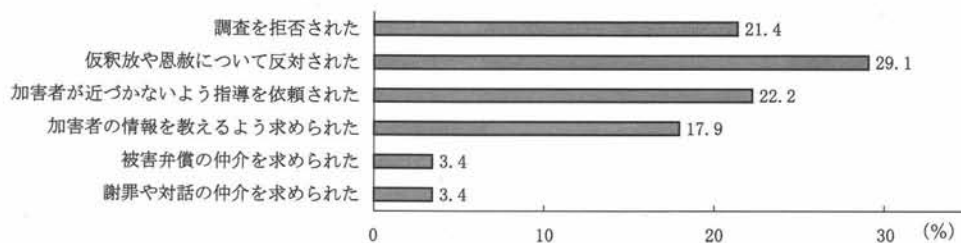
仮釈放審査や恩赦上申検討等に当たっては、必要に応じて、犯罪被害者やその遺族に対し、面接等により直接接触して行う被害者等調査が実施されている。このような調査は保護観察官が行うことが多いが、場合によっては保護司に調査を依頼することがある。

そこで、本調査において、仮釈放審査や恩赦上申検討に当たっての被害者等調査を行った経験があるか、また、経験した際に、被害者や遺族からどのような対応を受けたかについて質問したところ、何らかの被害者等調査の経験がある者は14.4%で、五つの罪種ごとに見ると、経験のある者は、それぞれ3～6%程度であった。最も比率が高いのが、「交通事故の被害者、遺族」で6.4%、次いで、「殺人・傷害致死事件の遺族」(5.6%)、「財産犯(窃盗、詐欺等)の被害者」(4.2%)、「粗暴犯(強盗、傷害等)の被害者」(4.0%)、「性犯罪(強姦等)の被害者」(2.7%)の順である。

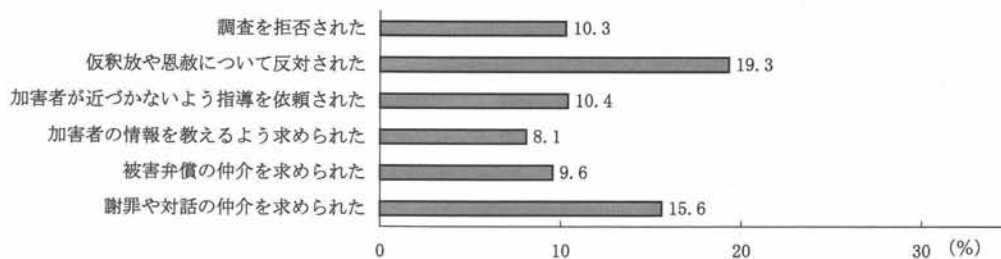
また、罪種ごとに被害者等から受けた対応や要望を見ると、図32のとおり、「殺人・傷害致死事件の遺族」においては、「仮釈放や恩赦について反対された」、「加害者が近づかないよう指導を依頼された」、「調査を拒否された」、「加害者の情報(住所や釈放の時期等)を教えるよう求められた」が比較的多く、「交通事故の被害者、遺族」においては、「仮釈放や恩赦について反対された」、「謝罪や対話の仲介を求められた」が比較的多く、「粗暴犯(強盗、傷害等)の被害者」においては、「加害者が近づかないよう指導を依頼された」、「加害者の情報(住所や釈放の時期等)を教えるよう求められた」が比較的多く、「財産犯(窃盗、詐欺等)の被害者」においては、「加害者が近づかないよう指導を依頼された」、「仮釈

図32 被害者等調査の際の被害者等の対応・要望

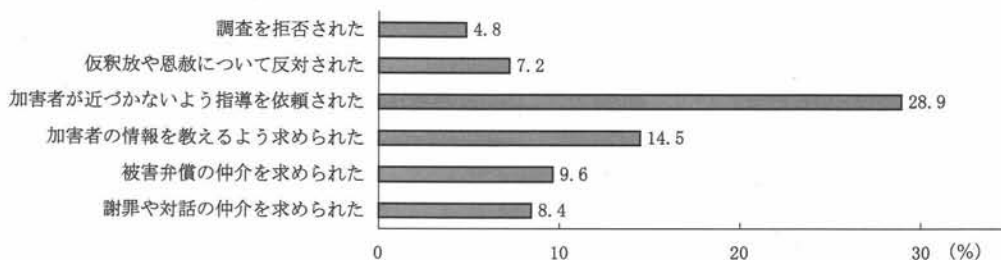
殺人・傷害致死事件の遺族（117人）



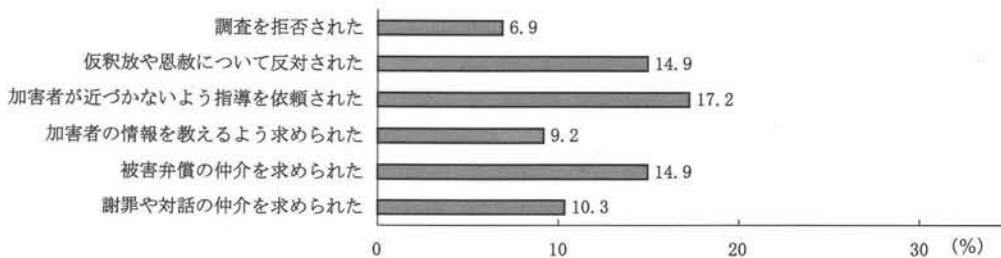
交通事故の被害者、遺族（135人）



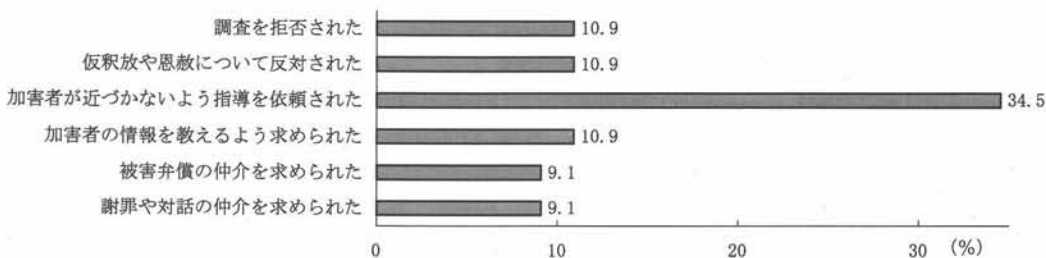
粗暴犯（強盗、傷害等）の被害者（83人）



財産犯（窃盗、詐欺等）の被害者（87人）



性犯罪（強姦等）の被害者（55人）



注 1 法務総合研究所の調査による。

注 2 罪種ごとの、被害者等調査の「経験有り」と答えた者に占める「被害者等の対応・要望」の比率である。

注 3 無回答を除く。

放や恩赦について反対された」、「被害弁償の仲介を求められた」が比較的多く、「性犯罪（強姦等）の被害者」においては、「加害者が近づかないよう指導を依頼された」が比較的多かった。「殺人・傷害致死事件の遺族」の反応が特に厳しいものであることや、罪種によって被害者等の対応や要望に違いがあることがうかがわれる。被害者等の厳しい反応は、被害者等において、調査に当たった保護司自身が加害者の仮釈放や恩赦を望んでいると誤解しがちであることにもよると思われる。

面接調査においては、被害者等調査に関連して、「調査を依頼されたが、既に被害者が転居しており、会うことができなかった」、「殺人の被害者遺族のもとを訪ねたところ、非常に怒られた。『思い出したくないし、加害者に温情をかけるような調査には協力したくない』と言われた」、「被害者遺族に面接したところ、加害者からの謝罪もなく許せないという反応であった。しかし、仮釈放については『仕方がない』と語っていた」、「詐欺の被害者のもとに調査に行ったところ、『なぜあんな人間の肩を持つのか。そんなことを無給でやるなんて信じられない』と言われた」、「殺人の被害者遺族からは、『過去のことは仕方がない。思い出したくないので二度と来ないでほしい』と言われ、詐欺の被害者からは、『事件のことはもういい。弁償の必要もない』と言われた」、「交通事件の被害者を訪ねたところ、加害者に対して強い反感を持っており、私に対しても最初は警戒を隠さなかった。しかし、話をしているうちに、こちらの立場を理解してくれたようだった」などの発言があった。

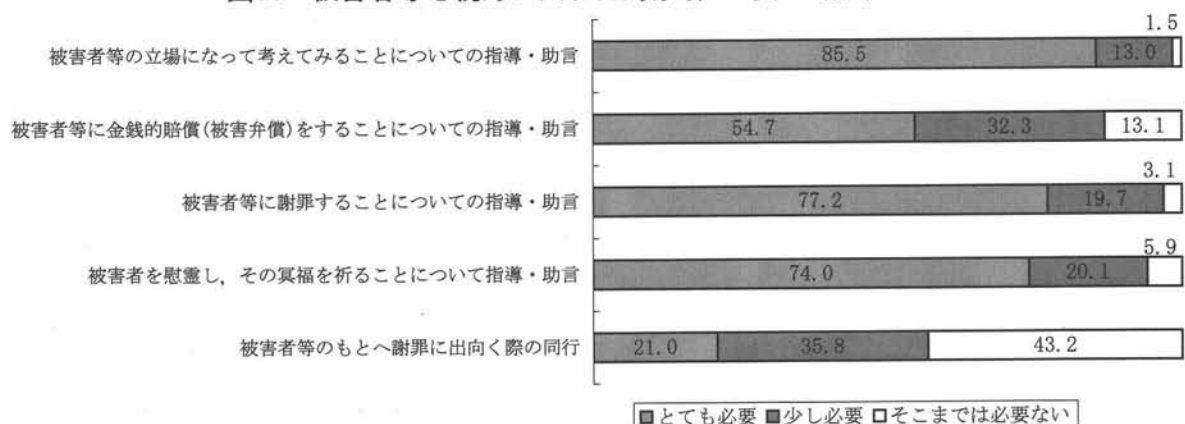
## (2) 被害者等を視野に入れた対象者に対する指導・援助

### ア 単純集計及び自由回答

保護観察処遇においては、被害者等を視野に入れて、対象者に指導・援助を行うことが重要な課題となっている。そこで、「被害者等に関連して、保護観察を行う上で、対象者に対し次のような指導・援助をなさったことがありますか」と質問したところ、「被害者等の立場になって考えてみることにについての指導・助言」の経験が一番多く65.6%、次いで、「被害者等に謝罪することについての指導・助言」(51.8%)、「被害者等に金銭的賠償（被害弁償）をすることについての指導・助言」(43.2%)、「被害者を慰霊し、その冥福を祈ることについての指導・助言」(18.1%)、「被害者等のもとへ謝罪に出向く際の同行」(4.6%)の順であった。保護司の相当数が、保護観察処遇において、被害者等を視野に入れた指導・助言を行っている様子が分かる。

指導・援助の必要性については、図33のとおり、被害者等の立場の理解、被害者等への謝罪、被

図33 被害者等を視野に入れた対象者に対する指導・援助



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

害者の慰霊や冥福を祈ること、被害者等への金銭的弁償の4項目とも、必要性が高いとの認識が示された。その一方、「被害者等のもとへ謝罪に向く際の同行」については、必要とする者が56.8%、そこまでは必要ないとする者が43.2%と分かれた。

#### 【質問紙調査の自由記載回答】

質問紙調査においては、図33のような項目のほかに、被害者等に関連して対象者に対し指導・援助を行ったことや、指導・援助が必要と思われることについての自由記載欄を設けた。

そこには、実際の経験として、「少年がまだ少年院収容中に、少年の母親が被害者に謝罪をしたいと言ったので、同行したことがある」、「被害者の墓所が遠方にあり、本人が運転免許を持っていなかったで、同行して一緒に冥福を祈ったことがある」、「被害者に本人の謝罪の意向を伝えたところ、厳しい口調で拒否されたことがある」、「対象者に被害弁償を指導し、具体的な弁償の意思を固めさせたものの、被害者への連絡がとれなかったことがある」、「対象者の希望により、僧侶である別の保護司の協力を得て、被害者を供養したことがある」、「加害者の刑期は終わっても被害者にとって終わりはない。そのことを忘れないようにと指導している」、「被害者への謝罪の気持ちは一番大切なものであるという認識で指導に当たっている」、「対象者が被害者について触れる発言を少しでもした場合は、それを見逃さずに、『どう思うか』、『どう対処するか』と尋ね、意識を深めさせるようにしている」、「最初の面接のとき、被害者への謝罪や弁償の重要性を強調している」、「被害弁償をするよう指導しているが、昨今の不況で就職先が見つからない対象者も多い。その点が難しい」、「満足な被害弁償ができるようになるためには、日常生活の改善や稼働意欲の向上が重要であり、それを支えるよう心掛けている」などの記載が見られた。

また、指導・援助に関する認識として、「例えば、被害者やその関係者が受ける様々な苦痛を描いたビデオを作成し、それを面接の際に一緒に見て、話し合うことも有効ではないか」、「被害者だけでなく、その家族が受けた心の傷にも目が向くよう指導・助言することが必要である」、「年少の対象者の場合、罪の意識が薄いので、特によく指導することが必要である。また、その親にも、事件を起こしたのは他人のせいだという意識が強いことがあるため、指導の必要性を感じる」、「引受人である親に、被害者への謝罪の意識が十分でないとき、もっと親を積極的に指導できないものだろうかと思う」などが挙げられた。

その他、「出所当初は被害者への謝罪の気持ちが十分にうかがえるのだが、それが年月とともに薄れていくようで悲しい」、「息子を交通事故で亡くした経験があるので、被害者の気持ちがよく分かる」、「被害者の気持ちや生活状況について知ることは、対象者の反省のためにも必要だと思うが、保護司はそれを知り得る機会があまりない」、「金銭的な問題になると保護司は無力である」、「友人から、『保護司は加害者の更生保護に当たっているのかもしれないが、被害者の保護に当たらず放置している』と言われたことがある」、「更生保護の立場にあっても、被害者への援助は重要なことである」、「被害者への公的援助が絶対に必要である」などの記載も見られた。

#### 【面接調査の回答】

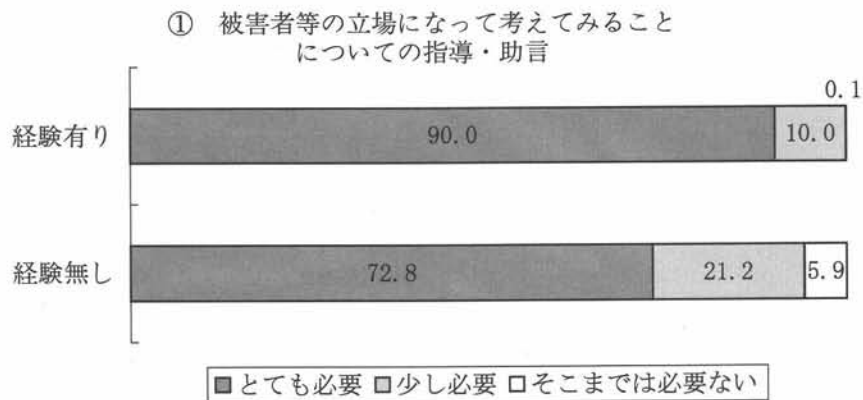
面接調査においては、「被害弁償について必ず確認し、未済であればきちんと弁償するよう指導している」、「のど元過ぎれば熱さ忘れるという対象者もいるため、面接の中で、被害者の気持ちを上げるようにしている」、「『修復的司法』をテーマに、保護司会で勉強会を持ったことがある」、

「交通事故で2人を死亡させたケースを担当したとき、もし対象者から頼まれたら、被害者遺族への謝罪に同行しようと思っていたが、その対象者は一人で遺族宅を何回か訪ねた。その被害者遺族は他の町に住んでいたが、もしも私と同じ町に住んでいたら、加害者側の保護司として同行するのはちゅうちょしたかもしれない」、「被害者と対象者の面談の仲立ちをしたことがある。約束を取り付けて、被害者宅まで付き添った」、「今後は、もっと被害者の視点を処遇に取り入れていきたい。そのためにも、被害者の状況に関する情報が欲しい」といった発言があった。

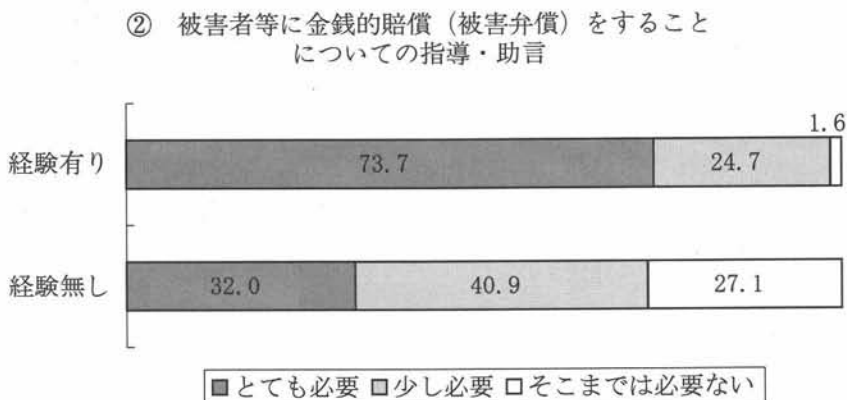
#### イ 指導・援助の経験と必要性の認識との関連

被害者等を視野に入れた指導・援助の経験と、指導・援助の必要性の認識についてクロスして見たところ、図34①～⑤のとおり、いずれの指導・援助においても、経験を有する者の方が必要性の認識が高かった。指導・援助を経験したことによってその必要性を認識するようになったのか、又は、必要性を認識していたため、実際の指導・援助を行ったのかは明らかではないが、経験の有無と必要性の認識については、何らかの関係があることが分かった。

図34 被害者等を視野に入れた指導・援助の経験と必要性の認識との関連

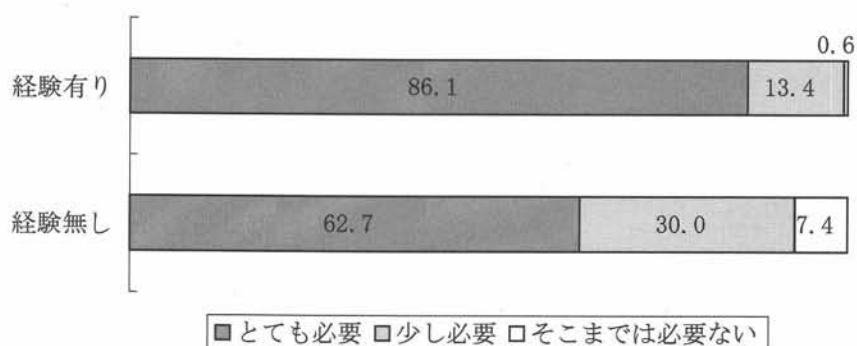


【 $\chi^2(2)=121.164, p<.001$ 】

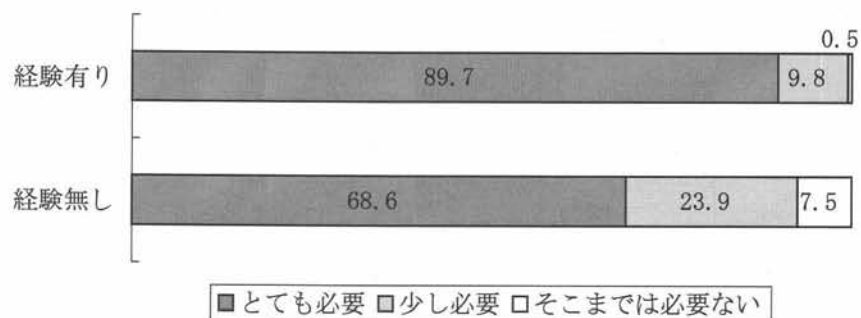


【 $\chi^2(2)=357.524, p<.001$ 】

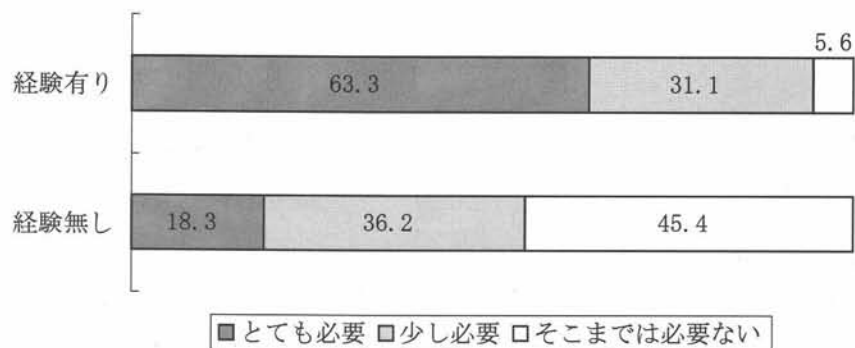
## ③ 被害者等に謝罪することについての指導・助言

【 $\chi^2(2) = 141.950, p < .001$ 】

## ④ 被害者を慰霊し、その冥福を祈ることについての指導・助言

【 $\chi^2(2) = 66.473, p < .001$ 】

## ⑤ 被害者等のもとへ謝罪に出向く際の同行

【 $\chi^2(2) = 111.700, p < .001$ 】

注 1 法務総合研究所の調査による。

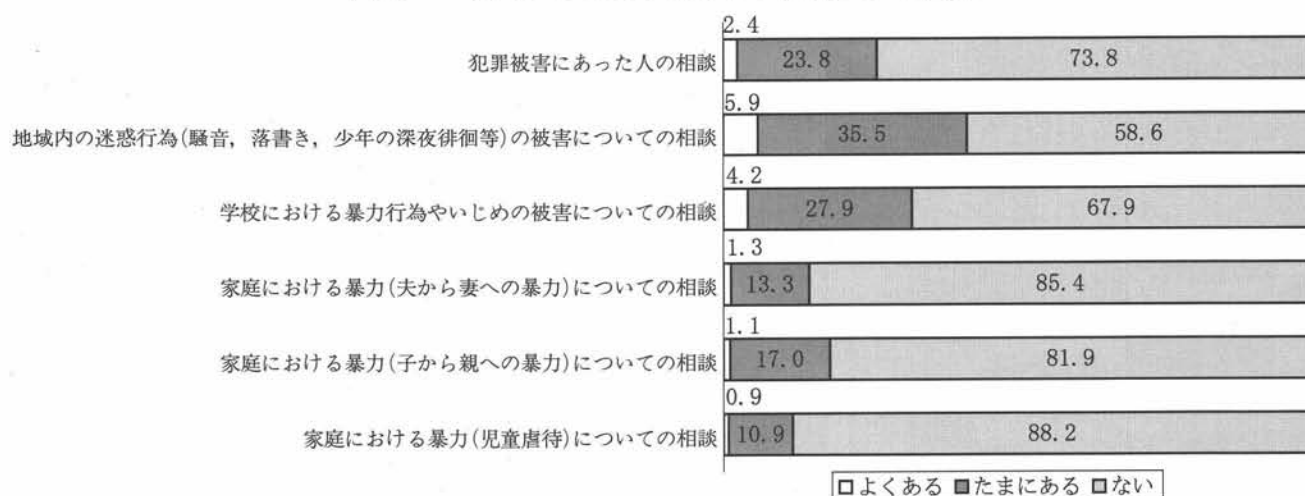
2 無回答を除く。

## (3) 一般人からの犯罪被害等の相談に乗る経験

## ア 単純集計及び自由回答

「保護観察や環境調整とは関係なく、一般的な犯罪被害等に関する様々な相談に乗ることがありますか」と尋ねたところ、図35のとおり、「よくある」又は「たまにある」と答えた者の合計比率は、「地域内の迷惑行為（騒音、落書き、少年の深夜徘徊等）の被害について相談に乗る」が約4割と最も高く、次いで、「学校における暴力行為やいじめの被害について相談に乗る」と「犯罪被害にあった人の相談に乗る」が、それぞれ約3割という結果であった。家庭における暴力の相談についても、1割ないし2割の者が相談に乗っていた。何らかの相談に乗ったことのある者が56.2%で、かなりの保護司が、一般人による犯罪被害等の相談を受けている実態が分かる。

図35 一般人からの犯罪被害等の相談に乗る経験



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

## 【質問紙調査の自由記載回答】

一般人からの相談事として、「オレオレ詐欺の被害に関する相談」、「空き巣被害に遭った人からの被害届の出し方に関する相談」、「知的障害のある少女が、無理矢理高価な宝石を売りつけられたことに関する相談」、「悪質な訪問販売に関する相談」、「いたずら電話やストーカー行為への対処に関する相談」、「登下校時に痴漢が出ることに関する相談」、「のぞき見をされたことに関する相談」、「ひき逃げ事故に関する相談」、「身に覚えのない債務に関する相談」、「サラ金など消費者金融に関する相談」、「公園などでの花火、騒音に関する相談」、「コンビニ前に若者がたむろしていることに関する相談」、「家庭における高齢者虐待に関する相談」、「行方不明者に関する相談」、「子供の不登校、ひきこもり、性行動など、養育に関する相談」、「子供が部屋でシンナーを吸っているという親からの相談」、「別れた夫から復縁を迫られ、暴行を受けた女性からの相談」などの記載があり、「よろず相談所的に相談がある」と記載した保護司もいた。

また、質問紙調査において、「犯罪被害等に関する相談を受ける中で、対応に工夫したことや苦慮したことなどがありましたら、自由にお書きください」と自由記載を求めたところ、実際の対応としては、「DVについて、警察と連絡をとり、婦人相談所に一時保護してもらった」、「児童虐待について、児童相談所に連絡し、保護してもらった」、「できるだけ良く事情を聞いた上で、関係機関等

につなげている」、「学校や警察と連絡をとり合った」、「適当な相談先について、保護観察所からアドバイスもらった」などが挙げられ、相談を受ける姿勢としては、「何でも聴こうという姿勢で、話しやすい雰囲気を作るようにしている」、「相手を援助するためには、各種情報や資料を収集し、知識を持っておくことが必要である」、「時間をかけて話を聴き、共に解決の糸口を見つけるようにする」、「どうしたら被害を最小限に食い止められるか、現状を回復できるか、気持ちを前向きにすることができるか、それらの点を念頭に置いて援助する」などが挙げられ、苦慮したこととしては、「すぐに決着をつけてほしいと要望され、結論が出せずに苦しんだ」、「家庭内暴力の相談が加害者に知れ、暴力が一層ひどくなったことがある」、「被害者と加害者の板挟みになり、苦しんだことがある」、「精神的な支援や、アドバイス、専門機関紹介のタイミングなど、難しいと感じる」、「被害が事実かどうかを確認することが難しい」などが挙げられた。

#### 【面接調査の回答】

面接調査においても、質問紙調査の自由記載と同様の質問をしたところ、「孫からの家庭内暴力やいじめに関する相談を受ける。家庭内暴力については、表沙汰にしないでほしいというものが多く、動きづらい。いじめについては、学校に出向いて、注意して見てくれるよう依頼する」、「子供の非行、不登校、いじめ被害などに関する相談をよく受けるが、その都度適切なアドバイスが出来るよう心掛けている」、「『心配な家庭がある』と相談を受けると、そこを訪問して、家の人から話を聴いてみることもある。必要に応じて助言したり、社会資源と一緒に探したり、学校に相談したりする。どんな問題でも、身体を使って当たってみることが大切と思う」、「自宅で、非行について考えるミニ集会を開いてから、非行に関する相談事が増えた」、「悪徳商法の被害について相談があり、専門的な相談機関に行くよう助言した」、「家庭内暴力の相談を受けると、家庭訪問して暴力を振るう子と面談してみる。自分の家に遊びに来させて、それとなく指導したこともあった」などの発言が見られた。

#### イ 属性とのクロス集計

一般人からの犯罪被害等の相談に乗ることについて、「よくある」及び「たまにある」を「ある」にまとめ、これと「ない」との二つの群とし、属性とクロスして見たところ、次のような結果であった。

##### (ア) 男女別

男女別に見ると、男性の方が、「犯罪被害にあった人の相談に乗る」の比率が高く、女性の方が、「家庭における暴力（夫から妻への暴力）について相談に乗る」、「家庭における暴力（児童虐待）について相談に乗る」の比率が高い。

##### (イ) 年齢層別

年齢層別に見ると、年齢層が上がるほど、「犯罪被害にあった人の相談に乗る」(図36①)、「地域内の迷惑行為（騒音、落書き、少年の深夜徘徊等）の被害について相談に乗る」(図36②)、「家庭における暴力（夫から妻への暴力）について相談に乗る」、「家庭における暴力（子から親への暴力）について相談に乗る」の比率が高い。

##### (ウ) 保護司経験年数別

保護司経験年数別に見ると、経験年数が長いほど、「犯罪被害にあった人の相談に乗る」(図36③)、「地域内の迷惑行為（騒音、落書き、少年の深夜徘徊等）の被害について相談に乗る」、「学

校における暴力行為やいじめの被害について相談に乗る」、「家庭における暴力（夫から妻への暴力）について相談に乗る」、「家庭における暴力（子から親への暴力）について相談に乗る」の比率が高い。

(エ) 人口規模別

人口規模別に見ると、人口規模が大きいほど、「地域内の迷惑行為（騒音、落書き、少年の深夜徘徊等）の被害について相談に乗る」（図36④）の比率が高い。また、「学校における暴力行為やいじめの被害について相談に乗る」、「家庭における暴力（子から親への暴力）について相談に乗る」については、中規模群（5万人以上30万人未満）で最も比率が高かった。

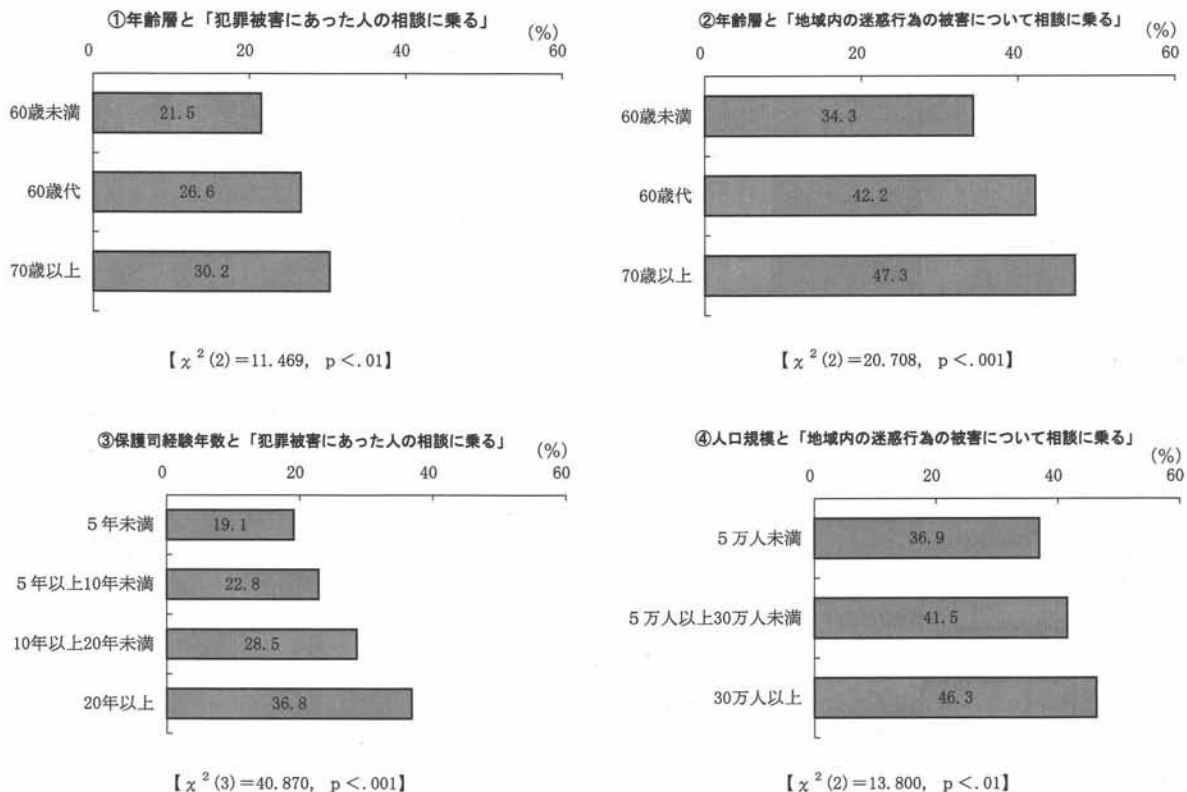
(オ) 地域居住年数別

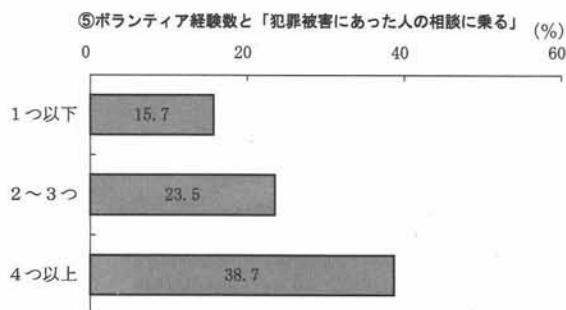
地域居住年数別では、 $\chi^2$  検定の結果、特に有意な比率の差は見られなかった。

(カ) ボランティア経験数別

ボランティア経験数別に見ると、すべての項目において、ボランティア経験数が多いほど、「ある」と答えた者の比率が高い（例えば、「犯罪被害にあった人の相談に乗る」（図36⑤）、「地域内の迷惑行為（騒音、落書き、少年の深夜徘徊等）の被害について相談に乗る」（図36⑥）。）。年齢や保護司経験と同様、ボランティア経験という変数が、一般人からの犯罪被害等の相談に乗ることと関連していることが分かる。

図36 属性と「一般人からの犯罪被害等の相談に乗る経験」との関連



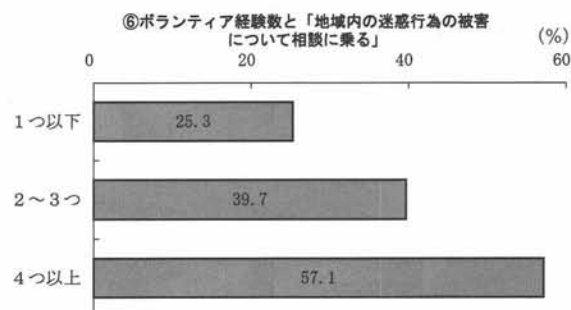


【 $\chi^2(2)=84.038, p<.001$ 】

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「よくある」又は「たまにある」と答えた者の比率である。

3 無回答を除く。



【 $\chi^2(2)=122.807, p<.001$ 】

#### (4) 小括

- ア 仮釈放審査や恩赦上申検討に関連する被害者等調査を経験している保護司は約7人に1人であった。調査時の被害者等の対応は、殺人・傷害致死事件の遺族において特に厳しいものであった。また、罪種によって、被害者等の対応や要望に差が見られた。
- イ 被害者等を視野に入れた対象者への指導・援助については、相当数の保護司が実際に行っており、また、大部分の保護司が、その必要性を感じている。ただし、被害者等のもとへ謝罪に出向く際の同行については、その必要性について意見が分かれた。
- ウ 一般人からの犯罪被害等の相談については、半数以上の者が何らかの相談を受けていた。相談内容は、「よろず相談所的に相談がある」ほど、多岐に及んでいる。また、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、相談を受けた経験を有している。

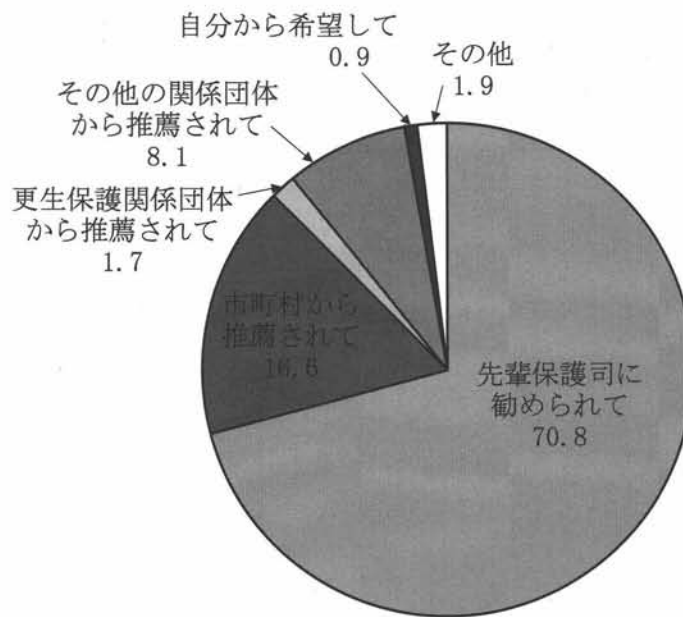
## 6 新任保護司の確保に関すること

### (1) 保護司になったきっかけ

#### ア 単純集計及び自由回答

保護司になったきっかけを尋ねたところ、図37のとおり、先輩保護司に勧められてなった者が約7割を占めており、市町村、更生保護関係団体及びその他の関係団体から推薦されてなった者は約4分の1で、自ら希望して保護司になった者は0.9%にすぎない。その他のきっかけとしては、「保護観察所の勧めで」や「親が保護司をしていて」などがある。

図37 保護司になったきっかけ



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

面接調査において、保護司になった動機やきっかけについて尋ねたところ、「犯罪をした人たちと会うのは怖かったし、近所にどう思われるだろうかと心配だったが、何度も就任を頼まれ、家族からも励まされて、やってみようと思った」、「家計の苦しい中私を進学させてくれた父が早く亡くなった。父に親孝行できなかった分社会に恩返ししたいと思い、保護司を引き受けた」、「地域のつながりが希薄化する一方の中、何か地域のために役立ちたいと思っていたところ、保護司にならないかと勧められた」、「地域の町内会長から頼まれ、1か月ほど断り続けた末に引き受けた」、「民生委員をやっている時に、先輩保護司から勧められた。早くに母を亡くし、私自身が地域の人々に大変お世話になってきたので、大きくなったら何か恩返ししたいと思っていた」、「先輩保護司に勧められ、一旦は断ったが、誰かのために自分が役立てるならばと思い、引き受けた」、「若いころに、バスの転落事故で重傷を負ったことがあり、その入院中に『自分に何ができるだろうか』と深く考えたことがある。その何かが、保護司であったのだと思う」、「30代のころ、そろそろ社会貢献したいと思っていたところ、先輩保護司の話を聞いて、自分もやってみたいと思うようになった」、「中学校の教師をやっていた当時、生徒指導が生きがかった。定年退職後保護司を勧められて、迷わず就任した」など、質問紙調査には表れてこない、多彩な回答が得られた。

#### イ 属性とのクロス集計

男女別では、特に大きな差は見られなかった。なお、「自分から希望して」保護司になった20人の内訳は、男性17人、女性3人である。年齢層別に見ると、年齢層が下がるほど、「先輩保護司に勧められて」の比率が高く、年齢層が上がるほど、「市町村から推薦されて」の比率が高い。人口規模別に見ると、人口規模が大きいほど、「先輩保護司に勧められて」や「その他の関係団体（民生委員・児童委員協議会、少年補導員連絡協議会、町内会、PTA など）から推薦されて」の比率が高く、人口規模が小さいほど、「市町村から推薦されて」の比率が高い。地域居住年数別に見ると、地域居住年数が長いほど、「市町村から推薦されて」の比率が高い。ボランティア経験数別に見ると、ボラン

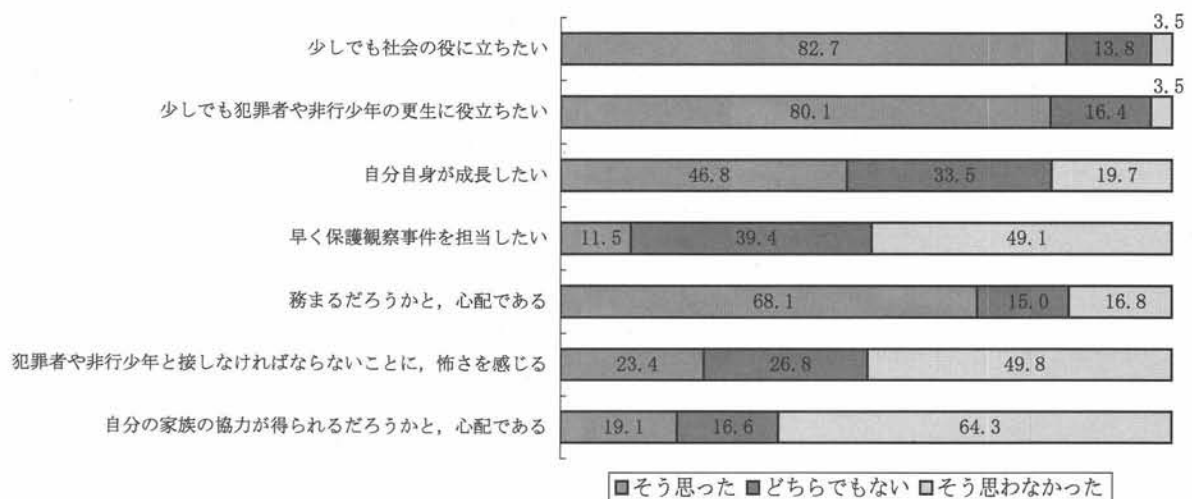
ティア経験数が多いほど、「市町村から推薦されて」の比率が高い。

## (2) 保護司になった時の気持ち

### ア 単純集計及び自由回答

保護司になった時の気持ちについて質問すると、図38のとおり、「務まるだろうかと、心配である」と感じながらも、「少しでも社会の役に立ちたい」、「少しでも犯罪者や非行少年の更生に役立ちたい」という気持ちで保護司に就任した者が多いことが分かる。また、「自分自身が成長したい」という答えも多く、保護司が、社会や他人のために役立ちたいという社会貢献の意識とともに、保護司活動を通じて自らを成長させていきたいという意識を持っていることが分かる。

図38 保護司になった時の気持ち



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

### 【質問紙調査の自由記載回答】

自由記載欄には、「仕事との両立が困難ではないかと思った」、「私のような者が犯罪者の更生に役立てるのだろうかと不安だった」、「自分の家族に何らかの影響を与えるのではないかと少し心配した」、「自分や家族が危険にさらされないか、自宅に対象者を入れても大丈夫なのか、自分に務まるだろうか大変迷った」、「大変な職務を引き受けてしまったと緊張した」、「保護司の役割をあまりよく理解しないままに引き受けてしまった」といった、就任時の不安や心配が率直に記載されている一方、「夫が『家族でどんな協力もするから』と言ってくれ、そのことに感謝した」、「研修などを通じて更に勉強していこうと思った」、「視野を広めることができたと思った」、「自分自身、常に襟を正して行動しなければと思った」、「自分自身の人間性が問われると思った」、「自分自身の挑戦だと思った」、「社会勉強ができると思った」、「不安もあったが、社会に役立てる喜びがあった」、「自分の住んでいる地域から犯罪者が出ないようにしたいという気持ちだった」、「少しでも地域の方々のお役に立てればと思った」などの貢献意識や積極的な意識が記載されている。

## 【面接調査の回答】

面接調査においても、「地域のために何かやらねばと思ったが、どんな対象者を担当することになるのか不安だった」、「想像以上に大変な仕事だと感じたが、できる限りのことをやろうと思った」、「務まるだろうかと心配だったが、当時は社会が混乱し、身寄りのない子供が街にあふれていたので、多少とも非行防止に役立ちたいと思った」、「難しい仕事だと思ったが、対象者を担当して初めて保護司になった気がした」、「重圧感を感じたが、最後までやり遂げなければと思った」、「戸惑いもあったが、有意義な仕事だと思った」、「緊張するとともに、やりがいを感じた」といった、アンビバレンス（両価的）な答えが得られた。

## イ 属性とのクロス集計

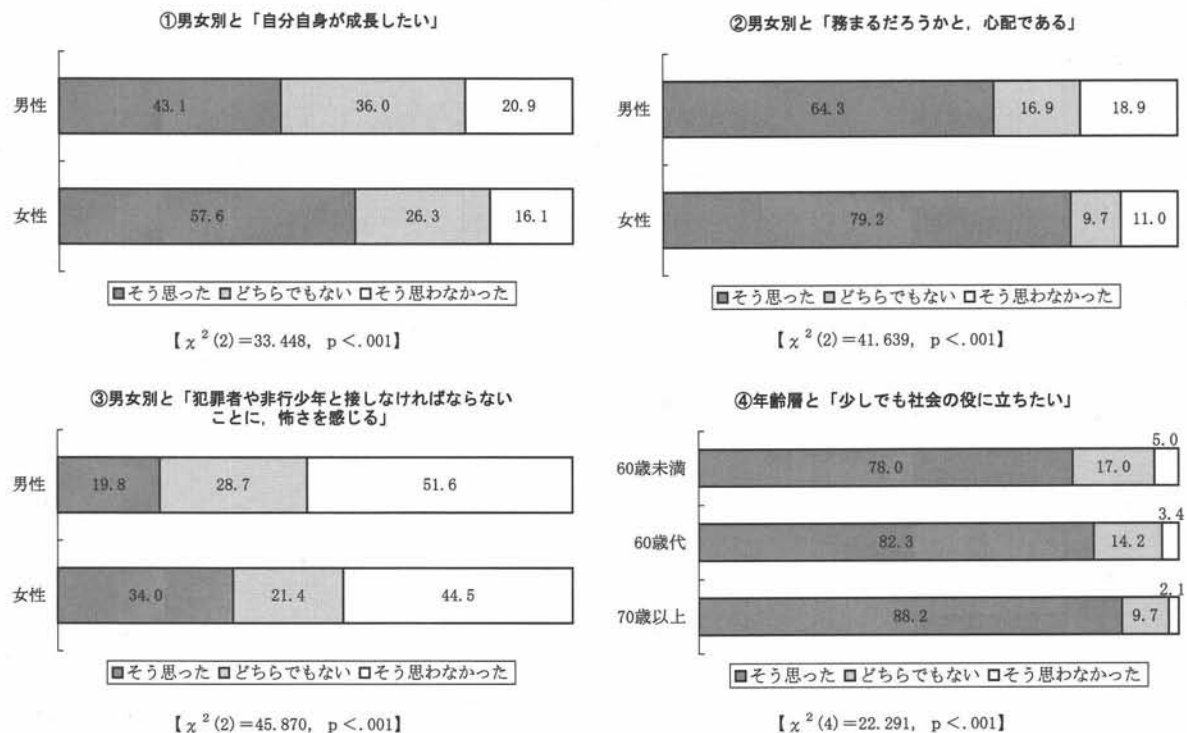
## (ア) 男女別

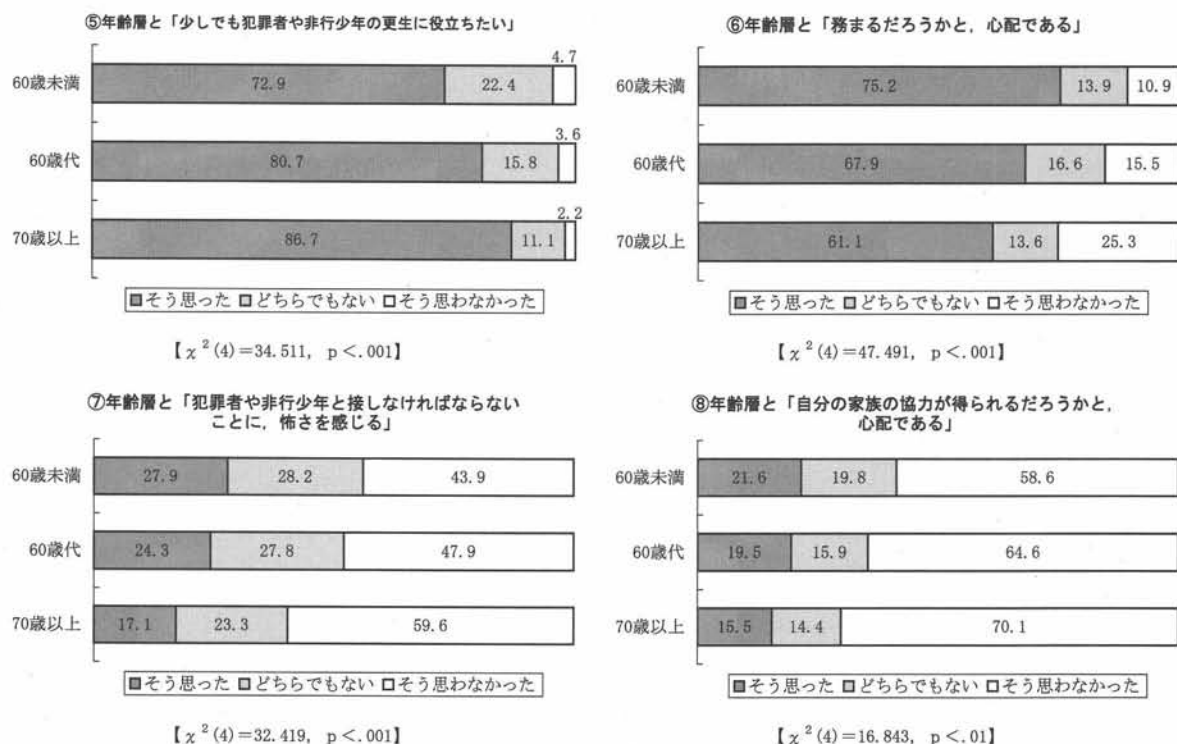
男女別に見ると、女性の方が、「自分自身が成長したい」(図39①)、「務まるだろうかと、心配である」(図39②)、「犯罪者や非行少年と接しなければならぬことに、怖さを感じる」(図39③)に「そう思った」と答えた者の比率が高い。

## (イ) 年齢層別

年齢層別に見ると、年齢層が上がるほど、「少しでも社会の役に立ちたい」(図39④)、「少しでも犯罪者や非行少年の更生に役立ちたい」(図39⑤)、「早く保護観察事件を担当したい」に「そう思った」と答えた者の比率が高く、年齢層が下がるほど、「務まるだろうかと、心配である」(図39⑥)、「犯罪者や非行少年と接しなければならぬことに、怖さを感じる」(図39⑦)、「自分の家族の協力が得られるだろうかと、心配である」(図39⑧)に「そう思った」と答えた者の比率が高い。

図39 属性と保護司になった時の気持ちとの関連





注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

#### (ウ) 人口規模別

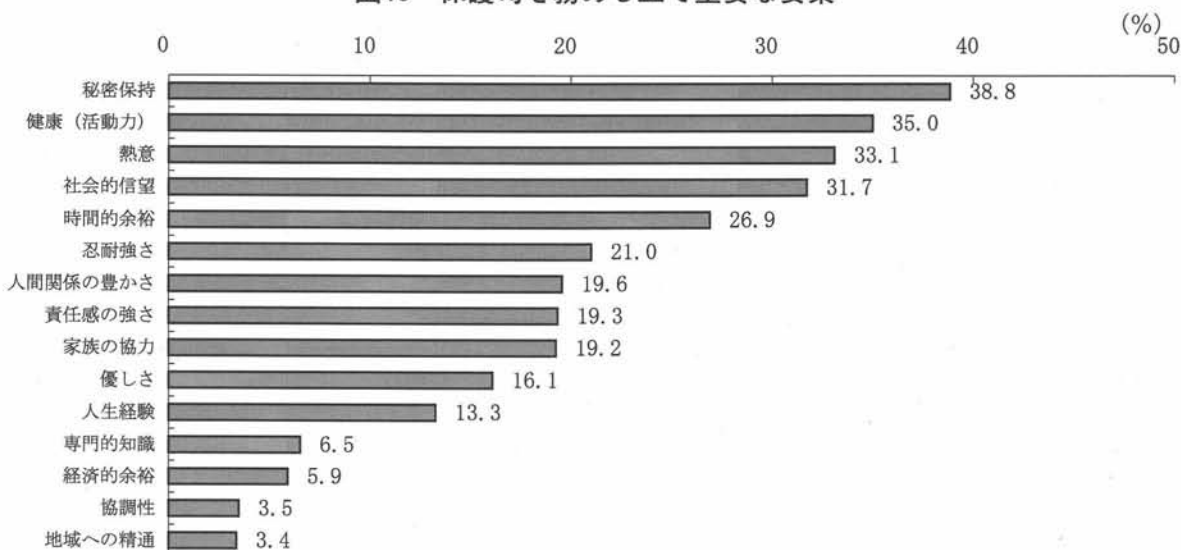
人口規模で見ると、人口規模が大きいほど、「少しでも社会の役に立ちたい」、「自分自身が成長したい」、「早く保護観察事件を担当したい」に「そう思った」と答えた者の比率が高い。

#### (3) 保護司を務める上で重要な要素

##### ア 単純集計及び自由回答

「どのような要素が、保護司を務める上でより重要だと思いますか。3つまで選んでください。」と質問したところ、図40のとおり、「秘密保持」を挙げる者が最も多く、以下、「健康（活動力）」

図40 保護司を務める上で重要な要素



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 最大三つまでの複数回答である。  
3 全回答者に占める比率である。

「熱意」、「社会的信望」、「時間的余裕」、「忍耐強さ」の順であった。「専門的知識」、「経済的余裕」、「協調性」、「地域への精通」を挙げる者は比較的少ない。

面接調査においては、「危機場面での判断力」、「保護司組織との協調性」、「非行が複雑化しているため、ある程度の専門知識」、「色々な角度からものを見ることのできる力」、「ユーモア」、「研究心」、「見返りを求めないこと」といったことも挙げられた。

## イ 属性とのクロス集計

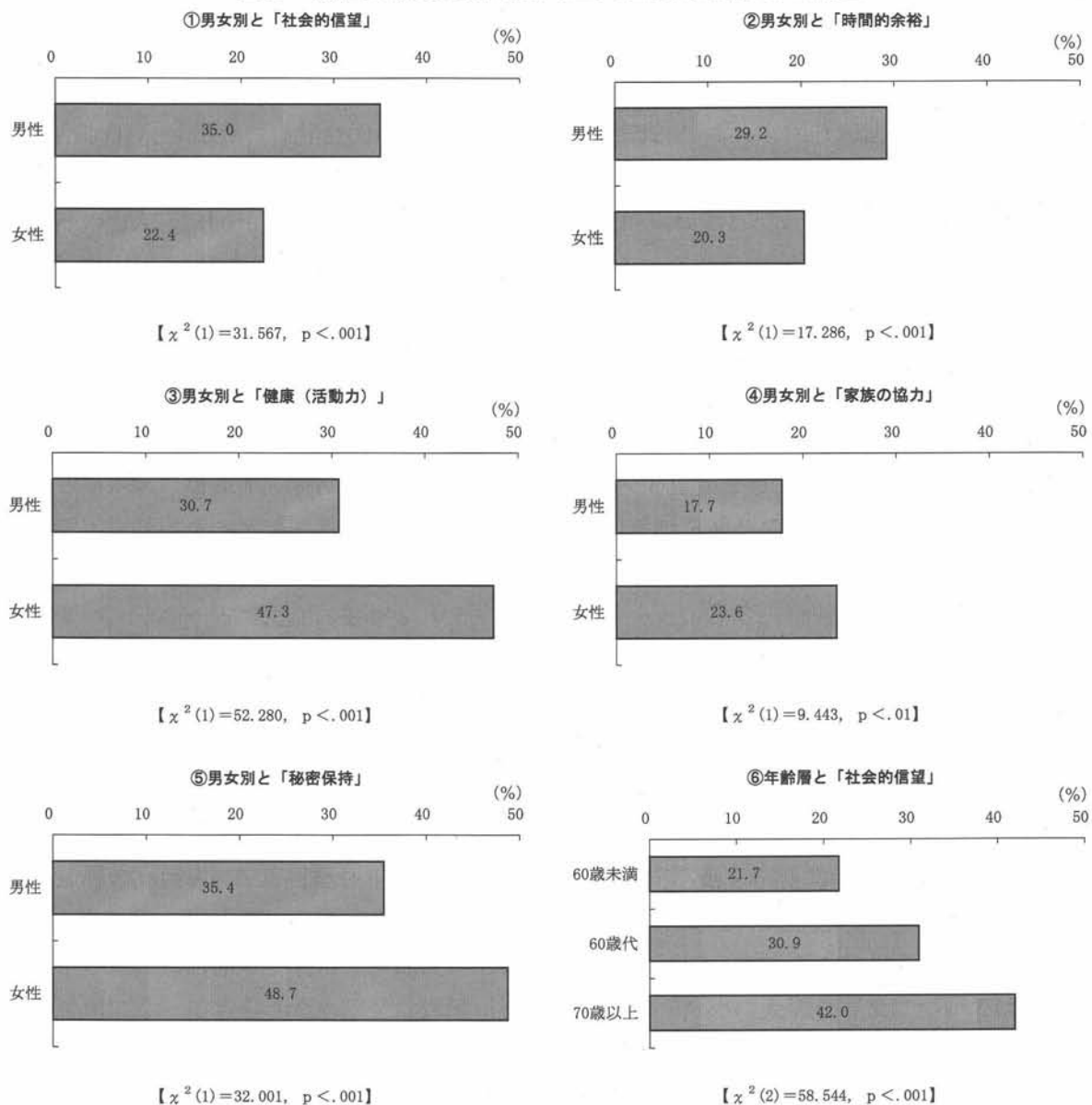
### (ア) 男女別

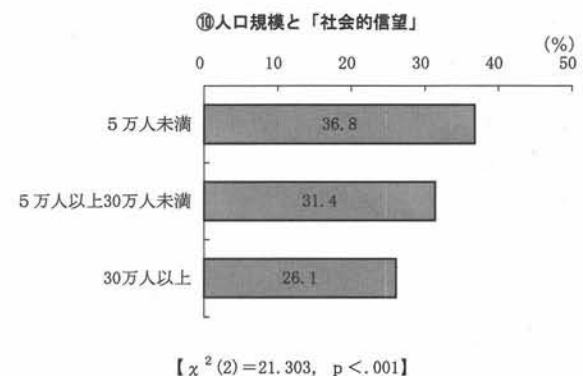
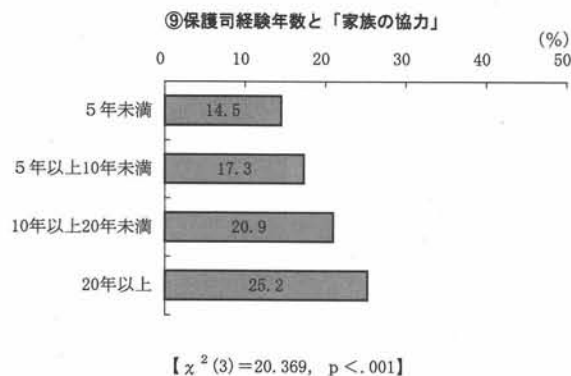
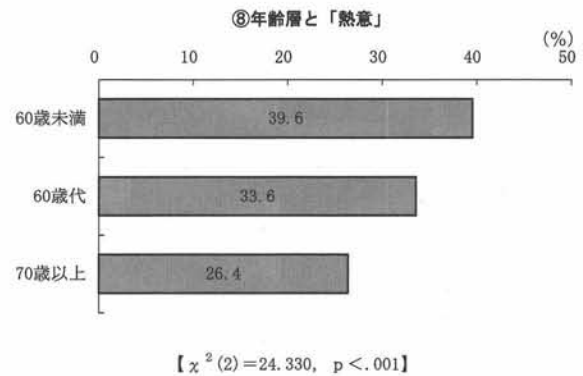
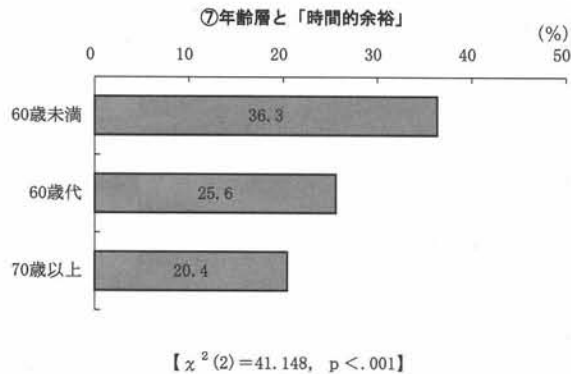
男女別に見ると、男性の方が、「社会的信望」(図41①)、「時間的余裕」(図41②)、「熱意」、「人生経験」、「地域への精通」の選択率が高く、女性の方が、「健康(活動力)」(図41③)、「優しさ」、「家族の協力」(図41④)、「秘密保持」(図41⑤)の選択率が高い。

### (イ) 年齢層別

年齢層別で見ると、年齢層が上がるほど、「社会的信望」(図41⑥)、「健康(活動力)」、「家族の協力」の選択率が高く、年齢層が下がるほど、「時間的余裕」(図41⑦)、「熱意」(図41⑧)、「優し

図41 属性と保護司を務める上で重要な要素との関連





- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 最大三つまでの複数回答である。  
 3 属性ごとの選択率である。  
 4 属性の無回答を除く。

さ」の選択率が高い。

#### (ウ) 保護司経験年数別

保護司経験年数で見ると、経験年数が長いほど、「社会的信望」、「家族の協力」(図41⑨)の選択率が高く、経験年数が短いほど、「熱意」、「優しさ」の選択率が高い。

#### (エ) 人口規模別

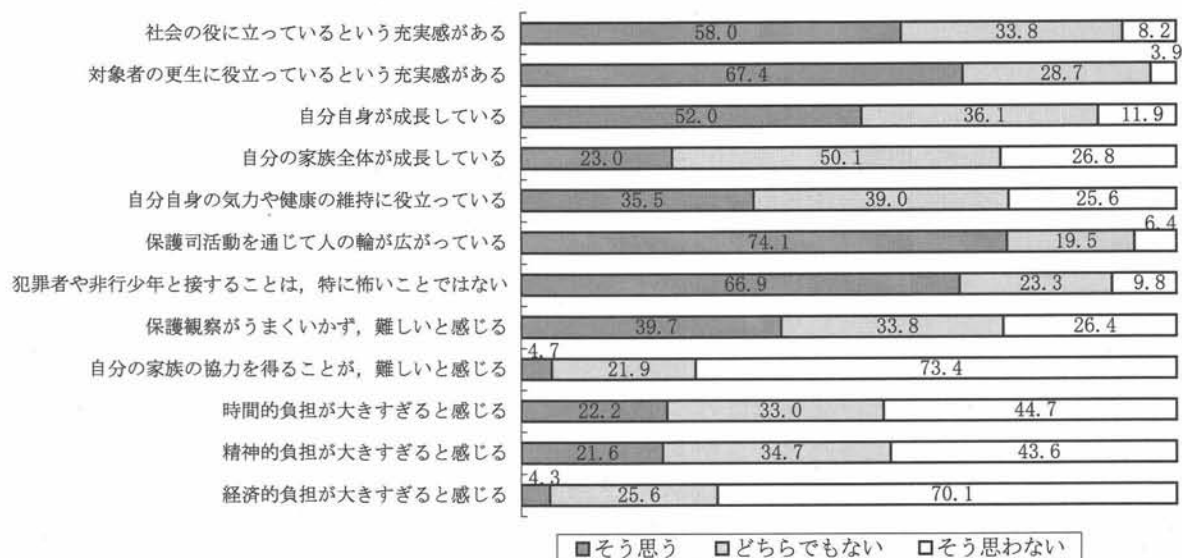
人口規模別で見ると、人口規模が大きいほど、「忍耐強さ」の選択率が高く、人口規模が小さいほど、「社会的信望」(図41⑩)の選択率が高い。

### (4) 保護司を続けてきて感じる事

#### ア 単純集計及び自由回答

保護司を続けてきて感じる事について質問したところ、図42のとおり、「保護司活動を通じて人の輪が広がっている」、「対象者の更生に役立っているという充実感がある」、「犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない」、「社会の役に立っているという充実感がある」、「自分自身が成長している」と答えた者が多かった。その一方、「保護観察がうまくいかず、難しいと感じる」という者も約4割に上った。「自分の家族の協力を得ることが、難しいと感じる」には、「そう思わない」と答えた者が多く、保護司が家族の理解と協力のもとに、保護司活動が続けている様子がうかがわれる。保護司を続ける負担については、時間的負担と精神的負担が大きすぎると感じている者が、それぞれ約2割であった。

図42 保護司を続けてきて感じること



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

#### 【質問紙調査の自由記載回答】

自由記載欄には、多様な回答が見られた。

保護司自身の喜びについての記載として、「『生かされて生きている』そのものの感じで、対象者が立派な社会人となって訪ねてきてくれたときには、保護司冥利に尽きる」、「元対象者が自立して妻子に恵まれたとの報告を受けたときの充実感が忘れられない」、「だんだん人が変わっていく姿を見たり感じたりした時に、保護司であって良かったと思う」、「保護観察が終了し、対象者やその父母からお礼を言われた時には、本当にうれしい」、「終了後に、対象者から手紙をもらったり、明るくあいさつしてもらったりしたときの喜びは、何ものにも代えられない」、「家庭に居場所のない少年の対象者が、親にも話せないようなことを私にポツリポツリと話し始めてくれたときはうれしかった」、「元対象者が立派になって、赤ちゃんを連れて訪ねてきてくれたときには、本当に保護司になって良かったと思った。今までの苦労が無駄でなかったと感じた」、「自分に出来るかと悩みながら保護司を引き受けたが、対象者が保護観察を終えてにこやかに帰っていく姿を見送るときには、保護司をやった人にしか味わえない充実感がある」、「新任教師の研修会やPTAの会合などで、非行について話す機会があり、社会の役に立っているという充実感がある」、「保護司は自分の生きがいである」などが見られた。

また、自分や自分の家族の成長に関することとしては、「一緒になって苦しみ、悩むことで、私自身も成長させてもらった」、「自分の行動に責任を持たなければならないという意識を常に持つようになった」、「自分の考え方の幅が広がった」、「色々なことに気付き、人生勉強になる」、「保護司会の役員を務めているが、それによって多くの友人を得た」、「人は育った環境によって大きく左右されることに気付いた。自分自身の家族関係についても見直すことができ、良かったと思う」、「私の姿を見て、自分の息子や娘にもボランティアの精神が自然に身に付いてきているようである」、「地域とのつながりが強くなった」などの記載がある。

一方、不安や迷いを示す記載として、「70歳を過ぎて、健康に不安が出てきたため、保護司と自分の生活が両立できるか心配である」、「家族の協力のおかげで保護司が務まっており、自分の力のな

さを実感する」,「思うほどに成果が上がらないものだと自分の力不足を感じる」,「自分としては精一杯やってきたという充実感があるが,果たしてどれだけ対象者やその家族の支えになれたか,地域社会のために役に立てたか,確信がない」,「せっかく保護観察期間が終わったと思ったらまた再犯する者がいる。私のしてきたことは何だったのかと思うことがある」,「更生したとは言えないまま保護観察期間が終わってしまう対象者もいて,心配が残る」といったものもある。

さらに,負担を感じるという趣旨の記載としては,「保護司活動のために勤務を休むことが多く,職場で肩身が狭い」「対象者の仕事の都合によっては面接時間の調整が難しい。そのため,家族に迷惑をかけることもある」,「経済的な負担が意外と大きいので驚いている」,「常日ごろの学習が必要なたため書籍代が年々増える傾向にあり,年金生活者には負担である」,「保護司会の運営に関する負担が大きすぎると感じる」,「時間的負担の大きいときがあり,ボランティアとしては割り切れないときがある」,「保護司はあくまでボランティア。大きな負担をかけるべきではない」などが見られた。

その他に,「親の問題が大きい。『親の教育』を誰がするのかと思う」,「地域住民の無関心を感じる」,「社会の動きに敏感にならないと,現代っ子の処遇が時代遅れになると思う」,「もっと若い人になるべきだと思う」,「今までのような,ボランティアにばかり頼るやり方では,限界がある」,「接触が困難な対象者に対し,もう少し保護観察所の強制力があればと思う」といった記載もあった。

#### 【面接調査の回答】

面接調査においては,「保護司を続けてきて,うれしかったこと,つらかったことなどがありましたら,お聞かせください」と尋ねたが,それに対する回答を幾つか紹介したい。

うれしかったこととしては,「元対象者から結婚の仲人を頼まれたこと。保護観察終了後に元対象者が顔を出してくれること」,「対象者が,『悩んだときに保護司さんの顔が浮かんた』と言って,素直に相談してくれたとき」,「保護観察終了後,対象者の親が泣きながら感謝してくれたこと」,「終了して6~7年も経って,元対象者から『結婚しました』と連絡をもらったこと」,「更生したケースで元対象者と喜びを分かち合えること。感謝の手紙をもらったときは,涙が出るほどうれしかった」,「立ち直ったケースで目の輝きが見られること」,「元対象者の結婚式でスピーチを頼まれたこと」,「本人の『元気にしています』という一言や,その家族の『ありがとうございます。お世話になりました』という言葉が,とにかくうれしい」,「対象者の変化を目の当たりにできること」,「対象者が『おはよう』と元気に言いながら,仕事に行く姿を見るとき」,「元対象者が結婚式に呼んでくれたり,赤ん坊を見せにきてくれたりするとき」,「対象者が,『事件を起こす前に保護司さんに会いたかった』と言ってくれたときは,保護司になって良かったと感じた」,「社会のため人のために少しでも役立っていると感じられること」,「長年の活動に,藍綬褒章をいただいたこと」などが聞かれた。

一方,つらかったこととしては,「担当件数が多く,四六時中家を空けなければならないとき」,「自分の自由な時間がなくなること」,「担当件数が多くなり,仕事との両立に窮したこと」,「他の人から『加害者の味方ばかりしている』と思われてしまうこと」,「再犯や再非行が一番つらい」,「一所懸命やったのに再犯されてしまったときは,力不足を感じる」,「処遇に困っているときに身近に相談相手がいなかったこと」,「一緒に駆けずり回って就職先を見つけ良好解除にまでこぎ着けた少年が,再び非行をして逮捕されたと聞いたとき」,「保護者が保護司を信頼せず,子供の失敗を保護司のせいにする場合」,「つらいのは,親の非協力」などの意見があった。

## イ 属性とのクロス集計

### (ア) 男女別

男女別に見ると、女性の方が、「自分自身が成長している」(図43①)、「自分の家族全体が成長している」、「自分自身の気力や健康の維持に役立っている」、「保護司活動を通じて人の輪が広がっている」、「犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない」(図43②)、「精神的負担が大きすぎると感じる」に「そう思う」と答えた者の比率が高く、また、「自分の家族の協力を得ることが、難しいと感じる」、「経済的負担が大きすぎると感じる」に「そう思わない」と答えた者の比率が高い。一方、男性の方が、「時間的負担が大きすぎると感じる」に「そう思う」と答えた者の比率が高い。

### (イ) 年齢層別

年齢層別に見ると、年齢層が上がるほど、「社会の役に立っているという充実感がある」(図43③)、「対象者の更生に役立っているという充実感がある」(図43④)、「自分自身が成長している」、「自分の家族全体が成長している」、「自分自身の気力や健康の維持に役立っている」、「保護司活動を通じて人の輪が広がっている」、「犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない」に「そう思う」と答えた者の比率が高く、また、「保護観察がうまくいかず、難しいと感じる」(図43⑤)、「自分の家族の協力を得ることが、難しいと感じる」(図43⑥)、「時間的負担が大きすぎると感じる」(図43⑦)、「精神的負担が大きすぎると感じる」、「経済的負担が大きすぎると感じる」に「そう思わない」と答えた者の比率が高い。一方、年齢層が下がるほど、「時間的負担が大きすぎると感じる」に「そう思う」と答えた者の比率が高い。年齢層が高い者ほど、保護司活動を積極的にとらえ、負担感が少ないのに対し、年齢層の低い者ほど、負担感が大きく、時間的負担を特に感じていることがうかがわれる。

### (ウ) 保護司経験年数別

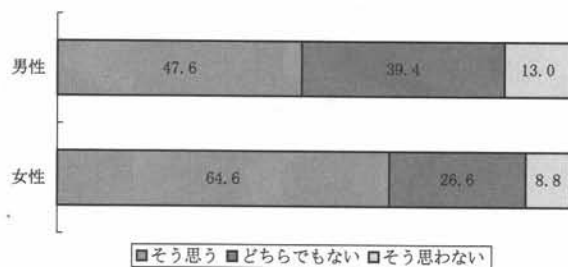
保護司経験年数別に見ると、経験年数が長いほど、「社会の役に立っているという充実感がある」(図43⑧)、「対象者の更生に役立っているという充実感がある」(図43⑨)、「自分自身が成長している」(図43⑩)、「自分の家族全体が成長している」、「自分自身の気力や健康の維持に役立っている」、「保護司活動を通じて人の輪が広がっている」、「犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない」(図43⑪)に「そう思う」と答えた者の比率が高く、また、「保護観察がうまくいかず、難しいと感じる」、「時間的負担が大きすぎると感じる」(図43⑫)、「精神的負担が大きすぎると感じる」に「そう思わない」と答えた者の比率が高い。一方、経験年数が短いほど、「時間的負担が大きすぎると感じる」に「そう思う」と答えた者の比率が高い。年齢層別と同様、保護司経験年数の長い者ほど、保護司活動を積極的にとらえ、負担感が少ないのに対し、保護司経験年数の短い者ほど、負担感は大きく、時間的負担を特に感じていることがうかがわれる。

### (エ) 人口規模別

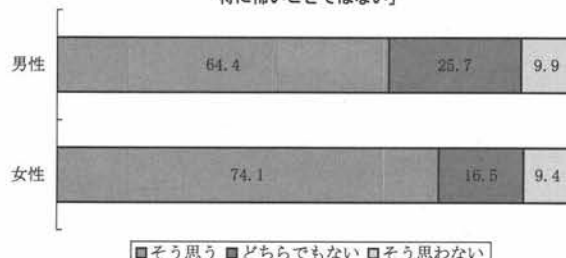
人口規模別に見ると、人口規模が大きいほど、「社会の役に立っているという充実感がある」、「対象者の更生に役立っているという充実感がある」、「自分自身が成長している」(図43⑬)、「自分自身の気力や健康の維持に役立っている」、「犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない」(図43⑭)に「そう思う」と答えた者の比率が高い。

図43 属性と保護司を続けてきて感じることとの関連

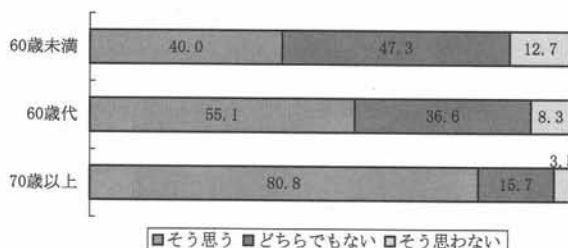
①男女別と「自分自身が成長している」

【 $\chi^2(2)=46.873, p<.001$ 】

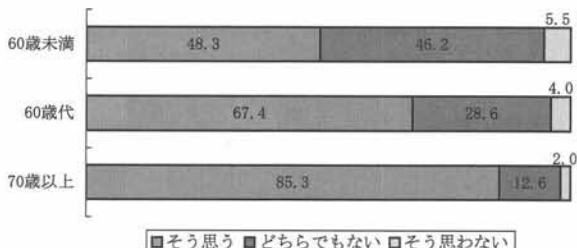
②男女別と「犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない」

【 $\chi^2(2)=20.340, p<.001$ 】

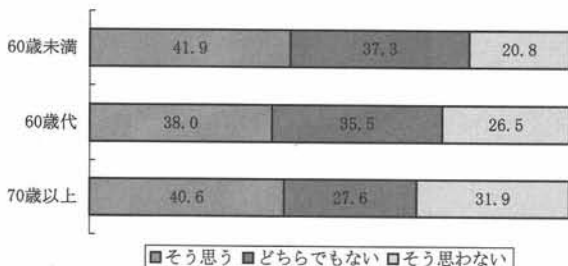
③年齢層と「社会の役に立っているという充実感がある」

【 $\chi^2(4)=204.471, p<.001$ 】

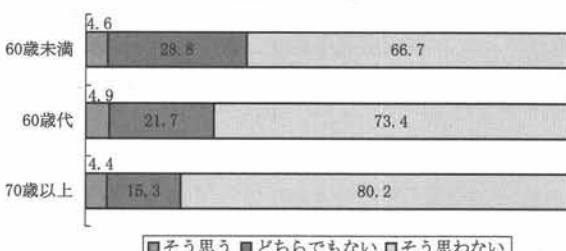
④年齢層と「対象者の更生に役立っているという充実感がある」

【 $\chi^2(4)=177.504, p<.001$ 】

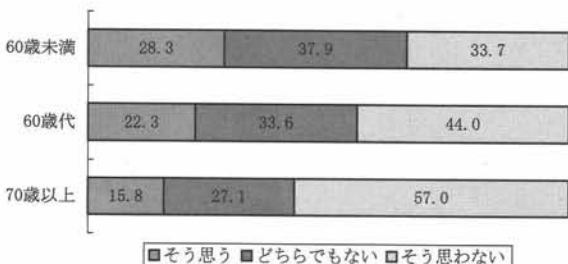
⑤年齢層と「保護観察がうまくいかず、難しいと感じる」

【 $\chi^2(4)=23.358, p<.001$ 】

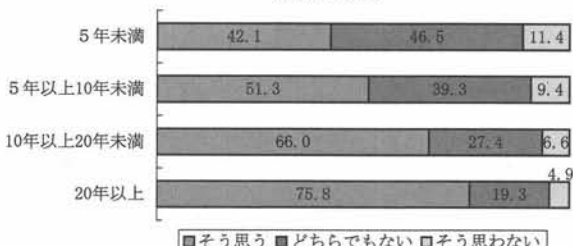
⑥年齢層と「自分の家族の協力を得ることが、難しいと感じる」

【 $\chi^2(4)=30.772, p<.001$ 】

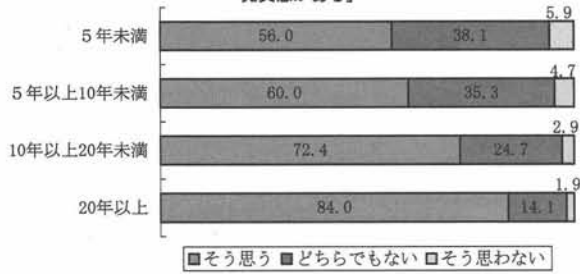
⑦年齢層と「時間的負担が多すぎると感じる」

【 $\chi^2(4)=65.071, p<.001$ 】

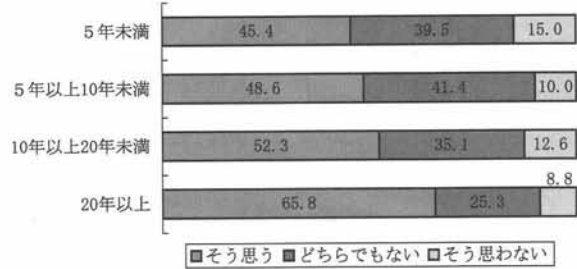
⑧保護司経験年数と「社会の役に立っているという充実感がある」

【 $\chi^2(6)=133.885, p<.001$ 】

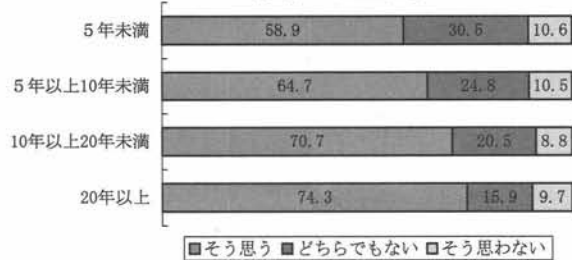
⑨保護司経験年数と「対象者の更生に役立っているという充実感がある」

【 $\chi^2(6)=99.511, p<.001$ 】

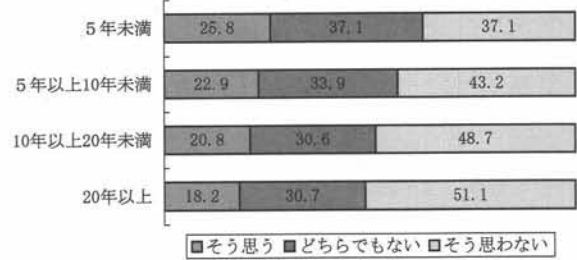
⑩保護司経験年数と「自分自身が成長している」

【 $\chi^2(6)=45.608, p<.001$ 】

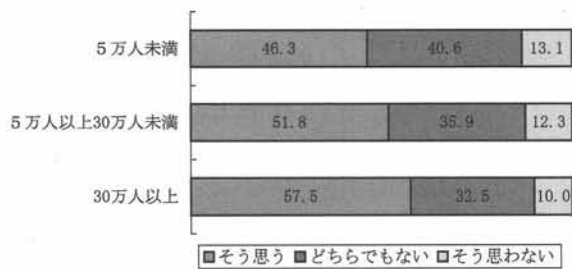
⑪保護司経験年数と「犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない」

【 $\chi^2(6)=34.530, p<.001$ 】

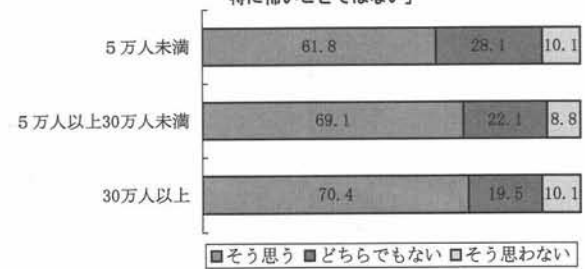
⑫保護司経験年数と「時間的負担が大きすぎると感じる」

【 $\chi^2(6)=24.616, p<.001$ 】

⑬人口規模と「自分自身が成長している」

【 $\chi^2(4)=19.279, p<.01$ 】

⑭人口規模と「犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない」

【 $\chi^2(4)=17.712, p<.01$ 】

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

## ウ 保護司になった時の気持ちとの関連

保護司になった時の気持ちに関する項目とクロス集計して見たものが、表8である。保護司になった時には「少しでも犯罪者や非行少年の更生に役立ちたい」に「どちらでもない」又は「そう思わなかった」と答えた者の4割以上が、「対象者の更生に役立っているという充実感がある」に「そう思う」と答えるなど、保護司を続けてきたことによって充実感や成長感を持った保護司が相当数に上ることがうかがわれる。また、保護司になった時に「犯罪者や非行少年と接しなければならぬことに、怖さを感じる」に「そう思った」と答えた者の約5割が、「特に怖いことではない」に変化している。

表8 「なった時の気持ち」と「続けてきて感じること」のクロス集計表

① 「少しでも社会の役に立ちたい」×「社会の役に立っているという充実感がある」のクロス集計表

| 区 分               |          | 社会の役に立っているという充実感がある |               |              |                  |
|-------------------|----------|---------------------|---------------|--------------|------------------|
|                   |          | そう思う                | どちらでもない       | そう思わない       | 合 計              |
| 少しでも社会の役<br>に立ちたい | そう思った    | 1,111<br>(64.7)     | 510<br>(29.7) | 96<br>(5.6)  | 1,717<br>(100.0) |
|                   | どちらでもない  | 85<br>(29.1)        | 159<br>(54.5) | 48<br>(16.4) | 292<br>(100.0)   |
|                   | そう思わなかった | 15<br>(20.5)        | 35<br>(47.9)  | 23<br>(31.5) | 73<br>(100.0)    |
|                   | 合 計      | 1,211<br>(58.2)     | 704<br>(33.8) | 167<br>(8.0) | 2,082<br>(100.0) |

② 「少しでも犯罪者や非行少年の更生に役立ちたい」  
×「対象者の更生に役立っているという充実感がある」のクロス表

| 区 分                           |          | 対象者の更生に役立っているという充実感がある |               |              |                  |
|-------------------------------|----------|------------------------|---------------|--------------|------------------|
|                               |          | そう思う                   | どちらでもない       | そう思わない       | 合 計              |
| 少しでも犯罪者や<br>非行少年の更生に<br>役立ちたい | そう思った    | 1,174<br>(72.4)        | 412<br>(25.4) | 35<br>(2.2)  | 1,621<br>(100.0) |
|                               | どちらでもない  | 154<br>(46.0)          | 152<br>(45.4) | 29<br>(8.7)  | 335<br>(100.0)   |
|                               | そう思わなかった | 29<br>(42.0)           | 27<br>(39.1)  | 13<br>(18.8) | 69<br>(100.0)    |
|                               | 合 計      | 1,357<br>(67.0)        | 591<br>(29.2) | 77<br>(3.8)  | 2,025<br>(100.0) |

③ 「自分自身が成長したい」×「自分自身が成長している」のクロス表

| 区 分            |          | 自分自身が成長している     |               |               |                  |
|----------------|----------|-----------------|---------------|---------------|------------------|
|                |          | そう思う            | どちらでもない       | そう思わない        | 合 計              |
| 自分自身が成長し<br>たい | そう思った    | 732<br>(76.6)   | 182<br>(19.0) | 42<br>(4.4)   | 956<br>(100.0)   |
|                | どちらでもない  | 226<br>(32.8)   | 404<br>(58.6) | 60<br>(8.7)   | 690<br>(100.0)   |
|                | そう思わなかった | 96<br>(23.7)    | 165<br>(40.7) | 144<br>(35.6) | 405<br>(100.0)   |
|                | 合 計      | 1,054<br>(51.4) | 751<br>(36.6) | 246<br>(12.0) | 2,051<br>(100.0) |

④ 「犯罪者や非行少年と接しなければならないことに、怖さを感じる」  
×「犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない」のクロス表

| 区 分                           |          | 犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない |               |              |                  |
|-------------------------------|----------|----------------------------|---------------|--------------|------------------|
|                               |          | そう思う                       | どちらでもない       | そう思わない       | 合 計              |
| 犯罪者や非行少年と接しなければならないことに、怖さを感じる | そう思った    | 251<br>(53.7)              | 141<br>(30.2) | 75<br>(16.1) | 467<br>(100.0)   |
|                               | どちらでもない  | 269<br>(51.0)              | 228<br>(43.3) | 30<br>(5.7)  | 527<br>(100.0)   |
|                               | そう思わなかった | 815<br>(80.9)              | 101<br>(10.0) | 92<br>(9.1)  | 1,008<br>(100.0) |
|                               | 合 計      | 1,335<br>(66.7)            | 470<br>(23.5) | 197<br>(9.8) | 2,002<br>(100.0) |

⑤ 「自分の家族の協力が得られるだろうかと、心配である」  
×「自分の家族の協力を得ることが、難しいと感じる」のクロス表

| 区 分                      |          | 自分の家族の協力を得ることが、難しいと感じる |               |                 |                  |
|--------------------------|----------|------------------------|---------------|-----------------|------------------|
|                          |          | そう思う                   | どちらでもない       | そう思わない          | 合 計              |
| 自分の家族の協力が得られるだろうかと、心配である | そう思った    | 62<br>(15.9)           | 146<br>(37.5) | 181<br>(46.5)   | 389<br>(100.0)   |
|                          | どちらでもない  | 14<br>(4.1)            | 172<br>(50.1) | 157<br>(45.8)   | 343<br>(100.0)   |
|                          | そう思わなかった | 21<br>(1.6)            | 135<br>(10.2) | 1,167<br>(88.2) | 1,323<br>(100.0) |
|                          | 合 計      | 97<br>(4.7)            | 453<br>(22.0) | 1,505<br>(73.2) | 2,055<br>(100.0) |

注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は行内の構成比である。  
3 無回答を除く。

(5) 新たに保護司になってもらうため、又は保護司を長く続けてもらうために大切な方策

ア 単純集計及び自由回答

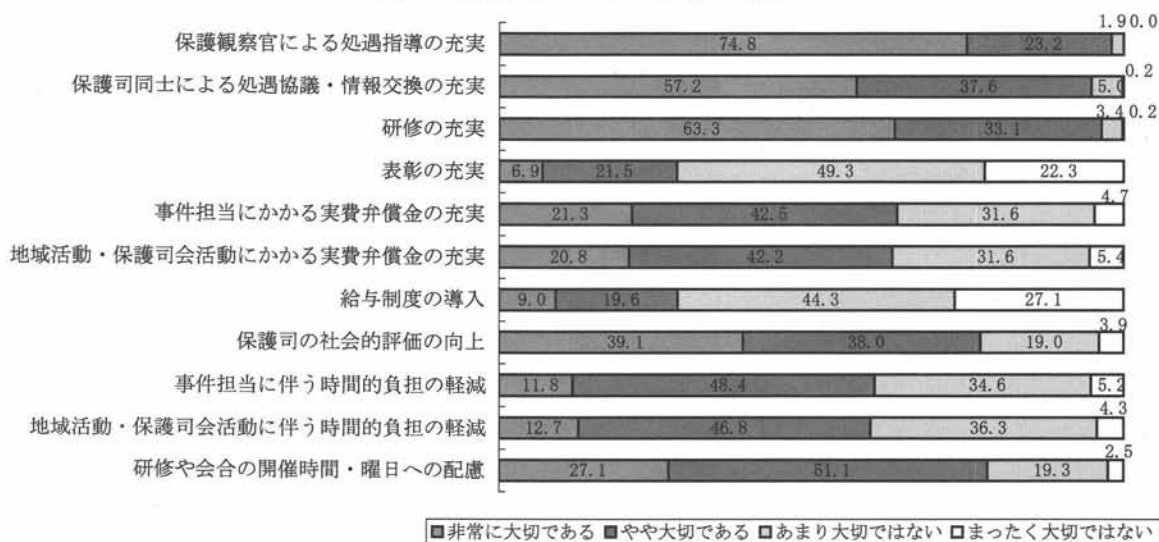
「新たに保護司になっていただくため、又は保護司を長く続けていただくためには、どのような方策が大切だと思いますか」と質問したところ、図44のとおり、「非常に大切である」又は「やや大切である」と答えた者の合計比率が高いのは、「保護観察官による処遇指導の充実」、「研修の充実」、「保護司同士による処遇協議・情報交換の充実」、「研修や会合の開催時間・曜日への配慮」、「保護司の社会的評価の向上」であった。保護司がその処遇活動を充実させるために、保護観察官による更に充実した指導や、研修の充実や、保護司同士による支え合いを望んでいることが分かる。また、社会的評価の向上や、研修・会合時間への配慮を求める声も多い。

金銭的手当について尋ねた項目では、「事件担当にかかる実費弁償金の充実」及び「地域活動・保護司会活動にかかる実費弁償金の充実」が大切であるとした者がそれぞれ約6割、「給与制度の導入」について大切であるとした者が約3割であった。

時間的負担の軽減について尋ねた項目では、「事件担当に伴う時間的負担の軽減」及び「地域活動・

「保護司会活動に伴う時間的負担の軽減」が大切であるとした者がそれぞれ約6割であった。

図44 保護司のために大切な方策



#### 【質問紙調査の自由記載回答】

「就任半年から1年間は、保護観察官や先輩保護司から徹底した指導・助言が得られるようにしてほしい」、「環境調整中に施設に行ってお客者と面会することは、その後の保護観察に大きく役立つ。施設へ面接に行く予算を増やしてほしい」、「経済的負担を増やさないようにしないと年金生活者等に保護司を頼みにくい」、「若い人材の登用が大切であり、経済的、時間的配慮をしてほしい」、「フルタイムの仕事を持っている人でも、保護司になってもらえるための方策(企業の理解、法的整備、時間的配慮等)が必要だと思う」、「保護司の待遇を改めてほしい。そろそろ給与制度(少額なりとも)導入検討の時期にきていると思う」、「職務内容を具体的に分かりやすく説明し、社会の共感を得よう努力することが大切である」、「成績不良な対象者に対する罰則等を明確にすることが必要である」、「保護観察官を増やしてほしい」などの記載が見られた。

#### 【面接調査の回答】

面接調査においては、「保護司に対する心のケアが重要だと思う。悩みを抱え込んで辞めてしまう人もいます。負担を減らす工夫をしてほしい」、「近隣の保護司6名で年数回の集まりを持っている。これが精神的な支えとなり処遇活動にも生きてくる。こういった『悩みを打ち明けたり、励まし合ったりする場』の確保が必要だと思う。また、処遇活動以外の地域活動が多すぎるので、その負担を軽減してほしい」、「保護司会よりも更に小さな単位で、保護司同士が支え合い、学び合える場があればよいと思う。そういったグループへの経費補助があればありがたい」、「保護司会活動に関する持ち出しがかなりある。保護司会に対する補助的経費を手当てしてほしい」、「保護司会への助成をしてほしい」、「金銭的に持ち出しが多いため、実費弁償を充実させてほしいが、給与制には反対である」、「カウンセリング関係の研修を充実させてほしい」、「自宅に来訪させるという形態が、かなりネックになっている。そのため家族に反対され、保護司になれない人も多い。保護司会ごとに対

象者との面接場所を確保することが重要ではないか」、「現在の来訪中心のスタイルにはもう無理がある。地域のコミュニティセンターを確保して、そこで面接できるようにする必要がある」、「処遇に関するサポートをもっと充実してほしい」、「保護司活動に関する広報が大切である」、「市町村の保護司に対する理解と援助が必要である」、「保護司の重要性について地域の理解がほしい」といった意見があった。

給与制度をめぐるのは、「給与制には反対。無給が保護司の強みである」、「給与制は、かえって責任が重くなり賛成できない」、「無給の方が肩に力が入りすぎず好ましい」という声がある一方、「専門性のある人を確保する上では、無給では難しいのではないか」、「給与制にすれば、もっと就任希望者が出てくるかもしれない」、「若い世代では、責任のあること、時間を割いてやることを、無給でやるのはおかしいと言う人が多いのではないだろうか。今の保護司は、ボランティアが強みであり、誇りでもあるが、若い世代は金にシビアである。将来的には、給与制度を検討する必要があると思う」といった声もあった。

#### イ 属性とのクロス集計

保護司のために大切な方策について、「非常に大切である」及び「やや大切である」を「大切である」にまとめ、さらに、「あまり大切ではない」及び「まったく大切ではない」を「大切ではない」にまとめて、この二つの群と属性とをクロスして見たところ、次のような結果であった。

##### (ア) 男女別

男女別に見ると、女性の方が、「保護観察官による処遇指導の充実」、「研修の充実」が「大切である」と答えた者の比率が高く、男性の方が、「表彰の充実」、「保護司の社会的評価の向上」が「大切である」と答えた者の比率が高い。

##### (イ) 年齢層別

年齢層別に見ると、年齢層が上がるほど、「表彰の充実」、「事件担当にかかる実費弁償金の充実」、「地域活動・保護司会活動にかかる実費弁償金の充実」、「保護司の社会的評価の向上」が「大切である」と答えた者の比率が高い。

##### (ウ) 保護司経験年数別

保護司経験年数別に見ると、経験年数が長いほど、「表彰の充実」、「地域活動・保護司会活動にかかる実費弁償金の充実」、「保護司の社会的評価の向上」が「大切である」と答えた者の比率が高い。

##### (エ) 人口規模別

人口規模別に見ると、人口規模が大きいほど、「地域活動・保護司会活動に伴う時間的負担の軽減」、「研修や会合の開催時間・曜日への配慮」が「大切である」と答えた者の比率が高い。

#### ウ 保護司を続けてきて感じることとの関連

保護司を続けてきて感じることの中で、「保護観察がうまくいかず、難しいと感じる」、「時間的負担が大きすぎると感じる」、「精神的負担が大きすぎると感じる」、「経済的負担が大きすぎると感じる」に「そう思う」と答えた者、つまり、保護司を続けてきて難しさや負担感を感じている者が、そうでない者と比べて、どのような方策を大切と考えているのかにつき、「大切である」及び「大切でない」の二つの群とクロスして見たところ、次のような結果であった。

##### (ア) 保護観察がうまくいかず難しいと感じている保護司

「事件担当に伴う時間的負担の軽減」、「地域活動・保護司会活動に伴う時間的負担の軽減」を「大

切である」と答えた者の比率が高い。

(イ) 時間的負担が大きすぎると感じている保護司

「事件担当にかかる実費弁償金の充実」、「地域活動・保護司会活動にかかる実費弁償金の充実」、「給与制度の導入」、「事件担当に伴う時間的負担の軽減」、「地域活動・保護司会活動に伴う時間的負担の軽減」、「研修や会合の開催時間・曜日への配慮」を「大切である」と答えた者の比率が高い。

(ウ) 精神的負担が大きすぎると感じている保護司

「事件担当にかかる実費弁償金の充実」、「地域活動・保護司会活動にかかる実費弁償金の充実」、「給与制度の導入」、「事件担当に伴う時間的負担の軽減」、「地域活動・保護司会活動に伴う時間的負担の軽減」を「大切である」と答えた者の比率が高い。

(エ) 経済的負担が大きすぎると感じている保護司

「表彰の充実」、「事件担当にかかる実費弁償金の充実」、「地域活動・保護司会活動にかかる実費弁償金の充実」、「給与制度の導入」、「事件担当に伴う時間的負担の軽減」、「地域活動・保護司会活動に伴う時間的負担の軽減」、「研修や会合の開催時間・曜日への配慮」を「大切である」と答えた者の比率が高い。

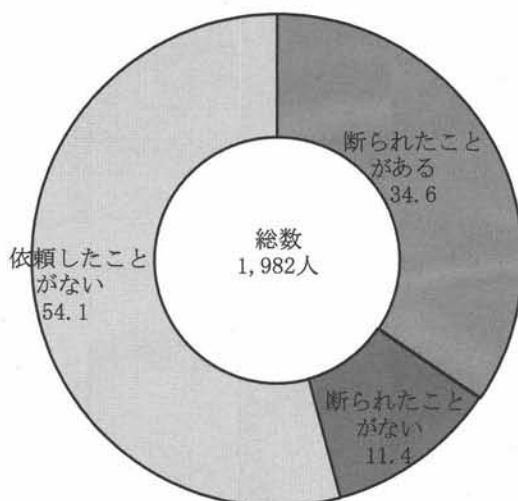
(6) 他の人への保護司就任依頼の状況

ア 単純集計

「他の人に保護司になってくれるよう依頼して、断られたことがありますか」と質問したところ、図45のとおり、「依頼したことがない」者が約半数であるが、「依頼して、断られたことがある」者も約3分の1に及んだ。

断られたことがあると回答した者に対し、断られた理由は何かを尋ねた結果が、図46である。「忙しく、時間的余裕がない」が最も多く、次いで、「犯罪や非行をした人に対する指導・援助に自信がない」、「家族の理解が得られない」、「犯罪や非行をした人が来訪してくるのが負担である」の順であった。

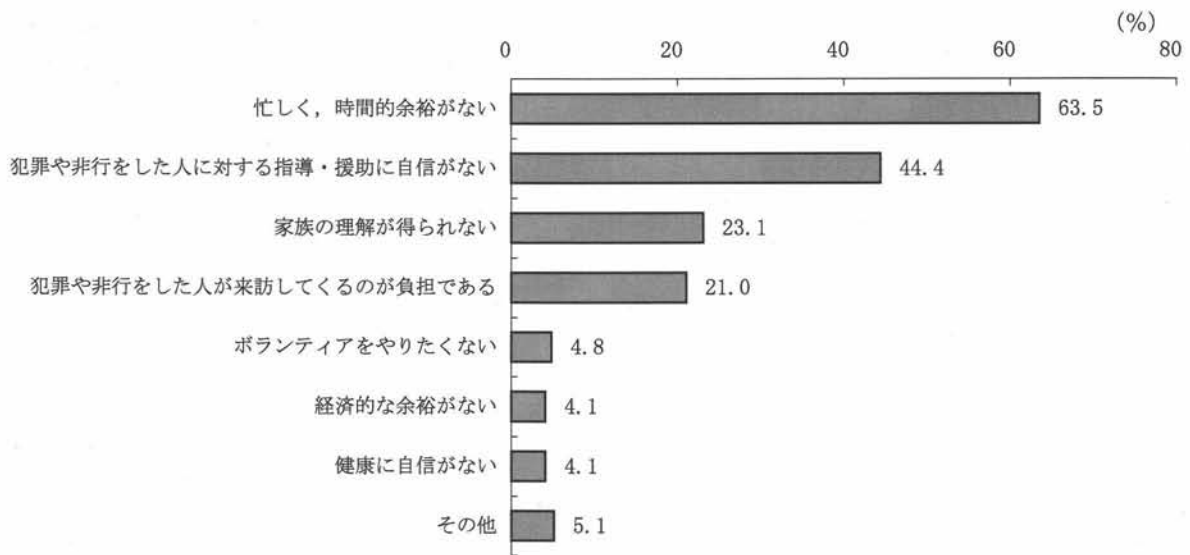
図45 依頼して断られたことの有無



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

図46 断られた理由



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 最大二つまでの複数回答である。  
 3 「断られたことがある」と答えた者に占める比率である。

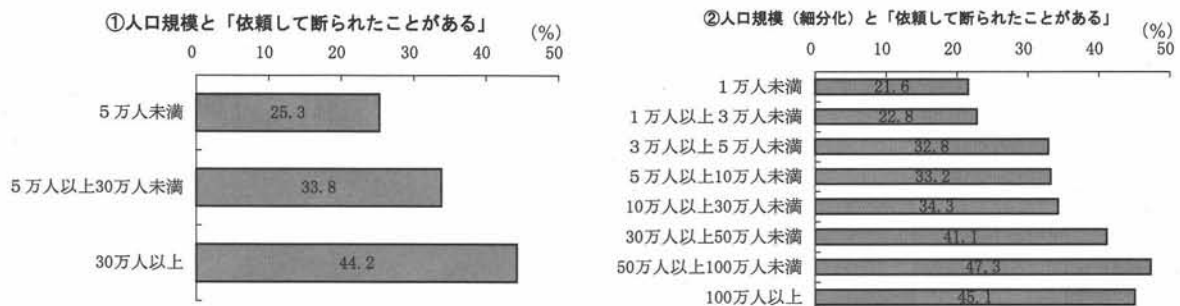
## イ 人口規模との関連

依頼して断られたことの有無と人口規模とをクロスして見たところ、図47①のとおり、人口規模が大きくなるほど、断られたことがあると答えた者の比率が高い。これを、更に詳細に見たものが、図47②である。概して、人口規模が大きくなるほど、断られたことがあると答えた者の比率が高いことが分かる。

断られた理由と人口規模とをクロスしてみたところ、図47③～⑥のとおり、「忙しく時間的余裕がない」、「犯罪や非行をした人に対する指導・援助に自信がない」、「家族の理解が得られない」、「犯罪や非行をした人が来訪してくるのが負担である」の各項目について、人口規模が大きくなるほど選択率が高い。

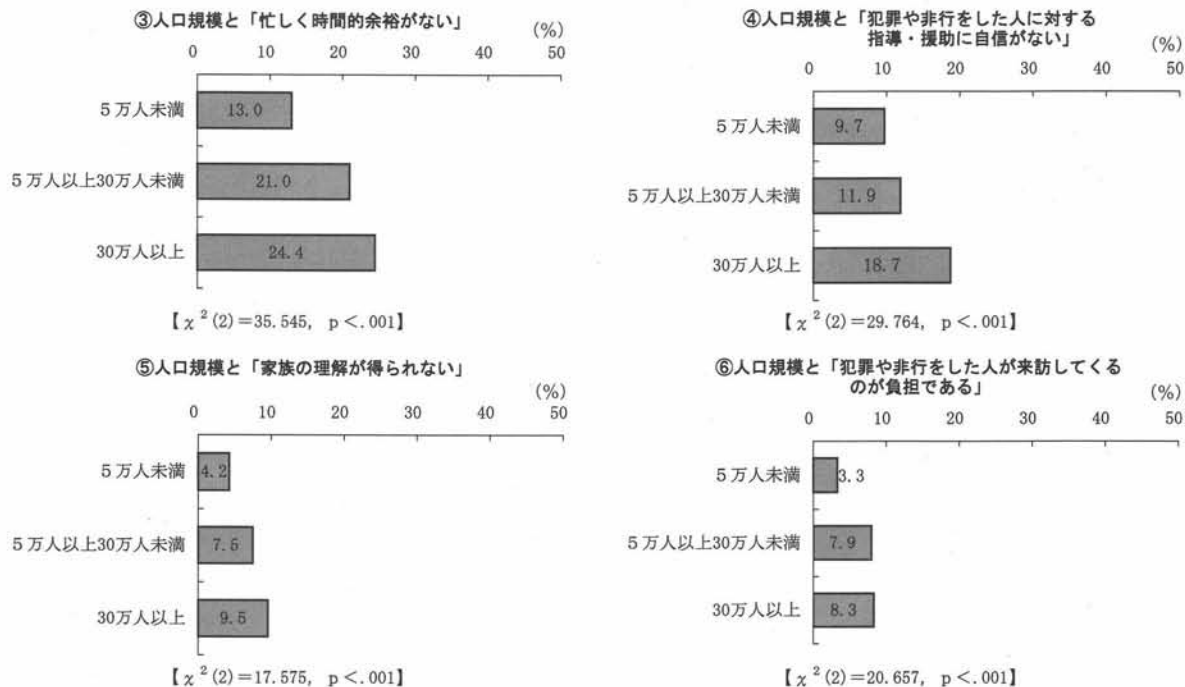
以上のとおり、人口規模が大きくなるほど、保護司就任依頼が難しくなることがうかがわれる。

図47 他の人への保護司就任依頼状況と人口規模との関連



【 $\chi^2(4)=64.014, p<.001$ 】

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「依頼して、断られたことがある」と答えた者の比率である。  
 3 無回答を除く。



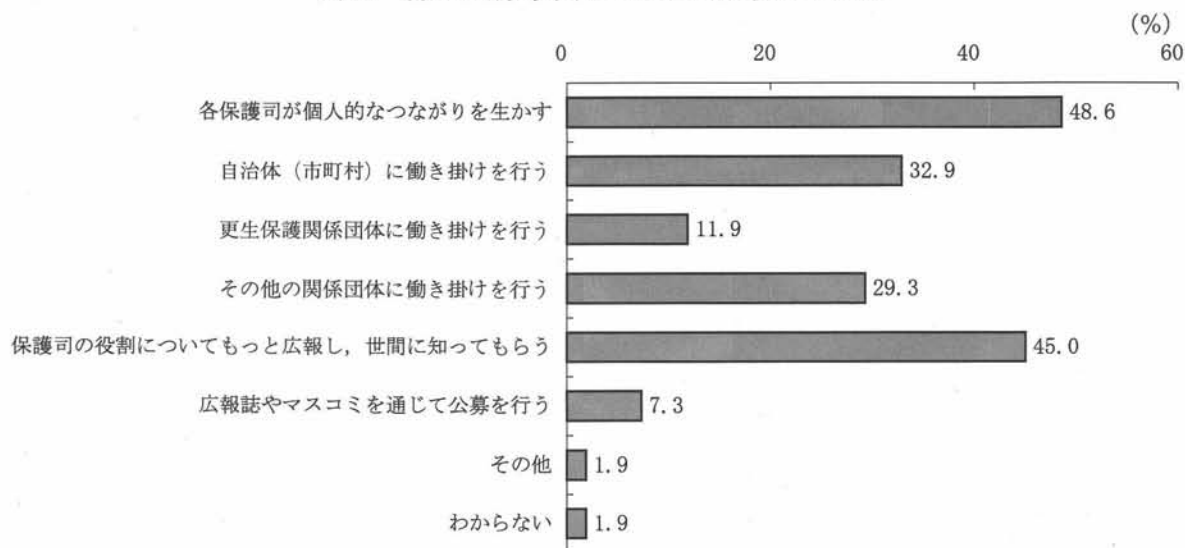
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 最大二つまでの複数回答である。  
 3 人口規模ごとの選択率である。  
 4 人口規模無回答を除く。

## (7) 新任保護司確保のために効果的な方法

### ア 単純集計及び自由回答

「新たな保護司のなり手を確保する上で、効果的な方法は何だと思えますか」と尋ねたところ、図48のとおり、「各保護司が個人的なつながりを生かす」、「保護司の役割についてもっと広報し、世間に知ってもらう」、「自治体(市町村)に働き掛けを行う」の順で多く、「広報誌やマスコミを通じて」

図48 新任保護司確保のために効果的な方法



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 最大2つまでの複数回答である。  
 3 全回答者に占める比率である。  
 4 「更生保護関係団体」とは、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会である。  
 5 「その他の関係団体」とは、民生委員・児童委員協議会、少年補導員連絡協議会、町内会、PTA等である。

公募を行う」は少なかった。これは、保護司が社会的信望を重視しており、人となりがよく分からない者に、保護司になってもらうのは難しいと意識していることの表れではないかと考えられる。

#### 【面接調査の回答等】

質問紙調査の「その他」の自由記載には、「給与制度の導入」、「経済的負担を減らす」、「面接は公共施設を利用できるようにする」などの回答が見られた。

面接調査においては、「大切に有意義な仕事であるという広報をもっと行う」、「保護司が、自分を成長させられる仕事であることを、もっと宣伝すれば良いのではないか」、「保護司が喜びの持てる仕事であることをもっとPRすべき」、「対象者が怖いと尻込みしてしまう人が多い。彼らだって、会ってみれば怖くないし、みんな良い面を持っていることを知ってほしい」、「『若手の保護司を』というが、若い人は子育てや仕事が忙しいので無理である」、「若い世代はお金にシビアなので、その点を配慮していくことが先である」、「給与制にはあまり賛成できないが、若くてやる気のある人が集まるのであれば、その方が良いのかもしれない」、「給与制には反対だが、せめて持ち出しにならないようにしてほしい。金銭的に持ち出しが多い現状では、新しい人に保護司を頼みにくい」、「給与制にすればもっとなり手が出てくるかもしれない」、「保護司になった後で色々とフォローしてもらえると分かれば、安心してなってもらえる」、「まずは来訪中心の形態を見直すことが必要である」、「保護司に誘っても『対象者を家に入れることはちゅうちょする』と断られることが多い。来訪中心のスタイルを見直さないと保護司は確保できない」、「軸足を地元に置いている人、ボランティア精神のある人が少なくなった。基本的に人材がいないので確保も難しい」、「犯罪者や非行少年を担当すると聞くと、尻込みする人が多い。それは、我が子でさえまならないのにという意識だと思う」といった回答が見られた。なお、公募制に関しては、「公募制だと必ずしも適任でない人がなってしまう」、「公募制も良いが、審査でダメになったりすると名誉問題などの紛争が生じかねず、両刃の剣だと思う」、「公募制にすると保護司会のまとまりがなくなるおそれがある」といった意見がある一方、「公募すれば希望者が多いのではないか」、「公募制もやる気のある人が集まって良いと思う」などの声が聞かれた。

#### イ 属性とのクロス集計

##### (ア) 男女別

男女別に見ると、男性の方が、「各保護司が個人的なつながりを生かす」、「その他の関係団体(民生委員・児童委員協議会、少年補導員連絡協議会、町内会、PTA など)に働き掛けを行う」の選択率が高く、女性の方が、「更生保護関係団体(更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主会)に働き掛けを行う」、「保護司の役割についてもっと広報し、世間に知ってもらう」の選択率が高い。

##### (イ) 年齢層別

年齢層別に見ると、年齢層が上がるほど、「自治体(市町村)に働き掛けを行う」(図49①)の選択率が高く、年齢層が下がるほど、「広報誌やマスコミを通じて公募を行う」(図49②)の選択率が高い。

##### (ウ) 保護司経験年数別

保護司経験年数別に見ると、保護司経験年数が短いほど、「保護司の役割についてもっと広報し、世間に知ってもらう」(図49③)、「広報誌やマスコミを通じて公募を行う」の選択率が高い。

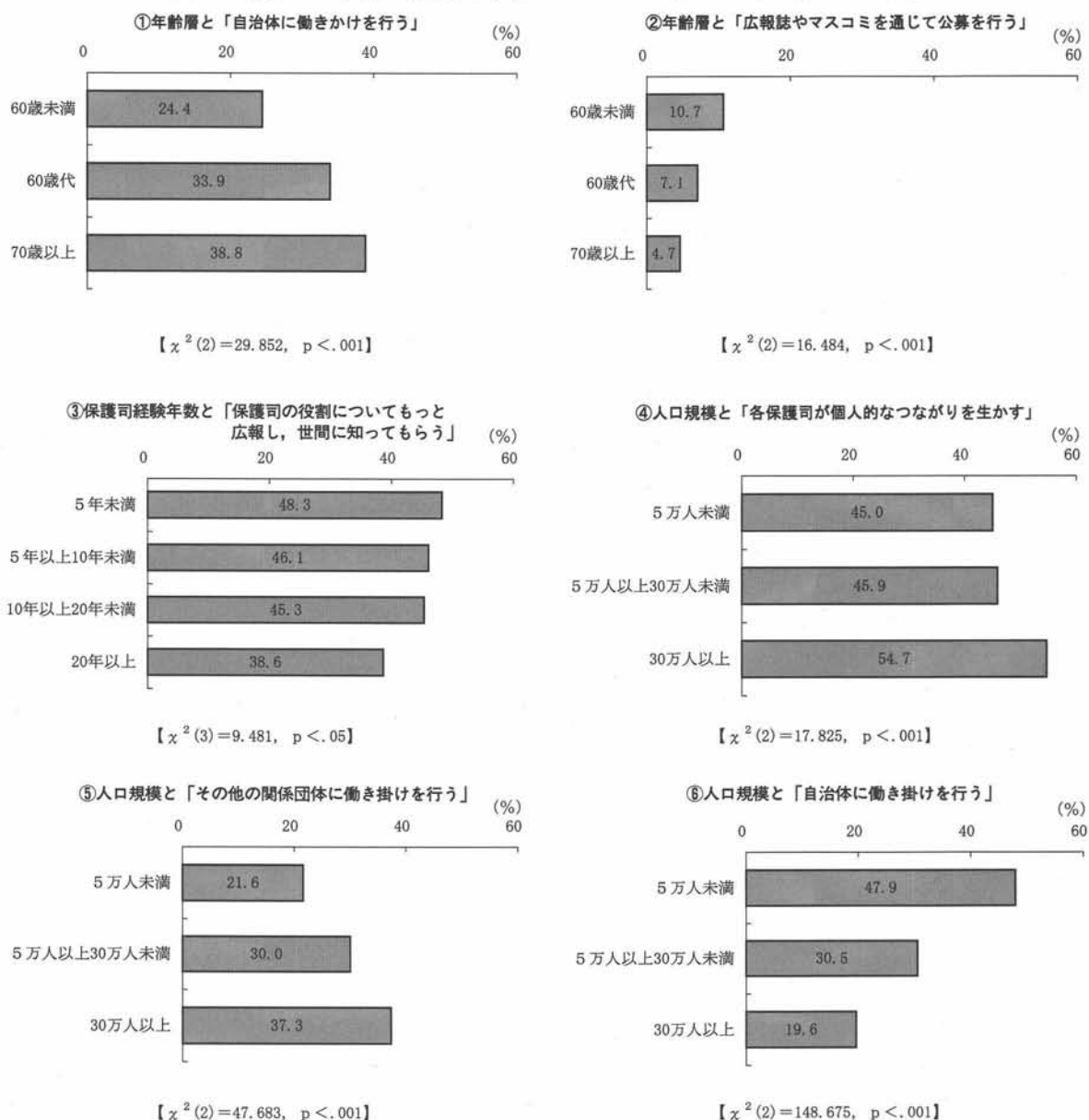
##### (エ) 人口規模別

人口規模別に見ると、人口規模が大きいほど、「各保護司が個人的なつながりを生かす」(図49④)、「その他の関係団体(民生委員・児童委員協議会、少年補導員連絡協議会、町内会、PTAなど)に働き掛けを行う」(図49⑤)の選択率が高く、人口規模が小さいほど、「自治体(市町村)に働き掛けを行う」(図49⑥)の選択率が高い。

(オ) 地域居住年数別

地域居住年数別に見ると、地域居住年数が長いほど、「各保護司が個人的なつながりを生かす」、「自治体(市町村)に働き掛けを行う」の選択率が高く、地域居住年数が短いほど、「保護司の役割についてもっと広報し、世間に知ってもらう」、「広報誌やマスコミを通じて公募を行う」の選択率が高い。

図49 属性と「新任保護司確保のために効果的な方法」との関連



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 最大二つまでの複数回答である。  
 3 属性ごとの選択率である。  
 4 属性の無回答を除く。

(カ) ボランティア経験数別

ボランティア経験数別に見ると、ボランティア経験数が多いほど、「各保護司が個人的なつながりを生かす」の選択率が高く、ボランティア経験数が少ないほど、「広報誌やマスコミを通じて公募を行う」の選択率が高い。

(8) 小括

- ア 保護司になったきっかけの大部分は、先輩保護司に勧められてである。また、面接調査の結果からは、相当数の者が、いったんは勧めを断るなどちゅうちょした後に就任を決意していることがうかがわれた。
- イ 人口規模の小さい地域ほど、保護司就任への自治体の関与が高いことがうかがわれる。
- ウ 保護司就任時に、多くの者が、自分に務まるだろうかと心配を抱えながらも、少しでも社会の役に立ちたい、対象者の更生に寄与したいという社会貢献の意識や、自分自身が成長したいという積極的な意識を持っていたことが分かる。また、対象者への怖れや、家族の協力が得られるだろうかという心配を抱いたまま、保護司に就任したとする者が2割前後いる。
- エ 女性の方が、就任時に、保護司になることによって成長したいという意識とともに、務まるだろうかという心配や、対象者への怖れを感じていた。また、年齢層が高い者ほど、就任時に社会貢献の意識を、年齢層が低い者ほど、心配や怖れを持っていた。
- オ 保護司を務める上で重要な要素として「秘密保持」を挙げる者が最も多い。次いで多かった「健康（活動力）」、「熱意」、「社会的信望」、「時間的余裕」は、いずれも保護司法に定める具備条件と同一である。
- カ 男性の方が、「社会的信望」、「時間的余裕」等を比較的重要としているのに対し、女性の方が、「健康（活動力）」、「秘密保持」等を比較的重要としている。年齢層の高い者ほど、「社会的信望」、「家族の協力」等を比較的重要としているのに対し、年齢層の低い者ほど、「時間的余裕」、「熱意」等を比較的重要としている。保護司経験年数の長い者ほど、「社会的信望」、「家族の協力」を比較的重要としているのに対し、保護司経験年数の短い者ほど、「熱意」、「優しさ」を比較的重要としている。人口規模の大きい地域に居住する者ほど、「忍耐強さ」を比較的重要としているのに対し、人口規模の小さい地域に居住する者ほど、「社会的信望」を比較的重要としている。
- キ 保護司を続けてきて感じることにについては、保護司活動を通じて人の輪が広がっている、対象者と接することは怖いことではない、社会や対象者の更生に役立っているという充実感があるとする者が多い。その一方で、保護観察がうまくいかず難しいという者、時間的・精神的負担が大きすぎるという者も相当数に上る。また、質問紙の自由記載や面接調査結果には、保護司を続けてきてうれしかったことやつらかったことが、実に多様な形で表れている。
- ク 女性の方が、自分自身が成長している、人の輪が広がっている、対象者と接することは怖いことではないなど、保護司活動を続けてきたことを積極的にとらえている一方、精神的な負担を感じている。男性の方が、時間的負担等を感じている。
- ケ 年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者ほど、保護司活動を積極的に評価し、負担感も少ない。一方、年齢層の低い者、保護司経験年数の短い者ほど、時間的負担を感じている。また、人口規模の大きい地域に居住する者ほど、保護司活動を積極的に評価していることがうかがわれる。
- コ 保護司になってもらうため、又は保護司を続けてもらうために大切な方策については、保護観察官による処遇指導の充実、研修の充実、保護司同士による処遇協議・情報交換の充実など、処遇活動を充実させるための方策が大切であるとする者が多い。また、保護司の社会的評価の向上が大切

であるとする者も多かった。実費弁償金の充実や時間的負担の軽減を大切であるとする者は、それぞれ約6割に上った。

サ 女性の方が、保護観察官による処遇指導の充実や研修の充実を大切であるとする傾向が強いのに対し、男性の方が、表彰の充実や社会的評価の向上を大切であるとする傾向が強い。年齢層の高い者や保護司経験年数の長い者ほど、表彰の充実、実費弁償金の充実及び社会的評価の向上を大切であるとする傾向が強い。人口規模の大きい所に居住する者ほど、時間的負担の軽減や研修等の開催日時への配慮を大切であるとする傾向が強い。

シ 保護観察がうまくいかず難しいと感じている保護司の方が、そうでない保護司よりも、時間的負担の軽減を望んでいる。また、時間的負担・精神的負担・経済的負担を感じている保護司の方が、そうでない保護司よりも、実費弁償金の充実と時間的負担の軽減を共に望んでいる。

ス 保護司への就任を他人に依頼して断られたことのある者は、約3分の1であった。断られた理由としては、忙しく時間的余裕がない、犯罪者や非行少年に対する指導・援助に自信がない、家族の理解が得られない、犯罪者や非行少年の来訪が負担であるを挙げた者が多い。また、人口規模が大きい地域ほど、新任保護司の確保が難しいことがうかがわれた。

セ 新任保護司確保のための効果的方法については、各保護司が個人的なつながりを生かす、保護司の役割についてもっと広報する、自治体に働き掛けを行うの順で多かった。

ソ 男性の方が、また、人口規模の大きい地域に居住する者、地域居住年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、各保護司が個人的なつながりを生かすことが効果的としている。

タ 女性の方が、また、保護司経験年数や地域居住年数の短い者ほど、保護司の役割についてもっと広報することが効果的としている。

チ 年齢層の高い者、人口規模の小さい地域に居住する者、地域居住年数が長い者ほど、自治体に働き掛けを行うことが効果的としている。

ツ 年齢層の低い者、保護司経験年数や地域居住年数の短い者、ボランティア経験数の少ない者ほど、広報誌やマスコミを通じて公募を行うことが効果的としている。

### 第3 多変量解析による分析

ここでは、これまで見てきた回答結果の単純集計及び回答者の属性等とのクロス集計から得られた調査結果のうちの幾つかについて取り上げ、多変量解析により他の調査項目との関連を詳細に分析する。

#### 1 保護司の面接形態と「来訪」・「往訪」の長短所についての見方との関連

Q10では、保護司が対象者と面接を行う場合の形態を問い、「来訪」中心の面接を行っている者が77.9%、「来訪と往訪を同じくらい」行っている者が17.4%、「往訪」中心に行っている者が3.4%という結果が得られた。保護司が実施する面接形態に、「来訪」・「往訪」の長短所についての保護司の見方（Q15及びQ16）がどのように影響を与えるかを見るため、ロジスティック回帰分析を行った<sup>2</sup>。分析に当たっては、「Q10面接の形態」（来訪中心、それ以外）を目的変数とし、Q15の「来訪」の九つの長短所についての見方及びQ16の「往訪」の十二の長短所についての見方を説明変数とした。その結果は表9に示すとおりである。ここで、「来訪」中心という面接形態に対して、 $\beta$ 係数でプラスの値を持っている質問（網掛けした質問）で「そう思う」とした回答は、有意であり、マイナスの値を持っている質問での「そう思う」との回答は、逆の意味で有意である。

有意と認められる説明変数は、来訪に関して四つ、往訪に関しては六つであった。すなわち、「来訪」について、「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」、「対象者が保護司に親しみを持ってくれる」、「（保護司宅で）ゆっくりと落ち着いて面接できる」とする見方、及び「往訪」について、「対象者が嫌がる」、「対象者の家族が嫌がる」とする見方は、「来訪」中心の面接

表9 面接形態に関するロジスティック回帰モデル

| 説明変数（来訪・往訪に関する考え方）                         | $\beta$ 係数 | 標準誤差  | Wald 統計量 | 有意確率  |
|--------------------------------------------|------------|-------|----------|-------|
| （来訪）                                       |            |       |          |       |
| Q15_1 保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる | 0.280      | 0.108 | 6.661    | 0.010 |
| Q15_4 対象者が保護司に親しみを持ってくれる                   | 0.361      | 0.106 | 11.643   | 0.001 |
| Q15_5 ゆっくりと落ち着いて面接できる                      | 0.580      | 0.122 | 22.596   | 0.000 |
| Q15_6 自宅（保護司宅）に適当な面接場所がない                  | -0.316     | 0.110 | 8.284    | 0.004 |
| （往訪）                                       |            |       |          |       |
| Q16_1 対象者の生活の実態を良く知ることができる                 | -0.630     | 0.232 | 7.371    | 0.007 |
| Q16_3 対象者とその家族との関係を観察できる                   | -0.537     | 0.210 | 6.510    | 0.011 |
| Q16_5 保護司の熱意を示すことができる                      | -0.273     | 0.098 | 7.718    | 0.005 |
| Q16_6 ゆっくりと落ち着いて面接できる                      | -0.342     | 0.097 | 12.409   | 0.000 |
| Q16_9 対象者が嫌がる                              | 0.277      | 0.122 | 5.137    | 0.023 |
| Q16_10 対象者の家族が嫌がる                          | 0.320      | 0.118 | 7.322    | 0.007 |
| 定 数                                        | -1.002     | 0.565 | 3.146    | 0.076 |

2 ロジスティック回帰分析は、多変量解析の予測型手法の一種で、ある変数の値を他の変数を使って予測・識別する際に用いられる。ここでは、尤度比による変数増加法による2項ロジスティック回帰分析を行い、来訪中心の者とそうでない者を識別することを目標とし、来訪中心でない面接形態を示す目的変数としてQ10の選択肢の「2 来訪による面接と往訪による面接とを、同じくらい行っている」と「3 往訪が中心であり、必要に応じて来訪を受けている」とを併せたものを用いた。

形態に対しての有意な予測変数であり、他方、「来訪」について、「自宅（保護司宅）に適当な面接場所がない」とする見方、及び「往訪」について、「対象者の生活の実態をよく知ることができる」、「対象者とその家族との関係を観察できる」、「保護司の熱意を示すことができる」、「（対象者宅で）ゆっくりと落ち着いて面接できる」とする見方は、「来訪と往訪を同じくらい」行う又は「往訪」中心に行うという面接形態に対する有意な変数であることが統計的に確認された。

これを裏返して言えば、「来訪」・「往訪」について保護司が考える長短所のうち、表9に掲げられていないものは、掲げられているものと比較して、保護司の面接形態に影響を及ぼしていないことを示している。すなわち、「来訪」についての「対象者にとって、約束を守るというしつけになる」、「対象者に家庭的な雰囲気を感じてもらえる」、「保護司の家族の負担となる」とする見方、「往訪」についての「対象者の家族から話をよく聴くことができる」、「対象者宅の周囲の環境が分かる」、「対象者宅に適当な面接場所がない」、「対象者の保護観察を受ける態度が受動的になる」とする見方、及び「来訪」・「往訪」に共通する「異性の対象者の場合、面接がやりづらい」、「保護観察が近隣に知られてしまう」という見方は、上記の十個の長短所よりも、保護司の面接形態には影響していないと言えよう。

## 2 類型別対象者に対する対応とその効果

Q21では、14類型の対象者について、その担当経験の有無、担当した際の対応方法、その効果について尋ねたが、対応の結果として効果が得られたという回答の比率が高い対象者としては、「シンナー等乱用」、「校内暴力」、「中学生」、「暴走族」など、どちらかといえば少年に関する類型が目立ち、逆に低いのは、「ギャンブル等依存」、「暴力団関係」、「無職等」、「精神障害等」などであるという結果が得られた。

ここでは、Q21への回答のうち、類型別対象者に対する処遇において、保護司がとった対応方法とその効果との関連を見るため、ロジスティック回帰分析を実施した。分析に当たっては、類型ごとに、効果の有無を目的変数とし、保護司がとった四種の対応方法を説明変数とした。表10は、類型別に統計的に有意な説明変数を掲示したものである。これ以外の類型では、有意な説明変数は見いだせなかった。

表10によれば、「問題飲酒」対象者については、保護司が「保護観察官と協議を重ねた」こと、「暴力団関係」及び「性犯罪等」対象者については、「関係機関の協力を求めた」こと、「無職等」対象者については、「研修資料やマニュアルを参照した」ことが、それぞれ処遇効果に対して有意な関連があると言えよう。

表10 類型別対象者への対応方法とその効果に関するロジスティック回帰モデル

| 対象者の類型 | 対応方法の種類               | $\beta$ 係数 | 標準誤差  | Wald 統計量 | 有意確率  |
|--------|-----------------------|------------|-------|----------|-------|
| 問題飲酒   | 保護観察官と協議を重ねた<br>定数    | -0.556     | 0.275 | 4.096    | 0.043 |
|        |                       | -0.165     | 0.218 | 0.575    | 0.448 |
| 暴力団関係  | 関係機関の協力を求めた<br>定数     | 0.491      | 0.234 | 4.383    | 0.036 |
|        |                       | -0.603     | 0.210 | 8.241    | 0.004 |
| 性犯罪等   | 関係機関の協力を求めた<br>定数     | -0.784     | 0.397 | 3.901    | 0.048 |
|        |                       | -0.460     | 0.369 | 1.553    | 0.213 |
| 無職等    | 研修資料やマニュアルを参照した<br>定数 | 0.580      | 0.220 | 6.935    | 0.008 |
|        |                       | -0.859     | 0.199 | 18.649   | 0.000 |

3 地域から期待されている保護司の役割についての認識と他のボランティア等の経験

Q29では、地域において保護司が期待されている役割について尋ねたが、犯罪者や非行少年の更生とする者が88.0%，犯罪予防活動とする者が71.5%であったほか、青少年の育成を挙げる者、地域からの相談に乗ることを挙げる者も、それぞれ55.3%，34.0%に上り、相当数の保護司が地域から様々な期待を感じていることが分かった。また、クロス集計の結果、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者、地域居住年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、青少年を育成することや地域からの相談に乗ることなどの更生保護に関すること以外の地域からの役割期待を感じていることも明らかとなった。

ここでは、保護司が経験している様々なボランティア等の種類によって、地域からの役割期待の感じ方に違いがあるのかを見るため、ロジスティック回帰分析を行った。分析に当たっては、地域からの役割期待に関する五つの質問項目に対する回答を目的変数とし<sup>3</sup>、Q23で尋ねた保護司以外の13種類のボラ

表11 保護司が地域において期待される役割のロジスティック回帰モデル

| 期待される役割          | ボランティア経験  | $\beta$ 係数 | 標準誤差  | Wald 統計量 | 有意確率  |
|------------------|-----------|------------|-------|----------|-------|
| 犯罪者や非行少年を更生させること | 少年指導委員    | -0.514     | 0.249 | 4.263    | 0.039 |
|                  | 年齢        | -0.028     | 0.008 | 11.219   | 0.001 |
|                  | 定数        | -0.170     | 0.528 | 0.104    | 0.747 |
| 犯罪予防活動を行うこと      | 民生・児童委員   | -0.366     | 0.155 | 5.536    | 0.019 |
|                  | 少年指導委員    | -0.355     | 0.170 | 4.370    | 0.037 |
|                  | PTA 役員    | -0.258     | 0.101 | 6.485    | 0.011 |
|                  | 更生保護女性会員  | -0.408     | 0.145 | 7.961    | 0.005 |
|                  | BBS 会員    | -0.979     | 0.368 | 7.063    | 0.008 |
|                  | 協力雇用主     | -1.159     | 0.538 | 4.641    | 0.031 |
|                  | 年齢        | -0.045     | 0.006 | 49.887   | 0.000 |
| 青少年の育成に努めること     | 定数        | 2.291      | 0.418 | 30.059   | 0.000 |
|                  | 少年指導委員    | -0.411     | 0.147 | 7.811    | 0.005 |
|                  | 消防団員      | -0.477     | 0.126 | 14.299   | 0.000 |
|                  | 更生保護女性会員  | -0.253     | 0.122 | 4.334    | 0.037 |
|                  | BBS 会員    | -0.643     | 0.279 | 5.310    | 0.021 |
|                  | 年齢        | -0.046     | 0.006 | 61.019   | 0.000 |
| リーダーとして地域をまとめること | 定数        | 2.936      | 0.383 | 58.702   | 0.000 |
|                  | 社会福祉協議会役員 | -0.489     | 0.125 | 15.314   | 0.000 |
|                  | 町内会役員     | -0.276     | 0.133 | 4.286    | 0.038 |
|                  | PTA 役員    | -0.326     | 0.126 | 6.730    | 0.009 |
|                  | 消防団員      | -0.658     | 0.144 | 20.757   | 0.000 |
|                  | 年齢        | -0.071     | 0.009 | 66.689   | 0.000 |
| 地域の人々の相談に乗ること    | 定数        | 6.809      | 0.593 | 131.962  | 0.000 |
|                  | 社会福祉協議会役員 | -0.329     | 0.107 | 9.430    | 0.002 |
|                  | PTA 役員    | -0.204     | 0.102 | 4.009    | 0.045 |
|                  | 消防団員      | -0.599     | 0.129 | 21.603   | 0.000 |
|                  | 更生保護女性会員  | -0.286     | 0.127 | 5.077    | 0.024 |
|                  | 年齢        | -0.050     | 0.008 | 35.877   | 0.000 |
|                  | 経験年数      | -0.015     | 0.007 | 4.706    | 0.030 |
|                  | 定数        | 4.445      | 0.513 | 75.031   | 0.000 |

3 ここでは、期待されている役割の有無を識別するために、選択肢のうち、「どちらでもない」と「期待されていない」とを併せたものを目的変数とした。

表12 保護司が地域において期待される役割のロジスティック回帰モデル（総括表）

| ボランティア経験<br>期待される役割 |                  | 説 明 変 数 |           |       |        |            |        |      |       |       |      |          |       |       |    |
|---------------------|------------------|---------|-----------|-------|--------|------------|--------|------|-------|-------|------|----------|-------|-------|----|
|                     |                  | 民生・児童委員 | 社会福祉協議会役員 | 少年補導員 | 少年指導委員 | 篤志面接委員・教誨師 | 人権擁護委員 | 調停委員 | 町内会役員 | PTA役員 | 消防団員 | 更生保護女性会員 | BBS会員 | 協力雇用主 | 年齢 |
| 目的変数                | 犯罪者や非行少年を更生させること |         |           |       | *      |            |        |      |       |       |      |          |       |       | ** |
|                     | 犯罪予防活動を行うこと      | *       |           |       | *      |            |        |      |       | *     |      | **       | **    | *     | ** |
|                     | 青少年の育成に努めること     |         |           |       | **     |            |        |      |       |       | **   | *        | *     |       | ** |
|                     | リーダーとして地域をまとめること |         | **        |       |        |            |        |      | *     | **    | **   |          |       |       | ** |
|                     | 地域の人々の相談に乗ること    |         | **        |       |        |            |        |      |       | *     | **   | *        |       |       | ** |

注 「有意確率」欄の「\*」は有意確率5%以下で、「\*\*」は有意確率1%以下で、それぞれ有意であることを示す。

ンティア等の経験の有無を説明変数として、念のため、男女別、年齢及び経験年数も説明変数に加えた。その結果は、表11及び表12（表11を分かりやすくしたもの）のとおりであり、五つのロジスティック回帰モデルが得られた。

この表により、保護司が地域から期待されると感じている役割が、経験したボランティア等の種類などによって異なることが分かる。例えば、犯罪者や非行少年を更生させるという役割意識には、年齢（が高いこと）が強く関連し、少年指導委員の経験（があること）も関連しているが、保護司の属性やボランティア等経験の有無による違いは少ないと言える。これに対して、地域の人々の相談に乗るという役割意識には、社会福祉協議会役員又は消防団員の経験（があること）及び年齢（が高いこと）が強く関連し、PTA役員又は更生保護女性会員の経験（があること）及び保護司としての経験年数（が長いこと）も関連しており、保護司の属性やボランティア等経験の有無による違いが大きい。

#### 4 犯罪被害者等を視野に入れた指導・援助の必要性に関する認識

Q31では、犯罪被害者等を視野に入れた対象者に対する指導・援助の必要性の認識を尋ねている。その結果、「被害者等の立場になって考えてみることについての指導・助言」が必要だとする者が85.5%、「金銭的賠償をすることについての指導・助言」が必要だとする者が54.7%、「謝罪することについての指導・助言」及び「被害者を慰霊し、その冥福を祈ることについての指導・助言」が必要だとする者が共に75%前後、「謝罪に向く際の対象者への同行」が必要だとする者が21.0%であった。

これらの回答を総合的に見て、保護観察処遇において被害者等を視野に入れて行う指導・援助に関する保護司の認識状況の分布はどうなっているかを見るために、回答者を類似度の高い者同士で群分けする分析を試みた<sup>4</sup>。具体的には、クラスター分析(K-means法)<sup>5</sup>によることとし、三つの群のクラスターを仮定した。各質問項目に対する回答は、「とても必要」を1、「少し必要」を2、「そこまでは必要ない」

を3とコード化した。

分析の結果、三つの群に分類した際に、被害者等を視野に入れたそれぞれの指導等についての必要性の認識がどのように分布しているか示したのが、表13及び図50である。

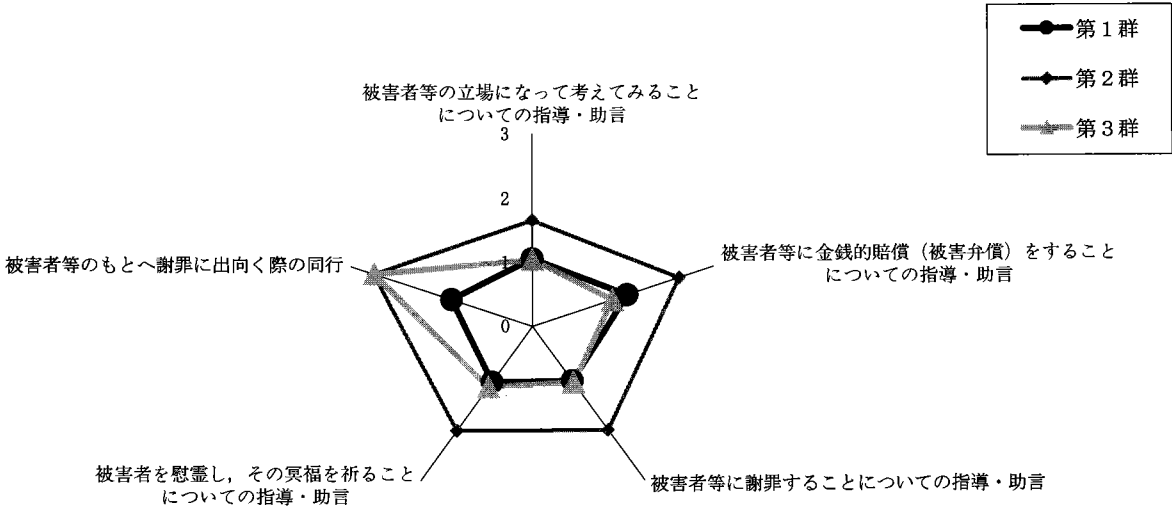
第1群は、いずれの質問項目に対しても必要性が高いと認識している群である。被害者等に関連する指導・援助について、対象者への働き掛けはもとより、被害者等のもとへ出向く際の同行という直接的な援助についても積極的な群と言えよう。この群に属する者は、分析対象の3割強(31.2%)を占める。

第2群は、いずれの質問項目に対しても必要性を高く認識していない群であり、取り分け、「金銭的賠償をすることについての指導・助言」、「謝罪に出向く際の対象者への同行」についての必要性について積極的でない群である。この群に属する者は、分析対象の2割強(21.6%)を占める。

表13 被害者等を視野に入れた指導・援助の必要性の認識についての  
クラスター分析結果

|                                     | 第1群<br>(403人) | 第2群<br>(278人) | 第3群<br>(609人) |
|-------------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 被害者等の立場になって考えてみることに<br>についての指導・助言   | 1.05          | 1.65          | 1.04          |
| 被害者等に金銭的賠償(被害弁償)をすること<br>についての指導・助言 | 1.57          | 2.43          | 1.33          |
| 被害者等に謝罪することについての指導・<br>助言           | 1.06          | 2.02          | 1.09          |
| 被害者を慰霊し、その冥福を祈ることにつ<br>いての指導・助言     | 1.08          | 2.03          | 1.18          |
| 被害者等のもとへ謝罪に出向く際の同行                  | 1.34          | 2.63          | 2.62          |

図50 被害者等を視野に入れた指導・援助の必要性の認識についてのレーダーチャート



4 ただし、この質問項目の回答率は57.1% (1,290人) と高くなくことに留意が必要である。

5 回答者を類似度の高い者同士で群分けするために、選択した特性に基づいて、ケースの中で相対的に等質のグループ(クラスター)に分類する方法である。

第3群は、「被害者等の立場になって考えてみることについての指導・助言」、「金銭的賠償をすることについての指導・助言」、「謝罪をすることについての指導・助言」、「被害者を慰霊し、その冥福を祈ることについての指導・助言」については、第1群同様に必要性を高く認識しているが、「謝罪に向く際の対象者への同行」については、その必要性についてあまり積極的でない群であり、第1群と第2群の中間派と言えよう。この群に属する者は、分析対象の5割弱（47.2%）で最大多数である。

## 5 保護司を続けてきて感じる事

Q35では、保護司を続けてきて感じる事について尋ねている。その結果は、既に第2の6の(4)で述べたように、「保護司活動を通じて人の輪が広がっている」、「対象者の更生に役立っているという充実感がある」、「社会の役に立っているという充実感がある」と感じる者が高い比率を占める一方、「保護観察がうまくいかず、難しいと感じる」者も約4割いた。こうした、充実感又は負担感の違いが他の質問項目に対する回答にどのような影響を与えているだろうか。

これを分析するために、まず、Q35の回答結果全体の意味するところを明らかにすることとし、主成分分析<sup>6</sup>を行った。Q35は、合計十二の質問の集まりであるが、この主成分分析に当たっては、2,260名の調査回答保護司のうち、十二のすべてに回答している1,954名（全体の86.5%）のみを分析対象とした。<sup>7</sup> 主成分分析の結果は、表14のとおりであり、次の三つの成分が得られた。各成分には妥当と思われる名称を付した。<sup>8</sup>

表14 保護司を続けてきて感じる事に関する成分行列

| 種 類                        | 1         | 2         | 3         |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 精神的負担が大きすぎると感じる            | 0.7874392 | -0.002264 | -0.143557 |
| 時間的負担が大きすぎると感じる            | 0.7788427 | -0.115147 | -0.067264 |
| 経済的負担が大きすぎると感じる            | 0.6740254 | -0.006504 | 0.0469838 |
| 自分の家族の協力を得ることが、難しいと感じる     | 0.5797108 | -0.164723 | 0.051379  |
| 保護観察がうまくいかず、難しいと感じる        | 0.4503226 | 0.1304079 | -0.382281 |
| 自分の家族全体が成長している             | 0.0075045 | 0.7907357 | 0.083942  |
| 自分自身が成長している                | 0.0459817 | 0.751136  | 0.0748007 |
| 自分自身の気力や健康の維持に役立っている       | -0.111626 | 0.6988678 | 0.2209577 |
| 保護司活動を通じて人の輪が広がっている        | -0.079683 | 0.5280001 | 0.1313308 |
| 犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない | -0.251948 | 0.3128807 | 0.0432242 |
| 対象者の更生に役立っているという充実感がある     | -0.049078 | 0.2266913 | 0.8424152 |
| 社会の役に立っているという充実感がある        | 0.010801  | 0.3530683 | 0.7665452 |
| 回転後の負荷量平方和の累積              | 19.223376 | 38.290505 | 51.240117 |

6 主成分分析とは、分析しようとしている多数のデータを少数のデータに縮約する手法である。

7 本データに主成分分析が適しているか否かの検定を行ったが、Bartlettの球面性検定（近似 $\chi^2$ 値4,731.1、自由度66、有意確率0.00）でも、Kaiser-Meyer-Olkinの標本妥当性の測度（0.761と、有効判定基準の0.5を超えている）によっても、主成分分析は可能であると判断された。

8 ここでも相関行列対象の主成分分析を実施し、抽出の基準としては最小の固有値1を指定した。なお、抽出を効果的にするためバリマックス回転も行った。

第1成分（困惑・負担感）

第2成分（自己充実感）

第3成分（社会的有効感）

保護司を続けてきて感じることに関するこれらの各成分のうち、第2及び第3成分は、充実感をうかがわせる前向きなものであるが、第1成分は、戸惑いを感じさせるものである。

各成分の説明力を見るため、表14の「回転後の負荷量平方和の累積」を見ると、三つの成分によって説明できる回答は全体の約51%であることが分かる。すなわち、回答全体には、これら三つの成分以外の様々な要素が含まれていると言える。

各調査対象保護司が持つ三つの成分得点と他の幾つかの質問項目に対する回答結果との関連を見たところ、Q38の「他の人に保護司になってくれるよう依頼して、断られたことがありますか」という質問に対する回答結果との間に、有意な関連が見いだせた。

Q38の回答結果は、他の人に保護司になってくれるよう依頼して断られたことがある者が685人（回答者の34.6%）、断られたことがない者が225人（同11.4%）であった。このような結果の違いに「保護司を続けてきて感じることに」の違いによる影響があるかどうかを検証するため、「断られたことがある」及び「断られたことがない」のそれぞれについて、上記で得られた三つの各成分の平均値を計算した。得られた結果が表15である。なお、この表の各成分の値は、各項目に対して「そう思う」に－1、「どちらでもない」に±0、「そう思わない」に＋1の値を割り当てて計算したものである。

この表で、「依頼して、断られたことがない」とする者について、各成分得点の平均値を見ると、第1成分で絶対値がプラス方向に大きく（困惑・負担感が高くない）、第2及び第3成分でマイナス方向に大きい（自己充実感及び社会的有効感が共に高い）ことがうかがえる。すなわち、保護司活動に自己充実感や社会的有効感を強く抱き、困惑・負担感を抱くことが少ない保護司は、他の人に保護司になってくれるように依頼した場合に、保護司就任を断られることが少ないということを示唆している。

面接調査において、ある保護司から、「保護司の就任を依頼するコツは、“社会を明るくする運動”などことあるごとに、保護司以外の関係者に『保護司の仕事はおもしろい。少なくとも自己満足感はある』と説いて回ることである」との意見が得られた。この分析結果は、この意見を裏付けているものと言えよう。

表15 成分得点の平均値の分布

| Q35から抽出した成分                            |      | （困惑・負担感） | （自己充実感） | （社会的有効感） |
|----------------------------------------|------|----------|---------|----------|
| Q38 他の人に保護司になってくれるよう依頼して、断られたことがありますか。 | 統計量  | 第1成分     | 第2成分    | 第3成分     |
| 依頼して、断られたことがある。                        | 平均値  | －0.10    | －0.18   | －0.12    |
| N=605                                  | 標準偏差 | 1.04     | 0.97    | 0.94     |
| 依頼して、断られたことがない。                        | 平均値  | 0.17     | －0.22   | －0.24    |
| N=199                                  | 標準偏差 | 0.96     | 0.96    | 0.87     |
| 依頼したことがない。                             | 平均値  | 0.02     | 0.16    | 0.12     |
| N=945                                  | 標準偏差 | 0.99     | 1.01    | 1.04     |
| 無回答                                    | 平均値  | 0.05     | 0.02    | 0.04     |
| N=205                                  | 標準偏差 | 0.96     | 0.97    | 1.04     |

## 6 小括

以上の分析から次のようなことが見いだせた。

(1) 面接形態については、「来訪」を中心とする保護司において、来訪についての「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」、「対象者が保護司に親しみを持ってくれる」、「(保護司宅で) ゆっくりと落ち着いて面接できる」という見方や、往訪についての「対象者が嫌がる」、「対象者の家族が嫌がる」という見方が、影響を与えていることがうかがわれた。一方、「往訪」を活用したその他の面接形態を中心とする保護司においては、「自宅(保護司宅)に適当な面接場所がない」、「対象者の生活の実態をよく知ることができる」、「対象者とその家族との関係を観察できる」、「保護司の熱意を示すことができる」、「(対象者宅で) ゆっくりと落ち着いて面接できる」という見方が、影響を与えていることがうかがわれた。

(2) 対象者類型別に、保護観察処遇上の対応方法とその効果を見ると、「問題飲酒」類型の「保護観察官と協議を重ねた」、「暴力団関係」類型及び「性犯罪等」類型の「関係機関の協力を求めた」、「無職等」類型の「研修資料やマニュアルを参照した」が、それぞれ統計的に有意な関連を示した。

(3) 保護司が地域から感じている役割期待と、保護司のボランティア等の経験や属性などの予測変数との関連を見たところ、例えば、犯罪者や非行少年を更生させるという役割期待には、年齢や少年指導委員経験が有意な予測変数として認められるなど、期待されると感じている役割の種類により、有意な予測変数の組合せが異なることが分かる。

(4) 保護司を続けてきて感じることにについての主成分分析からは、第1成分(困惑・負担感)、第2成分(自己充実感)、第3成分(社会的有効感)の三つの成分が抽出された。この各成分と、「他の人に保護司になってくれるよう依頼して、断られたことがあるか」との関係を見たところ、「依頼して、断られたことがない」とする回答者群において、困惑・負担感の程度が相対的に低いとともに、自己充実感、社会的有効感の程度が共に高いことがうかがわれた。

## 第4 まとめ

本調査によって得られた結果の中から、今後の課題や展望につながるものを拾い上げ、まとめとした。

### 1 「来訪」という面接形態

保護司の対象者との面接は、対象者を保護司宅に迎え入れる「来訪」が広く行われていることが、調査データからも明らかになった。

来訪面接は、「対象者にとって、約束を守るというしつけになる」、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」、「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」などの肯定的側面を多く持ち、我が国の保護観察処遇を進める上で、なくてはならない機能を果たしているといえる。

この来訪という面接形態は、一戸建てに居住する者が圧倒的に多く、世帯規模が比較的大きいという、保護司の属性を背景としている可能性が高い。しかし、近年の住宅・土地統計調査や国勢調査の結果を見ると、全国的に、一戸建ての比率の低下、共同住宅の比率の上昇及び世帯規模の小規模化が進んでおり、今後、来訪面接を支える基盤に変化が生じる可能性がある。

また、本調査からも、マンション・アパートなどに住む者は、「ゆっくりと落ち着いて面接できない」、「自宅（保護司宅）に適当な面接場所がない」など、来訪面接を比較的負担に感じていることや、年齢層の低い者、保護司経験年数の短い者ほど、負担感を抱えていることがうかがわれる。さらに、他の人へ保護司就任を依頼して断られたことのある者のうち、約2割は、「犯罪や非行をした人が来訪してくるのが負担である」という理由で断られていたという結果も出ている。

以上のことは、来訪面接を中心とする伝統とその良い面は堅持しつつも、社会の変動に合わせて、公共施設等の面接場所の確保など、「来訪」にこだわらない面接の方法を検討することの必要性を示唆しているものと思われる。

### 2 保護司の遭遇する困難場面

保護司の経験した「対象者の困った行動」には、「約束しても来訪しない」、「連絡がとれない」、「約束して往訪しても不在である」といったものが多く、保護司が対象者との接触の確保に苦心していることが分かる。

保護司との定期的な接触は、ほとんどの対象者に遵守事項として課せられるため、これを果たさないことは遵守事項違反であり、また、定期的な接触を通じて対象者を見守り、指導・援助することは、保護観察処遇の根幹でもある。保護司との接触を軽視する対象者に対して、有効な措置がとれるよう、実務面の工夫や制度面の見直しを図っていく必要があるものと思われる。

また、保護司からは、対象者の親の監護能力についても、「対象者に注意や指導ができず、その言いなりになっている」、「対象者の行動に無関心である」、「対象者の問題行動を他人のせいにする」などの意見・感想が挙げられており、親の協力を得ながら対象者の更生を図っていくという社会内処遇の構図が作りにくい実態がうかがわれ、親に対する働き掛けを強化できるような枠組みを整える必要性があるのではないかとと思われる。

### 3 地域社会と保護司

多くの保護司は、保護司以外にも複数のボランティア等を経験しており、地域において多様な役割を果たしている。また、教育、福祉、警察等の各関係機関・団体と活発に連携するとともに、地域性をいかした指導・援助を行っている様子が分かる。

ただし、これを詳細に見ると、保護司の属性による差があり、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者、人口規模の小さい地域に居住する者ほど、比較的關係機関・団体との連携が活発であり、地域性をいかした処遇を行っているといえる。

面接調査において、多くの保護司が「地域社会の連帯意識が希薄化している」と指摘していることなどに照らすと、今後、年齢層の低い者、保護司経験年数の短い者、人口規模の大きい地域に居住する者が、どのように又はどの程度、地域性を発揮した活動を展開できるかということについて、多角的に検討していく必要があると思われる。

また、秘密保持が重要であるため、保護司は自らの身分を積極的には地域に知らせていないことが多く、地域の人々から保護司の活動や役割について理解されていないという状況を招いている。このことは、保護司の活動や役割に関する一般的な広報を充実させていくことの重要性を示すものであり、また、これを望む保護司も多い。

### 4 犯罪被害者と保護司

更生保護の分野においては、対象者を処遇する上で被害者等を視野に入れた指導・援助をどのように行っていくかということや、被害者等の保護・支援に保護司がどのようにかかわっていくかということが、重要な課題となっている。

本調査に当たり、被害者等を視野に入れた対象者への指導・援助について尋ねたところ、多くの保護司は、被害者等の立場になって考えてみることに、被害者等に謝罪すること、被害者を慰霊しその冥福を祈ること、被害者等に金銭的賠償をすることについて、その指導・助言の必要性を感じている。

また、一般人からの犯罪被害等の相談についても、現に多くの保護司が、多様な相談を地域の人々から受け、これに対処していた。被害者等保護の地域資源として、保護司が既に相当程度に機能していることがうかがわれる。

### 5 新任保護司の確保

#### (1) 保護司になった時の気持ち

保護司は就任時において、務まるだろうかと心配を抱えながらも、少しでも社会の役に立ちたい、少しでも犯罪者や非行少年の更生に役立ちたいといった社会貢献意識や、自分自身が成長したいといった積極的な意識を抱えていることが分かった。

このことは、保護司就任者の精神的基盤が、社会貢献や自己成長を求める意識にあることを示しており、新任保護司確保に当たって、社会貢献のために継続的で困難な活動に従事すべきだという意識や、社会の犯罪観・犯罪者観の変化などを勘案する必要があることをも示唆していると考えられる。

#### (2) 保護司を続けてきて感じること

多くの者が、保護司活動を通じて人の輪が広がっている、対象者の更生に役立っているという充実感がある、社会の役に立っているという充実感がある、自分自身が成長しているなど、保護司を続けてきたことを積極的に評価している。この評価は、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者ほど高い。

このことから、保護司を続ければ、保護司活動を積極的に評価できるようになり、充実感を得られる

よくなることがうかがわれる。保護司は、困難で地道な仕事であるが、続けることによって得られるものの多い、魅力的な仕事であるといっていよいであろう。

ただし、その一方で、保護観察がうまくいかず難しい、時間的負担や精神的負担が大きすぎるなど、困難や負担を感じている者も少なからず存在することに照らすと、支援方策を更に検討し、充実させていく必要があるものと思われる。

### (3) 保護司が望むこと

保護司のために必要な方策として、保護観察官による処遇指導の充実、研修の充実、保護司同士による処遇協議・情報交換の充実といった処遇支援の充実、事件担当や地域活動・保護司会活動にかかる実費弁償金の充実、事件担当や地域活動・保護司会活動に伴う時間的負担の軽減などを望む声が多い。

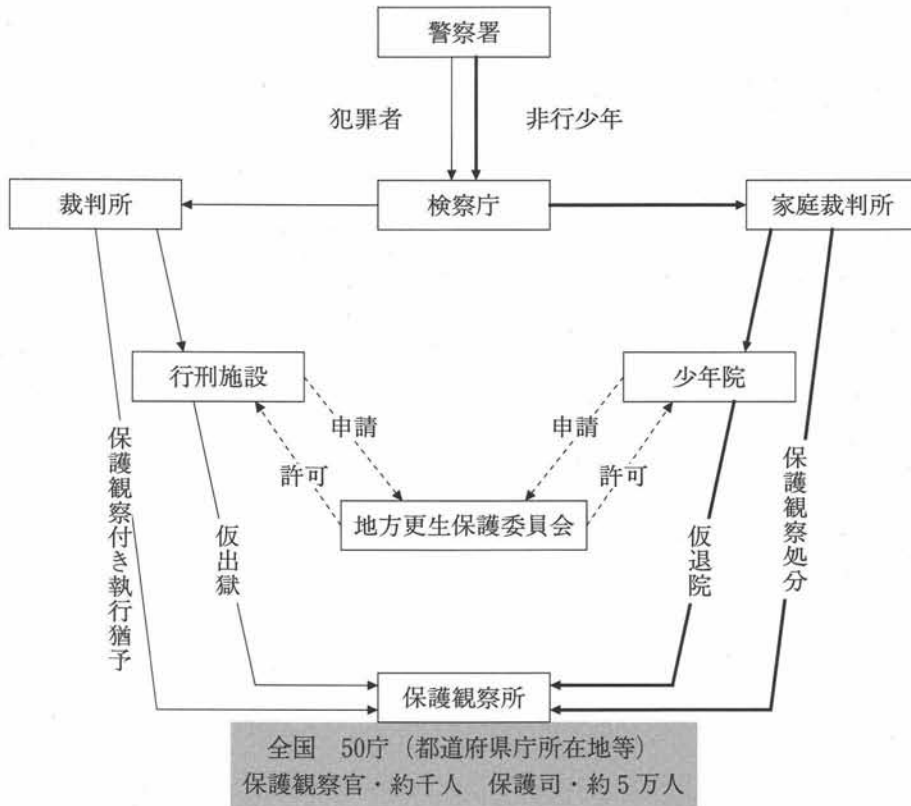
### (4) 新任保護司の確保策

保護司となったきっかけの多くは、「先輩保護司に勧められて」であり、新任保護司確保のために効果的と考える方法も、「各保護司が個人的なつながりを生かす」が最も多かった。このことは、新任保護司の確保が地域における個人的なつながりをベースとして行われていることを示しており、これは、以前と大きな変化はないであろう。

新任保護司確保の具体的方法として、保護司活動の大切さや魅力についての広報、地方自治体への働き掛け、関係団体への働き掛け、公募など様々な方法が考えられ、これらの多様な方策を推進することも重要であろうが、本調査全体の結果から考えると、保護司の充実感を更に高めるとともに、負担感を軽減させ、保護司による積極的な働き掛けを促すことが最も大切な方策ではなかろうか。

## 巻末資料Ⅰ

## 1 犯罪者・非行少年が保護観察となるまで（概要図）



## 2 保護観察対象者の種類と保護観察期間

## (1) 保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付された者）

原則として保護観察処分言渡しの日から20歳に達するまでの期間であるが、20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間

## (2) 少年院仮退院者（少年院を仮退院した者）

原則として少年院を仮退院した日から仮退院期間が満了するまでの期間（通常は20歳に達するまで）

## (3) 仮出獄者（行刑施設を仮出獄した者）

原則として仮出獄の日から残刑期間が満了するまでの期間

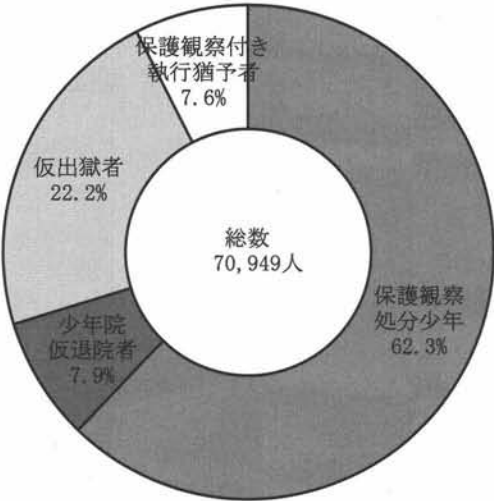
## (4) 保護観察付き執行猶予者（刑の執行を猶予され保護観察に付された者）

裁判確定の日から刑の執行猶予期間が満了するまでの期間

## (5) 婦人補導院仮退院者（婦人補導院を仮退院した者）

婦人補導院を仮退院した日から補導処分の残期間が満了するまでの期間

3 保護観察新規受理人員の種類別構成比（平成15年）



注 1 保護統計年報による。  
2 婦人補導院仮退院者は、いなかった。

## 巻末資料Ⅱ

## 保護司の活動実態と意識に関する調査：面接調査票

法務省 法務総合研究所

|     |           |     |  |      |       |
|-----|-----------|-----|--|------|-------|
| 調査日 | 平成16年 月 日 | 調査者 |  | 調査場所 | 保護観察所 |
|-----|-----------|-----|--|------|-------|

## 1 フェイスシート

- ・氏名 \_\_\_\_\_ 様
- ・性別 1 男 2 女
- ・年齢 \_\_\_\_\_ 歳 (調査日現在)
- ・住所 \_\_\_\_\_ 都・道・府・県 \_\_\_\_\_ 市・町・村・区(特別区) 人口約 \_\_\_\_\_ 人
- ・職業 \_\_\_\_\_ (無職の場合は以前の職業 \_\_\_\_\_)
- ・保護区 \_\_\_\_\_ 保護区
- ・保護司経験年数 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 (調査日現在。1か月未満は切り捨て)
- ・これまでの担当件数(現在の担当件数を含む。) 保護観察事件 \_\_\_\_\_ 件, 環境調整事件 \_\_\_\_\_ 件
- ・現在の担当件数 保護観察事件 \_\_\_\_\_ 件, 環境調整事件 \_\_\_\_\_ 件

2 まず、保護司になられた動機及びきっかけ等について、おうかがいします。

Q 1 保護司になられた動機及びきっかけは、どのようなものでしたか。

Q 2 保護司を委嘱された時のお気持ちは、どのようなものでしたか。

S Q その時の御家族の反応はどのようなものでしたか。

3 次に、保護観察処遇に関することを、おうかがいします。

Q 3 これまでに担当なさったケースで、一番印象に残っているものについて、お聞かせください。

Q 4 保護観察をやっていて、「難しいなあ」「困ったなあ」と思われた経験がありましたら、どのようなものだったかお聞かせください。

Q 5 保護観察対象者と面接を行う際に、何か心掛けていることはありますか。

S Q 1 面接は主にどこで行うことが多いですか。

S Q 2 面接を行う曜日や時間帯は、どのようなことが多いですか。

S Q 3 来訪を受けて自宅（保護司宅）で面接を行う場合の長所と短所について、どのようにお考えですか。

S Q 4 対象者宅を往訪して面接を行う場合の長所と短所について、どのようにお考えですか。

S Q 5 これまでに自宅（保護司宅）や対象者宅以外の場所で面接を行ったことがありますか。ある場合、それはどのような場所ですか。また、それはどのような理由からですか。

Q 6 以前（例えば5年位前）と比べて、保護観察対象者（特に少年）やその家族は変わったと思いますか。変わったとすれば、どのような点が変わりましたか。

Q 7 担当した事件の中で、更生したと感じられるケースはありますか。ある場合、そのケースがどのような状態になったとき、更生したと感じられましたか。また、そのケースではどのような要因が更生に役立ったと思いますか。

4 次に、地域との関わりについて、おうかがいします。

Q 8 現在の地域に住むようになって何年になりますか。

Q 9 地域において、保護司以外の公職やボランティアを務められたことがありますか。現在就任中のもの、過去に就任したことのあるものすべてを教えてください。

Q10 以前（例えば5年位前）と比べて、地域社会は変わったと思いますか。変わったとすれば、どのような点が変わりましたか。

Q11 犯罪者や非行少年の更生について、以前（例えば5年位前）と比べて、地域の人々の協力は得やすくなったと感じますか、得にくくなったと感じますか。また、地域において犯罪者や非行少年を見る目は、変わったと思いますか、変わらないと思いますか。

Q12 近頃担当する保護観察対象者やその家族とは、担当前から地域で面識のあることが多いですか、少ないですか。

Q13 保護観察処遇を行う上で、よく利用する地域の資源がありましたら、お聞かせください。

Q14 保護司活動（犯罪予防活動を含む。）を行う上で、よく連携する関係機関・団体（更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会及び更生保護施設を除く。）はどこですか。また、どのような関係機関・団体ともっと連携しなければならないと感じますか。

Q15 地域において、保護司が期待されるのは、どのような役割だと思いますか。

5 犯罪被害者に関することを、おうかがいします。

Q16 保護司として、「仮釈放審査や恩赦上申検討のための被害者等調査」にあたられたことがありますか。ある場合、それはどのような事案に関する調査でしたか。また、調査時の被害者等の対応はいかがでしたか。

Q17 保護観察を実施する中で、被害者等を視野に入れた指導援助を行うことがありますか。また、被害者等に関連して、何か印象に残っているケースがありましたら、お聞かせください。

Q18 保護観察や環境調整とは関係なく、一般的な犯罪被害等に関する様々な相談に乗ることがありますか。ある場合、それはどのような相談ですか。

S Q そのような相談を受ける中で、対応に工夫したことや苦慮したことなどがあれば、お聞かせください。

6 新任保護司の確保等に関することを、おうかがいします。

Q19 保護司を続けてきて、うれしかったこと、つらかったことなどがあれば、お聞かせください。

Q20 どのような要素が、保護司を務める上でより重要だと思いますか。

Q21 新たに保護司になっていただくため、又は保護司を長く続けていただくためには、どのような方が大切だと思いますか。

Q22 新たな保護司のなり手を確保する上で、効果的な方法は何だと思いますか。

Q23 その他（どんなことでも）

## 巻末資料Ⅲ

## 保護司の活動実態と意識に関する調査票

法務省 法務総合研究所

## 【御記入に際してのお願い。】

1. 保護司としてのあなたの御意見等を、おうかがいします。この調査票は無記名であり、調査以外の目的には使用いたしませんので、ありのままを御記入願います。
2. 質問文をお読みになり、当てはまる回答の番号等を○で囲んでください。また、\_\_\_\_上や( )内には、できるだけ具体的に記入してください。なお、内は自由記載ですので、記載することがない場合は空欄で結構です。
3. 記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて、御投函ください。恐れ入りますが、5月10日（月）までに、御投函くださいますようお願いいたします。

1 まず始めに、あなた御自身のことについて、おうかがいします。

Q 1 性別                      1 男        2 女

Q 2 年齢                      \_\_\_\_\_歳（平成16年4月1日現在）

Q 3 職業（1つだけ選んでください。）。1を選ばれた方以外は、Q 4へ進んでください。

- 1 無職（主婦を除く。）    2 主婦    3 農林・漁業    4 商業・サービス業  
 5 製造・加工業    6 土木・建設業    7 宗教家    8 会社・団体役員  
 9 会社員    10 公務員（教員を除く。）    11 教員    12 その他（                      ）

S Q 前の質問で「1 無職」と答えられた方におうかがいします。退職前の職業は何でしたか。1つだけ選んでください。

- 1 農林・漁業    2 商業・サービス業    3 製造・加工業    4 土木・建設業  
 5 宗教家    6 会社・団体役員    7 会社員    8 公務員（教員を除く。）  
 9 教員    10 その他（                      ）    11 特になし

Q 4 住所                      \_\_\_\_\_都・道・府・県 \_\_\_\_\_市・町・村・区（区は東京23区の方のみ記入してください。）

S Q その市町村の人口は何人程度ですか。1つだけ選んでください（東京23区の方は8番を選んでください。）。

- 1 1万人未満    2 1万人以上3万人未満    3 3万人以上5万人未満  
 4 5万人以上10万人未満    5 10万人以上30万人未満    6 30万人以上50万人未満  
 7 50万人以上100万人未満    8 100万人以上

Q 5 保護司になられて何年何か月くらいになりますか。1か月未満は切り捨ててください。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_か月（平成16年4月1日現在）

Q 6 同居している御家族は、あなたを除いて何人ですか。

\_\_\_\_\_人

Q 7 どのような住居にお住まいですか。主なものを1つだけ選んでください。

- 1 一戸建て住宅    2 集合住宅（マンション、アパートなど）  
3 住宅と店舗・会社事務所が一体となった建物    4 その他（\_\_\_\_\_）

2 次に、保護観察処遇（特に保護観察対象者との面接及び処遇困難なケースへの対応）に関することを、おうかがいします。

Q 8 これまでに、何件くらいの保護観察事件及び環境調整事件を、担当なさったことがありますか（現在担当している事件も含めてください。）。事件担当の経験のない方は、Q22に進んでください。

・保護観察事件 \_\_\_\_\_件    ・環境調整事件 \_\_\_\_\_件

Q 9 現在、保護観察事件及び環境調整事件を、何件担当なさっていますか。

・保護観察事件 \_\_\_\_\_件    ・環境調整事件 \_\_\_\_\_件

Q10 保護観察対象者との面接について、おうかがいします。対象者と面接を行う場合、次のどのような形態であることが多いですか。1つだけ選んでください。

- 1 自宅（保護司宅）に来訪を受けることが中心であり、必要に応じて対象者宅を往訪している。  
2 来訪による面接と往訪による面接とを、同じくらい行っている。  
3 往訪が中心であり、必要に応じて来訪を受けている。  
4 その他（\_\_\_\_\_）

Q11 面接を行う日時は、どのようにして決めますか。1つだけ選んでください。

- 1 だいたい対象者の都合を優先して決める。  
2 対象者の都合と自分（保護司）の都合を出し合い、話し合って決める。  
3 だいたい自分（保護司）の都合を優先して決める。  
4 その他（\_\_\_\_\_）

Q12 面接を行う曜日は、次のどれであることが多いですか。1つだけ選んでください。

- 1 平日    2 土・日・祝日    3 特に多い曜日はない。

Q13 面接を行う時間帯は、次のどれであることが多いですか。1つだけ選んでください。

- 1 午前6時～午前9時台    2 午前10時～午後1時台    3 午後2時～午後5時台  
4 午後6時～午後9時台    5 午後10時～午前5時台    6 特に多い時間帯はない。

Q14 対象者と面接を行う際に心がけていることは何ですか。3つまで選んでください。



- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 10 対象者の家族が嫌がる。         | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 11 異性の対象者の場合、面接がやりづらい。 | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 12 保護観察が近隣に知られてしまう。    | そう思う・どちらでもない・そう思わない |

S Q 上記の項目の他に、対象者宅を往訪して面接を行う場合の長所や短所がありましたら、自由にお書きください。

Q17 これまでに自宅（保護司宅）や対象者宅以外の場所で面接を行ったことがありますか。ある場合は、当てはまるすべての番号に○を付けてください（なお、保護観察所・定期駐在場所における主任官面接に同席した場合や、社会参加活動と一緒に参加した場合は除いてください。）。10を選ばれた方は、Q18に進んでください。

- |           |                     |                      |
|-----------|---------------------|----------------------|
| 1 公民館     | 2 市町村役場の一画（公民館を除く。） | 3 対象者の学校             |
| 4 対象者の勤務先 | 5 対象者の入院先（病院）       | 6 公園（河原、寺社の境内などを含む。） |
| 7 駐車した車の中 | 8 喫茶店などの飲食店         | 9 その他（ ）             |
| 10 特にない。  |                     |                      |

S Q 自宅（保護司宅）や対象者宅以外の場所で面接を行ったのは、どのような理由からですか。当てはまるすべての番号に○を付けてください。

- |                              |                          |
|------------------------------|--------------------------|
| 1 対象者が希望したから。                | 2 自宅（保護司宅）に適当な面接場所がないから。 |
| 3 対象者宅に適当な面接場所がないから。         | 4 近隣の目が気になるから。           |
| 5 自宅（保護司宅）での面接を、自分の家族が嫌がるから。 |                          |
| 6 対象者宅での面接を、その家族が嫌がるから。      |                          |
| 7 対象者の家族に保護観察を秘匿してあるから。      |                          |
| 8 関係者と一緒に面接を行う必要があったから。      | 9 気分転換を図りたかったから。         |
| 10 対象者に食事をさせたかったから。          | 11 対象者を見舞いたかったから。        |
| 12 その他（ ）                    | 13 特に理由はない。              |

Q18 保護観察を行う上で、次のようなものを活用していますか。当てはまるすべての番号に○を付けてください。「7 携帯電話」「8 パソコン」に○を付けなかった方は、Q19に進んでください。

- |            |                  |        |           |        |
|------------|------------------|--------|-----------|--------|
| 1 自動車      | 2 バイク（原付自転車を含む。） | 3 自転車  | 4 電車      | 5 バス   |
| 6 一般（加入）電話 | 7 携帯電話           | 8 パソコン | 9 ワープロ専用機 | 10 FAX |

S Q 前の質問で「7 携帯電話」「8 パソコン」に○を付けられた方に、おうかがいします。対象者との接触の中で、メールのやりとりをしたことがありますか（あるという方は、メールでのやりとりが御自身（保護司）の申し出によるものか、対象者の申し出によるものかをお答えください。）。)

- 1 ある (① 保護司からの申し出 ② 対象者からの申し出)
- 2 ない

Q19 以下のような対象者の行動を経験されたことがありますか。当てはまるすべての番号に○を付けてください。

- 1 約束しても来訪しない。
- 2 約束して往訪しても不在である。
- 3 往訪しても居留守をつかう。
- 4 連絡がとれない。
- 5 面接中に話をしながらない (反応が少ない。会話が続かない。)
- 6 来訪してもすぐに帰りがる。
- 7 面接が終わっても帰りがらない。
- 8 粗野な態度で振る舞う。
- 9 借金を願い出てくる。
- 10 (借金, 借家, 就職などの) 身元保証人になってくれるよう願い出てくる。
- 11 自分に不利なことを保護観察所に報告しないよう求めてくる。
- 12 目の前で薬物 (覚せい剤やシンナー等) をやっている。
- 13 目の前で暴れている。
- 14 目の前で無免許運転をしている。
- 15 目の前で不良仲間とたむろしている。
- 16 以上のような対象者の行動を経験したことは、特にない。

S Q 上記の項目の他に、対象者の行動で困ったことを経験されたことがありましたら、自由にお書きください。

|  |
|--|
|  |
|--|

Q20 以下のような対象者の親の行動を経験されたことがありますか。当てはまるすべての番号に○を付けてください。

- 1 対象者の行動に無関心である。
- 2 対象者に注意や指導ができず、その言いなりになっている。
- 3 対象者の行動に関して、隠し事や嘘の報告をししてくる。
- 4 対象者の問題行動を他人のせいにする。
- 5 対象者の問題行動について「別に悪いことではない」と言う。
- 6 対象者のことで相談しようとしても、応じてこない。
- 7 対象者を精神的に虐待する。
- 8 対象者を身体的に虐待する。
- 9 対象者の身の回りの世話をしない。

10 以上のような対象者の親の行動を経験したことは、特にない。

S Q 上記の項目の他に、対象者の親の行動で困ったことを経験されたことがありましたら、自由にお書きください。

Q21 次のような類型の保護観察対象者を担当なさったことがありますか。御担当の有無について、「ある」「ない」のいずれかに○を付けてください。また、「ある」に○を付けた方は、その際にとられた対応方法について、当てはまるものすべてに○を付けてください（同一対象者で複数の類型に該当する場合は、複数の類型すべてに○を付けてください。）（御記憶の範囲内で回答してください。）。

| 対象者の類型<br>(1～14は類型の番号)        | 担当の有無 | 対 応 方 法            |               |              |                  |              |
|-------------------------------|-------|--------------------|---------------|--------------|------------------|--------------|
|                               |       | 面接・調整等を普通以上に繰り返した。 | 保護観察官と協議を重ねた。 | 関係機関の協力を求めた。 | 研修資料やマニュアルを参照した。 | 特別な対応はしなかった。 |
| 1 シンナー等乱用                     | ある・ない |                    |               |              |                  |              |
| 2 覚せい剤事犯                      | ある・ない |                    |               |              |                  |              |
| 3 問題飲酒                        | ある・ない |                    |               |              |                  |              |
| 4 暴力団関係                       | ある・ない |                    |               |              |                  |              |
| 5 暴走族                         | ある・ない |                    |               |              |                  |              |
| 6 性犯罪等                        | ある・ない |                    |               |              |                  |              |
| 7 精神障害等                       | ある・ない |                    |               |              |                  |              |
| 8 中学生                         | ある・ない |                    |               |              |                  |              |
| 9 校内暴力                        | ある・ない |                    |               |              |                  |              |
| 10 高齢（65歳以上）                  | ある・ない |                    |               |              |                  |              |
| 11 無職等                        | ある・ない |                    |               |              |                  |              |
| 12 家庭内暴力                      | ある・ない |                    |               |              |                  |              |
| 13 ギャンブル等依存                   | ある・ない |                    |               |              |                  |              |
| 14 長期刑仮出獄<br>(刑期8年以上。無期刑を含む。) | ある・ない |                    |               |              |                  |              |

S Q 上記のような対応の結果、ある程度効果が得られたと思われるケース、逆に、あまり効果が得られなかったと思われるケースがありましたら、その類型の番号すべてに○を付けてください。

- ・効果が得られた

類型の番号

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14
- ・効果が得られなかった

類型の番号

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

3 あなたがお住まいの地域社会との関わりについて、おうかがいします。



- |                                     |                          |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 1 地方自治体（都道府県庁・市町村役場）の福祉部門           | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 2 地方自治体（都道府県庁・市町村役場）のその他の部門         | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 3 警察（交番を含む。）                        | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 4 家庭裁判所                             | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 5 児童相談所                             | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 6 小学校                               | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 7 中学校                               | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 8 高等学校                              | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 9 教育委員会                             | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 10 青少年（少年）補導（愛護）センター                | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 11 保健所・精神保健福祉センター                   | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 12 公共職業安定所（ハローワーク）                  | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 13 民生・児童委員（又はその団体）                  | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 14 社会福祉協議会                          | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 15 暴力追放運動推進センター                     | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 16 少年補導員，少年指導委員等の少年警察ボランティア（又はその団体） | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 17 人権擁護委員（又はその団体）                   | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 18 町内会                              | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 19 PTA                              | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |

S Q 1 上記の項目の他に，よく連携する関係機関・団体（更生保護女性会，BBS 会，協力雇用主会及び更生保護施設を除く。）がありましたら，自由にお書きください。

S Q 2 現在はあまり連携していないものの，今後もっと連携を深めるべきと思われる関係機関・団体（更生保護女性会，BBS 会，協力雇用主会及び更生保護施設を除く。）がありましたら，自由にお書きください。

Q29 地域において，保護司が期待されるのは，どのようなことだと思いますか。次の項目のそれぞれについて，「期待されている」「どちらでもない」「期待されていない」の中から1つだけ選んで○を

付けてください。

- 1 犯罪者や非行少年を更生させること。期待されている・どちらでもない・期待されていない
- 2 犯罪予防活動を行うこと。期待されている・どちらでもない・期待されていない
- 3 青少年の育成に努めること。期待されている・どちらでもない・期待されていない
- 4 リーダーとして地域をまとめること。期待されている・どちらでもない・期待されていない
- 5 地域の人々の相談に乗ること。期待されている・どちらでもない・期待されていない

S Q 上記の項目の他に、保護司に期待されていることがありましたら、自由にお書きください。

4 犯罪被害者に関することを、おうかがいします。

Q30 保護司として、「仮釈放審査や恩赦上申検討のための被害者等調査」にあたられたことがありますか。御経験の有無について、「ある」「ない」のいずれかに○を付けてください。また、「ある」に○を付けた方は、調査時の被害者等の対応や要望について、当てはまるものすべてに○を付けてください。

| 調 査 の 対 象         | 経験の有無 | 調査を拒否された。 | 仮釈放や恩赦について反対された。 | 加害者が近づかないよう指導を依頼された。 | 加害者の情報(住所や釈放の時期等)を教えるよう求められた。 | 被害弁償の仲介を求められた。 | 謝罪や対話の仲介を求められた。 |
|-------------------|-------|-----------|------------------|----------------------|-------------------------------|----------------|-----------------|
| 1 殺人・傷害致死事件の遺族    | ある・ない |           |                  |                      |                               |                |                 |
| 2 交通事故の被害者、遺族     | ある・ない |           |                  |                      |                               |                |                 |
| 3 粗暴犯(強盗、傷害等)の被害者 | ある・ない |           |                  |                      |                               |                |                 |
| 4 財産犯(窃盗、詐欺等)の被害者 | ある・ない |           |                  |                      |                               |                |                 |
| 5 性犯罪(強姦等)の被害者    | ある・ない |           |                  |                      |                               |                |                 |

Q31 被害者等に関連して、保護観察を行う上で、対象者に対し次のような指導・援助をなさったことがありますか。御経験の有無について、「ある」「ない」のいずれかに○を付けてください。

また、御経験の有無にかかわらず、こうした指導・援助を保護司が行うことについての、お考えをお聞かせください(それぞれの項目について、「とても必要」「少し必要」「そこまでは必要ない」の中から1つだけ選んで○を付けてください。)

| 指 導 ・ 援 助 の 内 容                   | 経験の有無 | 指導・援助を行うことについてのお考え   |
|-----------------------------------|-------|----------------------|
| 1 被害者等の立場になって考えてみることについての指導・助言    | ある・ない | とても必要・少し必要・そこまでは必要ない |
| 2 被害者等に金銭的賠償(被害弁償)をすることについての指導・助言 | ある・ない | とても必要・少し必要・そこまでは必要ない |
| 3 被害者等に謝罪することについての指導・助言           | ある・ない | とても必要・少し必要・そこまでは必要ない |
| 4 被害者を慰霊し、その冥福を祈ることについての指導・助言     | ある・ない | とても必要・少し必要・そこまでは必要ない |
| 5 被害者等のもとへ謝罪に向く際の同行               | ある・ない | とても必要・少し必要・そこまでは必要ない |

\_\_\_\_\_

|   |                                        |               |
|---|----------------------------------------|---------------|
| 1 | 犯罪被害にあった人の相談に乗る。                       | よくある・たまにある・ない |
| 2 | 地域内の迷惑行為（騒音、落書き、少年の深夜徘徊等）の被害について相談に乗る。 | よくある・たまにある・ない |
| 3 | 学校における暴力行為やいじめの被害について相談に乗る。            | よくある・たまにある・ない |
| 4 | 家庭における暴力（夫から妻への暴力）について相談に乗る。           | よくある・たまにある・ない |
| 5 | 家庭における暴力（子から親への暴力）について相談に乗る。           | よくある・たまにある・ない |
| 6 | 家庭における暴力（児童虐待）について相談に乗る。               | よくある・たまにある・ない |

|  |
|--|
|  |
|--|

\_\_\_\_\_

1 先輩保護司に勧められて。      2 市町村から推薦されて。

3 更生保護関係団体（更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主会）から推薦されて。

4 その他の関係団体（民生委員・児童委員協議会、少年補導員連絡協議会、町内会、PTA など）  
から推薦されて。

5 自分から希望して。      6 その他（ ）

Q34 保護司を委嘱された時のお気持ちは、どのようなものでしたか。次の項目のそれぞれについて、「そう思った」「どちらでもない」「そう思わなかった」の中から1つだけ選んで○を付けてください。

- |   |                                |                        |
|---|--------------------------------|------------------------|
| 1 | 少しでも社会の役に立ちたい。                 | そう思った・どちらでもない・そう思わなかった |
| 2 | 少しでも犯罪者や非行少年の更生に役立ちたい。         | そう思った・どちらでもない・そう思わなかった |
| 3 | 自分自身が成長したい。                    | そう思った・どちらでもない・そう思わなかった |
| 4 | 早く保護観察事件を担当したい。                | そう思った・どちらでもない・そう思わなかった |
| 5 | 務まるだろうかと、心配である。                | そう思った・どちらでもない・そう思わなかった |
| 6 | 犯罪者や非行少年と接しなければならないことに、怖さを感じる。 | そう思った・どちらでもない・そう思わなかった |
| 7 | 自分の家族の協力が得られるだろうかと、心配である。      | そう思った・どちらでもない・そう思わなかった |

S Q 上記の項目の他に、委嘱当時に思われたことがありましたら、自由にお書きください。

Q35 保護司を続けてこれてお感じになるのは、どんなことですか。次の項目のそれぞれについて、「そう思う」「どちらでもない」「そう思わない」の中から1つだけ選んで○を付けてください。

- |    |                             |                     |
|----|-----------------------------|---------------------|
| 1  | 社会の役に立っているという充実感がある。        | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 2  | 対象者の更生に役立っているという充実感がある。     | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 3  | 自分自身が成長している。                | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 4  | 自分の家族全体が成長している。             | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 5  | 自分自身の気力や健康の維持に役立っている。       | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 6  | 保護司活動を通じて人の輪が広がっている。        | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 7  | 犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない。 | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 8  | 保護観察がうまくいかず、難しいと感じる。        | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 9  | 自分の家族の協力を得ることが、難しいと感じる。     | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 10 | 時間的負担が大きすぎると感じる。            | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 11 | 精神的負担が大きすぎると感じる。            | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 12 | 経済的負担が大きすぎると感じる。            | そう思う・どちらでもない・そう思わない |

S Q 上記の項目の他に、保護司を続けてこれてお感じになることがありましたら、自由にお書きください。

Q36 どのような要素が、保護司を務める上でより重要だと思いますか。3つまで選んでください。

- 1 社会的信望    2 時間的余裕    3 経済的余裕    4 健康（活動力）    5 熱意  
 6 優しさ    7 忍耐強さ    8 責任感の強さ    9 協調性    10 人生経験  
 11 人間関係の豊かさ    12 地域への精通    13 専門的知識    14 家族の協力  
 15 秘密保持    16 その他（                      ）

Q37 新たに保護司になっていただくため、又は保護司を長く続けていただくためには、どのような方策が大切だと思いますか。次の項目のそれぞれについて、「非常に大切である」「やや大切である」「あまり大切ではない」「まったく大切ではない」の中から1つだけ選んで○を付けてください。

1 保護観察官による処遇指導の充実

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

2 保護司同士による処遇協議・情報交換の充実

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

3 研修の充実

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

4 表彰の充実

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

5 事件担当にかかる実費弁償金の充実

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

6 地域活動・保護司会活動にかかる実費弁償金の充実

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

7 給与制度の導入

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

8 保護司の社会的評価の向上

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

9 事件担当にともなう時間的負担の軽減

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

10 地域活動・保護司会活動にともなう時間的負担の軽減

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

11 研修や会合の開催時間・曜日への配慮

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

S Q 上記の項目の他に、新たに保護司になっていただくため、又は保護司を長く続けていただくために大切と思われる方策がありましたら、自由にお書きください。

Q38 他の人に保護司になってくれるよう依頼して、断られたことがありますか。1つだけ選んでください。断られたことのない方は、Q39に進んでください。

- 1 依頼して、断られたことがある。
- 2 依頼して、断られたことがない。
- 3 依頼したことがない。

S Q 前の質問で、「1 依頼して、断られたことがある。」に○を付けられた方に、おうかがいします。断られた理由は何でしたか。主なものを2つまで選んでください。

- 1 忙しく、時間的余裕がない。
- 2 経済的な余裕がない。
- 3 健康に自信がない。
- 4 犯罪や非行をした人が来訪してくるのが負担である。
- 5 犯罪や非行をした人に対する指導・援助に自信がない。
- 6 家族の理解が得られない。
- 7 ボランティアをやりたくない。
- 8 その他 ( )

Q39 新たな保護司のなり手を確保する上で、効果的な方法は何だと思われますか。2つまで選んでください。

- 1 各保護司が個人的なつながりを生かす。
- 2 自治体（市町村）に働き掛けを行う。
- 3 更生保護関係団体（更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主会）に働き掛けを行う。
- 4 その他の関係団体（民生委員・児童委員協議会、少年補導員連絡協議会、町内会、PTA など）に働き掛けを行う。
- 5 保護司の役割についてもっと広報し、世間に知ってもらう。
- 6 広報誌やマスコミを通じて公募を行う。
- 7 その他 ( )
- 8 わからない。

御協力いただきまして、誠にありがとうございました。この調査票は、返信用封筒に入れて御投函ください。

巻末資料Ⅳ

単純集計表

|                |  |       |       |
|----------------|--|-------|-------|
| Q1 性別          |  | 度数    | 構成比   |
| 男              |  | 1,679 | 74.3  |
| 女              |  | 581   | 25.7  |
| 合計             |  | 2,260 | 100.0 |
| Q2 年齢層         |  | 度数    | 構成比   |
| 30歳代           |  | 4     | 0.2   |
| 40歳代           |  | 76    | 3.4   |
| 50歳代           |  | 509   | 22.5  |
| 60歳代           |  | 1,028 | 45.5  |
| 70歳以上          |  | 641   | 28.4  |
| 合計             |  | 2,258 | 100.0 |
| Q3 職業          |  | 度数    | 構成比   |
| 無職（主婦を除く）      |  | 497   | 22.1  |
| 主婦             |  | 390   | 17.3  |
| 農林・漁業          |  | 244   | 10.8  |
| 商業・サービス業       |  | 224   | 10.0  |
| 製造・加工業         |  | 69    | 3.1   |
| 土木・建築業         |  | 43    | 1.9   |
| 宗教家            |  | 205   | 9.1   |
| 会社・団体役員        |  | 235   | 10.4  |
| 会社員            |  | 90    | 4.0   |
| 公務員（教員を除く）     |  | 86    | 3.8   |
| 教員             |  | 20    | 0.9   |
| その他            |  | 148   | 6.6   |
| 合計             |  | 2,251 | 100.0 |
| Q3-SQ 無職の場合の前職 |  | 度数    | 構成比   |
| 農林・漁業          |  | 13    | 2.8   |
| 商業・サービス業       |  | 18    | 3.9   |
| 製造・加工業         |  | 11    | 2.4   |
| 土木・建設業         |  | 2     | 0.4   |
| 宗教家            |  | 1     | 0.2   |
| 会社・団体役員        |  | 30    | 6.5   |
| 会社員            |  | 58    | 12.5  |
| 公務員（教員を除く）     |  | 170   | 36.7  |
| 教員             |  | 137   | 29.6  |
| その他            |  | 22    | 4.8   |
| 特になし           |  | 1     | 0.2   |
| 合計             |  | 463   | 100.0 |

| Q4 居住地-都道府県 |         |  | 度数  | 構成比  |
|-------------|---------|--|-----|------|
| 北 海 道       | 北 海 道   |  | 144 | 6.5  |
|             | 小 計     |  | 144 | 6.5  |
| 東 北         | 青 森 県   |  | 28  | 1.3  |
|             | 岩 手 県   |  | 25  | 1.1  |
|             | 宮 城 県   |  | 33  | 1.5  |
|             | 秋 田 県   |  | 26  | 1.2  |
|             | 山 形 県   |  | 24  | 1.1  |
|             | 福 島 県   |  | 50  | 2.3  |
|             | 小 計     |  | 186 | 8.4  |
| 関 東         | 茨 城 県   |  | 44  | 2.0  |
|             | 栃 木 県   |  | 42  | 1.9  |
|             | 群 馬 県   |  | 38  | 1.7  |
|             | 埼 玉 県   |  | 61  | 2.8  |
|             | 千 葉 県   |  | 64  | 2.9  |
|             | 東 京 都   |  | 186 | 8.4  |
|             | 神 奈 川 県 |  | 84  | 3.8  |
|             | 新 潟 県   |  | 42  | 1.9  |
|             | 山 梨 県   |  | 22  | 1.0  |
|             | 長 野 県   |  | 44  | 2.0  |
|             | 静 岡 県   |  | 61  | 2.8  |
|             | 小 計     |  | 688 | 31.2 |
| 中 部         | 富 山 県   |  | 26  | 1.2  |
|             | 石 川 県   |  | 26  | 1.2  |
|             | 福 井 県   |  | 16  | 0.7  |
|             | 岐 阜 県   |  | 38  | 1.7  |
|             | 愛 知 県   |  | 111 | 5.0  |
|             | 三 重 県   |  | 29  | 1.3  |
|             | 小 計     |  | 246 | 11.2 |
| 近 畿         | 滋 賀 県   |  | 21  | 1.0  |
|             | 京 都 府   |  | 49  | 2.2  |
|             | 大 阪 府   |  | 139 | 6.3  |
|             | 兵 庫 県   |  | 94  | 4.3  |
|             | 奈 良 県   |  | 26  | 1.2  |
|             | 和 歌 山 県 |  | 31  | 1.4  |
|             | 小 計     |  | 360 | 16.3 |
| 中 国         | 鳥 取 県   |  | 9   | 0.4  |
|             | 島 根 県   |  | 16  | 0.7  |
|             | 岡 山 県   |  | 56  | 2.5  |
|             | 広 島 県   |  | 57  | 2.6  |
|             | 山 口 県   |  | 34  | 1.5  |
|             | 小 計     |  | 172 | 7.8  |
| 四 国         | 徳 島 県   |  | 19  | 0.9  |
|             | 香 川 県   |  | 24  | 1.1  |
|             | 愛 媛 県   |  | 36  | 1.6  |
|             | 高 知 県   |  | 29  | 1.3  |
|             | 小 計     |  | 108 | 4.9  |
| 九 州         | 福 岡 県   |  | 83  | 3.8  |

|                      |       |       |
|----------------------|-------|-------|
| 佐賀県                  | 18    | 0.8   |
| 長崎県                  | 35    | 1.6   |
| 熊本県                  | 47    | 2.1   |
| 大分県                  | 22    | 1.0   |
| 宮崎県                  | 29    | 1.3   |
| 鹿児島県                 | 42    | 1.9   |
| 沖縄県                  | 26    | 1.2   |
| 小計                   | 302   | 13.7  |
| 全国合計                 | 2,206 | 100.0 |
| Q 4－SQ 居住地-人口        | 度数    | 構成比   |
| 1万人未満                | 259   | 11.6  |
| 1万人以上3万人未満           | 339   | 15.1  |
| 3万人以上5万人未満           | 226   | 10.1  |
| 5万人以上10万人未満          | 254   | 11.3  |
| 10万人以上30万人未満         | 376   | 16.8  |
| 30万人以上50万人未満         | 244   | 10.9  |
| 50万人以上100万人未満        | 125   | 5.6   |
| 100万人以上              | 417   | 18.6  |
| 合計                   | 2,240 | 100.0 |
| Q 5 保護司経験年数          | 度数    | 構成比   |
| 5年未満                 | 580   | 25.8  |
| 5年以上10年未満            | 497   | 22.1  |
| 10年以上20年未満           | 759   | 33.8  |
| 20年以上                | 409   | 18.2  |
| 合計                   | 2,245 | 100.0 |
| Q 6 同居家族の人数          | 度数    | 構成比   |
| 0人                   | 50    | 2.2   |
| 1人                   | 816   | 36.2  |
| 2人                   | 464   | 20.6  |
| 3人                   | 342   | 15.2  |
| 4人                   | 226   | 10.0  |
| 5人                   | 203   | 9.0   |
| 6人                   | 102   | 4.5   |
| 7人                   | 35    | 1.6   |
| 8人                   | 14    | 0.6   |
| 9人                   | 2     | 0.1   |
| 10人                  | 1     | 0.0   |
| 合計                   | 2,255 | 100.0 |
| Q 7 住居形態             | 度数    | 構成比   |
| 一戸建て住宅               | 1,863 | 82.7  |
| 住宅と店舗・会社事務所が一体となった建物 | 223   | 9.9   |
| 集合住宅（マンション・アパートなど）   | 74    | 3.3   |
| 寺院・教会・宗教施設等          | 61    | 2.7   |
| 二戸建て住宅               | 3     | 0.1   |

|                                           |       |       |
|-------------------------------------------|-------|-------|
| その他                                       | 28    | 1.2   |
| 合計                                        | 2,252 | 100.0 |
| Q 8 保護観察事件の経験件数                           |       |       |
|                                           | 度数    | 構成比   |
| なし                                        | 69    | 3.2   |
| 1 件以上10件未満                                | 1,032 | 48.1  |
| 10件以上20件未満                                | 448   | 20.9  |
| 20件以上50件未満                                | 415   | 19.3  |
| 50件以上100件未満                               | 146   | 6.8   |
| 100件以上                                    | 37    | 1.7   |
| 合計                                        | 2,147 | 100.0 |
| 環境調整事件の経験件数                               |       |       |
|                                           | 度数    | 構成比   |
| なし                                        | 182   | 8.7   |
| 1 件以上 5 件未満                               | 930   | 44.3  |
| 5 件以上10件未満                                | 444   | 21.2  |
| 10件以上20件未満                                | 319   | 15.2  |
| 20件以上50件未満                                | 188   | 9.0   |
| 50件以上                                     | 36    | 1.7   |
| 合計                                        | 2,099 | 100.0 |
| Q 9 保護観察事件の調査時担当件数                        |       |       |
|                                           | 度数    | 構成比   |
| なし                                        | 581   | 27.9  |
| 1 件                                       | 685   | 32.9  |
| 2 件                                       | 438   | 21.1  |
| 3 件                                       | 237   | 11.4  |
| 4 件                                       | 81    | 3.9   |
| 5 件以上                                     | 58    | 2.8   |
| 合計                                        | 2,080 | 100.0 |
| 環境調整事件の調査時担当件数                            |       |       |
|                                           | 度数    | 構成比   |
| なし                                        | 836   | 42.2  |
| 1 件                                       | 630   | 31.8  |
| 2 件                                       | 322   | 16.3  |
| 3 件                                       | 122   | 6.2   |
| 4 件                                       | 39    | 2.0   |
| 5 件以上                                     | 32    | 1.6   |
| 合計                                        | 1,981 | 100.0 |
| Q10 保護観察対象者との面接形態                         |       |       |
|                                           | 度数    | 構成比   |
| 自宅（保護司宅）に来訪を受けることが中心であり，必要に応じて対象者宅を往訪している | 1,682 | 77.9  |
| 来訪による面接と往訪による面接とを，同じくらい行っている              | 375   | 17.4  |
| 往訪が中心であり，必要に応じて来訪を受けている                   | 74    | 3.4   |
| その他                                       | 28    | 1.3   |
| 合計                                        | 2,159 | 100.0 |

| Q11 面接日時の決め方                         | 度数    | 構成比   |
|--------------------------------------|-------|-------|
| だいたい対象者の都合を優先して決める                   | 704   | 32.6  |
| 対象者の都合と自分（保護司）の都合を出し合い、話し合って決める      | 1,385 | 64.1  |
| だいたい自分（保護司）の都合を優先して決める               | 60    | 2.8   |
| その他                                  | 12    | 0.6   |
| 合計                                   | 2,161 | 100.0 |
| Q12 面接を行う曜日                          | 度数    | 構成比   |
| 平日                                   | 653   | 30.3  |
| 土・日・祝日                               | 545   | 25.3  |
| 特に多い曜日はない                            | 957   | 44.4  |
| 合計                                   | 2,155 | 100.0 |
| Q13 面接を行う時間帯                         | 度数    | 構成比   |
| 午前6時～午前9時台                           | 56    | 2.6   |
| 午前10時～午後1時台                          | 258   | 12.0  |
| 午後2時～午後5時台                           | 356   | 16.6  |
| 午後6時～午後9時台                           | 1,137 | 53.0  |
| 午後10時～午前5時台                          | 11    | 0.5   |
| 特に多い時間帯はない                           | 329   | 15.3  |
| 合計                                   | 2,147 | 100.0 |
| Q14 面接の際に心掛けていること（MA3）               | 度数    | 構成比   |
| 和やかな雰囲気を作る                           | 1,804 | 79.8  |
| 緊張感のある雰囲気を作る                         | 11    | 0.5   |
| 対象者の話をよく聴く                           | 1,859 | 82.3  |
| 自分（保護司）から積極的に話をする                    | 272   | 12.0  |
| 対象者の良い点をほめる                          | 1,097 | 48.5  |
| 対象者の問題点に気付かせる                        | 807   | 35.7  |
| 対象者の身なりや行儀について指導する                   | 121   | 5.4   |
| 対象者の身なりや行儀について、とやかく言わない              | 257   | 11.4  |
| その他                                  | 50    | 2.2   |
| Q15 来訪の長短所                           | 度数    | 構成比   |
| 保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる |       |       |
| そう思う                                 | 1,605 | 78.0  |
| どちらでもない                              | 332   | 16.1  |
| そう思わない                               | 121   | 5.9   |
| 合計                                   | 2,058 | 100.0 |
| 対象者にとって、約束を守るといいうしつけになる              |       |       |
| そう思う                                 | 1,860 | 88.7  |
| どちらでもない                              | 170   | 8.1   |
| そう思わない                               | 66    | 3.1   |
| 合計                                   | 2,096 | 100.0 |
| 対象者に家庭的な雰囲気を味わってもらえる                 |       |       |
| そう思う                                 | 920   | 44.3  |
| どちらでもない                              | 819   | 39.4  |

|                      |       |       |
|----------------------|-------|-------|
| そう思わない               | 339   | 16.3  |
| 合計                   | 2,078 | 100.0 |
| 対象者が保護司に親しみを持ってくれる   |       |       |
| そう思う                 | 1,296 | 62.4  |
| どちらでもない              | 643   | 31.0  |
| そう思わない               | 137   | 6.6   |
| 合計                   | 2,076 | 100.0 |
| ゆっくりと落ち着いて面接できる      |       |       |
| そう思う                 | 1,670 | 80.0  |
| どちらでもない              | 345   | 16.5  |
| そう思わない               | 72    | 3.4   |
| 合計                   | 2,087 | 100.0 |
| 自宅（保護司宅）に適当な面接場所がない  |       |       |
| そう思う                 | 118   | 5.7   |
| どちらでもない              | 241   | 11.7  |
| そう思わない               | 1,701 | 82.6  |
| 合計                   | 2,060 | 100.0 |
| 保護司の家族の負担となる         |       |       |
| そう思う                 | 280   | 13.4  |
| どちらでもない              | 405   | 19.4  |
| そう思わない               | 1,399 | 67.1  |
| 合計                   | 2,084 | 100.0 |
| 異性の対象者の場合、面接がやりづらい   |       |       |
| そう思う                 | 279   | 13.6  |
| どちらでもない              | 589   | 28.7  |
| そう思わない               | 1,187 | 57.8  |
| 合計                   | 2,055 | 100.0 |
| 保護観察が近隣に知られてしまう      |       |       |
| そう思う                 | 236   | 11.3  |
| どちらでもない              | 426   | 20.3  |
| そう思わない               | 1,435 | 68.4  |
| 合計                   | 2,097 | 100.0 |
| Q16 往訪の長短所           |       |       |
|                      | 度数    | 構成比   |
| 対象者の生活の実態を良く知ることができる |       |       |
| そう思う                 | 1,904 | 90.4  |
| どちらでもない              | 149   | 7.1   |
| そう思わない               | 53    | 2.5   |
| 合計                   | 2,106 | 100.0 |
| 対象者の家族から話をよく聴くことができる |       |       |
| そう思う                 | 1,671 | 79.7  |
| どちらでもない              | 330   | 15.7  |
| そう思わない               | 95    | 4.5   |
| 合計                   | 2,096 | 100.0 |
| 対象者とその家族との関係を観察できる   |       |       |
| そう思う                 | 1,875 | 88.9  |
| どちらでもない              | 182   | 8.6   |
| そう思わない               | 52    | 2.5   |
| 合計                   | 2,109 | 100.0 |

|                         |       |       |
|-------------------------|-------|-------|
| 対象者宅の周囲の環境が分かる          |       |       |
| そう思う                    | 1,669 | 79.6  |
| どちらでもない                 | 326   | 15.6  |
| そう思わない                  | 101   | 4.8   |
| 合計                      | 2,096 | 100.0 |
| 保護司の熱意を示すことができる         |       |       |
| そう思う                    | 852   | 40.8  |
| どちらでもない                 | 895   | 42.8  |
| そう思わない                  | 343   | 16.4  |
| 合計                      | 2,090 | 100.0 |
| ゆっくりと落ち着いて面接できる         |       |       |
| そう思う                    | 434   | 20.8  |
| どちらでもない                 | 1,029 | 49.2  |
| そう思わない                  | 628   | 30.0  |
| 合計                      | 2,091 | 100.0 |
| 対象者宅に適当な面接場所がない         |       |       |
| そう思う                    | 579   | 28.0  |
| どちらでもない                 | 769   | 37.1  |
| そう思わない                  | 723   | 34.9  |
| 合計                      | 2,071 | 100.0 |
| 対象者の保護観察を受ける態度が受動的になる   |       |       |
| そう思う                    | 609   | 29.3  |
| どちらでもない                 | 808   | 38.8  |
| そう思わない                  | 664   | 31.9  |
| 合計                      | 2,081 | 100.0 |
| 対象者が嫌がる                 |       |       |
| そう思う                    | 462   | 22.1  |
| どちらでもない                 | 794   | 37.9  |
| そう思わない                  | 837   | 40.0  |
| 合計                      | 2,093 | 100.0 |
| 対象者の家族が嫌がる              |       |       |
| そう思う                    | 485   | 23.1  |
| どちらでもない                 | 773   | 36.9  |
| そう思わない                  | 838   | 40.0  |
| 合計                      | 2,096 | 100.0 |
| 異性の対象者の場合、面接がやりづらい      |       |       |
| そう思う                    | 439   | 21.5  |
| どちらでもない                 | 688   | 33.7  |
| そう思わない                  | 912   | 44.7  |
| 合計                      | 2,039 | 100.0 |
| 保護観察が近隣に知られてしまう         |       |       |
| そう思う                    | 517   | 25.0  |
| どちらでもない                 | 571   | 27.7  |
| そう思わない                  | 976   | 47.3  |
| 合計                      | 2,064 | 100.0 |
| Q17 自宅や対象者宅以外の面接場所 (MA) | 度数    | 構成比   |
| 公民館                     | 53    | 2.3   |
| 市町村役場の一画 (公民館を除く)       | 33    | 1.5   |

|                                 |       |       |
|---------------------------------|-------|-------|
| 対象者の学校                          | 40    | 1.8   |
| 対象者の勤務先                         | 96    | 4.2   |
| 対象者の入院先（病院）                     | 146   | 6.5   |
| 公園（河原，寺社の境内などを含む）               | 141   | 6.2   |
| 駐車した車の中                         | 168   | 7.4   |
| 喫茶店などの飲食店                       | 436   | 19.3  |
| その他                             | 132   | 5.8   |
| 特にない                            | 1,147 | 50.8  |
| 全回答者                            | 2,260 | 100.0 |
| Q17-S Q 自宅や対象者宅以外の場所で面接した理由（MA） |       |       |
|                                 | 度数    | 構成比   |
| 対象者が希望したから                      | 247   | 10.9  |
| 自宅（保護司宅）に適切な面接場所がないから           | 42    | 1.9   |
| 対象者宅に適切な面接場所がないから               | 143   | 6.3   |
| 近隣の目が気になるから                     | 99    | 4.4   |
| 自宅（保護司宅）での面接を，自分の家族が嫌がるから       | 20    | 0.9   |
| 対象者宅での面接を，その家族が嫌がるから            | 40    | 1.8   |
| 対象者の家族に保護観察を秘匿してあるから            | 46    | 2.0   |
| 関係者と一緒に面接を行う必要があったから            | 124   | 5.5   |
| 気分転換を図りたかったから                   | 197   | 8.7   |
| 対象者に食事をさせたかったから                 | 146   | 6.5   |
| 対象者を見舞いたかったから                   | 116   | 5.1   |
| その他                             | 192   | 8.5   |
| 特に理由はない                         | 67    | 3.0   |
| 全回答者                            | 2,260 | 100.0 |
| Q18 保護観察を行う上で活用しているもの（MA）       |       |       |
|                                 | 度数    | 構成比   |
| 自動車                             | 1,143 | 50.6  |
| バイク（原付自転車を含む）                   | 159   | 7.0   |
| 自転車                             | 642   | 28.4  |
| 電車                              | 41    | 1.8   |
| バス                              | 56    | 2.5   |
| 一般（加入）電話                        | 1,629 | 72.1  |
| 携帯電話                            | 1,135 | 50.2  |
| パソコン                            | 159   | 7.0   |
| ワープロ専用機                         | 58    | 2.6   |
| FAX                             | 86    | 3.8   |
| 全回答者                            | 2,260 | 100.0 |
| Q18-S Q 対象者との接触の中でのメールのやりとり     |       |       |
|                                 | 度数    | 構成比   |
| ある                              | 107   | 9.9   |
| ない                              | 969   | 90.1  |
| 合計                              | 1,076 | 100.0 |
| Q18-S Q メールのやりとりはどちらからの申し出か     |       |       |
|                                 | 度数    | 構成比   |
| 保護司からの申し出                       | 43    | 43.0  |
| 双方の申し出                          | 4     | 4.0   |
| 対象者からの申し出                       | 53    | 53.0  |

| 合計                                   | 100   | 100.0 |
|--------------------------------------|-------|-------|
| Q19 保護観察対象者の困った行動 (MA)               |       |       |
|                                      | 度数    | 構成比   |
| 約束しても来訪しない                           | 1,617 | 71.5  |
| 約束して往訪しても不在である                       | 810   | 35.8  |
| 往訪しても居留守をつかう                         | 301   | 13.3  |
| 連絡がとれない                              | 1,199 | 53.1  |
| 面接中に話をしながらない (反応が少ない。会話が続かない。)       | 757   | 33.5  |
| 来訪してもすぐに帰りがる                         | 309   | 13.7  |
| 面接が終わっても帰りがらない                       | 253   | 11.2  |
| 粗野な態度で振る舞う                           | 197   | 8.7   |
| 借金を願い出てくる                            | 359   | 15.9  |
| (借金, 借家, 就職などの)身元保証人になってくれるようお願い出てくる | 108   | 4.8   |
| 自分に不利なことを保護観察所に報告しないよう求めてくる          | 73    | 3.2   |
| 目の前で薬物 (覚せい剤やシンナー等) をやっている           | 29    | 1.3   |
| 目の前で暴れている                            | 80    | 3.5   |
| 目の前で無免許運転をしている                       | 59    | 2.6   |
| 目の前で不良仲間とたむろしている                     | 99    | 4.4   |
| 以上のような対象者の行動を経験したことは、特にない            | 334   | 14.8  |
| 全回答者                                 | 2,260 | 100.0 |
| Q20 対象者の親の困った行動 (MA)                 |       |       |
|                                      | 度数    | 構成比   |
| 対象者の行動に関心である                         | 910   | 40.3  |
| 対象者に注意や指導ができず、その言いなりになっている           | 1,081 | 47.8  |
| 対象者の行動に関して、隠し事や嘘の報告をしてくる             | 520   | 23.0  |
| 対象者の問題行動を他人のせいにする                    | 737   | 32.6  |
| 対象者の問題行動について、「別に悪いことではない」と言う         | 227   | 10.0  |
| 対象者のことで相談しようとしても、応じてこない              | 297   | 13.1  |
| 対象者を精神的に虐待する                         | 103   | 4.6   |
| 対象者を身体的に虐待する                         | 52    | 2.3   |
| 対象者の身の回りの世話をしない                      | 317   | 14.0  |
| 以上のような対象者の親の行動を経験したことは、特にない          | 652   | 28.8  |
| 全回答者                                 | 2,260 | 100.0 |

\* Q21については単純集計表の末尾参照

|                   |       |       |
|-------------------|-------|-------|
| Q22 地域居住年数        |       |       |
|                   | 度数    | 構成比   |
| 30年未満             | 393   | 17.6  |
| 30年以上40年未満        | 394   | 17.7  |
| 40年以上50年未満        | 395   | 17.7  |
| 50年以上60年未満        | 400   | 18.0  |
| 60年以上70年未満        | 403   | 18.1  |
| 70年以上             | 243   | 10.9  |
| 合計                | 2,228 | 100.0 |
| Q23 保護司以外のボランティア等 |       |       |
|                   | 度数    | 構成比   |
| 民生・児童委員           | 334   | 14.8  |
| 社会福祉協議会役員         | 660   | 29.2  |

|                                 |       |       |
|---------------------------------|-------|-------|
| 少年補導員                           | 429   | 19.0  |
| 少年指導委員                          | 258   | 11.4  |
| 篤志面接委員・教誨師                      | 38    | 1.7   |
| 人権擁護委員                          | 84    | 3.7   |
| 調停委員                            | 59    | 2.6   |
| 町内会役員                           | 1,434 | 63.5  |
| PTA 役員                          | 1,247 | 55.2  |
| 消防団員                            | 371   | 16.4  |
| 更生保護女性会員                        | 401   | 17.7  |
| BBS 会員                          | 69    | 3.1   |
| 協力雇用主                           | 41    | 1.8   |
| スポーツ関係                          | 63    | 2.8   |
| 薬物関係                            | 50    | 2.2   |
| 防犯関係                            | 27    | 1.2   |
| 青少年育成関係                         | 88    | 3.9   |
| 子ども会関係                          | 33    | 1.5   |
| 社会教育関係                          | 53    | 2.3   |
| 交通安全関係                          | 42    | 1.9   |
| 全回答者                            | 2,260 | 100.0 |
| Q24 保護司であることを地域の人々に知らせているか      |       |       |
|                                 | 度数    | 構成比   |
| 積極的に知らせている                      | 51    | 2.3   |
| 積極的にではないが、必要に応じて知らせている          | 1,305 | 58.3  |
| 自分からは全く知らせていない                  | 865   | 38.6  |
| その他                             | 18    | 0.8   |
| 合計                              | 2,239 | 100.0 |
| Q25 保護司の活動・役割について地域の人々は知っているか   |       |       |
|                                 | 度数    | 構成比   |
| 知っている人が非常に多い                    | 47    | 2.1   |
| 知っている人の方が多い                     | 252   | 11.3  |
| 知っている人と知らない人が半々である              | 447   | 20.0  |
| 知らない人の方が多い                      | 1,083 | 48.5  |
| 知らない人が非常に多い                     | 308   | 13.8  |
| わからない                           | 96    | 4.3   |
| 合計                              | 2,233 | 100.0 |
| Q26 対象者やその家族について、担当前から知っていたか    |       |       |
|                                 | 度数    | 構成比   |
| よく知っていたケースがあった                  | 585   | 28.9  |
| 顔や名前程度は知っていたケースがあった             | 461   | 22.8  |
| 顔も名前も知らなかったが、風評を聞いたことのあるケースがあった | 228   | 11.3  |
| 知っていたケースはなかった                   | 751   | 37.1  |
| 合計                              | 2,025 | 100.0 |
| Q27 地域性をいかした指導・援助               |       |       |
|                                 | 度数    | 構成比   |
| 面接の中で地域内の人物、場所、会社や施設のことを話題にする   |       |       |
| よくある                            | 232   | 12.1  |
| たまにある                           | 885   | 46.3  |
| ない                              | 796   | 41.6  |

|                               |       |       |
|-------------------------------|-------|-------|
| 合計                            | 1,913 | 100.0 |
| 地域内の公共機関、施設、事業主などについての情報を提供する |       |       |
| よくある                          | 199   | 10.5  |
| たまにある                         | 941   | 49.4  |
| ない                            | 763   | 40.1  |
| 合計                            | 1,903 | 100.0 |
| 地域内の行事やサークル活動に参加するよう勧める       |       |       |
| よくある                          | 258   | 13.5  |
| たまにある                         | 870   | 45.6  |
| ない                            | 781   | 40.9  |
| 合計                            | 1,909 | 100.0 |
| 知り合いの雇用主に、対象者の就職を依頼する         |       |       |
| よくある                          | 144   | 7.5   |
| たまにある                         | 727   | 37.8  |
| ない                            | 1,050 | 54.7  |
| 合計                            | 1,921 | 100.0 |
| 地域内において、対象者に関する情報が耳に入る        |       |       |
| よくある                          | 132   | 6.9   |
| たまにある                         | 822   | 42.7  |
| ない                            | 970   | 50.4  |
| 合計                            | 1,924 | 100.0 |
| Q28 関係機関・団体との連携               | 度数    | 構成比   |
| 地方自治体（都道府県庁・市町村役場）の福祉部門       |       |       |
| よく連携する                        | 491   | 23.6  |
| たまに連携する                       | 760   | 36.6  |
| 連携することはない                     | 828   | 39.8  |
| 合計                            | 2,079 | 100.0 |
| 地方自治体（都道府県庁・市町村役場）のその他の部門     |       |       |
| よく連携する                        | 245   | 12.2  |
| たまに連携する                       | 660   | 32.9  |
| 連携することはない                     | 1,101 | 54.9  |
| 合計                            | 2,006 | 100.0 |
| 警察（交番を含む）                     |       |       |
| よく連携する                        | 285   | 13.8  |
| たまに連携する                       | 1,006 | 48.6  |
| 連携することはない                     | 780   | 37.7  |
| 合計                            | 2,071 | 100.0 |
| 家庭裁判所                         |       |       |
| よく連携する                        | 33    | 1.7   |
| たまに連携する                       | 228   | 11.6  |
| 連携することはない                     | 1,713 | 86.8  |
| 合計                            | 1,974 | 100.0 |
| 児童相談所                         |       |       |
| よく連携する                        | 31    | 1.6   |
| たまに連携する                       | 234   | 11.8  |
| 連携することはない                     | 1,721 | 86.7  |
| 合計                            | 1,986 | 100.0 |
| 小学校                           |       |       |

|                   |           |       |       |
|-------------------|-----------|-------|-------|
|                   | よく連携する    | 268   | 13.2  |
|                   | たまに連携する   | 646   | 31.7  |
|                   | 連携することはない | 1,121 | 55.1  |
|                   | 合計        | 2,035 | 100.0 |
| 中学校               |           |       |       |
|                   | よく連携する    | 495   | 23.6  |
|                   | たまに連携する   | 982   | 46.8  |
|                   | 連携することはない | 621   | 29.6  |
|                   | 合計        | 2,098 | 100.0 |
| 高等学校              |           |       |       |
|                   | よく連携する    | 77    | 3.9   |
|                   | たまに連携する   | 437   | 21.9  |
|                   | 連携することはない | 1,484 | 74.3  |
|                   | 合計        | 1,998 | 100.0 |
| 教育委員会             |           |       |       |
|                   | よく連携する    | 201   | 10.0  |
|                   | たまに連携する   | 535   | 26.5  |
|                   | 連携することはない | 1,280 | 63.5  |
|                   | 合計        | 2,016 | 100.0 |
| 青少年（少年）補導（愛護）センター |           |       |       |
|                   | よく連携する    | 157   | 7.8   |
|                   | たまに連携する   | 463   | 23.1  |
|                   | 連携することはない | 1,383 | 69.0  |
|                   | 合計        | 2,003 | 100.0 |
| 保健所・精神保健福祉センター    |           |       |       |
|                   | よく連携する    | 64    | 3.2   |
|                   | たまに連携する   | 330   | 16.5  |
|                   | 連携することはない | 1,607 | 80.3  |
|                   | 合計        | 2,001 | 100.0 |
| 公共職業安定所（ハローワーク）   |           |       |       |
|                   | よく連携する    | 69    | 3.5   |
|                   | たまに連携する   | 464   | 23.3  |
|                   | 連携することはない | 1,462 | 73.3  |
|                   | 合計        | 1,995 | 100.0 |
| 民生・児童委員（又はその団体）   |           |       |       |
|                   | よく連携する    | 250   | 12.2  |
|                   | たまに連携する   | 802   | 39.3  |
|                   | 連携することはない | 990   | 48.5  |
|                   | 合計        | 2,042 | 100.0 |
| 社会福祉協議会           |           |       |       |
|                   | よく連携する    | 262   | 12.8  |
|                   | たまに連携する   | 624   | 30.6  |
|                   | 連携することはない | 1,156 | 56.6  |
|                   | 合計        | 2,042 | 100.0 |
| 暴力追放運動推進センター      |           |       |       |
|                   | よく連携する    | 117   | 5.9   |
|                   | たまに連携する   | 377   | 19.0  |
|                   | 連携することはない | 1,488 | 75.1  |
|                   | 合計        | 1,982 | 100.0 |

|                                  |       |       |
|----------------------------------|-------|-------|
| 少年補導員，少年指導委員等の少年警察ボランティア（又はその団体） |       |       |
| よく連携する                           | 233   | 11.6  |
| たまに連携する                          | 637   | 31.7  |
| 連携することはない                        | 1,138 | 56.7  |
| 合計                               | 2,008 | 100.0 |
| 人権擁護委員（又はその団体）                   |       |       |
| よく連携する                           | 61    | 3.1   |
| たまに連携する                          | 268   | 13.5  |
| 連携することはない                        | 1,659 | 83.5  |
| 合計                               | 1,988 | 100.0 |
| 町内会                              |       |       |
| よく連携する                           | 153   | 7.6   |
| たまに連携する                          | 584   | 28.9  |
| 連携することはない                        | 1,286 | 63.6  |
| 合計                               | 2,023 | 100.0 |
| PTA                              |       |       |
| よく連携する                           | 185   | 9.1   |
| たまに連携する                          | 618   | 30.6  |
| 連携することはない                        | 1,219 | 60.3  |
| 合計                               | 2,022 | 100.0 |
| Q29 地域において保護司が期待されていること          |       |       |
|                                  | 度数    | 構成比   |
| 犯罪者や非行少年を更生させること                 |       |       |
| 期待されている                          | 1,906 | 88.0  |
| どちらでもない                          | 226   | 10.4  |
| 期待されていない                         | 35    | 1.6   |
| 合計                               | 2,167 | 100.0 |
| 犯罪予防活動を行うこと                      |       |       |
| 期待されている                          | 1,517 | 71.5  |
| どちらでもない                          | 525   | 24.7  |
| 期待されていない                         | 81    | 3.8   |
| 合計                               | 2,123 | 100.0 |
| 青少年の育成に努めること                     |       |       |
| 期待されている                          | 1,162 | 55.3  |
| どちらでもない                          | 808   | 38.5  |
| 期待されていない                         | 130   | 6.2   |
| 合計                               | 2,100 | 100.0 |
| リーダーとして地域をまとめること                 |       |       |
| 期待されている                          | 389   | 18.8  |
| どちらでもない                          | 1,220 | 58.9  |
| 期待されていない                         | 461   | 22.3  |
| 合計                               | 2,070 | 100.0 |
| 地域の人々の相談に乗ること                    |       |       |
| 期待されている                          | 712   | 34.0  |
| どちらでもない                          | 1,024 | 48.9  |
| 期待されていない                         | 356   | 17.0  |
| 合計                               | 2,092 | 100.0 |

\* Q30, 31については単純集計表の末尾参照

| Q32 一般人からの犯罪被害等の相談                    |  | 度数    | 構成比   |
|---------------------------------------|--|-------|-------|
| 犯罪被害にあった人の相談に乗る                       |  |       |       |
| よくある                                  |  | 51    | 2.4   |
| たまにある                                 |  | 504   | 23.8  |
| ない                                    |  | 1,566 | 73.8  |
| 合計                                    |  | 2,121 | 100.0 |
| 地域内の迷惑行為（騒音、落書き、少年の深夜徘徊等）の被害について相談に乗る |  |       |       |
| よくある                                  |  | 127   | 5.9   |
| たまにある                                 |  | 761   | 35.5  |
| ない                                    |  | 1,256 | 58.6  |
| 合計                                    |  | 2,144 | 100.0 |
| 学校における暴力行為やいじめの被害について相談に乗る            |  |       |       |
| よくある                                  |  | 89    | 4.2   |
| たまにある                                 |  | 594   | 27.9  |
| ない                                    |  | 1,448 | 67.9  |
| 合計                                    |  | 2,131 | 100.0 |
| 家庭における暴力（夫から妻への暴力）について相談に乗る           |  |       |       |
| よくある                                  |  | 27    | 1.3   |
| たまにある                                 |  | 282   | 13.3  |
| ない                                    |  | 1,813 | 85.4  |
| 合計                                    |  | 2,122 | 100.0 |
| 家庭における暴力（子から親への暴力）について相談に乗る           |  |       |       |
| よくある                                  |  | 24    | 1.1   |
| たまにある                                 |  | 361   | 17.0  |
| ない                                    |  | 1,742 | 81.9  |
| 合計                                    |  | 2,127 | 100.0 |
| 家庭における暴力（児童虐待）について相談に乗る               |  |       |       |
| よくある                                  |  | 18    | 0.9   |
| たまにある                                 |  | 231   | 10.9  |
| ない                                    |  | 1,868 | 88.2  |
| 合計                                    |  | 2,117 | 100.0 |
| Q33 保護司になったきっかけ                       |  | 度数    | 構成比   |
| 先輩保護司に勧められて                           |  | 1,572 | 70.8  |
| 市町村から推薦されて                            |  | 369   | 16.6  |
| 更生保護関係団体（更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会）から推薦されて  |  | 38    | 1.7   |
| その他の関係団体から推薦されて                       |  | 179   | 8.1   |
| 自分から希望して                              |  | 20    | 0.9   |
| その他                                   |  | 42    | 1.9   |
| 合計                                    |  | 2,220 | 100.0 |
| Q34 保護司になった時の気持ち                      |  | 度数    | 構成比   |
| 少しでも社会の役に立ちたい                         |  |       |       |
| そう思った                                 |  | 1,773 | 82.7  |
| どちらでもない                               |  | 296   | 13.8  |
| そう思わなかった                              |  | 75    | 3.5   |
| 合計                                    |  | 2,144 | 100.0 |

|                               |       |       |
|-------------------------------|-------|-------|
| 少しでも犯罪者や非行少年の更生に役立ちたい         |       |       |
| そう思った                         | 1,697 | 80.1  |
| どちらでもない                       | 347   | 16.4  |
| そう思わなかった                      | 74    | 3.5   |
| 合計                            | 2,118 | 100.0 |
| 自分自身が成長したい                    |       |       |
| そう思った                         | 976   | 46.8  |
| どちらでもない                       | 698   | 33.5  |
| そう思わなかった                      | 410   | 19.7  |
| 合計                            | 2,084 | 100.0 |
| 早く保護観察事件を担当したい                |       |       |
| そう思った                         | 237   | 11.5  |
| どちらでもない                       | 812   | 39.4  |
| そう思わなかった                      | 1,013 | 49.1  |
| 合計                            | 2,062 | 100.0 |
| 務まるだろうかと、心配である                |       |       |
| そう思った                         | 1,440 | 68.1  |
| どちらでもない                       | 318   | 15.0  |
| そう思わなかった                      | 356   | 16.8  |
| 合計                            | 2,114 | 100.0 |
| 犯罪者や非行少年と接しなければならないことに、怖さを感じる |       |       |
| そう思った                         | 486   | 23.4  |
| どちらでもない                       | 556   | 26.8  |
| そう思わなかった                      | 1,032 | 49.8  |
| 合計                            | 2,074 | 100.0 |
| 自分の家族の協力が得られるだろうかと、心配である      |       |       |
| そう思った                         | 398   | 19.1  |
| どちらでもない                       | 346   | 16.6  |
| そう思わなかった                      | 1,342 | 64.3  |
| 合計                            | 2,086 | 100.0 |
| Q35 保護司を続けてきて感じること            | 度数    | 構成比   |
| 社会の役に立っているという充実感がある           |       |       |
| そう思う                          | 1,238 | 58.0  |
| どちらでもない                       | 722   | 33.8  |
| そう思わない                        | 174   | 8.2   |
| 合計                            | 2,134 | 100.0 |
| 対象者の更生に役立っているという充実感がある        |       |       |
| そう思う                          | 1,415 | 67.4  |
| どちらでもない                       | 602   | 28.7  |
| そう思わない                        | 81    | 3.9   |
| 合計                            | 2,098 | 100.0 |
| 自分自身が成長している                   |       |       |
| そう思う                          | 1,104 | 52.0  |
| どちらでもない                       | 768   | 36.1  |
| そう思わない                        | 253   | 11.9  |
| 合計                            | 2,125 | 100.0 |
| 自分の家族全体が成長している                |       |       |
| そう思う                          | 487   | 23.0  |

|                            |       |       |
|----------------------------|-------|-------|
| どちらでもない                    | 1,060 | 50.1  |
| そう思わない                     | 567   | 26.8  |
| 合計                         | 2,114 | 100.0 |
| 自分自身の気力や健康の維持に役立っている       |       |       |
| そう思う                       | 750   | 35.5  |
| どちらでもない                    | 824   | 39.0  |
| そう思わない                     | 541   | 25.6  |
| 合計                         | 2,115 | 100.0 |
| 保護司活動を通じて人の輪が広がっている        |       |       |
| そう思う                       | 1,589 | 74.1  |
| どちらでもない                    | 417   | 19.5  |
| そう思わない                     | 137   | 6.4   |
| 合計                         | 2,143 | 100.0 |
| 犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない |       |       |
| そう思う                       | 1,395 | 66.9  |
| どちらでもない                    | 485   | 23.3  |
| そう思わない                     | 204   | 9.8   |
| 合計                         | 2,084 | 100.0 |
| 保護観察がうまくいかず、難しいと感じる        |       |       |
| そう思う                       | 820   | 39.7  |
| どちらでもない                    | 699   | 33.8  |
| そう思わない                     | 546   | 26.4  |
| 合計                         | 2,065 | 100.0 |
| 自分の家族の協力を得ることが、難しいと感じる     |       |       |
| そう思う                       | 99    | 4.7   |
| どちらでもない                    | 464   | 21.9  |
| そう思わない                     | 1,553 | 73.4  |
| 合計                         | 2,116 | 100.0 |
| 時間的負担が大きすぎると感じる            |       |       |
| そう思う                       | 472   | 22.2  |
| どちらでもない                    | 701   | 33.0  |
| そう思わない                     | 949   | 44.7  |
| 合計                         | 2,122 | 100.0 |
| 精神的負担が大きすぎると感じる            |       |       |
| そう思う                       | 459   | 21.6  |
| どちらでもない                    | 738   | 34.7  |
| そう思わない                     | 927   | 43.6  |
| 合計                         | 2,124 | 100.0 |
| 経済的負担が大きすぎると感じる            |       |       |
| そう思う                       | 92    | 4.3   |
| どちらでもない                    | 543   | 25.6  |
| そう思わない                     | 1,486 | 70.1  |
| 合計                         | 2,121 | 100.0 |
| Q36 保護司に重要な要素 (MA3)        |       |       |
|                            | 度数    | 構成比   |
| 社会的信望                      | 717   | 31.7  |
| 時間的余裕                      | 608   | 26.9  |
| 経済的余裕                      | 134   | 5.9   |
| 健康 (活動力)                   | 791   | 35.0  |

|                         |       |       |
|-------------------------|-------|-------|
| 熱意                      | 748   | 33.1  |
| 優しさ                     | 364   | 16.1  |
| 忍耐強さ                    | 475   | 21.0  |
| 責任感の強さ                  | 437   | 19.3  |
| 協調性                     | 79    | 3.5   |
| 人生経験                    | 300   | 13.3  |
| 人間関係の豊かさ                | 442   | 19.6  |
| 地域への精通                  | 76    | 3.4   |
| 専門的知識                   | 148   | 6.5   |
| 家族の協力                   | 435   | 19.2  |
| 秘密保持                    | 878   | 38.8  |
| その他                     | 9     | 0.4   |
| 全回答者                    | 2,260 | 100.0 |
| Q37 保護司のために大切な方策        |       |       |
|                         | 度数    | 構成比   |
| 保護観察官による処遇指導の充実         |       |       |
| 非常に大切である                | 1,577 | 74.8  |
| やや大切である                 | 488   | 23.2  |
| あまり大切ではない               | 41    | 1.9   |
| まったく大切ではない              | 1     | 0.0   |
| 合計                      | 2,107 | 100.0 |
| 保護司同士による処遇協議・情報交換の充実    |       |       |
| 非常に大切である                | 1,212 | 57.2  |
| やや大切である                 | 798   | 37.6  |
| あまり大切ではない               | 105   | 5.0   |
| まったく大切ではない              | 5     | 0.2   |
| 合計                      | 2,120 | 100.0 |
| 研修の充実                   |       |       |
| 非常に大切である                | 1,337 | 63.3  |
| やや大切である                 | 700   | 33.1  |
| あまり大切ではない               | 71    | 3.4   |
| まったく大切ではない              | 4     | 0.2   |
| 合計                      | 2,112 | 100.0 |
| 表彰の充実                   |       |       |
| 非常に大切である                | 144   | 6.9   |
| やや大切である                 | 447   | 21.5  |
| あまり大切ではない               | 1,023 | 49.3  |
| まったく大切ではない              | 463   | 22.3  |
| 合計                      | 2,077 | 100.0 |
| 事件担当にかかる実費弁償金の充実        |       |       |
| 非常に大切である                | 442   | 21.3  |
| やや大切である                 | 883   | 42.5  |
| あまり大切ではない               | 657   | 31.6  |
| まったく大切ではない              | 97    | 4.7   |
| 合計                      | 2,079 | 100.0 |
| 地域活動・保護司会活動にかかる実費弁償金の充実 |       |       |
| 非常に大切である                | 432   | 20.8  |
| やや大切である                 | 876   | 42.2  |
| あまり大切ではない               | 656   | 31.6  |

|                              |       |       |
|------------------------------|-------|-------|
| まったく大切ではない                   | 113   | 5.4   |
| 合計                           | 2,077 | 100.0 |
| 給与制度の導入                      |       |       |
| 非常に大切である                     | 187   | 9.0   |
| やや大切である                      | 405   | 19.6  |
| あまり大切ではない                    | 918   | 44.3  |
| まったく大切ではない                   | 560   | 27.1  |
| 合計                           | 2,070 | 100.0 |
| 保護司の社会的評価の向上                 |       |       |
| 非常に大切である                     | 814   | 39.1  |
| やや大切である                      | 792   | 38.0  |
| あまり大切ではない                    | 396   | 19.0  |
| まったく大切ではない                   | 82    | 3.9   |
| 合計                           | 2,084 | 100.0 |
| 事件担当に伴う時間的負担の軽減              |       |       |
| 非常に大切である                     | 243   | 11.8  |
| やや大切である                      | 998   | 48.4  |
| あまり大切ではない                    | 715   | 34.6  |
| まったく大切ではない                   | 108   | 5.2   |
| 合計                           | 2,064 | 100.0 |
| 地域活動・保護司会活動に伴う時間的負担の軽減       |       |       |
| 非常に大切である                     | 263   | 12.7  |
| やや大切である                      | 966   | 46.8  |
| あまり大切ではない                    | 749   | 36.3  |
| まったく大切ではない                   | 88    | 4.3   |
| 合計                           | 2,066 | 100.0 |
| 研修や会合の開催時間・曜日への配慮            |       |       |
| 非常に大切である                     | 568   | 27.1  |
| やや大切である                      | 1,069 | 51.1  |
| あまり大切ではない                    | 404   | 19.3  |
| まったく大切ではない                   | 52    | 2.5   |
| 合計                           | 2,093 | 100.0 |
| Q38 他の人に保護司就任を依頼して、断られたことの有無 | 度数    | 構成比   |
| 依頼して、断られたことがある               | 685   | 34.6  |
| 依頼して、断られたことがない               | 225   | 11.4  |
| 依頼したことがない                    | 1,072 | 54.1  |
| 合計                           | 1,982 | 100.0 |
| Q38-SQ 断られた理由 (MA2)          | 度数    | 構成比   |
| 忙しく、時間的余裕がない                 | 435   | 63.5  |
| 経済的な余裕がない                    | 28    | 4.1   |
| 健康に自信がない                     | 28    | 4.1   |
| 犯罪や非行をした人が来訪してくるのが負担である      | 144   | 21.0  |
| 犯罪や非行をした人に対する指導・援助に自信がない     | 304   | 44.4  |
| 家族の理解が得られない                  | 158   | 23.1  |
| ボランティアをやりたくない                | 33    | 4.8   |
| その他                          | 35    | 5.1   |
| 断られたことがある者合計                 | 685   | 100.0 |

| Q 39 新任保護司確保のための方法 (MA2)                             |       |      |
|------------------------------------------------------|-------|------|
|                                                      | 度数    | 構成比  |
| 各保護司が個人的なつながりを生かす                                    | 1,098 | 48.6 |
| 自治体（市町村）に働き掛けを行う                                     | 744   | 32.9 |
| 更生保護関係団体（更生保護女性会，BBS 会，協力雇用主会）に働き掛けを行う               | 268   | 11.9 |
| その他の関係団体（民生委員・児童委員協議会，少年補導員連絡協議会，町内会，PTA など）に働き掛けを行う | 662   | 29.3 |
| 保護司の役割についてもっと広報し，世間に知ってもらう                           | 1,018 | 45.0 |
| 広報誌やマスコミを通じて公募を行う                                    | 166   | 7.3  |
| その他                                                  | 43    | 1.9  |
| わからない                                                | 43    | 1.9  |

## \* Q21, 30, 31

| Q21 類型別対象者の担当の有無及び対応方法<br>対象者の類型 | 担当の有無 |       | 対 応 方 法        |               |              |                |             | 効果の有無 |     |
|----------------------------------|-------|-------|----------------|---------------|--------------|----------------|-------------|-------|-----|
|                                  | 有     | 無     | 面接・調整<br>の繰り返し | 保護観察官<br>との協議 | 関係機関と<br>の協力 | 研修資料・<br>マニュアル | 特別な対応<br>なし | 有     | 無   |
| シンナー等乱用                          | 922   | 883   | 490            | 427           | 131          | 361            | 92          | 602   | 136 |
| 覚せい剤事犯                           | 1,130 | 738   | 523            | 523           | 132          | 495            | 156         | 575   | 245 |
| 問題飲酒                             | 333   | 1,215 | 157            | 112           | 54           | 76             | 57          | 155   | 92  |
| 暴力団関係                            | 729   | 944   | 241            | 333           | 125          | 161            | 161         | 261   | 211 |
| 暴走族                              | 1,086 | 739   | 464            | 393           | 134          | 353            | 210         | 591   | 119 |
| 性犯罪等                             | 485   | 1,128 | 180            | 151           | 39           | 113            | 127         | 227   | 72  |
| 精神障害等                            | 227   | 1,303 | 108            | 142           | 92           | 72             | 21          | 95    | 74  |
| 中学生                              | 695   | 976   | 327            | 264           | 329          | 131            | 87          | 383   | 107 |
| 校内暴力                             | 200   | 1,313 | 94             | 71            | 108          | 29             | 26          | 114   | 30  |
| 高齢（65歳以上）                        | 263   | 1,296 | 67             | 74            | 28           | 37             | 97          | 116   | 37  |
| 無職等                              | 957   | 699   | 355            | 272           | 206          | 158            | 210         | 344   | 232 |
| 家庭内暴力                            | 240   | 1,278 | 142            | 124           | 44           | 51             | 29          | 107   | 62  |
| ギャンブル等依存                         | 143   | 1,348 | 66             | 44            | 15           | 34             | 34          | 44    | 52  |
| 長期刑仮出獄                           | 202   | 1,323 | 81             | 94            | 22           | 36             | 38          | 86    | 38  |

| Q30 被害者等調査<br>調査の対象 | 経験の有無 |       | 調査を拒否<br>された | 仮釈放や恩<br>赦について<br>反対された | 加害者が近<br>づかないよ<br>う指導を依<br>頼された | 加害者の情<br>報（住所や<br>釈放の時期<br>等）を教え<br>るよう求め<br>られた | 被害弁償の<br>仲介を求め<br>られた | 謝罪や対話<br>の仲介を求<br>められた |
|---------------------|-------|-------|--------------|-------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------|------------------------|
|                     | 有     | 無     |              |                         |                                 |                                                  |                       |                        |
| 殺人・傷害致死事件の遺族        | 117   | 1,978 | 25           | 34                      | 26                              | 21                                               | 4                     | 4                      |
| 交通事故の被害者、遺族         | 135   | 1,962 | 14           | 26                      | 14                              | 11                                               | 13                    | 21                     |
| 粗暴犯（強盗、傷害等）<br>の被害者 | 83    | 1,989 | 4            | 6                       | 24                              | 12                                               | 8                     | 7                      |
| 財産犯（窃盗、詐欺等）<br>の被害者 | 87    | 1,991 | 6            | 13                      | 15                              | 8                                                | 13                    | 9                      |
| 性犯罪（強姦等）の被害者        | 55    | 2,014 | 6            | 6                       | 19                              | 6                                                | 5                     | 5                      |

| Q31 被害者等を視野に入れた指導・援助<br>指導・援助の内容        | 経験の有無 |       | 指導・援助についての考え |      |               |
|-----------------------------------------|-------|-------|--------------|------|---------------|
|                                         | 有     | 無     | とても必要        | 少し必要 | そこまでは<br>必要ない |
| 被害者等の立場になって<br>考えてみることについて<br>の指導・助言    | 1,413 | 740   | 1,573        | 239  | 28            |
| 被害者等に金銭的賠償<br>（被害弁償）をすることに<br>ついての指導・助言 | 915   | 1,202 | 895          | 528  | 214           |
| 被害者等に謝罪すること<br>についての指導・助言               | 1,096 | 1,018 | 1,328        | 339  | 54            |
| 被害者を慰霊し、その冥<br>福を祈ることについての<br>指導・助言     | 379   | 1,713 | 1,055        | 287  | 84            |
| 被害者等のもとへ謝罪に<br>出向く際の同行                  | 97    | 2,000 | 292          | 497  | 600           |

## 保護司に関する参考文献一覧（年代順）

- ・ 内閣総理大臣官房審議室, 「更生保護事業に関する世論調査」, 1961
- ・ 小川繁俊ほか, 「保護司の処遇態度に関する研究」, 法務総合研究所研究部紀要, 13, 1970
- ・ 内閣総理大臣官房広報室ほか, 「更生保護事業に関する世論調査」, 1971
- ・ 恒川京子, 「保護司制度について・問題と展望—ボランティアとの対比において—」, 更生保護と犯罪予防, 23, 1972
- ・ 岩井敬介ほか, 「地域類型と保護司の機能—保護司の『地域性』を中心として—」, 法務総合研究所研究部紀要, 16, 1973
- ・ 内閣総理大臣官房広報室, 「更生保護事業に関する世論調査」, 1980
- ・ 小林一志, 「保護司の活動意欲と定年制に関する意識調査」, 更生保護と犯罪予防, 59, 1980
- ・ 鈴木昭一郎, 「保護司制度論考」, 犯罪と非行, 63, 1985
- ・ 川崎卓司ほか, 「保護観察処分少年の態度変容と処遇に関する研究—第1報告—」, 法務総合研究所研究部紀要, 29, 1986
- ・ 川崎卓司ほか, 「保護観察処分少年の態度変容と処遇に関する研究—第2報告—」, 法務総合研究所研究部紀要, 30, 1987
- ・ 内閣総理大臣官房広報室, 「更生保護に関する世論調査」, 1989
- ・ 瀬川晃, 「犯罪者の社会内処遇」, 成文社, 1991
- ・ 幸島聡, 「地域内処遇としての更生保護」, 犯罪と非行, 118, 1998
- ・ 藤野隆, 「保護司の地域性再考」, 更生保護と犯罪予防, 132, 1999
- ・ 萩原康生「更生保護におけるボランティアの可能性—保護司ボランティア論—」, 更生保護の課題と展望, 1999
- ・ 澤登俊雄ほか, 「特集・社会内処遇に関する保護司の意識—「少年法研究会」報告—」, 犯罪と非行, 125, 2000
- ・ 内閣府, 「少年非行問題等に関する世論調査」, 2001
- ・ 西川正和, 「社会内処遇に関する保護司の意識—少年法研究会報告—を読む」, 犯罪と非行, 127, 2001
- ・ 藤本哲也, 「刑事政策概論（全訂第四版）」, 青林書院, 2005

平成 17 年 3 月 印 刷

平成 17 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼 法 務 総 合 研 究 所  
発行人

印刷所 中和印刷株式会社

---